

目 次

(9月16日)

| | |
|-------------------------------|----|
| 告 示 | 1 |
| 応 招 議 員 | 1 |
| 議 事 日 程 | 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 6 |
| 出 席 議 員 | 9 |
| 欠 席 議 員 | 10 |
| 議会事務局職員出席者 | 10 |
| 説明のために出席した者 | 10 |
| 開会、開議宣告 | 11 |
| 会議録署名議員の指名 | 12 |
| 会期の決定 | 12 |
| 議長の諸般報告 | 13 |
| 市長の行政報告 | 13 |
| 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告 | 16 |
| 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告 | 20 |
| 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告 | 23 |
| 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告 | 28 |
| 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告 | 30 |
| 報告第3号 | 35 |
| 報告第4号 | 35 |
| 報告第5号 | 35 |
| 報告第6号 | 35 |
| 報告第7号 | 35 |
| 報告第8号 | 35 |
| 報告第9号 | 35 |
| 報告第10号 | 35 |
| 報告第11号 | 35 |
| 報告第12号 | 35 |
| 報告第13号 | 35 |

| | |
|-----------------|-----|
| 報告第 1 4 号 | 3 5 |
| 報告第 1 5 号 | 3 5 |
| 報告第 1 6 号 | 3 5 |
| 報告第 1 7 号 | 3 9 |
| 報告第 1 8 号 | 4 1 |
| 報告第 1 9 号 | 4 2 |
| 認定第 1 号 | 4 2 |
| 認定第 2 号 | 4 2 |
| 認定第 3 号 | 4 2 |
| 認定第 4 号 | 4 2 |
| 認定第 5 号 | 4 2 |
| 認定第 6 号 | 4 2 |
| 認定第 7 号 | 4 2 |
| 認定第 8 号 | 4 2 |
| 認定第 9 号 | 4 2 |
| 認定第 1 0 号 | 4 2 |
| 認定第 1 1 号 | 4 2 |
| 認定第 1 2 号 | 4 2 |
| 議案第 5 3 号 | 5 1 |
| 議案第 5 4 号 | 6 4 |
| 議案第 5 5 号 | 6 4 |
| 議案第 5 6 号 | 6 4 |
| 議案第 5 7 号 | 6 4 |
| 議案第 5 8 号 | 6 4 |
| 議案第 5 9 号 | 6 4 |
| 議案第 6 0 号 | 6 4 |
| 議案第 6 1 号 | 7 1 |
| 議案第 6 2 号 | 7 1 |
| 議案第 6 3 号 | 7 1 |
| 議案第 6 4 号 | 7 3 |
| 議案第 6 5 号 | 7 3 |
| 議案第 6 6 号 | 7 3 |

| | |
|--------------|----|
| 議案第67号 | 74 |
| 議案第68号 | 75 |
| 議案第69号 | 75 |
| 議案第70号 | 75 |
| 議案第71号 | 79 |
| 議案第72号 | 79 |
| 議案第73号 | 80 |
| 議案第74号 | 84 |
| 議案第75号 | 84 |
| 議案第76号 | 86 |
| 議案第77号 | 86 |
| 諮問第1号 | 88 |
| 陳情第6号 | 89 |
| 陳情第7号 | 89 |
| 陳情第8号 | 89 |
| 散 会 | 89 |

(9月17日)

| | |
|-------------------|-----|
| 議 事 日 程 | 91 |
| 本日の会議に付した事件 | 91 |
| 出 席 議 員 | 91 |
| 欠 席 議 員 | 91 |
| 議会事務局職員出席者 | 91 |
| 説明のために出席した者 | 92 |
| 開議宣告 | 92 |
| 市政一般質問 | 93 |
| 6番 三山 幸男君 | 93 |
| 18番 作元 義文君 | 104 |
| 5番 阿比留光雄君 | 116 |
| 16番 兵頭 榮君 | 126 |
| 4番 小宮 教義君 | 136 |
| 散 会 | 149 |

(9月18日)

| | |
|--------------------|-------|
| 議 事 日 程 | 1 5 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 5 1 |
| 出 席 議 員 | 1 5 1 |
| 欠 席 議 員 | 1 5 1 |
| 議会事務局職員出席者 | 1 5 1 |
| 説明のために出席した者 | 1 5 2 |
| 開議宣告 | 1 5 2 |
| 市政一般質問 | 1 5 3 |
| 1 7 番 上野洋次郎君 | 1 5 3 |
| 2 1 番 武本 哲勇君 | 1 6 4 |
| 3 番 小西 明範君 | 1 7 7 |
| 1 番 齋藤 久光君 | 1 8 7 |
| 1 3 番 大浦 孝司君 | 1 9 7 |
| 散 会 | 2 0 7 |

(9月19日)

| | |
|--------------------|-------|
| 議 事 日 程 | 2 0 9 |
| 本日の会議に付した事件 | 2 0 9 |
| 出 席 議 員 | 2 0 9 |
| 欠 席 議 員 | 2 0 9 |
| 議会事務局職員出席者 | 2 0 9 |
| 説明のために出席した者 | 2 1 0 |
| 開議宣告 | 2 1 0 |
| 市政一般質問 | 2 1 1 |
| 2 2 番 中原 康博君 | 2 1 1 |
| 散 会 | 2 2 2 |

(9月29日)

| | |
|-------------------|-------|
| 議 事 日 程 | 2 2 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 2 2 5 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 出席議員 | 227 |
| 欠席議員 | 227 |
| 議会事務局職員出席者 | 227 |
| 説明のために出席した者 | 227 |
| 開議宣告 | 228 |
| 議案第53号・第60号～第63号・第67号・第71号～第75号 | 228 |
| 議案第53号～第58号・第68号～第70号 | 233 |
| 議案第53号・第59号・第64～第66号・第76・第77号 | 247 |
| 陳情第6号 | 256 |
| 陳情第7号 | 257 |
| 陳情第8号 | 257 |
| 発議第9号 | 260 |
| 発議第10号 | 260 |
| 発議第11号 | 260 |
| 国境離島活性化対策特別委員会委員の選任について | 263 |
| 発議第12号 | 263 |
| 発議第13号 | 263 |
| 発議第14号 | 263 |
| 発議第15号 | 263 |
| 閉会 | 270 |
| 署名 | 271 |

対馬市告示第72号

平成20年第3回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成20年9月9日

市長 財部 能成

1 期 日 平成20年9月16日

2 場 所 対馬市議会議場

開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 齋藤 久光君 | 堀江 政武君 |
| 小西 明範君 | 小宮 教義君 |
| 阿比留光雄君 | 三山 幸男君 |
| 小宮 政利君 | 初村 久藏君 |
| 吉見 優子君 | 糸瀬 一彦君 |
| 桐谷 徹君 | 宮原 五男君 |
| 大浦 孝司君 | 小川 廣康君 |
| 大部 初幸君 | 兵頭 榮君 |
| 上野洋次郎君 | 作元 義文君 |
| 黒岩 美俊君 | 島居 邦嗣君 |
| 武本 哲勇君 | 中原 康博君 |
| 畑島 孝吉君 | 扇 作工門君 |
| 波田 政和君 | |

9月17日に応招した議員

9月18日に応招した議員

9月19日に応招した議員

9月29日に応招した議員

9月18日に応招しなかった議員

小宮 政利君

桐谷 徹君

9月19日に応招しなかった議員

小宮 政利君

桐谷 徹君

9月29日に応招しなかった議員

小宮 政利君

兵頭 榮君

島居 邦嗣君

平成20年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成20年9月16日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成20年9月16日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 報告第3号 平成19事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第11 報告第4号 平成19事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第12 報告第5号 平成19事業年度財団法人美津島町振興公社経営状況報告について
- 日程第13 報告第6号 平成19事業年度株式会社対馬物産開発経営状況報告について
- 日程第14 報告第7号 平成19事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第8号 平成19事業年度株式会社対馬国際ライン経営状況報告について
- 日程第16 報告第9号 平成19事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告について
- 日程第17 報告第10号 平成19事業年度株式会社カミレイ経営状況報告について
- 日程第18 報告第11号 平成19事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について

- 日程第19 報告第12号 平成19事業年度財団法人美津島町担い手公社経営状況報告について
- 日程第20 報告第13号 平成19事業年度財団法人峰町総合開発公社経営状況報告について
- 日程第21 報告第14号 平成19事業年度財団法人上県町産業開発公社経営状況報告について
- 日程第22 報告第15号 平成19事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告について
- 日程第23 報告第16号 平成19事業年度長崎県市町村土地開発公社経営状況報告について
- 日程第24 報告第17号 平成19年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第25 報告第18号 平成19年度対馬市継続費精算報告について
- 日程第26 報告第19号 長崎県市町村土地開発公社清算事務の報告について
- 日程第27 認定第1号 平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第2号 平成19年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第3号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第4号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第5号 平成19年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第6号 平成19年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第7号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 認定第8号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 認定第9号 平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 認定第10号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

算の認定について

- 日程第37 認定第11号 平成19年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 認定第12号 平成19年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第39 議案第53号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第40 議案第54号 平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第41 議案第55号 平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第42 議案第56号 平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第43 議案第57号 平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第44 議案第58号 平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第45 議案第59号 平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第46 議案第60号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第47 議案第61号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議案第62号 対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議案第63号 対馬市ふるさと応援寄付条例について
- 日程第50 議案第64号 市道の認定について(千尋藻線)
- 日程第51 議案第65号 市道の認定について(どう坂線)
- 日程第52 議案第66号 市道の認定について(合歡木線)
- 日程第53 議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第54 議案第68号 長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について
- 日程第55 議案第69号 長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第56 議案第70号 長崎県病院企業団の設立に関する協議について
- 日程第57 議案第71号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(曾地区)
- 日程第58 議案第72号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(一重地区)

- 日程第59 議案第73号 対馬市CATVの指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第74号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事(1工区))
- 日程第61 議案第75号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事(2工区))
- 日程第62 議案第76号 工事請負契約の締結について(北部斎場(仮称)新築工事(建築主体))
- 日程第63 議案第77号 工事請負契約の締結について(五根緒漁港関連道整備工事(トンネル))
- 日程第64 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第65 陳情第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第66 陳情第7号 郵政民営化法の見直しに関する陳情について
- 日程第67 陳情第8号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 報告第3号 平成19事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第11 報告第4号 平成19事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第12 報告第5号 平成19事業年度財団法人美津島町振興公社経営状況報告について

- 日程第13 報告第6号 平成19事業年度株式会社対馬物産開発経営状況報告について
- 日程第14 報告第7号 平成19事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第8号 平成19事業年度株式会社対馬国際ライン経営状況報告について
- 日程第16 報告第9号 平成19事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告について
- 日程第17 報告第10号 平成19事業年度株式会社カミレイ経営状況報告について
- 日程第18 報告第11号 平成19事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第19 報告第12号 平成19事業年度財団法人美津島町担い手公社経営状況報告について
- 日程第20 報告第13号 平成19事業年度財団法人峰町総合開発公社経営状況報告について
- 日程第21 報告第14号 平成19事業年度財団法人上県町産業開発公社経営状況報告について
- 日程第22 報告第15号 平成19事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告について
- 日程第23 報告第16号 平成19事業年度長崎県市町村土地開発公社経営状況報告について
- 日程第24 報告第17号 平成19年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第25 報告第18号 平成19年度対馬市継続費精算報告について
- 日程第26 報告第19号 長崎県市町村土地開発公社清算事務の報告について
- 日程第27 認定第1号 平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第2号 平成19年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第3号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第4号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第31 認定第5号 平成19年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第6号 平成19年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第7号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 認定第8号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 認定第9号 平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 認定第10号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 認定第11号 平成19年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 認定第12号 平成19年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第39 議案第53号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第40 議案第54号 平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第41 議案第55号 平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第42 議案第56号 平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第43 議案第57号 平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第44 議案第58号 平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第45 議案第59号 平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第46 議案第60号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第47 議案第61号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議案第62号 対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議案第63号 対馬市ふるさと応援寄付条例について

- 日程第50 議案第64号 市道の認定について（千尋藻線）
- 日程第51 議案第65号 市道の認定について（どう坂線）
- 日程第52 議案第66号 市道の認定について（合歡木線）
- 日程第53 議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第54 議案第68号 長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について
- 日程第55 議案第69号 長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第56 議案第70号 長崎県病院企業団の設立に関する協議について
- 日程第57 議案第71号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（曾地区）
- 日程第58 議案第72号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）
- 日程第59 議案第73号 対馬市CATVの指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第74号 工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（1工区））
- 日程第61 議案第75号 工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（2工区））
- 日程第62 議案第76号 工事請負契約の締結について（北部斎場（仮称）新築工事（建築主体））
- 日程第63 議案第77号 工事請負契約の締結について（五根緒漁港関連道整備工事（トンネル））
- 日程第64 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第65 陳情第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第66 陳情第7号 郵政民営化法の見直しに関する陳情について
- 日程第67 陳情第8号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書の提出について

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 齋藤 久光君 | 2 番 堀江 政武君 |
| 3 番 小西 明範君 | 4 番 小宮 教義君 |
| 5 番 阿比留光雄君 | 6 番 三山 幸男君 |
| 7 番 小宮 政利君 | 8 番 初村 久藏君 |

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 9番 | 吉見 優子君 | 10番 | 糸瀬 一彦君 |
| 11番 | 桐谷 徹君 | 12番 | 宮原 五男君 |
| 13番 | 大浦 孝司君 | 14番 | 小川 廣康君 |
| 15番 | 大部 初幸君 | 16番 | 兵頭 榮君 |
| 17番 | 上野洋次郎君 | 18番 | 作元 義文君 |
| 19番 | 黒岩 美俊君 | 20番 | 島居 邦嗣君 |
| 21番 | 武本 哲勇君 | 22番 | 中原 康博君 |
| 24番 | 畑島 孝吉君 | 25番 | 扇 作工門君 |
| 26番 | 波田 政和君 | | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 局長 | 永留 徳光君 | 次長 | 渋江 雄司君 |
| 参事兼課長補佐 | 阿比留 保君 | 副参事兼係長 | 國分 幸和君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|--------|
| 市長 | 財部 能成君 |
| 副市長 | 大浦 義光君 |
| 副市長 | 齋藤 勝行君 |
| 総務企画部長 | 永尾 榮啓君 |
| 総務課長 | 桐谷 雅宣君 |
| 市民生活部長 | 橋本 政次君 |
| 福祉保健部長 | 勝見 末利君 |
| 観光物産推進本部長 | 廣田 宗雄君 |
| 政策補佐官兼地域再生推進本部長 | 松原 敬行君 |
| 農林水産部長 | 小島 憲治君 |
| 建設部長 | 川上 司君 |
| 水道局長 | 一宮 英久君 |
| 教育長 | 河合 徹君 |

| | |
|----------------------|--------|
| 教育部長 | 永留 秀幸君 |
| 美津島地域活性化センター部長 | 阿比留正明君 |
| 豊玉地域活性化センター部長 | 松井 雅美君 |
| 峰地域活性化センター部長 | 阿比留博幸君 |
| 上県地域活性化センター部長 | 原田 義則君 |
| 上対馬地域活性化センター部長 | 近藤 義則君 |
| 消防長 | 阿比留仁志君 |
| 会計管理者 | 森田 健一君 |
| 代表監査委員 | 長岡 豊明君 |
| 監査委員事務局長 | 扇 照幸君 |
| 農業委員会事務局長 | 大石 邦一君 |

午前10時00分開会

議長（波田 政和君） おはようございます。ただいまから平成20年第3回対馬市議会定例会を開会いたします。

本日会議を開きます前に、各議員も御存知のとおり、我々の同僚でありました桐谷正義議員が去る8月25日にお亡くなりになりました。故人の御功績をしのび、謹んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈りいたしますとともに、ここで黙祷を捧げたいと思いますので、各位の御協力をよろしくお願いします。

全員起立をお願いします。

それでは、黙祷はじめ。黙祷を終わります。御着席してください。御協力ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に市の組織機構の改正に伴いまして、8月1日付をもって人事異動がっておりますので、ここで幹部職員の自己紹介をお願いします。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 8月1日の人事異動で総務企画部長を拝命いたしました永尾榮啓と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

政策補佐官兼地域再生推進本部長（松原 敬行君） おはようございます。8月1日付で地域再生推進本部長兼務を拝命いたしました政策補佐官の松原敬行でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

観光物産推進本部長（廣田 宗雄君） おはようございます。8月1日付で観光物産推進本部長を拝命いたしました廣田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（波田 政和君） どうぞ続けてください。

福祉保健部長（勝見 未利君） 8月1日付の人事異動によりまして福祉部と保健部が一緒になりまして、その福祉保健部長の勝見です。どうぞよろしく申し上げます。

総務課長（桐谷 雅宣君） おはようございます。総務企画部総務課長の桐谷雅宣でございます。どうぞよろしく申し上げます。

農業委員会事務局長（大石 邦一君） おはようございます。前任者の退職によりまして9月1日付で農業委員会事務局長に命じられました大石でございます。どうぞよろしく申し上げます。

美津島地域活性化センター部長（阿比留正明君） おはようございます。各支所もそれぞれ改正されまして、美津島地域活性化センター部長、阿比留正明といたします。よろしく申し上げます。

豊玉地域活性化センター部長（松井 雅美君） おはようございます。同じく、豊玉地域活性化センターの松井雅美と申します。どうぞよろしく申し上げます。

峰地域活性化センター部長（阿比留博幸君） おはようございます。同じく、峰地域活性化センター部長、阿比留博幸でございます。どうぞよろしく申し上げます。

上県地域活性化センター部長（原田 義則君） おはようございます。同じく、上県地域活性化センターの原田義則でございます。どうぞよろしく申し上げます。

上対馬地域活性化センター部長（近藤 義則君） おはようございます。上対馬地域活性化センター部長の近藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

監査委員事務局長（扇 照幸君） おはようございます。監査委員事務局長の扇照幸と申します。どうぞよろしく申し上げます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（波田 政和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、小宮教義君及び阿比留光雄君を指名します。

日程第2．会期の決定

議長（波田 政和君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期はお手元に配付いたしております。会期日程表のとおり、本日から9月29日までの14日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月29日までの14日間に決定しました。

日程第3．議長の諸般報告

議長（波田 政和君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告はお手元に配付のとおりであります。

また、お手元に配付しておりますように、国境離島活性化対策特別委員会の副委員長に糸瀬一彦委員が選任されておりますので、御報告をいたしておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．市長の行政報告

議長（波田 政和君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） おはようございます。本日、ここに平成20年第3回対馬市議会を召集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて、御出席賜り厚くお礼申し上げます。

初めに、本議会の議員でもあり、本年6月まで監査委員として在職された桐谷正義氏が先月25日に御逝去されました。謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。

さて、本定例会において、御審議願います案件は、報告案件16件、認定案件12件、平成20年度一般会計補正予算案等8件、条例の制定及び一部改正案3件、市道の認定3件、辺地に係る公共的施設の総合的整備計画1件、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議等3件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更2件、指定管理者の指定1件、工事請負契約の締結4件、諮問案1件など、合わせて55件の議案について御審議をお願いするものでございます。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長等に説明させたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

審議に先立ち、6月定例会以降の主な事項につきまして、概略、御報告申し上げたいと思います。

まず、地域再生推進本部関係でございます。「かたらんね市長室」についてでございますが、市民の皆様の生の声、郷土を思う熱い気持や発想を直接お聞きし、市の施策に反映することを目的に、市民協働の確立の第一歩として、本年度より「かたらんね市長室」を開催しておりますので、その状況について御報告申し上げます。

本年度5月27日を皮切りに、これまで上対馬地域、上県地域など、計4回開催いたしました。対馬の振興、活性化を切に願う市民の皆さんのお気持ちに触れることができ、その熱意に大変感銘を受けております。

具体的には、雇用の場の確保のため、専門学校、サービス産業等の対馬誘致の必要性、さらにつり堀り水族館の起業など、水産業振興策、観光客へのもてなしメニューの充実、地産地消の必要性、対馬ヒノキを活用した畳など、木製品の推進、さらには地域活性化センター所在地の活性化策など、さまざまな分野で、数多くの市民の皆さんの郷土に対する熱い思いや提言を拝聴し、既に市の施策として調査、研究を行っているものもございます。今後も毎月1回のペースで開催し、1人でも多くの皆さんの提案、思いをお聞きしたいと、耳を傾けたいと考えております。

市の財政は非常に厳しい現状ではございますが、市民の皆さんの声を少しでも形にしていけますよう議会の皆様の御意見をちょうだいしながら、対馬市浮揚のため、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、燃料油価格高騰に伴うジェットフォイルの減便等についてでございます。

8月18日、議会全員協議会において協議をさせていただきました、燃料油価格高騰に伴うジェットフォイル便減便等についてのその後の経過について説明させていただきます。

九州郵船株式会社主催により8月18日に、上対馬町、上県町を対象に住民説明会、8月21日に地元関係団体との意見交換会を開催いたしました。いずれの会議におきましても、市民の皆さんの反応は、対馬北部の振興やお年寄りなどの交通弱者に対し、容易で快適な交通手段の確保のためには、比田勝航路をぜひ存続させてほしいとの声が多く、市としましても九州郵船に対し、バンカーサーチャージについては、社会、経済情勢から導入についての市民の理解は得られるだろうが、比田勝航路の廃止については、断固認めるわけにはいかないという姿勢で協議を進めてまいりました。

途中、議会の審議が尽くされていないこと、また検討期間の不足を理由に協議を重ね、実施時期を10月1日から11月1日に1カ月の延伸させております。さらに、壱岐市との協議により、国、県などへの要望が必要であると判断いたしまして、対馬市・壱岐市・九州郵船の合同による離島航路維持のための財政支援についての要望と、対馬市独自の要望として本県のジェットフォイル対馬・博多間就航便維持に係る支援につきまして、波田議会議長、斉藤利光商工会副会長の参加のもと、要望活動を実施いたしました。

市といたしましては、総務文教常任委員会の御意見を拝聴し、比田勝航路の存続のためには財政支援も必要との判断から、9月8日に九州郵船と協議いたしましたが、市の考えと九州郵船の考えに相当の開きがあり、妥協点を見出すことができないという結果となっております。

今後、市民の皆様には大変な御不便おかけすることとなりますが、4月以降のジェットフォイル便の就航につきまして、九州郵船との協議を進めてまいりたいと存じます。

次に、観光物産推進本部関係でございます。

株式会社対馬物産開発についてです。6月定例会で報告いたしました株式会社対馬物産開発の

その後の動向について報告をいたします。

平成20年6月27日長崎地方裁判所厳原支部に対しまして、破産手続開始申立を行い、7月1日をもちまして、破産手続が開始され、7月14日付、官報第4870号において破産手続を開始する旨の広告が掲載されたところでございます。

7月23日には、破産管財人が来島され、事務所、加工場、備品、在庫商品等を確認され、8月7日には、破産管財人により関係者各位に対し、不動産購入者募集を広く募る旨のお知らせ並びに募集方針等が送付されております。8月30日には、対馬市を含む18株主に対しまして、破産手続開始を行った旨の通知文書を送付いたしております。

今後の予定でございますが、10月1日、午後1時30分より、破産状況報告集会が行われることが決定いたしております。対馬市におきましては、10月1日の財産状況報告集会の結果並びに今後の動向など十分に考慮いたしまして、出資金等の権利の放棄につきまして、放棄時期等も含めまして、その事務が発生するものと考えております。

6月定例会後の対馬物産開発に関する動向につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、国境マラソンIN対馬の開催についてでございます。

去る7月6日、第12回国境マラソンIN対馬が日本の渚・百選の一つでございます、三宇田浜海水浴場を発着点として開催されました。天候にも恵まれ、韓国から144名、島外263名を含む1,063名の選手の方が健脚を競われました。参加者の最高齢は女性77歳、男性75歳、遠来者は新潟市よりの参加をいただき、また姉妹提携市の中津川市蛭川村よりの参加もいただきました。今後も地域間交流を深めるとともに、島外からの誘客にも一層力を入れていきたいところでございます。

厳原港まつり対馬アリラン祭の開催についてでございますが、8月2日、3日の両日、2008年厳原港まつり対馬アリラン祭が厳原町で開催されました。ことしの朝鮮通信使行列は、竹島問題が影を落とし、韓国側行政関係者が参加を辞退されましたが、舞踊団、ペグヤン高校宮中吹打隊などは予定通り来島、正使役は第12代正使の6代目の子孫であられるソウル市のキム・ビルハンさんを迎え、韓国より90名を初めとする400名の参加をいただき、今年は祭り全体で3万人の人手で賑わうことができました。

対馬ちんぐ音楽祭の開催についてでございます。

8月23日、対馬ちんぐ音楽祭2008が美津島町対馬グリーンパーク芝生広場特設会場で開催されました。今年は韓国から2組、また韓国で開催している日本歌謡大会の優勝者、国内からは財津和夫氏を始め7組、27名の出演をいただき、来場いただいた1,000名の聴衆を魅了していました。また運営ボランティアも延べ288名の御協力をいただき開催されました。

次に、消防本部並びに総務部関係でございます。

長崎県消防ポンプ操法大会出場についてでございます。

6月8日に実施した対馬市消防ポンプ操法大会で優勝した自動車ポンプの豊玉第1分団と小型ポンプの巖原第1分団が約1カ月半の訓練を重ね、8月3日に開催された長崎県消防ポンプ操法大会に本市の代表として出場し、それぞれの部で6位、5位と健闘をいたしました。

また、年明けから工事にかかり、先月末に竣工した美津島地域活性化センター、消防署美津島出張所、消防団美津島第1分団の合同庁舎に昨日移転をすませ、本日8時15分より開庁式を挙行し、早速新庁舎で業務をそれぞれが行っております。

次回の行政報告の折に詳細に御説明を申し上げる予定でございます。

また、この時間をちょうだいいたしまして、今議会に提出いたしております議案につきまして、若干御説明をさせていただきたく存じます。

今議会に提出しております専決処分並びに経営状況報告についてでございますが、まず1点目は、ただいま議席にお配りいたしております専決処分中、比田勝保育所入手児童事故に係る損害賠償額を決定することについてでございます。

詳細につきましては、専決処分のとおりでございますが、最近、この事故のほか、市内の保育所におきまして一、二件ほどの事故等が発生しております。幸いにも大事には至らずに済んでいる模様でございますが、いずれにおきましても、市といたしましては、まず保護者におわび申し上げ、その後の対処について御相談をいたしております。あわせまして、保育士に再発防止について注意を促し、今後の保育のあり方等について改善すべきことを再確認し、かかるようなことのないよう環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目は、経営状況報告についてでございます。

報告中、報告第11号財団法人対馬栽培漁業振興公社並びに報告第15号財団法人対馬国際交流協会につきましては、本来対馬市誕生当初から御報告を申し上げなければならない事項ではございましたが、旧町からの引き継ぎ、事務調整等のミスが重なり、御報告申し上げておりませんでした。この場をおかりいたしましておわび申し上げます。今後はかかることのないよう仕事は今まで以上に十分に注意を払いながら、遂行してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、2点の事項につきましては、議会の皆様並びに市民の皆様へ経緯を御説明し、重ねておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

議長（波田 政和君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長（波田 政和君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

議員（15番 大部 初幸君）おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

平成20年第1回定例会において、会議規則第98条の規定により、閉会中の事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容と、その概要を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、8月25日、対馬市豊玉地域活性化センター3階会議室において、島居邦嗣委員は欠席でありましたが、参考人として九州郵船株式会社から常務取締役龍造寺宏之氏の出席を願い、市長部局からは説明員として大浦副市長、松原地域再生推進本部長、堀副本部長の出席を求め、また波田議長も出席のもと、対馬島民の生活に影響する重要かつ緊急を要する問題として、ジェットフォイルの減便について、急遽委員会を招集し、調査研究を行ったところであります。

初めに、市長部局から8月18日の議員全員協議会以後の経過報告があり、約300人の参加者があつた上対馬、上県地区での説明会、豊玉での関係団体の意見交換会において、いずれも比田勝を起終点とした現体制の堅持を望む強い意見が出たとの報告がありました。

その後、市長部局は、21日、九州郵船との交渉に臨み、比田勝起終点のこの航路は、市民、議会の強い要望で減便は了承できない。まだ議論の詰めが残っているので、実施時期を1カ月延ばすことを九州郵船側に要求、これを受けて九州郵船側も22日の役員会において協議し、当初の10月から1カ月延ばした11月からの実施を決定したものであります。

今回の減便について委員の中からは、燃油の高騰に便乗した減便と思える。事前に相談があつてしかるべき等の意見が出されました。また壱岐との合同陳情に際し、対馬市独自のジェットフォイル存続の要望書を出すことを市長部局に求めました。

委員会としては、九州郵船から運行に必要な具体的な数字を提示していただくことで了解をいただき、あくまでの比田勝起終点を強く要望、九州郵船からの具体的な数字の提出を受けるため、緊急に委員会を招集することで委員会を終了いたしました。

9月8日根対馬市豊玉地域活性化センター3階会議室において、黒岩美俊委員は欠席でありましたが、九州郵船株式会社から竹永代表取締役社長、龍造寺常務取締役、石橋取締役営業本部長の出席を願い、市長部局からは説明員として、大浦副市長、松原地域再生推進本部長、堀副本部長の出席を求め、また波田議長も出席のもと、前回の委員会におきまして、九州郵船側に提出を依頼しておりました具体的な数字である損益計算書が提出されましたので、直ちに委員会を開催をいたしました。

市長部局から先に実施された国、県、地元選出国會議員等への要望活動の報告を受け、九州郵船からは、燃油の高騰による赤字が会社経営に大きな負担となり、最終的には減便に至った。ま

た蔵原・比田勝間の利用客も少なく、平成16年度並みの燃油価格まで下がれば継続可能である等の説明を受けました。

委員会としては、この航路は、対馬島民の生活に欠くことのできない重要な生活航路であり、何とかして存続してほしいとお願いをし、存続するためには市からの補助金はどのくらい必要なのかと、具体的な調査を行いました。

市長部局においても九州郵船からの具体的な数字の提示を受け、これをもって委員会終了後、九州郵船と話し合いに臨み、市としても市が出せる可能な提案をし、現行の運行体制を維持したい。そしてこの交渉の結果を委員会で報告したいとの申し出があり、10日に再度委員会を開催することを決定し、委員会を終了いたしました。

9月10日、対馬市根豊玉地域活性化センター3階会議室におきまして、委員は全員出席、市長部局からは説明員として財部市長、大浦副市長、松原地域再生推進本部長、堀副本部長の出席を求め、また波田議長も出席のもと、8日の委員会終了後に行われました市と九州郵船との交渉の結果報告を受けました。

市としては、市の振興、利便性の確保などを考慮し、11月から3月までの5カ月間で、現行2隻体制の損失額から九州郵船提案の損失額を差し引いた金額、さらにバンカーサーチャージ分を差し引いた損失対象金額、1億を基準額とし、市の負担額は3分の2に当たる6,660万円、九州郵船の負担額は3分の1の3,330万円で交渉されたそうです。

これに対し、九州郵船からの提示は、現行の運行体制を維持するには、5カ月間で損失対象金額2億8,800万円を基準額とし、市の負担額は3分の2に当たる1億9,200万円、九州郵船の負担額は3分の1の9,600万円であります。21年度も継続すると年間4億6,000万円の補助金額となります。

市としましては、今の航路を守るため、現在提示できる最大限の数字を提示したが、九州郵船側の提示とはあまりにもかけ離れており、双方の溝を埋めるには至りませんでした。

11月から3月までの補助のみならず、21年度も引き続き補助することを視野におくと、九州郵船の提示額はとても応じられる金額ではなく、当初の燃油高騰に伴う赤字補てんから通常の赤字削減の補てんが対象になっている。協議を打ち切らなければならない状況で交渉を終えました。しかしながら、今後も航路対策協議会を設置し、4月のダイヤ改正に向け交渉は続けていくとの説明を受けました。

委員の中からは航路を存続させるため、委員会として調査、研究を続けるべきではないかとの意見も出、委員会としては決して納得できるものではありませんが、市と九州郵船との協議結果を受け、調査を終了することといたしました。

以上で、総務文教常任委員会の調査報告といたします。

議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 委員長にお尋ねします。

私はこの問題は一般質問でも通告いたしておりますが、この報告の中で九郵側が提示したのは、現行の運航体制を維持するには5カ月間で2億8,800万円が必要であると、その3分の2を市が負担したとして1億9,200万円というような提示が九郵側からされたということですが、多分この2億8,800万というのは、九郵が対馬と博多間を運航しておるすべての赤字分に相当するののか、多分比田勝・厳原間の赤字はこんなに出らんと思うわけですけども、この2億8,000万は、全体の赤字幅なんでしょうか。

議長（波田 政和君） 総務文教常任委員長、大部初幸君。

議員（15番 大部 初幸君） 今武本議員の質問ですけども、当初も委員会の中もその意見出たんですよ。この赤字は福岡・厳原・比田勝間を含めた金額ではないかと、壱岐と福岡間を外した金額はどうなるかというその詰めの交渉もあったんですけど、それは市長部局の方も、当然先ほど委員長報告にもありましたとおり、市長部局も一生懸命なんとか存続させないかんということで、かなりの詰めた話をされたそうです。でも九州郵船の方は、もう私たち委員会の受け方が悪いかもわかりませんが、どうも会社内容といたしましても、この航路は1隻体制でやりたいんだというのが決定されたような受け方を私たちはしております。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 私も九郵の経営内容は非常に厳しいということはよく予想できるわけですけども、今この2億8,000万というのは、私は主には、多分厳原・壱岐・博多間、特に厳原、フェリーも含めて、ジェット便も含めて、ほとんどがこの燃油の高騰によって、今までは多分黒字だったと思うんですけども、それが赤字になってきたというふうに推測するわけですね。

それに加えて比田勝・厳原間は、また赤字幅が大きく上乘せされたと、ところがこの全体を市にお願いするというふうなこれはとんでもない話であります。国や県がはっきりした姿勢を示さないというこういう中では、九郵が言うのはやむを得んかなと思います。そこのところがはっきりしなければ、特に上地区の人たちは納得がいかないという気がするわけです。答弁があれば、委員長。

議長（波田 政和君） 総務文教常任委員長、大部初幸君。

議員（15番 大部 初幸君） 当然、また一般質問もジェットfoilの問題が出てますけども、先ほど市長の報告もありましたとおり、市側といたしましても、上の人が、比田勝・厳原間をなくすことで、当然足をなくすようなものですから、何とか存続でいきたいということで、提示額も、私たちは執行者側ではありませんから、詳細なことはわかりませんが、かなり詰め

寄った話をしたそうです。その中でも九州郵船の方といたしましては、どうしても先ほどの私の報告書どおり、だんだんと赤字金額を、補てん金額がふえてきたわけです。当初は1億5,000万あれば何とか存続できそうな話やったんですよ。当初の委員会のときは、それやったら市の方として何とか補助金額、また委員の中からでもなくされるよりも何百円かの値上げやったら島民も納得できるじゃなからうかというようないろんな意見も出たわけですけども、先ほどの報告のとおり、市長部局側が、その件で九州郵船と最後の詰めを行ったところ、逆に補てん金額が上げられたような状況で、市長部局の方もこれはもう到底補正予算として掲示できるもんでもないし、市の負担をそれ以上持つということも、今の現状ではできないということで打ち切ったと説明を受けました。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長（波田 政和君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） おはようございます。厚生常任委員会所管事務調査報告書。

平成20年第1回定例会において、会議規則第98条の規定により、閉会中の事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容と、その概要を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成20年第2回定例会において市長部局より報告のありました巖美清華苑の処理機能の低下及びコンピューター制御システムの故障により、一時処理機能の全停止という状況報告に対し、これに関する原因調査と対馬中部クリーンセンターについて現地調査を行いました。

7月28日、豊玉支所を10時に出発、委員全員出席し、巖美清華苑において市長部局より市民生活部の橋本部長、廃棄物対策課の永留課長、河野課長補佐、施設職員の西尾主任、施設管理受託者の（株）クリタスの甲木所長出席のもと、さきに報告のあった巖美清華苑の処理機能の低下及びコンピューター制御システム、中央演算処理装置の故障との因果関係の原因究明について報告を求めました。

5月19日からの処理機能の低下の原因は、特定はできないが、一時貯留層より搬入したし尿貯留槽底部の腐敗した濃度の高いし尿及び処理能力以上の運転処理を続けている等も原因と考えられる。

5月22日から搬入量の制限を行っていたが、7月4日には搬入制限を解除し、現在は通常の

処理状況にあるとのことでありますが、この原因については特定できないとのことであります。

今後とも原因究明及び安定した処理が行われるよう要望するものであります。

続いて、6月22日、午前6時44分に発生したコンピューター制御システムの故障により、施設の運転が全停止したことにより、緊急の対応について説明を受けました。この故障の対応としては、受託業者が早急な対応をなされ、部品交換により同日の午後10時には全設備が再起動したことを確認され、当日の復旧作業が終了したとのことであります。

このことについて、委員からの制御システムの故障の原因は、処理機能の低下との因果関係はないのかと質問に対し、メーカーの回答は直接的な因果関係はないとのことであります。

今回の故障の原因として考えられることは、この施設の開設当初に、該当の電気設備に落雷事故が多発した経緯があり、その衝撃による経年劣化が進行し、設備への直接的落雷ではないが、遠方の誘導雷、アースより迷定電流の流れ込み等の進入等により、通常は耐え得る衝撃に対し、破損したものではないかとのことであり、この故障の原因究明についてもメーカーにより一次診断がなされておりますが、IC単体の故障が考えられるとの調査結果であります。

次に、中部クリーンセンターの石丸所長から、施設の管理状況について説明を受け、この施設は職員3名で運営管理されており、平成4年3月完成で、16年経過し、施設耐用年数のおおむね15年が経過をし、全体の老朽化が進んでおりますが、処理能力、12キロリットルに対し、平成19年実績で16.1キロリットルと、現在処理力をオーバーしての処理がなされているとのことであります。

説明終了後、汚泥再生処理センター更新事業計画予定地の現地視察を行い、その後豊玉支所3階小会議室において、対馬中部汚泥再生処理センターの更新事業計画について担当者から計画の概要について説明を受けました。

委員会としては、まず厳美清華苑の管理運営について、この施設は開設以来、し尿浄化槽汚泥の受入槽及び貯留槽の清掃が行われていないとのことであり、安定した施設の運営を行うためには、貯留槽の清掃及び時期的な搬入量の変化等にも対応できる設備として、一時貯留槽、予備タンクの建設が必要不可欠であるとの考えであります。

このことは、現対馬クリーンセンターにおいても、当初施設の完成後に一時貯留槽80立方メートルが建設をされ、現在安定した運転がなされているとのことで、市の財政事情の厳しい中ではありますが、市民が安心して快適に暮らせる生活環境の確保のためにも、早急な取り組みをなされるよう要望するものであります。

次に、中部汚泥再生処理センター更新事業計画が策定されているようですが、対馬市の人口は減少しているが、流動人口、特に韓国からの観光客が増加しています。現在の処理も厳美清華苑、中部クリーンセンターとも処理能力をオーバーしての運転状況であり、対馬中部クリーンセン

ターは、既に16年経過し、機械、電気設備等にも老朽化が進んでいる現状でありますので、早急に関係機関とも協議をなされ、計画に沿った建設計画を進めていただきたいと思います。

なお、処理計画については、美津島地域の一部を含めた処理規模の検討がなされておりますが、将来の処理量の見込みについては、十分検討され、安定した施設の建設管理運営がなされるよう要望するものであります。

以上で、厚生常任委員会の調査報告といたします。

議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。9番、吉見優子君。

議員（9番 吉見 優子君） 今委員長の報告いろいろ受けましたけども、廠美清華苑も去年は故障が起こりまして4,500万ほどだったと思いますが、補正予算を組んで大変な出費だったと思います。そして今報告のありましたように、廠美清華苑も中部センターの方もオーバー処理をしているということなんですが、建設計画も計画されているということですが、大体いつごろ建設計画がされているのか、そういうことを検討されておりましたら、ちょっとお知らせしていただきたいと思います。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 中部クリーンセンターの建設計画についてという質問でございますけど、今現在計画中でありまして、20年3月ごろ計画の一応予定でございます。それから、施設の整備が21年から24年度までの完成を目指して計画が進んでいるような状況でございます。

以上です。

議長（波田 政和君） 9番、吉見優子君。

議員（9番 吉見 優子君） 今20年の3月の計画ということですが、今20年の9月なんですけど、それで計画されていることで、21年から24年の間ということですが、これはなるべく早く、年度を1年でも早く建設計画され、竣工されるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

議員（10番 糸瀬 一彦君） 委員長の方にお尋ねいたします。

私の記憶が間違いでなければ、建設当時から廠美清華苑はずっと事故続きのような感じがしております。再三にわたって、常任委員会で調査もされ、そして指摘もされたと思うんですけど、まず管理体制が、我々過去でも指摘をしましたが、それが適切に行われておるのか、それから、クリタスというんですかね。もし間違いでなければ施工責任が確かあったと思います。2年ぐらい前だったと思いますが、事故が起こったときにも、当初から腐食があったとか、不具合であったとか、そういう報告があったと思います。その件についてもちょっとお願いをしたいと思いま

す。

そして一時貯留槽をすれば解消できるような報告がしてありますけど、これは行政の方はどう考えておるんですか。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 糸瀬議員の質問でございますけど、私も2年前のことの詳しいことはわかりませんが、原因等は、この前の昨年やったんですかね。昨年のまた事故と今回の事故は機械の停止状況はまた違うと思います。

今後とも詳しいことは今からまた進めていかねばなりませんけど、なかなかメーカー側も事故の原因等ちょっと把握しにくい、つかみにくいような状況でございますと説明を受けております。はっきりしたあれは、回答はできないというようなことでございました。

それと一時貯留槽の件でございますけど、忙しい時分はどうしても搬入が多過ぎて、機械に無理をするというような状況下でございますので、一つの方法として一時貯留槽は、結局、市の施設が2カ所、佐須と豆殿に、個人の貯留槽が美津島にあるそうでございますけど、それじゃちょっと間に合わんとじゃなかるかというようなことで、一つそれが必要なというような、あれで一応委員会としては報告をしたような状況でございます。

以上です。

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

.....
午前11時07分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。11時15分から再開します。

午前11時07分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

.....
日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長（波田 政和君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） おはようございます。産業建設常任委員会所管事務調査報告書。

平成20年第1回定例会において、会議規則第98条の規定により、閉会中の事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容と、その概要を会議規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、9月1日観光の振興に関する調査研究、港湾施設の現状把握と調査を行いました。上県地域活性化センターで委員会を開会、委員全員出席、市長部局より、廣田観光物産推進本部長、川上建設部長及び担当次課長の出席を求め、現地調査を行いました。

上県、上対馬の西側の公園内の山頂や展望場からは、韓国の釜山市や島々が夜には釜山市の夜景を見ることができ、対馬観光名所の一角であり、今回の調査箇所は、千俵蒔山、棹崎公園、比田勝港国際ターミナル、鰐浦の韓国展望所、豊砲台跡、地方港湾比田勝港舟志地区の野積場使用状況の現状と調査をいたしました。

千俵蒔山公園の山頂には、対馬随一の風力発電と毎年6月に行われるあじさい祭りのパラグライディング大会で知られる観光地があり、昨年度は40年ぶりに野焼きが1.8ヘクタール実施され、本年度は4ヘクタールが計画されています。

地元実行委員会が計画し、実施費用はボランティアとのことです。山頂付近は、カヤなどの草が青々と茂っています。公園内にはトイレはなく、観光に来た人々が困っているとのことです。また駐車場、Uターン場所がなく、雨の日など不便を来たしています。山頂の風力発電設置場所まで道路整備が必要と思われます。

パラグライディング大会には、ことしは韓国から15名が、日本から30数名が参加しており、大会が安全に行われるようパラグライディング着地付近の整備が必要と思われます。また、委員から風力発電で得た利益を条例をつくり、千俵蒔山公園の整備に充ててはとのの意見がありましたので、申し添えます。

棹崎公園は、平成3年から平成9年にかけて、総額17億6,000万円の費用でつくられています。公園内には、対馬野生生物保護センターや椿園などがあり、よく整備されていましたが、この公園には消火施設がなく、万一のため、防火水槽等の整備が必要と思われます。

比田勝港国際ターミナルは、当初平成12年に建設、平成16年に増築しましたが、現在では待合室が足りないのので、6月定例会で680万円の補正でプレハブ建設を予定していますので、早急な対応を望みます。

韓国展望所は、平成7年、8年で建設、県はトイレを建設し、市の負担が1億9,000万円です。今回は傷みの激しい展望所の外側の塗装と案内地図の補修を行うものであります。また、展望所内部の電光案内板が作動してないので、修理が必要と思われます。

豊砲台跡は、対馬の砲台跡としては最大の規模であり、内部の保存状況もよく、貴重な観光資源ですが、砲台上部では草木が茂っており、上に上がれない状況です。周囲の整備が必要と思われます。

対馬は自然を生かした観光地が多く、ほとんどが整備不十分であります。観光客の大半が韓国人であり、受入態勢の強化や韓国人観光客のニーズの把握が今後の課題と思われます。

地方港湾比田勝港舟志地区における木材チップ置き場の使用料未納問題については、9月1日の委員会では、使用料が未納に至る経緯が不明であり、再度委員会を招集し、調査研究をすることと決定されました。

9月5日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、委員会を開会、小川廣康委員、小宮政利委員は欠席、市長部局より川上建設部長、近藤上対馬地域活性化センター部長及び担当課長、担当職員、対馬地方局より建設部管理課の中原課長、石田主任主事の出席を求め、調査を行いました。

木材チップ置き場として1,000平方メートルを使用している合資会社、江藤製材所が平成14年1月から平成20年8月までの6年8カ月分511万3,500円が滞納となっています。この間に担当支所であった上対馬支所の担当者は再三にわたり督促状を出し、あるいは江藤製材所に出向き納付を求めていましたが、滞納金が支払われないとの説明であります。

書類上で、江藤製材所から使用申請、旧上対馬町と対馬市より使用許可が確認できる期間と申請・許可が確認できない期間があり、最も長い期間、確認できないのは、平成16年8月1日より、平成20年3月31日までの3年8カ月となっています。この間、平成18年11月8日に、合資会社江藤製材所の解散登記がなされており、平成19年1月から現在まで、エトウセイザイがこのチップ置き場を使用している状況でございます。

6月定例会後、職員がエトウセイザイに出向き、督促に行っており、納付する意思はあるように見えるが、現在まで納付がないとのことであります。

委員会は、9月1日に舟志地区木材チップ置き場に出向き、現地調査をいたしました。現在、船1隻分の60%ぐらいの木材チップがあり、12月には1隻分になるとの話から、また舟志地区より風の強い日や台風時にはチップが付近の民家に飛び散る被害や夏場には悪臭で困っているなど、平成12年10月13日に、舟志生活館において、対馬支庁、上対馬町、舟志地区、江藤製材所の4者間で協議し、舟志地区から協議内容を遵守し、改善計画書もしくは確約書を添付のうえ、申請願いたいとのことで、遵守なき場合は、許可取り消し、原状に回復することを命ずることがあるとの協議内容からして、今年12月末日で使用を許可取り消しはできないものか、弁護士など専門家と協議し、使用停止等の措置を強く要望いたしました。

滞納金についても、担当部署一丸となり、解決へ向け、最善の努力を強く求めたところであり

ます。

以上で、産業建設常任委員会の調査報告といたします。

議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 3ページの舟志のチップ置き場の処理について6年8カ月の大きな500万を超える金額が未納というふうなことで、報告が数字になってますが、委員長報告の中で上対馬支所は、非常に一生懸命の徴収努力したが、再三にわたる請求に応じず、現在に至った。そして舟志の地区においては、その風の日には、部落にチップのかすが飛ぶなどの被害が出、この処分について突き上げられたということで、今回の委員長報告、現場における調査ということになったと書いてあります。

それでこれは長崎県の港湾の管理を市が委託で受けておると、担当官もその日に来たということですが、これまでの6年8カ月に、一部町村合併前も含めて、問題がなかったのかどうか、一生懸命やったということはわかりますが、6年8カ月の間の期間の対応に、一般的には問題があったろうというふうに思います。この点につきまして、もっと詰めたことが上対馬の支所との間、あるいは長崎県の港湾の担当の間で詰めたことが、その日に、もう少し詳しく報告を聞きたいと思います。

もう一点は、大きな金額だと思います。未納金としては、問題は、委員長ほか、あるいは理事者側にも申し上げたいわけですが、現在チップの生産工場は下県に樽ヶ浜港の対州林産が1カ所ございます。しかし、おおむね1時間を越えるトラックの輸送は限界であろうと、燃料等の経費の問題で、ですから、上の方に必ず生産工場が必要であると、こういうふうな提言は松村市政のときから申し上げましたが、最近になって、ようやく木材のパルプの世界的需要供給のバランスが、徐々に、供給が世界からできにくくなっておるという中で、上の方に木材チップの生産ラインを対州林産が踏み込みたいというふうな情報を得ております。

江藤さんがしたかったことは、せっかく出るチップ材を金にしたいというふうな思いから、そこにしが運べなかったと、それも自分ひとりでやるというふうな不憚な対応、この現実が見られます。これが上に生産ラインを、例えば、峰港湾の一部につくるとかということになれば、おおむね100名を超す山林作業従事者が生まれます。下が約100人超えています。そういうふうな雇用も含めて、この問題を一つの起点におきまして、森林資源をパルプチップの生産ラインを上地区につくり上げることが、行政の関係機関との話の中で進める方向だと私は思います。それを含めて、その検討していただきたいというふうに考えます。委員長の報告だけで結構です。

議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 大浦議員の質問に、委員会で調査したことに限り報告をいたしま

す。

先ほども申し上げましたように、14年から20年の間、長期にわたり滞納があったということで、委員会の中でも担当部署に対して、この間に対して督促状だけでなく、どういう請求を行ったのか具体的に説明してほしいというような要求をいたしました。

委員長報告にも書いてありますように、旧上対馬町の担当職員は再三にわたり、督促状を出したり、江藤製材所に出向いて滞納使用料の請求をしたと、しかしながら、江藤製材所の方からは、支払うような意思はあってみても、支払いが実際ないということではっきりしませんでした。

1日に行いました委員会ではそういうことでしたので、5日に委員会を招集するとき、対馬地方局の管理課と一緒に同行していただいて、県の港湾施設でありますので、一緒に説明を求めたいということで、県の管理課の中原課長、石田主任主事の出席をいただきまして、同じことを質問いたしました。

6年間の間、地方局と対馬市の間で、例えば、舟志地区の木材チップ置き場の使用料滞納問題について協議はなかったのかと、私確認いたしましたところ、そういうことをした記録はありませんでしたというような報告でした。

私ども委員の中から、地方局もそうでしょうし、対馬市の職員にしてみても、努力は認めるが、例えば、長期間にわたり使用料が入ってない。善後策も検討してないということは、職務怠慢に当たるのではないかという厳しい指摘をいたしました。実際はそのとおりだということを、私説明を受けましたので、まずそのことは報告をさせていただきます。

2点目については、市に要望ですから、それは省かしていただきます。

議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 多分そういうふうに判断をせざるを得んと思いますね。6年8カ月の500数十万という金を幾らいろんなことがあっても、そうは世の中簡単にいかんと思いますよ。となれば、職員のあるいは組織としての現状の認識というのが私は足らなかったと思います。言い過ぎですけども、そんな気がしますよ。その辺は、今後対応していただきたい。

これは委員長12月で船1艘分になる。それを一応積み込む。そしてその滞納金の一部でも納入がないと、弁護士を使って、ひとつの打開策としてその使用を禁止するというふうな方向で考えとるというふうなことで解釈していいでしょうか。

議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 大浦議員の質問のとおり、委員会としては、現状が打破できない場合、あるいは現在のエトウセイザイが誠意がない場合は、舟志地区の迷惑にもなることですので、原状回復、使用差し止めを含む強い措置を市の方には要求をいたしました。

以上です。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 8 . 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

議長（波田 政和君） 日程第 8、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会委員長の報告を求めます。国境離島活性化対策特別委員長、作元義文君。

議員（18番 作元 義文君） 国境離島活性化対策特別委員会の調査報告を申し上げます。

本特別委員会の調査等の状況を会議規則第 4 5 条の第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告をいたします。

平成 20 年 7 月 25 日、対馬市役所本会議室において、桐谷正義副委員長は入院中のため欠席でありましたが、財部市長以下、関係職員の出席を求め、第 8 回の委員会を開催いたしました。

まず、桐谷副委員長の辞任の申し出に対し、全員異議なしで許可、決定をし、新副委員長の選任に入り、推薦により糸瀬委員を全会一致で決定をいたしました。

次に、市長よりあいさつがあり、韓国の抗議行動に振り回されているが、新法制定に向けては、好ましい状態と考えている。国や県に対しても、国境離島としての意見が述べやすい環境にもとられる。きょうは委員会として同行いただき、出県して陳情することの内容等を詰めていただくということでありました。

次に、総務部長より陳情内容等についての説明があり、審議を行いました。提出をされました 6 項目につきましては、次のとおりであります。

まず、第 1 項目としては、フロンティア漁場の国直轄の整備について、第 2 項目は、燃油の対策について、3 項目は、外国人釣り客の件について、4 項目は、漂着ごみの対象について、5 項目は、航路及び空路運賃問題について、6 項目としては、国境離島における新法の制定に向けての案が作成中であり、県に持参したいとの説明を受け、審査をいたしましたが、過去の委員会で審議してきた案件であり、市長部局に 6 項目の要望書の作成を依頼して、第 8 回の委員会を終了いたしました。

次に、市長の要請により、8 月 11 日、出県要望に同行することになり、委員 6 名が議長に同行し、県の各部局へ陳情を行いました。午後 1 時 20 分、まず水産部へフロンティア漁場整備についての要望を行いました。部長、次長以下 6 名の対応をいただき、県としても直轄事業の第 2 号は長崎県へということ、強く要望しているということでもあります。来年の概算要求に向か

って、ことしが正念場であるということであり、対馬市からの要望も十分理解を深めていただいていると感じたところであります。さらに、対象魚種や漁業種類間との調整が十分必要であろうとの見解であります。

次に、燃油対策については、国の問題として強く要望をしていきたいとのことであります。また、グループ操業等、漁協に対して十分説明をして、理解を求めていきたい。また、対馬のガソリン価格の格差については、指導はしているが、なかなか解決の糸口が見えない。特に、対馬市においては、ガソリンスタンドの数が多すぎるのではないかと、こういった指摘も受けたところであります。

次に、外国人の釣り客の違法操業の取り締まりについては、国、県でも巡回指導をしているが、非常に難しい問題で苦慮している。旅行者やエージェンต์を通じて、強い指導をする以外に方法がない。県が委員会を設置する予定がある。また、海区調整委員会での委員会指示で取り締まりを試みているが、なかなか成果が上がらない状況との説明であります。

次に、漂着ごみの早期除去について環境部に移動し、部長以下の方々に対応をいただきました。対馬市の海岸線915キロメートルのうち、150キロメートルが海岸保全、750キロメートルが国が管理をする海岸である。全国の中で対馬の漂着ごみが一番多いこと、しかもそのほとんどが外国のものであるなど、強く対策を求めたところであります。

国の廃棄物対策課は、国際的なレベルの問題であり、対馬の現状を十分理解をしている。漂着ごみについては、別枠で補助制度をつくっていただくよう要望もしているし、廃棄物対策課に県としてお願いに行く予定であるということでもあります。また、漂着廃棄物という別枠で国に要望をしていきたいとの答弁でありました。

次に、地域振興部へ移動し、対馬福岡間の航路及び航空路の運賃の改善についてお願いをいたしました。国境離島の役割を認識をしていただき、海の国道として本土の鉄道やバスの運賃並の料金を改善をしていただきたいという要望をいたしました。

部長の説明の中で、国の離島航路改善委員会の中では、国交省はこの理念の中で、国は決して離島を見捨てない、地方公共団体も離島を見捨てない、これから国が予算要求に入るということであり、離島出身の国会議員を大いに活用して、応援をしていただくということでありました。

最後に、「防人の島新法」の制定について、対馬市の置かれている現状、日本の国に対する対馬市の役割、貢献度等を市長より説明をし、理解を求めたところであります。

部長のコメントとして、世界第6位の海洋面積を有することができるのは、外界離島の果たす役割が重要であるからであり、国境離島、外界離島としての位置づけを県として国に要望をしている。市長を含め、市議会としても国に対して強く要望を続けていただきたい。県としても、一緒に努力を惜しまないというありがたいコメントをいただき、市長同行の要望を終了いたしました。

た。

この陳情行動を通じ、陳情書内容に対して、県は全体的に好意的で深い理解を示しており、今後も県当局と対馬市と足並みをそろえて国などへ働きかけていく体制が整うのではないかと感じたのであります。

次に、平成20年9月8日、豊玉地域活性化センター3階大会議室で、第9回の委員会を開催、招集をいたしました。黒岩美俊委員と小宮政利委員は欠席でしたが、議長及び市長部局より大浦副市長、永尾総務企画部長の出席を求め、開催をいたしました。

協議事項といたしましては、8月11日の出県陳情の内容についての協議と、今後の活動について審査をいたしました。陳情内容につきましては、さきに述べたとおりであります。今後の方針といたしましては、さきに報告をいたしました「防人の島新法」の制定を、本委員会の再重点項目に絞って審査をしていくことに決定をいたしました。

つきましては、制定に向かって島民意識を高めるとともに、対馬市を挙げてあらゆる方面への普及活動を市当局に強く要望するものであります。

また、既に市長から議会に対して国に対する陳情同行の要請があっているため、新法制定に関する意見書の提出を、9月議会最終日に提案すべきであると委員会で申し合わせをしたところあります。

そして、今後は市長部局と新法の内容検討のため、本委員会を継続審査とすることに決定をいたしております。

以上、本委員会の審査報告といたします。

先ほど申し上げました地域振興部の部長は、対馬市におられました清田地方局長でございます。

以上で、報告を終わります。

議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告

議長（波田 政和君） 日程第9、自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。自衛隊誘致増強調査特別委員長の報告を求めます。自衛隊誘致増強調査特別委員長、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 自衛隊誘致増強調査特別委員会の調査内容について、会議規則第45条第2項の規定により報告いたします。

8月8日、午前10時より豊玉地域活性化センター3階会議室において、第8回委員会を開催。

宮原委員は欠席であります。

市長部局より、永尾総務企画部長、桐谷総務課長が出席、防衛省の要望展開を前に、陸・海・空の対馬の部隊及び九州の部隊に増強提案の十分なる説明と今後の支援協力についてお願いする旨、有識者より指導があり、このことについて日程調整と同行関係者の最終確認と、持参する要望書及び増強提案書の最終チェックが行われたのであります。

その決定された内容は、次のとおりです。地元部隊の訪問は、8月11日に行う。市長部局より代表1名、特別委員会より2名とする。九州の部隊、九州地方防衛局の訪問は、8月19日から20日の日程とし、市長、議長、特別委員会正副委員長、市総務課長の5人の構成によるものとする。なお、要望書、増強提案書は、最終案が承認され、委員会は閉会されました。

地元部隊については、8月11日、齋藤副市長、特別委員会委員長、議会事務局洪江次長、3名により要望書の提出と今後の支援協力をお願いしたところであります。

九州の部隊訪問は、8月19日から20日の日程により、当初予定のとおり行われました。海上自衛隊佐世保地方總監部、陸上自衛隊西部地方方面總監部、同じく第4師団司令部、航空自衛隊西部航空方面隊司令部並びに九州地方防衛局の順で、防衛大臣への要望書の写し並びに増強提案書により説明をお願いしたところでありますが、各部隊複数の幹部が出迎え、真剣な聞き取りと誠意のある御指導、助言に対し心よりお礼を申し上げる次第であります。

今回の訪問の目的は、先ほど述べましたとおり、本省での要望展開が済んだ後に、地方への部隊の意見を求めることは当然予測され、国境最前線の国民の声として、朝鮮半島有事の勃発、北朝鮮の脅威に対する不安から、増強を願う想いに理解をいただき、上級機関に対する支援協力を賜り、計画達成に近づけることをねらいとしているものであります。

増強の提案書については、各部隊おおむね理解され、今後の支援協力について十分な手応えがあったものと判断しており、成果があったことを報告いたします。

また、最後に、九州地方防衛局では、9月以降予定される本省協議の日程調整を含め、要望書のお願いの際、幹部の意見としては、毎年公共事業と防衛予算は削減の方向にあり、厳しい環境下にある。このたびの計画は、専門的に作成されたものと思われる。実情を理解し、本省への日程調整は、同局が対応するというので一致し、市と連絡をとることになりました。

9月5日、第9回委員会を豊玉地域活性化センター3階会議室において、全員出席のもとに開催しました。市長部局より永尾総務企画部長、桐谷総務課長が出席。

会議の内容については、九州の部隊の結果報告と、今後行われる防衛省の要望に対し、委員会の参加をどうするかについて協議が行われました。先ほどの報告内容で、九州の部隊の件は報告を省略させていただきますが、防衛省の展開は最終的な決着の場であることは言うまでもありません。総力戦で臨むこととしたい委員会の方針は、既に答えは出しているところでありますが、

財政難のなか、市側としては少数の参加で検討されたいとのことであり、最終決定には至らず、後日市長の考えも聞き入れ、決定することとなりました。

なお、現在政局は大きく揺らいでおり、衆議院の解散の時期がいつになるかで日程が大幅に変更することもあり得ると推測されます。また、今回の計画達成のためには、国会議員の支援協力も欠かすことのできない事柄ではありますが、本県選出の代議士の協力要請については、市長、議長に検討していただくことで了承したところであります。

以上、委員会の報告といたします。

議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 質問をいたします。

私は、この特別委員会が提出されるときに反対をいたしました。その理由は、この国防に関しては、非常に大局的な立場から、いわゆる戦略的な立場からどこに陸上自衛隊をどうするか、海上自衛隊をどうする、航空自衛隊をどうするという視点で考えられております。それは自衛隊だけじゃなくて、アメリカの軍隊と一緒にあって、非常に広い立場で検討されるわけであります。

従来から、旧上対馬町時代もそうでしたが、上県町もそうだったと聞いております。陳情いろんな形で自衛隊の誘致の運動をされた経過があります。しかし、それは目に見える形では出てきませんでした。

そういう立場で、効果がないと私は考えていたわけです。そのときに、例えば東京に陳情に行くとかということが予想されるがという質問をしましたら、大浦委員長は、なるべく経費を使わんで、そしてやっていきたいという答弁でした。ところが、本日の報告書には、しっかり本省陳情も予定されているようでありますが、その経過について大浦委員長は、どのような形でそういうふうになったのか、どうぞ。

議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 2点ほど今の質問の内容があるかと思います。1点目は、その防衛という言葉、あるいはそういうふうな国内の戦略は、専門家の目によって行うもので、決して我々の角度でお願いしてなるものではないというふうなことをおっしゃって、過去にそういうことを上対馬町でやったけども、全く通じなかったというふうなことをおっしゃったわけですが、それはよく理解できるんですが、ひとつここでしっかり聞いてほしいことは、防衛というのは、日本に対して外国からのいわゆる攻撃等が予測される可能性がどこにあるかということで、防衛を強化するわけですが、武本議員がそのころやってたのは、多分ソビエトとアメリカの冷戦構造の中での防衛強化ということで、これはもしかしてそのソビエトの力が日本に及んだ場合には、北海道に上陸するというふうな想定で強化されております。間違いございません。

ですから、国内の中で北海道を中心に陸上自衛隊を固め、そしてその近辺の海も空も固め、そういうふうなことが1991年のソ連の崩壊によって、すべてバランスを失ったわけです。そのバランスは、国内で北の守りに関する強化は、ほとんどやる必要がないという言い方はいいですが、そんなに緊張感はないと。

最近起こっておるのが、北朝鮮のこれ日本海に6発の、中型以下のミサイルを打ち込みましたが、問題は青森の上空を飛んで、既に太平洋側に着弾した弾道弾でございます。これを防衛省の機能の中でチェックをしなかったと。これに核弾頭でもつけば、どういうことになるかと、国内に落ちればどういうことになるかということで、最近その問題から非常に東アジア、北東アジア、一部中国の防衛予算が10%以上を18年継続していると。この2つの国の脅威が、日本の防衛の軸に現在も今後もなるであろうということで、その一番北朝鮮に近い朝鮮半島の真ん前が対馬でございます。

そして、私が今回の委員会を立ち上げたのは、島民の中から非常に朝鮮半島の有事が勃発した場合、この対馬の自衛隊の規模でいいのだろうか、ひとつ検討してくださいということから入っております。

それで、武本議員、長くなりますが、そういう中で、その危ない場所における国民の声を、自衛隊の組織にどうかして強化してくださいというふうな強い意志を、国民の声としてやるのが非常に大切なことであります。自衛隊の皆様も、幹部の皆様も、そういうことが防衛の基準をつくるんだというふうなことで私は理解し、5人の委員もそのようなお話しに、胸を張ってこの計画を進めてきております。根拠としては、そういうことでございます。

それと、予算につきましては、この1年間、昨年6月に立ち上げた1年間、人をなるべく外に行かんように、そして知識のある方の意見をなるべく郵送、あるいは書類によって集め、そしてつくり上げたのが提案書でございます。

これは、私は対馬の防衛の願いに行く際には、根拠のある、陸・海・空の根拠のある堂々とした内容だと思います。それを固めて、なるべく委員会の経費だけで、旅費だけで済ますようなことで1年間やってまいりました。しかし、最終的には、本省での防衛省の決着が来年中防衛計画の中の計画に、この案が入らんことには、予算は一つもつかないというふうな、はっきりした答えが出ておりますので、何とか市長、議長を含め、委員会も後押しをするということで、このことに達成したいという委員会の3月の結論が出ましたものですから、素直にそういうふうにご書いております。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 大浦議員とこの問題で討論しても始まりませんが、彼が今説明

したなかで、例えば今の自衛隊や米軍のこの進んだ兵器の中では、相手方、仮想敵国に近いところがいいとか、危険だとかいうレベルじゃなくて、例えば横須賀から始まって、岩国とか呉とか、舞鶴とか佐世保とか、そういうところからもう対馬は十分に防衛の範囲に入っているわけです。それで、近いからということは、私は関係ないと思います。

そして、一部週刊誌等が非常に危険であると、北朝鮮が責めてくるかわからんとか、あるいは韓国から対馬の土地がいろいろ買収されてきよると、そういうものを何か不気味であるとかいうことがあっております。それに一部の政治家も乗ってあおっている。これは、私は非常に危険だと思うんです。

やはり国際問題は、例えば6カ国協議もそうですけども、やっぱり話し合いで進めていくんだと、支援をあおって、そして軍事力を増強してという戦前歩いてきた道に、やっぱりいけないように我々は平和を中心に考えるべきだと。決して北朝鮮の軍事力で、ある軍事評論家も言っていましたけれども、とてもじゃないが日本に攻めてくるとか、そういうレベルじゃないことも言っております。

そういうことで、委員会ができたことですから、研究されるのはいいかと思いますが、私は期待はしない方がいいということをお願いして、終わります。

議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 見解の相違でございまして、1つ過ちがございまして。問題に戦争勃発という言葉は使ってはいけません、可能性としてゼロではない。我が国に攻撃をすることはゼロではない。国に対して自衛隊の強化と、いわゆる考え方というのは動くわけですが、と思います。

言い切ってはいませんが、その中でなぜ北海道を強化するか、したか。これは、近い場所、侵攻することがより近く可能であるということで想定しております。ですから、武本議員の考え方とは全く異なるわけですが、そういうふうなことは現実でございまして。そしたらば、意見といいます、今のことであれば、自衛隊は対馬に1隊も要らないということになります。それについて武本議員、どう思われますか。私はそう思うんですが、だってそうじゃないですか。全く要らんとですよ。あなたの考えでいけば。

それと、現実には北朝鮮というのは、やはり6カ国協議のなかで、あくまでも核を外さない、外せばあの国の切り札にはならないというふうな思いをひしひしと感ずります。とても簡単にいく国ではないというふうに私は理解しております。いろいろ考えあるでしょう。とりあえずこれくらいにしとかんと、時間があっても幾ら足りませんので、一度、副委員長、何かあれば、いいですか。

以上で終わります。

議長（波田 政和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

昼食休憩とします。1時15分から再開します。

午後0時11分休憩

.....
午後1時15分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

日程第10．報告第3号

日程第11．報告第4号

日程第12．報告第5号

日程第13．報告第6号

日程第14．報告第7号

日程第15．報告第8号

日程第16．報告第9号

日程第17．報告第10号

日程第18．報告第11号

日程第19．報告第12号

日程第20．報告第13号

日程第21．報告第14号

日程第22．報告第15号

日程第23．報告第16号

議長（波田 政和君） 日程第10、報告第3号、平成19事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告についてから、日程第23、報告第16号、平成19事業年度長崎県市町村土地開発公社経営状況報告についてまでの14件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま一括議題となりました報告第3号から第16号までの14件について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

報告第3号は、平成19事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告についてであります。

厳原愛育会は、阿連へき地保育所、久根へき地保育所、佐須へき地保育所及び豆殿へき地保育所の4保育所についての受託運営を行っております。この受託事業に係る経営状況報告でござい

ます。

報告第4号は、平成19事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告についてであります。

まちづくり厳原は、厳原地区の中心市街地の再開発事業における商業に関することを行っており、対馬市交流センターのテナント管理業務、駐車場管理運営業務、施設の維持管理業務と、それに伴います統括管理業務を行っております。

報告5号は、平成19事業年度財団法人美津島町振興公社経営状況報告についてであります。

本社は、美津島町総合公園、あそうベイパーク等の市の施設の管理を受託しています。これらの施設の管理並びに施設の有効利用が主な事業内容でございます。

報告第6号は、平成19事業年度株式会社対馬物産開発経営状況報告についてであります。

対馬物産開発は、商品の加工販売、販路拡大等の事業に係る経営状況の報告でございます。

報告第7号は、平成19事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告についてであります。

本社は、国民宿舎上対馬荘及び上対馬温泉渚の湯の管理運営を行っております。

報告第8号は、平成19事業年度株式会社対馬国際ライン経営状況報告についてであります。

対馬国際ラインは、比田勝釜山間の出入国事務の代行委託事務が主なもので、シーフラワー号、JRビートルの出入国に係る国際航路の窓口となっております。また、比田勝港国際ターミナルの管理も受託しております。

報告9号は、平成19事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告についてであります。

本社は、水産物の加工販売を主な事業として、また新商品開発、新規取り引き業者の開拓等にも取り組んでおります。

報告10号は、平成19事業年度株式会社カミレイ経営状況報告についてであります。

カミレイは、上対馬冷凍冷蔵庫の冷凍事業と、放流用アワビの種苗生産事業を行っております。

報告11号は、平成19事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告についてであります。

本社は、対馬地域の沿岸漁業の振興発展に寄与することを目的とし、対馬地域の海域特性にあった沿岸性魚介類の種苗の安定的な確保、供給を図るため、種苗生産事業、種苗生産委託経費に対する助成事業等を行っております。

報告第12号は、平成19事業年度財団法人美津島町担い手公社経営状況報告についてであります。

本社は、カンショ、トウモロコシ、ソバ等の作付、パーク堆肥の製造販売、また市の受託事業を行っております。

報告第13号は、平成19事業年度財団法人峰町総合開発公社経営状況報告についてであります。

本社は、農作業受託、市の施設管理受託、あか牛の肥育事業、堆肥製造販売が主な内容であります。

報告第14号は、平成19事業年度財団法人上県町産業開発公社経営状況報告についてであります。

本社の事業といたしましては、ソバ道場事業、農作業受託、ソバの作付、市の施設の清掃管理作業等が主なものであります。

報告第15号は、平成19事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告についてであります。

本協会は、対馬と諸外国との友好親善の推進を目的とし、アジアに発信する歴史街道都市、対馬の実現のため、韓国内における対馬の総合窓口として、釜山に事務所を設置し、国際交流事業を行っております。

報告第16号は、平成19事業年度長崎県市町村土地開発公社経営状況報告についてであります。

本社は、公有地の先行取得、造成事業、またこれに対する償還事務等が主な事業でありまして、19年度は公有地の取得事業はなく、償還事務が主な事業となっております。

なお、平成20年3月31日をもって解散いたしております。

以上、14件の決算につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり議会に提出するものであります。

なお、経営状況等の御質問等につきましては、その都度担当部長または公社所在地の地域活性化センター部長より御説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから、各案に対する一括質疑を行います。6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 報告第7号、報告第13号、2件についてお尋ねをいたします。

報告第7号の上対馬町振興公社、渚の湯に関連してお尋ねをしてみたいと思います。決算につきましては、異論は私は持っておりませんが、先だって8月の終わりに、長崎新聞の紙面に、渚の湯に関する記事が掲載をされておりました。

やはりこういうような温泉施設というのは、温泉に入っただく人を大事にする、あるいは癒しの場所だと思うんです。それを、そこで従事する職員も、いつもかつも機嫌がいいときばかりじゃないでしょうけども、接待マナーに欠けてるといような指摘がされておりましたけれども、本当にそういうことがあっていいもんかどうか。

また、そういうことを地域活性化センターの部長なり、あるいは担当部署なりが聞いたときに、

どのような指導をなされているのか、その辺についてまず伺ってみたいと思います。

その次、報告第13号については、峰の振興公社、これも決算については問題ないと思ってます。ただ、総括的概要の中で、元牛導入にあたっては、対馬の家畜市では本土の業者と競争が激しく、高値であり太刀打ちできない状況で、熊本から導入されたというようなことが載っております。

本当に例えば島民のためにこういう事業をされているなら、やはり高くても地元の元牛を導入するのが、私は適切ではなかろうかと、そう思っておりますけれども、この2点についてまずお尋ねをいたします。

議長（波田 政和君） 上対馬地域活性化センター部長、近藤義則君。

上対馬地域活性化センター部長（近藤 義則君） 三山議員さんの質問にお答えいたします。

新聞に載ったということ、私は新聞が届く前に国民宿舎の方の支配人からお聞きしました。それで、内容としてどうだったのかということをお尋ねなんですけど、新聞に載ったように、当初の段階では時間がすいてたのでということ説明をしながら、結果としては入浴してもらったということ、それから、帰りのときにありがとうのあいさつがなかったということで新聞に載ったんですけど、確かめましたら、やはりあいさつはしたと本人は言ってるんですけど、最初の段階での行き違いでそうとられたのかなっていうような気持ちを報告がありました。

何はともあれ、我々はあくまでサービスを業とする職場であるんだから、十分注意して今後対応してくださいという指導をしながら、直接また出向いて行って、職員の方にも指導いたしました。

結果としては、以上のような状態です。

議長（波田 政和君） 峰地域活性化センター部長、阿比留博幸君。

峰地域活性化センター部長（阿比留博幸君） 三山議員の御質問にお答えをいたします。

なぜ対馬の家畜市で牛を買わないかというようなことですが、公社の経営の問題もございまして、どうしても対馬市では頭数が少なく、競合して高いということで、本土の業者に負けております。

なお、熊本からの導入は、肥育牛を福岡の方に卸しに行くときに、そのついでと言っちゃ語弊がありますが、2回海上輸送費を使わないで、福岡から熊本に行って、一晩余計泊まって牛を買って来ているというような状況でございます。

議長（波田 政和君） 6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 第13号については、事情は私も概略わかっておりました。ただ、やはり対馬の畜産を振興するうえからでは、どうしても地元でやはり牛の頭数を増やすということが優先されると思いますので、今後事情が許せば、地元から導入をされるように希望いたします。

す。

なお、報告第7号について、地域活性化センターの近藤部長から今説明がありまして、本人と当事者と、多少行き違いはあるのかなとは思いますが、やはり先ほどから申し上げますように、温泉施設というのは、市民に休養の場、憩いの場、サービスを提供する基本的なものがあると思うんですよ。それを欠けたら、やはり市民が足を遠のければ当然、そういうところの経営というのは成り立ちませんので、私も1回美津島町内の民間に委託をしている温泉施設でトラブルがありました。

私の場合は、家族ぶろに入りたいということで、予約なしに行きましたら、30分ぐらい温泉に水を張るのに時間がかかりますということで、そのときにカウンターの左手にある自動販売機から、家族ぶろの入場券と入湯税の券を買って、カウンターで渡したわけですね。「お湯はまりました、どうぞお入りください」と言われたときは、30分ぐらいたった後でした。そのとき、じゃあ入らせてもらいますと言ったら、その入場券を買ってくださいということでした。さっきやったじゃないかというようなやり取りがありました。

私たち夫婦は、もういい、帰ると言いましたけども、ちょっと待ってください、調べますということで15分ぐらいのやり取りがありましたけれども、やはり同じ入っても、やはり不愉快な思いをするだけなんですよ。

渚の湯にしても、あるいはほたるの湯にしても、対馬の温泉の経営状況というのは、必ずしも芳しくありません。やはり市からの補助をいただいて運営をしているわけですから、従業員がえりを正して接客マナーの充実には、私は図ってほしいと。

特にそういうことでなければ、市民のための温泉施設でなければ、何も市から補助金も出す必要もないでしょうし、もう一度そういう温泉施設なりサービス産業に従事する人たちというのは、市長を始め、厳しく職員に指導していただいて、接客マナーの向上に努めてほしいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第3号から報告第16号までを終わります。

日程第24．報告第17号

議長（波田 政和君） 日程第24、報告第17号、平成19年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） それでは、ただいま議題となりました報告第17号、平成19年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、報告するものであります。

財政健全化の判断は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を用います。

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、実質収支が赤字でないため、数値なしであります。

次の連結実質赤字比率は、全会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質収支が赤字でないため、数値なしであります。

次の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業に対する繰出金のうち、元利償還金相当の標準財政規模に対する比率であり、18.3%であります。

次の将来負担率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、151.1%であります。

また、公営企業における資金不足比率は、全公営企業会計におきまして資金の不足額がないため、数値はございません。

健全化判断比率の4比率が国等の関与による確実な再生基準であります。財政再生基準、県等の関与による自主的な改善努力の財政健全化計画策定義務の基準となります。早期健全化基準をいずれも下回っているため、本市の財政状況は健全な段階であると言えます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議のうえ、承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 昨年の新聞だったか、こういうことが書いてあるわけですね。総務省が自治体の財政健全度を示す新指標として導入したと。これは実質公債費比率です。自治体の税収に地方交付税を加えた標準的な収入に対する借金返済額の割合、18%以上になると自治体の裁量では借金できない。本県では、江迎町の9.0%が最も低く、新上五島町の17.6%が最高であると。

これは新聞記事ですけども、ところが本市は18.3%になっておりますが、この基準が、総務省が示す基準が変わったのでしょうか。18%を超えるとちょっと問題があるというふうに報道されているわけですけども。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 起債にかかります分につきましては、18%を超えますと許可制ということになります。本年度たまたま19年度18.3%ということで、ちょっと起債の額が多いというふうになってますけど、20年度におきましては、18%を下回るように鋭意今努力中でございます。

ですから、議員御質問の比率は、18%を超えますと起債において許可制となっていくということになります。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） ということは、相変わらず厳しいということですね。はい、わかりました。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第17号を終わります。

日程第25、報告第18号

議長（波田 政和君） 日程第25、報告第18号、平成19年度対馬市継続費精算報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました報告第18号、平成19年度対馬市継続費精算報告につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

本案は、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第1号）におきまして議決をいただいております市道板系瀬線道路改良事業のトンネル工事の継続費であります。別紙、平成19年度対馬市継続費精算報告書のとおり、継続費の精算をするものであります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第18号を終わります。

日程第26．報告第19号

議長（波田 政和君） 日程第26、報告第19号、長崎県市町村土地開発公社清算事務の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました報告第19号、長崎県市町村土地開発公社清算事務の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告するものであります。

本案は、長崎県市町村土地開発公社が平成20年3月31日、長崎県知事の解散認可を受け、残余財産の分配等清算事務が完了いたしましたので、報告するものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第19号を終わります。

日程第27．認定第1号

日程第28．認定第2号

日程第29．認定第3号

日程第30．認定第4号

日程第31．認定第5号

日程第32．認定第6号

日程第33．認定第7号

日程第34．認定第8号

日程第35．認定第9号

日程第36．認定第10号

日程第37．認定第11号

日程第38．認定第12号

議長（波田 政和君） 日程第27、認定第1号、平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第38、認定第12号、平成19年度対馬市水道事業会計決算認定についてまでの12件を、一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま一括議題となりました認定第1号、平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成19年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成19年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成19年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成19年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上9件の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査意見書を添えて議会の認定を求めるものであります。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

決算内容の御質問等につきましては、その都度担当部長により御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） 水道局長、一宮英久君。

水道局長（一宮 英久君） 認定第8号、認定第9号、認定第12号の3件は、水道局の所管にかかわる議案でございますので、続けて御説明いたします。

認定第8号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査意見書並びに主要な施策の成果説明書を添えて、議会の認定に付すものでございます。

次に、認定第12号、平成19年度対馬市水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査意見書並びに事業報告書等、関係書類を添えて議会の認定に付すものでございます。

以上、簡単でございますが、認定第8号、認定第9号、認定第12号について、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午後1時47分休憩

.....

午後 1 時48分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

これから、各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。14番、小川廣康君。

議員（14番 小川 廣康君） 1点だけ、この19年度の決算について、特別委員会で審査をさせていただきますが、決算委員会には市長は多分出席じゃないと思いますので、考え方だけ1点お尋ねをしておきたいと思います。

添付されております主要な施策の成果説明書の中で、ページ数は54ページですが、これ北部建設事務所管内の市営住宅解体事業1,132万9,000円決算数字が上がっております。この件について別に異論はないわけですが、私ども去年、おととしの総務文教常任委員会で、市内の市有地、公有地ですか、その概要を調査をいたしまして、そのときの委員長報告のなかにも、危険箇所の住宅等については、早急に解体あるいは不可動財産については、有効利用あるいは公募による売却等も視野に入れて検討していただきたいというふうなことを委員長報告で申しておりました。

これ住宅に係りはございませんが、特に旧上対馬支所の庁舎の問題も、そのときに委員長報告で申してたと思います。そういうことで、この住宅、この北部の建設事務所管内のこの住宅については、場所等わかるわけですが、このほかにも調査の段階でかなりの危険が、住宅環境を悪くするような昔の町営住宅がかなり散見されるようにございますが、今後そういう住宅、公営住宅をどのように解体、あるいは整地、そして売却等をもし考えておられるのか、そこらあたりをお尋ねをしたいと思います。

そして、もう一点地元で申し上げにくいわけですが、私出身の鶏知の老人ホームの下の、あそここの住宅がかなり今ありますが、あそこは二世帯住宅の住宅が10棟ほどありますが、それが今ほとんど片方だけ出られて、1世帯だけ住んでいるという住宅が8戸あるわけですね。ですから、中に聞いてみますと、その今修理も今手がつかない状態。以前の担当に申しますと、あくまで待たなきゃいけないというようなことですが、じゃあいつ空くのかというふうなことで、将来的にその居住されている人たちも、ちょっと雨漏りがしたり、いろんな不安があるようですが、今後そういう不可動の公有地、市有地をどのように活用されていこうと考えておられるのか。その考え方だけお聞かせ願いたいと思います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） ただいま小川議員の方から質問があった件ですが、この御指摘の案件につきましては、以前から町営住宅、市営住宅ですね、今の。市営住宅の老朽化、それから市有地の塩漬け状態の問題というのは、ずっと引きずって今もおります。

そういうなかで、この8月に組織の再編を行うなかで、総務企画部の中に管財課というものを

あえて課を設置をさせていただいております。そういうなかで、昨年ですか、総務文教常任委員会の方が指摘されたそのような案件についても、あわせて取り組んでいかなければというふうに思っております。

しかし、いかにせんもっぱらこの問題については、特に市営住宅等の解体撤去等については、一般財源をそのまま真水で使うような状態になります。近ごろ、国の方の制度の中でも、現在の財産等を撤去する費用も、補助事業等で絡めてやっていくということも、新たに出てきているようにもあります。

ただし、新たな補助制度につきましては、当然新しいものをそこに設置をするというなかで、解体費用も補助対象だというふうなことになっておりまして、なかなかハードルも高うございますが、そのようなことも研究しながら、逐次委員会の方向に沿うように努力をしていきたいというふうには思っております。

もう一点の市有地の問題ですね、これについては、集落内に言葉としてちょっと適切とは思いませんが、狭小な土地が歯抜け状態であるとか、一団の土地というのが、なかなかないというのもあるかと思います。そういうなかで、そのもの、物件というものがなかなか回らないという事情もございますし、もし企業誘致等の適地等になるようであるならば、そちらは当然視野に入れて物事を考えていきたいと思っておりますが、冒頭言いましたように、管財課の方でそのあたりは一生懸命取り組ませたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 14番、小川廣康君。

議員（14番 小川 廣康君） 昨年、一昨年からそういう財政的な問題で、なかなか厳しいということは知っているわけですが、やはり危険性を伴うような場所は、優先してやはり解体、あるいは更地化して有効活用を図っていただきたいと思います。

まして、特に先ほども言いました鶏知の問題につきましても、今主要地方道の道路拡幅で立ち退きが余儀なくされてる住民の方もいらっしゃいます。私も個人的に代替地を当たってるんですが、そういう適当な市有地、公有地があれば、そういう場所あっせんしたかったわけですが、何しろその評価額が高いってというのが、一つやっぱしネックにあるかと思います。市の管財課の方に問い合わせをしてみたところですね。

ですから、やはりそういう更地化して、やはり転売するなら転売する、公募なら公募してやるというふうなやり方をしていただきたいと。住環境の整備のためにも、私はその方がいいんじゃないかと考えておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

先ほど言いました旧上対馬支所の問題についても、いつまでもあのままではちょっとまずいんじゃないかなと考えておりますので、早急なる対応をお願いして、私の質問を終わらせていただ

きます。また細かいことについては、私の所管でありますので、委員会の方で質問をさせていただきます。

議長（波田 政和君） ほかに、19番、黒岩美俊君。

議員（19番 黒岩 美俊君） この成果説明書に、ここの竹敷昼ヶ浦間の改良事業で5,000万、それから、昼ヶ浦の改良事業、下のが繰り越しになっておる1,600万ですね。これは、黒瀬から手前の方に新たにまた道路ができよるわけですね。もとは保育所のとこ通って行きよったじゃけど、あの道が私はもうそう急ぐ必要はない、不必要な道だと思うわけですが、それ前に以前から今工事を当初から進めておりました昼ヶ浦竹敷間のカーブの多いところですね、あそこから先にやるべきじゃないかと思うわけです。

そこには、マイクロバスですが、スクールバスが通っております。それで、カーブが非常に多くて、カーブミラーもない箇所が多いわけでごさいます、これまた事故でも起こせば、子供や学生を積んでいるわけですから、非常にこれは問題になるわけですが、どちらの方から進めておるわけですか。6,500万は、6,600万ですか。ちょっとお尋ねします。

議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

建設部長（川上 司君） 黒岩議員さんの質問についてお答えいたします。

現在、補助事業で取り組んでおりますのが、主要地方道から、竹敷からの黒瀬の三差路までを一応補助事業として取り組んでおる整備事業であります。黒瀬から昼ヶ浦ですか、あの間につきましては、起債事業で平成10年から整備がなされておる工区でございます。

それで、今言われますように、補助事業につきましても、起債事業につきましても、一応私たちも曲線部といいますか、交通に支障がある部分について、やっぱ先に仕事を進めていきたいということで取り組んでおりますが、何しろ改良いたしますにしましても、一応直線化というのも頭の中に入れて、一応改良工事を行っておりますので、山を切ったり、谷を大きく埋め立てて直線化するためには、いろいろ扱わなくてもいいような直線化するためには、整備をせにやできないような箇所も出てくるかと思えます。それで、切り盛りもいろいろ考えまして、経費等の節減も努めながら、整備は進めていっとるようなつもりでございます。

今工事をしております区間につきましても、そのような事業の箇所であろうというふうに思っ
て整備いたしております。その今整備しとる箇所がつかました後につきましては、また地域の方
と一応どこから整備を進めるべきかということは、協議しながら整備に当たっていきたくと思
いますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（波田 政和君） 19番、黒岩美俊君。

議員（19番 黒岩 美俊君） 当初から向こうの方が起債でやっとなと言いますが、当初から向こうの方が手をかけとるわけです。今でもあっちやり、こっちやりつつありますよ、古

い道ですね。向こうから危険なところからやるのが、行政側の仕事であって、あんなこちらの方に立派な広い道をつけることは要らんわけです。あれから竹敷のあそこの三差路下がって、それから新しい道がつくまで300メートルあるかなしですよ。それも道路が広いわけですけどね、そんなところに金を同じ突っ込むのであれば、向こうのカーブあたりを広くしてから、事故のないようにするのが行政側の仕事ですからね、そこをよく見直してもらいたいと思いますが、どうですか、市長。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 黒岩議員さんのおっしゃってある意味は、十分にわかります。悪い方から物事を進めて、そして既存の上がる道ですね、保育所の横の、そこにある意味つなげる、その後で今やっている大々的な道ですね、それをつくれてもいいじゃないかという、順番が逆じゃないかというお話だと思います。このことについては、その路線に関連する集落の方とも話し合いをさせていただきましたが、おっしゃられることは私はもっともだというふうに思っておりますし、通学等の危険がある、それから海岸線を仙窟されてるところもあるというふうに聞き及んでおります。

最もそこの市民の方々にとって、効果が上がる事業の進捗のあり方というのを考えていくのが行政だと当然思いますので、そのように今後県と補助事業も絡んでおりますから、県と国とも協議をしながら、進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 19番、黒岩美俊君。

議員（19番 黒岩 美俊君） 非常にやっぱり市としても財政は厳しいけど、厳しい、厳しいじゃ何も進みませんから、厳しくてもやらなきゃできないところはやってもらいたいというところで、やっぱ早急にいろんな予算の都合もございませうけれども、お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） 主要な施策の成果説明書の40ページと57ページ、この2つについてお聞きいたします。

まず、40ページの一番上にあります漂流漂着ごみ撤去事業でございますが、これは毎年韓国の釜山外国語大学の学生を招いて、一緒に海岸の清掃作業をやってるわけですが、大体昨年も26日、27日の2日間日程が組まれております。しかし、実際に海岸で清掃活動をするのは、わずか1時間か2時間です。私が聞いたところによりますとですね。毎年そのぐらいの時間ですが、この事業名を見てみると、2日間漂着ごみを清掃するような事業名です。

やはりもう少しわずか1時間、2時間じゃなくて、2日間ともそういった漂着ごみの清掃に当

てるとか、そういうことをしてもらわんと、大きなここで700万円の金を使っておるわけです。ほかにこの漂着ごみの清掃活動以外に、こういったプログラムが組まれているのかをお聞きしたいと思います。

それと、57ページですが、教育長さんも来られますのでお聞きいたします。

ここに日韓交流教育促進事業、これも旧町時代の美津島町で実施されている中学校の総合交流の分ですが、既に合併して4年を過ぎております。やはりこういった多くの島内の中学生に、国際交流を体験させたい、私はそういうふうに考えます。それで、今後これを見直して、ほかの学校にもそういった交流の場が考えられないかをちょっと尋ねたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（波田 政和君） 市民生活部長、橋本政次君。

市民生活部長（橋本 政次君） 小西議員さんの御質問でございますが、漂流漂着ごみの撤去作業に伴う行事的な内容ですね。このことについては、ここに事業規模等記載をいたしておりますが、詳細な資料について、私ここに持ち合わせておりませんので、決算審査の折に御報告をさせていただきたいと思いますが、ただ、今御質問の中に、実質海岸の清掃が一、二時間程度だというお話ですけども、そうじゃなくて、時間は10時ぐらいから3時ぐらいまでされてると思います。そのあたりも含めて、後日決算委員会の折に御報告をさせていただきたいと思いますので、御了解をいただきたいと思います。

議長（波田 政和君） もう一つは、教育長、河合徹君。

教育長（河合 徹君） 実は、今やっておりますのが、今里中と鶏知中という2校なんです。これが増えていくことによって、国際交流を勉強する子供たちの機会が増えていくということは、大変いいことだというふうに私は思います。

私も現役のときには、修学旅行で子供を韓国につれて行ったことがあるんですけども、やはり子供たちは大いに勉強してきておりますので、もしそういう機会が増えるということがありましたら、そういう機会をとらえて国際交流の勉強をさせたいとは思っております。

ただ、そう思っておりますも、先立つものがどうなっているのかというのが、なかなか私どもではつかみきれないといいますが、なかなか獲得しきれないというのが現状ですので、気持ちだけはそういう気持ちを持ってるといふことで、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） この日韓交流教育促進事業の事業概要の中に、日韓交流を実施することにより、国際感覚あふれた人材の育成や、異文化など、多様な価値観、異質なものとのお会いや触れ合いの機会を確保するという、非常に重要なテーマが掲げられております。やはりこういうことは、多くの子供たちに、その時期にしかできない年齢のときにしか体験できないもの

があると思います。そういう機会をもっと多く与えていただけるように、市長ぜひお考えをお願いしたいと思います。要望もしておきます。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今おっしゃられるように、異なるものに触れ、そして交わるということは、人間形成の上において大変重要なことというふうに思います。ここでわかりましたと言いたいところですが、なかなかそうはいきません。

ただし、この事業につきましては、教育長の方の答弁の中にはございませんでしたが、一応全島の中学校の方にも声はかけているというふうに、私の方には以前報告を受けたことがございます。そういうなかで、以前からやっております旧美津島ですね、のところがどうしても中学校の今までのつながりとかいうのがあって、そこだけにしかやってないように、この主要な成果説明書ではなっておりますけども、一応声かけはしていると、全島の学校にというふうに聞き及んでおります。

もし、その際に多くのところから手が挙がるようであるならば、そのとき考えたいと思います。よろしく御理解のほどを。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 認定第1号を2点にわたって質問をいたします。

1点目は、19ページの不納欠損の問題ですね。金額が2,285万幾ら出ておりますが、不納欠損については、従来から時のこれ対馬市というわけじゃありませんが、従来から首長によって非常にはっきりしない、不納欠損をようけ計上してみたり、あるいはほとんどしなかったりと、いろんなことが各町でやっていたようです。

それで、不納欠損は多分条例にいろいろあると思うんですけども、大まかに条例の内容と、そしてその条例に基づいてどのように対応しておられるのか、まずそれを伺いたいと思います。

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午後2時11分休憩

.....
午後2時12分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

市民生活部長、橋本政次君。

市民生活部長（橋本 政次君） 武本議員さんの御質問でございますが、まず不納欠損の処分の状況でございます。条例文はここに手持ち持ち合わせておりませんので、処分の理由概要をちょっと御説明をさせていただきたいと思いますが、まず生活困窮によるもの、それから、既に死亡された方、それから居所の不明の方、その他というような処分の理由になっておりまして、

19年度は市民税、固定資産税、軽自動車税等を含めまして、544件の額にしまして2,285万6,669円という状況になっております。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 市民の中には、不納欠損、払わんでも5年すれば不納欠損になるんだとか、そういうことがやっぱりまだあるわけです。だから、はっきりやっぱり条例にうたわれていることを、やっぱり厳格に守っていくと、そういう誤解が生じないようにしていただきたいと思います。

収入未済額が6億何千万とかいうのがありますが、これは特別委員会でまたいろいろ出ると思います。そういう市民の誤解を招かないような不納欠損の処分の仕方を要望したいと思います。

2点目は、69ページですね。これも収入未済額ですけども、雑入の収入未済額が213万1,000円ございますが、この内容がわかれば教えてください。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 申しわけありません。手元に資料がございませんので、後日資料をつくって委員会の折に提出したいと思いますが、申しわけありませんけど。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 雑入は、なかなか何が雑入になるのかよくわかりませんのでね、何でもそこにぶち込むというわけにはいかんでしょうけど、一応基準があると思うんですけど、それをじゃあ特別委員会のときに報告を願いたいと思います。

以上です。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員会条例第6条の規定によって、平成19年度一般会計決算審査特別委員会を設置し、付託のうえ閉会中の継続審査にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は平成19年度一般会計決算審査特別委員会を設置し、付託のうえ閉会中の継続審査に付することに決定しました。

再度お諮りします。ただいま設置されました平成19年度一般会計決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長を除く24名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く24名を平成19年度一般会計決算審査特別委員に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長互選のため、委員会条例第10条の規定により、平成19年度一般会計決算審査特別委員会を議員控室において招集いたします。

暫時休憩します。

午後2時17分休憩

.....
午後2時30分再開

議長（波田 政和君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

平成19年度一般会計決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので報告します。

委員長に堀江政武君、副委員長に齋藤久光君、以上のとおりです。

なお、会議規則第44条第1項の規定によって、11月30日までに審査を終了するよう期限をつけたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、11月30日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に、認定第2号から認定第12号までの11件を会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の決算審査付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

なお、審査は閉会中の継続審査とし、会議規則第44条の第1項の規定によって、11月30日までに終了するよう期限をつけたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、11月30日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。各会計の審査につきましては、平成19年度一般会計決算審査特別委員会及び各常任委員会に、関係機関に対する資料の提出を求め、検査を行うことができるための地方自治法第98条第1項の権限を付与したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各会計の審査につきましては、地方自治法第98条第1項の権限を付与することに決定しました。

日程第39．議案第53号

議長（波田 政和君） 日程第39、議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は地方交付税の増額、建設事業費の決定による調整、8月に実施いたしました機構改革によりまして各地域センターでの対応がでてまいります各施設の維持補修費の増額、その他事務・事業等の不用見込み分の減額をいたしております。

また、後年度の財政負担を軽減するため市債の減額をいたしております。

1ページをお願いいたします。

平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283億2,930万円としようとするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから5ページにかけての第1表「歳入歳出予算補正」によるとしようとするものであります。

第2条地方債の補正は6ページ、7ページにあります第2表「地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を33億590万円にしようとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳出について御説明をいたします。

20ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費の91万5,000円の減額は、会議録調整委託料145万円の減額が主なものであります。

2款総務費、1項総務管理費の1,206万4,000円の増額は、有線テレビ施設に係ります電柱移設等の修繕料201万円の増。本庁舎の一部改修工事182万4,000円の増。全国離島交流中学生野球大会等に係ります費用弁償244万5,000円の減。CATV事業に伴います電柱強化申請手数料398万2,000円の増。CATV施設復旧工事285万3,000円の増。移動通信用鉄塔施設整備工事の事業認定に伴います委託料、工事請負費、公有財産購入費等の629万7,000円の減。

22ページをお願いいたします。

わがまち元気創出支援事業補助金290万円の増。市民活動支援事業補助金100万円の増。

コミュニティービジネス振興事業補助金300万円の増が主なものであります。

2項徴税費の2,289万円の増額は、税法改正によります年金特別徴収に係ります住民税システム改修業務委託料による増額であります。

5項統計調査費の232万2,000円の増額は、住宅土地調査統計調査による増額であります。

3款民生費、1項社会福祉費の52万1,000円の減額は、介護給付の制度改正に伴いますシステム委託料170万円の増。

24ページをお願いいたします。(発言する者あり)わかりました。

補助金等の増額、それと繰出金等の減額が主なものでございます。

2項児童福祉費の1,012万3,000円の増額は、次世代育成支援対策構造計画作成委託料170万円等が主なものでございます。

26ページをお願いします。

3項生活保護費は葬祭扶助費を100万円増額いたしております。

4款衛生費、1項保健衛生費の1,746万1,000円の増額は、診療所特別会計繰出金1,933万8,000円の増額が主なものであります。

2項清掃費の3,877万2,000円の増額は、28ページをお願いいたします。

ごみ焼却施設、し尿処理施設等の機械等維持点検委託料等が主なものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費の2,421万3,000円の増額は、イノシシ等有害鳥獣対策補助金等の増額が主なものでございます。

2項林業費の820万円の増額は、これも有害鳥獣駆除等の補助金の増額が主なものでございます。

3項水産業費の103万9,000円の減額は、豊玉町振興公社の冷凍機の改修事業199万3,000円の増額はあるものの、事業等の決定によります水産業振興補助金等の744万7,000円の減が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費の1,159万1,000円の増額は、地域力アップ事業支援補助金等の補助金の増額とともに観光費で福岡事務所開設事務費経費とツシマヤマネコ基金等の積立金が主なものであります。

34ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費の70万円の増額は、佐須坂トンネル整備期成会負担金であります。

2項道路橋梁費の3,043万7,000円の増額は、町道の維持補修費1,784万円、県工

事の受託事業であります佐保田線の道路改良事業1,080万1,000円の増額が主なものでございます。

3項の河川費の400万円の増額は、維持補修工事の増額でございます。

4項港湾費の1,140万4,000円の増額は、港湾県工事負担金932万5,000円の増が主なものでございます。

5項都市計画費の441万円の増額は、巖原総合公園運動場平面図作成委託料でございます。

6項住宅費の476万5,000円の増額は、修繕及び補修工事費の増額が主なものでございます。

9款消防費の1項消防費の100万円の増額は、婦人防火クラブに対します補助金でございます。

10款教育費、1項教育総務費の162万1,000円の増額は、38ページをお願いいたします。

教職員住宅に設置します火災報知機購入費142万5,000円の増額が主なものでございます。

2項は飛ばしまして、3項中学校費の153万8,000円の増額は、学校施設の修繕料145万2,000円の増額が主なものでございます。

5項社会教育費の211万6,000円の増額は40ページをお願いいたします。

公民館に寄贈される予定の図書整理に係る賃金102万6,000円の増額が主なものでございます。

6項保健体育費の345万8,000円の増額は、スポーツ活動振興補助金200万円の増が主なものでございます。

42ページをお願いします。

公債費につきましては財源の内訳を変更いたしております。

続きまして歳入であります、12ページをお願いいたします。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、2項特別交付金につきましては、それぞれ額の確定によります増額でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税の7億4,854万3,000円の増は、普通交付税を増額いたしております。

12款分担金及び負担金、1項分担金の222万7,000円の減額は、移動通信用鉄塔施設整備工事に係ります負担金の減でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料の116万7,000円の減額も、移動通信用鉄塔施設の使用料を減額いたしております。

14ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金の110万1,000円の増額は、児童扶養手当負担金と生活保護費負担金の増額でございます。

2項国庫補助金の988万3,000円の増額は、地域介護・福祉空間整備等補助金1,000万円の増額が主なものでございます。

3項の委託金の97万2,000円の減額は、生活支援給付事務費委託金99万円の減額が主なものでございます。

15款県支出金、2項権補助金の1,225万5,000円の増額は、各補助金の増額・交付金の増額等が主なものでございます。

16ページをお願いします。

16ページには、農林水産業に係ります補助金の増減等が記載されております。

3項委託金の1,332万9,000円の増額は、住宅土地統計調査委託金の232万2,000円もありますが、市道佐保田線の改良工事に伴います県河川工事分の委託金1,087万2,000円の増が主なものでございます。

16款財産収入、2項財産売却収入の969万円の増額は、長崎縣市町村土地開発公社の解散に伴います出資金等の返還金であります。

17款寄附金、1項寄附金の20万円の増は、ふるさと納税とツシマヤマネコ基金への指定寄附金でございます。

18ページをお願いいたします。

18款繰入金につきましては特定農山村総合支援事業基金繰入金で67万円を繰り入れております。

19款繰越金、1項繰越金の9,958万6,000円は、19年度剰余金でございます。

20款諸収入、5項の雑入の40万6,000円の減額でございますが、これは全国離島中学校野球大会の旅費助成金267万7,000円の減、環境保全促進事業助成金100万円の増、初期消火活動及び予防活動助成金100万円の増が主なものでございます。

21款市債でございますが、今回、いろいろな補正で6億9,090万円の減額をいたしております。

44ページ、45ページに補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、堀江政武君。

議員（2番 堀江 政武君） ちょっと1点だけ。一般会計補正予算についてお尋ねをいたします。

25ページの老人福祉費の19節負担金補助及び交付金で、この地域介護・福祉空間整備等補助金が1,000万円補正されておりますが、国庫補助金のようにありましたけど、どういう事業か、ちょっと「空間整備等」というような名称で何かちょっと難しいような感じですけど、ちょっと詳しくお知らせ願いたいと思います。

議長（波田 政和君） 福祉保健部長、勝見末利君。

福祉保健部長（勝見 末利君） ただいまの御質問にお答えいたします。

これは認知症の対象者通所施設をつくる場合に補助金が、限度額が1,000万円ですけども、ということで今回予算措置しています。

議長（波田 政和君） 2番、堀江政武君。

議員（2番 堀江 政武君） 個人の方々が施設を何かこうちょっとつくられる場合なんですかね。

議長（波田 政和君） 福祉保健部長、勝見末利君。

福祉保健部長（勝見 末利君） そうです。個人の方でもいいし、法人でも結構です。実施される方があれば、このようなことで予算措置をいたします。今回の予算措置は年度途中でございまして、これ、国の2次配分の中でこのような形をとりました。それで、国あたりもかなり多く要望があるかして、第3次ということでも文書はいただいております。それは、要望があればというようなことです。

議員（2番 堀江 政武君） はい、わかりました。

議長（波田 政和君） ほかに。6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 補正予算に関連して質問をいたします。

40ページ、3目学校給食費についてお尋ねをいたします。

6月の定例会で教育長の答弁の中で美津島の給食センターに現在は民間企業の「たけや」に委託をしておりますけども、来年4月からは学校給食会へ移行されるということですが、現在働いているその従業員は、雇用面についてどのような考え方をお持ちなのかお尋ねをいたします。

議長（波田 政和君） 教育長、河合徹君。

教育長（河合 徹君） 失礼します。美津島の方の民間委託の「たけや」さんの件ですけれども、これはもう話が進んでおりまして3月いっぱいまでということで話は終わっております。

従業員の方につきましては今いろいろ研究協議をしておりますが、まだ決定をしておりません。

以上です。

議長（波田 政和君） 6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 今、検討中というお話ですけども、検討していただいて結構だと思うんですが、そこで現在働いている従業員の方「私たちは、おれたちは、来年の3月までになったら首になるんじゃないか」という不安な気持ちで今、仕事に従事しているわけです。教育委員会としても、例えば学校給食会へ委託するなら、職員を公募するなら大きく公募するよと。今の「たけや」の人たちはもうゼロだと。そして、公募に応募してくださいというような説明でもあれば、またそれは考え方違うと思うんですが、先ほどから言うように「どうなるんだろう」という気持ちを抱えて今、仕事に従事してるわけですからなるべく早い時期にその人方の気持ちが和らぐような方向、あるいは、今、鶏知の給食センターで働いている方にその辺の説明会なり話し合いの場をぜひつくってほしいと思います。教育長いかがですか、その辺。

議長（波田 政和君） 教育長、河合徹君。

教育長（河合 徹君） 今、「たけや」さんの方に勤めておられる方を話をしてほしいというなことでしたけども、現時点でまだそちらのほうの方を横滑りして雇い入れるのかどうかというのがまだ決めてない状況ですので、「たけや」さんの、まだ向こうの従業員ですので、あなた方を雇いますというようなことで私の方が出かけていくのはいささか越権行為ではないかというような気もいたしますので、その点はまだしておりません。

ただ、公募になりましたら「たけや」さんに勤められる方だけということであれば、「じゃあ、「たけや」さんのとこだけお話しをするんですか」とというようなことでほかのところかもまた苦情が出てもしけませんし、そういう場合になったときには公平にしたいと思っておりますので、その点も、今、お話のことも検討し、いろんなことを今、検討しておりますので、ただ、早くから決めたりとか、もう横滑りできますよってというようなことは、また「たけや」さんに対してもお断りしたところでございますので、失礼になるかと思って少しばかり遠慮してるところでございます。

以上です。

議長（波田 政和君） 6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 教育長、先ほど私が舌足らずでちょっと結論を急ぎすぎましたけども、教育長がおっしゃるように、現在は「たけや」の社員の方が働いているわけです。

ただ「たけや」が給食から外れたときに例えば長崎に行けるような職員というのはほとんどいません、現在の人。対馬の人を雇用してますので、やはり「たけや」も地元第一で公募なり採用されたと思います。ですので、その辺も含めて決して今、「たけや」で従事してる方を優先せよとか何か言うんじゃないくて、私が申し上げたいのは、そこで働いている人たちが今、不安な気持ちで仕事に取り組んでいるということを忘れないでほしい。まず、それをお願いいたします。

議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 私、所管の委員会が違うものですから、この機会に市長にお尋ねしたいと思います。

35ページの土木総務費なんですが、前市長の時代から佐須坂トンネルの整備促進期成会を村の方がつくられて、それに対して活動助成金を年間118万円を平成17年から17年、18年も同額、そして19年はつけておりません。で、今回70万円をつけられた。このところにつきましては、半世紀に及ぶ佐須地区の懸案の事項であったということも私は理解がして、そこまではいいんですが、今の進捗状況もしくはなぜ、今年度またつけないかんか、あるいは昨年なぜそういうことが対応せんでよかったのか。

そのありますが、県道の整備改良拡幅については、県も地方局もそれなりに道路課が計画をすべて自主的にもっております。佐須地区のことを今回除きますが、今後の順位・順番が対馬の集落の熱意によってやはり運動とか変わることがあるかと思えますけども、そこらあたり新市長になられて県の基本たる整備計画に準じて市も原則としてみていくということなのか。特定の熱意ある対馬在住の集団がそういうふうな活動があれば検討して進めるということになるのか。そこら現況のことを佐須坂トンネルの進捗状況を含めて見解を質したいと思います。お願いします。議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 佐須坂トンネル整備促進期成会負担金に関してでございますが、まずもって17、18と100万円を超える補助金を市が予算計上をし、19年度計上されてなかったが、今回70万円という金額が計上されたのはいかがなものかということですが、19年度につきましては17、18の補助金等の繰り越しがあったというふうに私は聞いております。さらにまた繰り越しが若干今年度に関してわずかばかり残ったということで、佐須坂トンネル整備期成会については、この夏に出県し、陳情を行いました。あくまでもその予算の範囲内で消化をしたところでございまして、この夏に行いました陳情は、結構効果は出てるのかなというふうに思っておりますが、11月12月の最終的な実施要望の段階において再度陳情に伺わねばならないという状況が出てきたというふうに判断し、今回このような補正を計上したところでございます。

また、もう一つの御質問でございますが、県道において長崎県が主体的に進める整備計画を優先するのか、それとも地区の熱意というものを優先するのかというお話がございました。

この問題については合併前でありましたらそれぞれ6つの町がございまして、それぞれがある意味さまざまな県道関係について陳情要望をされておったと聞き及んでおりますが、その際、対馬支庁の方でもどこからどうしていけば、6つのばらばらに来られるなかでどうしようかと悩んでおったというふうに聞いております。

そういうなかで今回対馬市は合併をし、県道においてできれば対馬市の方で一つの方向性を出してほしいというふうなお願いもいただいたところでございます。ある意味県の方の県道の整備

計画に対して、市の今後もっていかなばならない方向性というものに、県道をどのように位置づけていくか。どこの県道をどのように位置づけていくかというなかで優先順位をこちらに求められておるところでございます。

必ずしもこちらが一方的にやるというもんでもございませぬ。地方局も一方的にやる気はありませんという姿勢でお互いにそこは詰めていこうというふうな考え方で今、物事を進めておるところでございます。

なお、この佐須坂トンネルの進捗状況はどうなのかというお話でございましたが、それにつきましては、冒頭言いましたこの夏の陳情要望を受けて、今、地方局の方が調査事業に入っているというふうに聞いております。それを持って、よい時期に国の方に対して来年度に向けて調査費がつくようにでも行動を起こしていきたいというふうには聞いておりますが、それがまだいつという話にまでは聞いていない状況でございます。

議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 大体わかりました。最終的なめどはたっておらんが、押すところまで押しておると。もう少し努力すればそういう方向が見られるだろうというふうなことのお話です。

それと、今、非常に感心しとったのは、発言としてそのあとの地方局の道路課が整備計画を昔、対馬支庁道路課ですけれど、大体青写真をつくってたんです。

この工区が終わったら次にいくということが決められておりました。例えば、巖原豆殿美津島線の環状線ですが、旧町のことを申し上げて非常に申しわけないんですが、この近年城山校区が4年前に完成しまして、次には吹崎工区にいくと、これは県が決めとったわけですがいつの間にか鶏知工区に変わったと。こないだ県の幹部がもうOBになりますが、その道路課の職員でございます、「なんであれ変わったんですか」と。「あなたのトップが変えたんです」というような話を聞きまして、私、啞然としたんです。皆さん期待しとるわけです。変わったことの原因が県にあったと思とった。そうじゃなくて地元の方からそういうふうに変えたんだよということがです。

これは、今となってはやむを得ませんが、しかし、そのことがあったことを私は待っておられた、例えば吹崎工区の方は十分知らないかんと思うんです。それをだれがしたかわからない格好ではぐらかすということは、私は卑怯なやり方と.....、いや、実際にそれありましてね。三山議員さんが今度一般質問でその県道の残りを早くしてくださいと。みんな確かに軽四輪が普通車と会えばバックせないかんという場所が2カ所ぐらいありまして、そういうふうななかでそれを振り切ったことがやはり、今、市長の方から言いましたが、県の道路課としては地方局の市に判断をしてくださいという意味も私は今の段階では非常にシラけた話と思います。

ですから、再度私はこの産建委員会の中でできれば県のその計画の把握をしながら、あるいは

見直しがやはり優先順位を狭い道路から検討せなならんとかいうふうなこの実態を、私は産建委員会の中で残りの間これをやはり把握してほしいと思います。

悪い事例をいいましたが、しかし、待っとる者はがっかりしとるわけです。まだ、わからんのですよ。全然だれがしたか。県がその順番を決めたぐらい思っておりますけども。そこに、言うちゃいかなですけども、いいじゃないですか。そういうふうに5年も7年も待つんですよ。（発言する者あり）いやあ、今でもプーブー言いよつとですよ。そういうふうなことを背負てからやらないかん。それを自分がやっておりますながら知らんというもんがあるもんですか。そこに政治の責任を持ってやりなさいということを私は言いたい。

これで質問を終わります。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、大浦議員の方から最後のお話がありました。

吹崎工区、この問題についてはどういう経緯が、私、あったかはわかりませんが、鶏知工区の方に振りかわったという事実は聞いております。そういうなかでこの鶏知工区が24年ですかね、終わるんですかね。その後の話になるかとは思いますが、吹崎の今の状況というのを十分私は知ってるつもりでございますので、鶏知工区のとに吹崎というのが当然出てくるものだというふうに自分自身認識をしております。

議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

議員（12番 宮原 五男君） 今の佐須坂トンネルについてちょっと質問。

この期成会は市がつくったものなんですか。自民党が作ったものですか。

ちょっと話によると、ちょっと方向が違う話を聞いたとです。なぜか自民党が率先してやって、それに市長がついていきよると、そういう話を聞いたわけです。しかし、ここでは市が今度70万円予算を組むわけですね、補正。そのところ市長がどういう考えを持ってこの期成会を進めていくかっていう本心をちょっと聞かしていただきたい。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） この夏の陳情要望については、確かに今、宮原議員がおっしゃられたように、自民党対馬支部ですか、ちょっと正式名称は私もわかりませんが、の方々、市議の方と一緒にさせていただきました。

ただし、要望書につきましては、あくまで対馬市並びにこの佐須坂トンネル期成会というものの要望書、さらには自民党さんは自民党さんで別様で出されるというふうな形で陳情要望をしております。さらに、この期成会の補助金の負担金の件でございますが、これには自民党さんの方はまったく関係のない部分でありまして、夏の陳情要望の際には自民党さんの予算で行っていただいたというふうに私は聞いとります。

議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

議員（12番 宮原 五男君） しかし、その中に繰り越しの分が混じると分があったとでしよう。違うとですか。やっぱり、誤解を招かぬような対処の仕方をされないと、私の聞いた話によると、自民党が主体でこの期成会のトンネル陳情をやるという話で、何か元県議かなんかが一緒に陳情に行ったっていう話を聞いたんですが。そのところ市長がどういうふうな、その考えでいいのかっていうことを私はちょっと市長に聞いてみたいと思います。誤解を招かぬような状況をつくらんとですね。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） まず、期成会の構成ですが、会長は私でございます、あとこの佐須坂を今後使っていくであろう想定される地区の区長さん方、それからその地区の区長会長さん、並びにその地区から選出されておられます市議の方方で構成をして、これは期成会でございます。決して自民党さんだけの期成会ではございません。

今、宮原議員の方から県議の話がございました。これについてはまったくそのような話はありません。事実無根でございます。

議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

議員（12番 宮原 五男君） はい、わかりました。行くっていう話で行かなかったということらしいんですが、そこを誤解を招かないような行動をとっていただきたいと思います。

それと、ちょっと休憩をお願いしたいんですが、議長いいですかね。

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午後3時20分休憩

午後3時25分再開

議長（波田 政和君） 再開します。福祉保健部長、勝見末利君。

福祉保健部長（勝見 末利君） 先ほど堀江議員さんの方から話がありました、地域介護福祉・空間整備補助金の話なんですけども、私は極端に個人でもいいんですよというような話をしましたけれども、個人でそのようなものを立ち上げられて、その問題を結局このような形でしたいということ、あらかじめやはり、これは介護保険制度の方ですのでそれらの方にも話をしてもらって、そのあと私たちの方が今度は建物は福祉の方で補助金を持っておるんですね。そういうことでありまして、その補助金をもらって、あと運営するためにはどのようにしたらいいかということ、一定のやっぱり申請をしていただいて、あらかじめ法人とかいろんなことを整備していただくようなこととなります。これはやっぱり一定の手続きをしてもらうということでございますので、あらかじめ御了承願いたいと思います。

議長（波田 政和君） 2番、堀江政武君。

議員（2番 堀江 政武君） これは介護を要する方々が施設をつくるときに、幾らかの補助金がもらえるということだろうと思いますが、その%とか、何か決まってないんでしょうか。どのくらい補助があるのか。

議長（波田 政和君） 福祉保健部長、勝見末利君。

福祉保健部長（勝見 末利君） これは先ほど申し上げましたように、補助金の限度額いっぱいなんですね。1,000万円というのは、それで建物そのものとか、あとこういうような認定通所サービスですか、これを設けるといような定員が12名以下といようなことで、あとそれに見合うようにスタッフを用意していただきますよということで管理者とかその中で生活相談員とかそのような人たちを整備していただいて運営をしてもらうといような形でございます。

議長（波田 政和君） 2番、堀江政武君。

議員（2番 堀江 政武君） それならさっき部長は個人でもいいと言われましたけど、個人ではなくて12名以下ぐらいの団体の施設という意味ですかね。今、12名って言われましたけど。

議長（波田 政和君） 福祉保健部長、勝見末利君。

福祉保健部長（勝見 末利君） それは、起こす人ですね。企業を起こす人。そして今、12名以下というのは、その施設で12名以下の方を通所サービスで受け入れられると。施設をつくったら、こういう形で出ますよということです。

議員（2番 堀江 政武君） わかりました。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 29ページの委託料、4,700万円。これは部長の説明によりますと安神の処分場とかいう話もあっておりましたけれども、余りにも多くて当初予算に組みなかったかなあと私は思うわけですが、詳しくちょっと説明を願います。

それと、33ページの大阪の食博の委託料200万円。これにつきましても説明を願いたいと思います。

議長（波田 政和君） 市民生活部長、橋本政次君。

市民生活部長（橋本 政次君） 中原議員さんの御質問第1点目でございますが、機械器具法令点検・保守点検委託料4,710万円でございますが、これは対馬クリーンセンターの保守点検委託料でございますが、今回焼却炉が2基ございますが、そのうちの1基の焼却炉の内壁がちょっと張り出しまして耐火物の緊急補修を行う必要があるといようなことの経費、あわせましてリサイクル施設、それから北部の中継所の保守点検委託料として今回補正で4,710万円をお願いをしている状況でございます。

なお、質問の中にちょっとお話になりました、当初予算では当初業者の見積もりに対しまして

は1億円ほどしか予算措置ができてなかったということもありまして、今回予算不足を生じたために補正をお願いをしたということでございます。

議長（波田 政和君） 観光物産推進本部長、廣田宗雄君。

観光物産推進本部長（廣田 宗雄君） 13節の委託料でございますが、2009年の4月の30日から5月10日まで大阪の国際見本市におきまして食の博覧会が開催を予定をされております。従来、観光と物産につきましては、フェアで大阪の全日空ホテル等でフェア展を開催をしております。

それで一応2009年に開催をされます食博覧会に出店をするためのプロデュースをお願いするものでございます。大阪食博開催のために対馬から何をどのように売っていくのか。総合的な装飾関係の部分のデザインも含めた企画書を作成をする予定でございます。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 何か200万円ですね。えらい高いなあとって質問しております。もう少し安くならんもんかなあと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、機械器具の点検料ですね、松浦のクリーンセンターでしたかね、今、新聞等で騒いでおります。当初の見積もりと今、使いかけたときに実際に石油の量とか稼働率が非常に悪いということで裁判等を起こすような何か新聞等には書いてありますね。あれ、市民部長見てありますか。対馬においてはそういったことはないのでしょうか。急にその1基の点検委託料が出たということは当初にわかっておったんじゃないかなと私思うんですけども、その辺はどうですか。

議長（波田 政和君） 市民生活部長、橋本政次君。

市民生活部長（橋本 政次君） 焼却炉の内壁が張り出して焼却に支障をきたしているという状況になったということは、当初の時点ではその状況は把握はできておりません。今回、実際処理焼却をしている段階で1基の焼却炉に問題が生じているという状況でございます。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 先ほども申しましたように、松浦の方のクリーンセンターの件もありますので、対馬のクリーンセンターの処理能力、当初の見積もりと変わってないか再度見ていただきたいと思ひます。

終わります。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。8番、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） ちょっと、休憩をお願いします。いいですかね。

議長（波田 政和君） いや、続行します。どうぞ。

議員（8番 初村 久藏君） いや、ちょっと、宮原議員さんの問題についてちょっと……。

議長（波田 政和君） はい。わかりました。休憩をします。

午後 3 時 33 分休憩

午後 3 時 34 分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

本日の会議は議事進行の具合によってあらかじめ延長したいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） それでは暫時休憩をします。5 分間。

午後 3 時 35 分休憩

午後 3 時 41 分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

日程第 4 0 . 議案第 5 4 号

日程第 4 1 . 議案第 5 5 号

日程第 4 2 . 議案第 5 6 号

日程第 4 3 . 議案第 5 7 号

日程第 4 4 . 議案第 5 8 号

日程第 4 5 . 議案第 5 9 号

日程第 4 6 . 議案第 6 0 号

議長（波田 政和君） 日程第 4 0、議案第 5 4 号、平成 2 0 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 1 号）から日程第 4 6、議案第 6 0 号、平成 2 0 年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 7 件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、勝見末利君。

福祉保健部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第 5 4 号、平成 2 0 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 5 5 号、平成 2 0 年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 5 6 号、平成 2 0 年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 5 7 号、平成 2 0 年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、及び議案第 5 8 号、平成 2 0 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第 5 4 号、平成 2 0 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由及び

その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は嘱託医謝礼と雇用保険等の不足分及び一般会計と診療所特別会計との会計間経費の組み替えを行うものであります。

第1条の歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,163万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,523万1,000円と定めております。

第2項に歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表「歳入歳出予算補正」によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、4款繰入金、1項他会計繰入金の補正額で1,933万8,000円の増であります。当初、一般会計で計上しておりました各診療所医師研究等補助金を診療所特別会計に計上することになり、その財源として一般会計からの繰入金を充てるものであります。

5款繰越金、1項繰越金の補正額で229万5,000円の増であります。前年度繰越金の全額を計上したことになります。

歳出予算であります。10ページから11ページにかけて、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費の補正額で2,163万3,000円の増であります。

4節共済費に126万1,000円。当初予算未計上の豊玉診療所嘱託医雇用保険料によるものであります。

7節賃金に83万3,000円、豊玉診療所賃金であります。当初予算では委託料として計上しておりましたが、賃金に組み替えるものであります。

8節報償費109万円、豊玉診療所嘱託医との契約更新により契約金額の変更によるものであります。

12節役務費224万4,000円のうち、生化学検査手数料210万円は血液検査等の増によるものであります。

その他節につきましては、当初予算では一般会計の4款衛生費、1項保健衛生費、5目診療所費に計上しておりましたが、診療所の経営に要する経費はこの診療所特別会計に計上するものであります。

以上が、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由及びその概要であります。

次に、議案第55号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は嘱託職員の報酬等の不足分、共同事業拠出金及び平成19年度国庫支出金等

の返納金の決定等により精算を行うものであります。

第1条の歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,244万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,114万6,000円と定めております。

第2項に歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表「歳入歳出予算補正」によります。

歳入予算でありますけれども、8ページから9ページにかけて、3款国庫支出金、1項国庫負担金の補正額で1,051万8,000円の増であります。高額医療費共同事業医療費拠出金の決定により収入を見込んでおります。

4款療養給付費交付金、1項の療養給付費交付金の補正額で760万円の増であります。退職被保険者等療養費及び高額療養費分の追加により収入を見込んでおります。

5款前期高齢者交付金、1項の前期高齢者交付金の補正額で5,320万1,000円の増であります。決定によるものであります。

6款県支出金、1項の県負担金の補正額で1,051万8,000円の増であります。先に御説明いたしました第3款国庫支出金と同様、高額医療費共同事業医療費拠出金の決定によるものであります。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金の補正額で8,780万4,000円の増であります。高額医療費共同事業交付金3,660万3,000円見込み。保険財政共同安定化事業交付金5,120万1,000円については、拠出金の決定によるものであります。

10ページから11ページにかけて、10款繰入金、1項他会計繰入金の補正額で190万6,000円の増であります。職員給与等に係る経費分を一般会計から繰り入れるものであります。

11款繰越金、1項繰越金の補正額で4,089万5,000円の増であります。

1目療養給付費交付金繰越金1,428万2,000円については、療養給付費交付金返納金に充てるものであります。前年度繰越金の残額をその他の繰越金として2,661万3,000円あります。

歳出予算であります。12ページから13ページにかけて、1款総務費、1項総務管理費の補正額で183万6,000円の増であります。主に嘱託職員の報酬等の追加によるものであります。

2項徴税費の補正額で6万9,000円の増であります。卓上コピー機を購入するものであります。

2款保険給付費、1項療養諸費の補正額で90万円の増であります。退職被保険者と療養費の

補装具等の現物支給対象者の増加によるものであります。

2項高額療養費の補正額で670万円の増であります。不足見込みであります。

14ページから15ページにかけて、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金の補正額で1億6,535万9,000円の増であります。高額医療費、共同拠出金、医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の決定によるものであります。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費の補正額で112万2,000円の増であります。特定検診受診券郵送料等の追加によるものであります。

11款諸支出金、1項の償還金及び還付加算金の補正額で2,175万5,000円の増であります。平成19年度療養給付費国庫負担金と及び交付金の返納によるものであります。

12款予備費に1,470万円計上しております。

16ページから17ページにかけて補正予算給与費明細書を掲げております。

以上が、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由及びその概要であります。

次に、議案第56号、平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第1号)の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は平成19年度対馬市老人保健特別会計の精算を行うものであります。

第1条の歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,951万9,000円と定めております。

第2項に歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表「歳入歳出予算補正」によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金の補正額で548万1,000円の増であります。精算による追加交付であります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金の補正額で52万3,000円の増であります。精算による追加交付であります。

4款繰入金、1項一般会計繰入金の補正額で256万7,000円の減額であります。支払基金からの交付金及び国庫負担金の精算による追加交付金がありましたので、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

5款繰越金、1項繰越金の補正額で61万1,000円の増であります。

歳出予算であります。10ページから11ページにかけて、3款諸支出金、1項償還金の補正額で404万8,000円の増であります。老人保健審査支払事務費交付金及び老人医療給付費国庫負担金の超過交付金の返還によるものであります。

以上が、平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第1号)の提案理由及びその概要であります。

次に、議案第57号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は人件費1名分及び後期高齢者医療システム保守料を追加するものであります。

第1条の歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ473万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,114万8,000円と定めております。

第2項に歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表「歳入歳出予算補正」によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、4款繰入金、1項一般会計繰入金の補正額で473万5,000円の増であります。一般管理費事務費繰入金であります。

歳出予算であります。10ページから11ページにかけて、1款総務費、1項総務管理費の補正額で473万5,000円の増であります。8月1日付の人事異動により職員1名分の給料等394万7,000円と後期高齢者医療システム保守料78万8,000円を追加計上するものであります。

12ページから13ページにかけて、補正予算給与費明細書を掲げております。

以上が、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由及びその概要であります。

次に、議案第58号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は平成19年度対馬市介護保険特別会計の精算を行うものであります。

第1条の歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,568万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,168万3,000円と定めております。

第2項に歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表「歳入歳出予算補正」によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、7款繰入金、1項他会計繰入金の補正額で2,132万8,000円の減であります。繰越金が生じたため一般会計からの繰入金を減額しております。

8款繰越金、1項繰越金の補正額で6,701万円の増であります。前年度繰越金の全額を計上したことになります。

歳出予算でありますけれども、10ページから11ページにかけて、4款基金積立金、1項基金積立金の補正額で3,873万円の増であります。これで基金の現在高は2億4,355万8,000円となります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の補正額で695万2,000円の増であります。過年度分保険料還付金72万2,000円、介護給付費国庫負担金返還金622万5,000円あります。

以上が、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由及びその概要であります。

以上、議案第54号、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)、議案第55号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第56号、平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第1号)、議案第57号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、及び議案第58号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)までの5件の議案について、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(波田 政和君) 水道局長、一宮英久君。

水道局長(一宮 英久君) 議案第59号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,437万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,582万2,000円と定めるものとさせていただきます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表「歳入歳出予算補正」によります。

それでは補正の内容について歳入から御説明いたします。

6ページをお願いします。

6款繰入金263万円の減は一般会計からの繰入金の減額でございます。

7款繰越金の1,700万2,000円の追加は、前年度繰越金の増額でございます。

次に、歳出ですが、8ページをお願いします。

1款簡易水道費、1項水道管理費74万円の減額は、1目一般管理費、13節委託料で300万円の水道ビジョン策定委託料追加。

2目施設管理費、15節工事請負費で900万円の維持補修工事の減。

16節原材料費で226万円の量水器購入の追加。

18節備品購入費で300万円の緊急用給水タンク購入の追加が主なものであります。

2款公債費、1項公債費1,511万2,000円の増額は、元金償還金を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認いただきますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） 上県地域活性化センター部長、原田義則君。

上県地域活性化センター部長（原田 義則君） 8月1日の組織機構改革に伴いまして、風力発電は上県地域活性化センターにおいて行うこととなりましたので、私の方から御説明させていただきます。

議案第60号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明をいたします。

平成20年度対馬市の風力発電事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3,376万8,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表「歳入歳出予算補正」によります。

2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算の補正であります。歳入、3款繰越金100万円に16万8,000円を追加し、116万8,000円に。歳入合計3,360万円から3,376万8,000円とさせていただきます。

次に、3ページの歳出でございますが、1款電気事業費1,561万1,000円に206万8,000円を追加し、1,767万9,000円とし、2款諸支出金200万円から190万円を減額し、10万円にさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入につきましては、前年度繰越金を予算計上をさせていただきます。

歳出につきましては、1款電気事業費、1項営業費、1目一般管理費で1号風車の修繕に際しまして早急に対処を行うため、13節委託費から11節の修繕料に予算の流用を行っていたしましたので、流用を行いました予算分につきまして13節委託費に計上いたすものでございます。

以上、簡単に御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りまして御決定いただきますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第47．議案第61号

日程第48．議案第62号

日程第49．議案第63号

議長（波田 政和君） 日程第47、議案第61号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程49、議案第63号、対馬市ふるさと応援寄付条例についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま一括議案になりました議案第61号から議案第63号までの3件につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、議案第61号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第62号、対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございますので一緒に御説明いたします。

今回の2条例の一部改正は、平成20年6月18日、法律第69号において地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成20年9月1日に施行されたことによります。この法律は議会活動の範囲の明確化及び議員の報酬に関する規定の整備を行うために制定されたものであります。

それでは、各条例案の改正内容について御説明いたします。

第61号議案は、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離され、従来の地方自治法第203条が第203条の2に変更されたため条例中の字句の改正を行おうとするものであります。

第62号議案は、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称が議員報酬に改められたため、条例中の字句の改正を行おうとするものであります。

附則で、各条例の施行日を公布の日とし、適用の日を法律の施行日にあわせて平成20年9月1日と定めようとするものであります。

次に、議案第63号対馬市ふるさと応援寄付条例の制定についてであります。

平成20年4月30日に、平成20年度税制改正に関する法律、地方税等の一部を改正する法律が成立し公布されました。今回の改正では、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充され、いわゆるふるさと納税制度が創設されたところであります。ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう、自治体への寄附金に対する税制の大幅な拡充となっています。

本市におきましても、このふるさと納税の制度運用を図るため、今回、対馬市ふるさと応援寄付条例を制定しようとするものであります。

それでは、条例案について御説明申し上げます。

第1条は、条例の目的でございます。対馬をふるさとに持つ人々や心のふるさととして対馬に愛着を持つ人々に寄附金を募り、それを財源に、寄附者の方々の本市への思いを具現化することによって国境の島対馬の特性や地域資源を生かしたまちづくりの推進に資することを目的としようとするものであります。

第2条は、基金の設置でございます。「頑張れ国境の島対馬ふるさと応援基金」として設置しようとするものであります。

第3条は、基金への積み立てについて、第4条は基金の管理について、第5条は基金の収益処理について、第6条は基金の繰替運用について、第7条は基金の処分でございます。寄附者が指定する事業は市長が別に定めるといたしておりますが、国境の島対馬の地域資源や特性を生かした事業に幅広く使えるよう規則で定めることといたしております。

第8条は、寄附者への配慮でございます。寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならぬといたしております。

第9条は、委任について。

附則で、本条例は平成20年10月1日からの施行と定めようとするものであります。

以上3件、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから、各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 市長に尋ねます。対馬市ふるさと応援寄付条例ですね。やっと出されましたけれども、新聞等によりますと、栃木県では2億円寄附された方が、1人で、おられるそうです。びっくりするぐらいの金額ですけども、そういったことはまず少ないでしょうけれども、どのような形で本土におられる方にPRをしていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 寄附金を募る方法ということですが、通常、広報紙等で物事を進めていくという方法も当然していきます。さらに、ホームページにも載せます。新たに今回、この寄附を募るに当たりまして、私は私が進めております市政の基本姿勢であります市民との協働ということがございます。市民の方々のお力をかりたいというふうに思っております。ただし、個人情報保護の関係で、なかなか私どもにそのあたりの情報というのは提供をしていただけないといういろんな制約がございます。

その中で、1つの案として今内部的に協議をしておることは、私どもこのふるさと寄附金の制

度を広報するチラシ等を当然封書で入れる予定はしておりますけれども、あて名書き並びにそのお願いをします市民の皆様方の添え書きをそこに書いていただこうと思っております。さらに、裏にはその市民の方のお名前も書いていただこう。その添え書きの中には当然時候のあいさつ等もあるでしょう。自分の近況を知らせる部分もあるでしょうが、最後には必ず、この対馬が今変わろうとする、変わりたいという思いでのこの寄附金というのに賛同をしていただきたいという旨の一言を市民に書いていただこうと思っております。そのことで自分の親戚、知人等にそれを出していただく。当然その郵券料については市のほうが出したいというふうになっておまして、そのような手法で市民協働によってこのふるさと寄附金を広めたいというふうな思いであります。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） そうですね。少しでも基金が集まるように、皆さん一緒になって努力していかなければならないと思っております。頑張ってくださいと思います。終わります。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第50．議案第64号

日程第51．議案第65号

日程第52．議案第66号

議長（波田 政和君） 日程第50、議案第64号、市道の認定について（千尋藻線）から、日程第52、議案第66号、市道の認定について（合歡木線）までの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。建設部長、川上司君。

建設部長（川上 司君） ただいま一括して議題となりました議案第64号から議案第66号まで3件の市道認定についての提案理由の説明を申し上げます。

いずれの議案も国道及び県道の改良工事により新たな路線が開通したことによるもの及び開通することにより廃道となります旧国道・旧県道敷について、長崎県知事より市道への移管依頼がありましたので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

まず、議案第64号、市道千尋藻線でございます。裏面をごらんいただきたいと思います。主要地方道上対馬豊玉線の曾千尋藻工区の道路改良工事の一部が完成したことに伴い、廃道となります県道敷の引き継ぎによるもので、起点は対馬市豊玉町千尋藻字砥ノ浦から、終点は同じく千尋藻字アノセまでの延長969メートルをお願いするものであります。新道の開通によりまして179メートルの距離短縮、走行時間で1.5分の短縮となる予定でございます。

次に、議案第65号、市道どう坂線でございますが、裏面をごらんいただきたいと思います。この路線は国道382号の道路改良工事として2つのトンネルを含むどう坂工区が本年度の完成に伴い廃道となります旧国道敷の引き継ぎによるもので、起点は対馬市上馬町瀬田字平隈から、同じく瀬田字佐護ノ内までの延長3,497メートルをお願いするものであります。

新道が開通いたしますと、距離にいたしまして約1,387メートル、時間にしまして5分程度の短縮となります。

次に、議案第66号、市道合歡木線でございますが、裏面をごらんいただきたいと思います。この路線は、主要地方道上対馬豊玉線の琴芦見工区の道路改良工事が本年度の完成に伴い廃道となります旧県道敷の引き継ぎによるもので、起点は対馬市上対馬町芦見字松隈から終点は同じく上対馬町琴字ヲバルまでの延長3,220メートルをお願いするものであります。新道が開通いたしますと、距離で1,405メートル、時間にいたしまして4分ほどの短縮となる予定でございます。

以上、3議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第53．議案第67号

議長（波田 政和君） 日程第53、議案第67号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました議案第67号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております6辺地計画のうち、厳原辺地、尾崎辺地、仁田辺地の3辺地は変更計画で、それ以外の3辺地は今回20年度を初年度とする24年までの新規の5カ年計画を策定しようとするものでございます。

以下、各辺地ごとに事業の内容を御説明いたします。

まず、厳原町厳原辺地でございますが、総合整備計画案をごらんいただきたいと思います。消

防施設の項で今回消防ポンプ自動車購入事業の追加により事業費が増額になることに伴っての変更計画案でございます。括弧内の金額が変更前の事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額でございます。今回の変更により、事業費で1,091万2,000円増の2億9,619万2,000円、辺地対策事業債予定額を1,090万円増の2億9,610万円に変更しようとするものでございます。

次に、美津島町尾崎辺地でございますが、消火栓設置事業の追加に伴う変更計画案でございます。当地区で実施いたしております簡易水道事業による配水管等の布設替えに伴って消火栓の布設替えを実施しようとするもので、事業費を4,648万6,000円、辺地対策事業債予定額を1,700万円に変更しようとするものでございます。

次に、上県町仁田辺地でございますが、仁田診療所における医療機器の追加整備に係る変更でございます。事業費を2億5,037万8,000円、辺地対策事業債予定額を1億1,020万円に変更しようとするものでございます。

次に、蔵原町安神辺地の新規計画でございます。林道につきましては平成15年度から実施をしている事業であり、平成22年度完成を目標に、幅員4メートル、延長1,442メートルを整備する計画であります。消防施設につきましては、小型動力ポンプつき積載車の更新でございます。事業費4,243万7,000円、辺地対策事業債予定額4,240万円を計画いたしております。

次に、美津島町今里辺地でございますが、先ほどの尾崎辺地と同じでございますが、簡易水道事業によります配水管等の布設替えに伴います消火栓の布設替えによるものでございます。事業費735万円、辺地対策事業債予定額730万円を計画いたしております。

最後の上対馬町の浜久須辺地でございますが、こちらも地区内の簡易水道事業に伴います消火栓の布設替えでございます。事業費675万円、辺地対策事業債予定額670万円を計画いたしております。

以上で提案理由の御説明を終わります。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第54．議案第68号

日程第55．議案第69号

日程第56．議案第70号

議長（波田 政和君） 日程第54、議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議についてから、日程第56号、議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、勝見末利君。

福祉保健部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、議案第69号、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について及び議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議について順次御説明申し上げます。

まず、議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、長崎県離島医療圏組合の解散の理由及び提案理由を御説明申し上げます。

長崎県離島医療圏組合は、設立後40年間にわたり離島地域住民の健康な生活の確保を目的として活動し、その間、医療施設の充実や、医師を始めとする医療従事者の確保を通じ県内離島地域の医療発展に一定の足跡を残しました。

近年の自治体病院を取り巻く環境の変化、医療保険制度及び医療提供体制の見直し、勤務医師の不足、人口減少や自治体財政の逼迫により病院運営は厳しい状況にあるが、離島病院は今後もこれらの変化に適切に対応し、持続可能な安心・信頼の地域医療を確保していかなければなりません。

長崎県離島医療圏組合の構成団体は、環境変化の対応策を検討した結果、地方公営企業法を全部適用した新しい形での病院経営を選択するとともに、スケールメリットを最大限に生かすため県立病院を運営対象に含んだ新たな企業団を平成21年4月1日に設立する方針で意見の一致を見たので、平成21年3月31日をもって長崎県離島医療圏組合を解散する。

長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があることから、地方自治法第288条の規定により平成21年3月31日をもって長崎県離島医療圏組合を解散することについて、次の県及び関係市町である長崎県、五島市、壱岐市及び新上五島町と協議するものとする。

以上が議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議についての解散の理由及び提案理由であります。

次に、議案第69号、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について提案理由の御説明を申し上げます。

長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があることから、地方自治法第289条の規定により、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり定めることについて、次の県及び関係

市町である長崎県、五島市、壱岐市及び新上五島町と協議するものとする。

以上が議案第69号、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分についての提案理由であります。

次に、議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議について、設立の趣旨及び提案理由を御説明申し上げます。

県立島原病院を地域の中核病院とする島原3市と長崎県離島医療圏組合の構成団体が、今後も安定的にそれぞれの地域の医療を確保していくために、地方公営企業法を全部適用した新たな一部事務組合長崎県病院企業団を設立するのが趣旨であります。

近年の自治体病院を取り巻く環境は、逼迫した医療保険財政を背景に、高齢者医療費自己負担の増、療養病床の消滅など医療保険制度及び医療提供体制の見直しが進められていることと、自治体財政が危機的な状況にあること等から、ますます厳しくなっている。加えて、医師の地域偏在、診療科目偏在が顕著となり、特に勤務医師の不足が深刻化している状況にあります。

このような状況に適切に対応し、長崎県と島原地域、五島地域及び対馬地域の市町が一体となって病院の経営を行い、もって長崎県内周辺地域における医療を継続的かつ安定的に確保しようとするものである。

また、人口減少や医療環境等の変化に迅速に対応し、より効率的な病院経営を行うため、地方公営企業法を全部適用する一部事務組合、すなわち企業団を設立しようとするものであります。

長崎県病院企業団を設立するものでありますが、その病院については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があることから、地方自治法第284条第2項の規定により長崎県病院企業団を設立することについて別紙規約により次の県及び関係市町村である長崎県、島原市、南島原市、雲仙市、五島市及び新上五島町と協議するものとする。

84ページの別紙に、長崎県病院企業団規約について概要を御説明申し上げます。

第1章に総則、第1条に、企業団の目的、この企業団は長崎県と島原地域、五島地域及び対馬地域の市町が一体となって病院を運営することにより、県民の健康な生活を確保することを目的とする。

第2条は、企業団の名称、この企業団は長崎県病院企業団という。

第3条は、企業業団を組織する地方公共団体、企業団は長崎県及び次に掲げる市町で組織する。島原市、南島原市、雲仙市、五島市、新上五島町及び対馬市。

第4条、企業団の共同処理する事務、第4条、企業団は次の各号に掲げる事務、その他これに附帯する事務を共同処理をする。

第1号に別表、次の86ページをあけていただきますと別表には病院名が掲げられております。精神医療センター、島原病院、五島中央病院、富江病院、奈留病院、上五島病院、有川病院、奈

良尾病院、対馬いづはら病院、中対馬病院、上対馬病院という病院の経営をするということで掲げております。

次の第5条は、地方公営企業法の適用であります。これは地方公営企業法の全部を適用すると規定しております。

第6条は、企業団の事務所の位置であります。長崎市に置くということに規定しております。

第2章の企業団の議会、第7条、企業団の議会の組織及び選挙の方法につきまして、企業団の議会の議員の定数は14名とし、次に上げるものをもってこれに充てる。第1号は、別表2、86ページを見ていただきたいと思っております。別表2、島原市から1人、南島原から1人、雲仙市から1人、五島市から2人、新上五島町から2人、対馬市から2人ということで選出されることになっております。

第8条は、議員の任期を掲げております。

第9条は、議員の補充を掲げております。

第10条は、議長及び副議長について掲げております。

第11条は、企業長の、企業団に企業長を置くと。

第12条は、職員について掲げております。

第13条は、監査に関することを掲げております。

第14条は、運営会議の設置について掲げております。

第15条は、経費の支弁方法といたしまして、企業団の経費は事業の計上その他の収入をもって充てる。第2項、事業により生じた利益剰余金の処分または欠損金の処分については、企業団は県及び関係市町と協議をして定めると。

第5章、雑則、第16条、法令及びこの規約に定めるものを除き、企業団の運営については必要な事項は別に定める。

附則、1項、施行期日、この規約は総務大臣の許可の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

第2項、長崎県離島医療圏組合の事務の承継、企業団は平成21年3月31日をもって解散する長崎県離島医療圏組合の事務を承継する、ということで掲げております。

以上が議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議についての設立の趣旨及び提案理由であります。

以上、議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、議案第69号、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について及び議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議についてまでの3件の議案について、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第57．議案第71号

日程第58．議案第72号

議長（波田 政和君） 日程第57、議案第71号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（曾地区）及び日程第58、議案第72号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）の2件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました議案第71号及び議案第72号の2件について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更しようとするものであります。

土地の位置につきましては、それぞれの議案の末尾に字図及び位置図を添付し、黒く塗りつぶして表示しておりますので御参照ください。

まず、議案第71号は、曾ノ浦港における公有水面の埋め立てにより、豊玉町曾字イノハシ1049の19、1051の2、1051の3、1052の2、1052の3、1052の5及び1053の2の地先に5,525.10平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字イノハシに編入しようとするものであります。

次に、議案第72号は、一重漁港地域内における公有水面の埋め立てにより上対馬町一重字在家176の1、176の2及び176の8に隣接する道路地先並びに176の6、176の10及び176の11地先並びに字尾崎ノ段30の34地先並びに30の34に隣接する水路地先に1,356.39平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字在家地先は字在家に、字尾崎ノ段地先は字尾崎ノ段に編入しようとするものであります。

なお、添付書類の指令書等は訂正ということになっていますが、県の事務は昭和60年7月9日付の公有水面埋め立て竣工認可指令書の変更を最後に事務処理が滞っており、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての対馬市の議案としての提出は今回が最初になりますので、よろしく願いいたします。

以上2件、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第59・議案第73号

議長（波田 政和君） 日程第59、議案第73号、対馬市CATVの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました議案第73号、対馬市CATVの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本施設につきましては、平成20年6月10日に開催されました市議会全員協議会におきまして御説明しましたとおり、平成19年度工事において厳原町の市街地を除きます厳原町全域、美津島町全域、豊玉町及び峰町の一部の地域で各世帯への引き込み工事が完成し、対馬市CATVのアナログ放送での番組映像が視聴できるようになりました。平成20年度事業におきましても引き続き豊玉町及び峰町の残る地域と上県町、上対馬町の全地域で引き込み工事を実施するとともに、デジタル放送も視聴可能となるよう整備を進める計画であります。

このためサービス提供エリアが拡大した施設の保守管理体制と料金徴収体制を確立することが必要となりました。あわせて、施設の性格上、専門的な知識と最先端の技術を要することから、指定管理者による管理運営が効率的かつ効果的との判断から、指定管理者の応募を行いましたところ、4団体からの申請がありました。選定の結果、指定管理者候補株式会社コミュニティメディア代表取締役米田利己氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定にあたりましては、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条に定められました対馬市指定管理者選定委員会により、同条例第4条第1項の選定方法及び基準に沿って公正に審査した結果、応募要領の選定基準を満たし、かつヒアリング等の聴取により、経営能力及び管理能力を総合的に判断し、株式会社コミュニティメディアを対馬市CATVの指定管理者候補として選定いたしました。

なお、指定期間につきましては平成20年11月1日から平成30年3月31日までのおおむね10年間といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから本案に対する一括質疑を行います。12番、宮原五男君。

議員（１２番 宮原 五男君） このCATVの件でございますが、インターネットの加入率、今現在どういうふうになって、料金的設定がどうなっているかの詳細がわかれば教えていただきたい。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 対馬市におきます20年3月末のインターネットの利用件数でございますけど、3,778世帯というふうに把握いたしております。3,778世帯です。事業所を含めますので、3,778件と御理解いただければと思います。

議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

議員（12番 宮原 五男君） これはその計画、当初計画の加入率の比率からいうたらどのぐらいの比率に値するですか。それで料金、さっき料金を言っておりましたけど、料金はそのまま最初の設定のままの料金になるんですか。それがなぜかというたら、NTTですか、私もちょっと詳しくは、インターネット使用料が減額になったですもんね、どこかのメーカーが。それに対しての料金設定はそのままの維持でくのかどうかということがかなり難しい問題が発生するんじゃないかと思いますが。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 現在、先ほど申しました3,778は、それぞれの方がNTTに申し込んであるインターネットでございます。対馬市におきましては、まだインターネットの募集をいたしておりません。料金につきましては当初計画どおり2,500円を予定いたしております。

以上であります。

議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

議員（12番 宮原 五男君） そんならこれはNTTの加入者数ですか、がこうなっているわけですね。募集はいつからかける予定で、そのNTTから見込み、CATVに変える見込みというものはどれぐらいの考え方を持っておられるんですか。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 平成21年度に巖原地区の市街地の整備が完了しますとすべてのCATV事業が終わります。今のところ考えておりますのは、平成22年の4月からのインターネットの使用開始ということになります。事情によりまして仕事等が早く終わりましたら、そのときはまた御相談を申し上げたいと考えております。現在の段階では22年4月からのインターネットの供用開始というふうに考えております。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） 関連でお尋ねいたします。

先ほど宮原議員のほうから、今NTT関係で入っているのが3,778世帯というか数ですよ。パーセンテージではどれだけかという話がございましたが、この計画では、当初の計画では30%が目安になっておりますが、そのパーセンテージはこの30で言えば何%になるんですか。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 20年3月末の本市におきます世帯数が1万5,586世帯でございますので、24.2%というふうに計算いたしております。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） そうでしょうね、やっぱり25ぐらいが妥当だと思うんですが、相当頑張らんと30にはなりませんよね。それで、今回の管理者の指定ですけど、当然のごとく30%を超えなければインターネット使用料の1億4,200万円、約。これが入ってこないわけです。この30%を確保するということは、この指定管理者がそこまで業務に入っておるんですか。そこまで条件に入っておるんですか。その辺。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 対馬市が行おうとしておりましたいわゆるテレビからインターネットから、営業そのものもすべて指定管理者にお願いするわけございまして、いわゆるそこら辺の規模拡大と申しますか、そこら辺についても指定管理者のほうで営業努力をされていくだろうと考えております。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） ということは、30%、例えば25になったとしても、15になったとしても、10になったとしても、その指定管理者が全責任を負ってやるということではないんですね。ではお尋ねしますけど、仮に指定管理者が決まったと。その後、例えば1年か2年この事業をしてみたけれども、インターネットが非常に入らんよと、5%、6%しか入らなかったとした場合に、過大な赤字が出るわけですが、そうすると業者としては、やってみたけれどもだめだったよということで市のほうに相談が参ろうかと思えますけれども、そのときに市のほうはどのような対応がとれるのか、この前、全協のときにお話ししたときには、じゃ私のほうから、もしできないときには10年間の約束をしたんだから、できないときには履行保証をとれよと、約束したことは必ず守ってもらわんといかん。インターネット加入が30%あるうが5%であるうが、約束は約束としてこの10年間の指定管理者に全責任をとっていただかねばならないというお話をしときに、保証はできないのかと、履行保証をつけるという話をしたが、その分はどのように決定されたんですか。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 今回、仮に御承認いただきますと、細部の協定書の煮詰めにな

っていくわけですが、今小宮議員のおっしゃる部分についても、そこら辺の協議についてはもし決定いただくとすると、協議をしながら協定書の中に含めていけないかどうか検討していきたいと考えております。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） 協議をしながら作成をするのと、それをするのとは別なんですよ。協議をしながらならば、おのずとあいまいになってしまうんですよ。履行保証を入れるということでは、その負担はまた市民にかかってくるんですよ。1,000円で見れるのがやがては2,500円、3,000円になるわけですよ。だから、指定管理者業者には、自分がやると言っ出てきたんだから、責任を持ってやるということで参加したんだから、全責任持ってもらおう。そのためには、もしという場合に備えて履行保証をとるといふ一筆がなければ、これはすぐやめますよ。この前の説明では、やめる60日前に言えばいいんだという話だった。じゃ、60日前に言えばものは片づくのかと、そういう問題じゃない。これは履行保証をつけて10年間やってもらわんとはいかんですけどね。協議じゃだめですよ。入れるということですよ。

以上。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 今の応募の段階でそこら辺が応募の要項にないものでございますから、できれば今現在、指定管理者の候補者の方がこちらのほうに事業計画を出されてある分でも、8年間まで赤字ですよと、それを持って10年間はやっていきますという計画書を出してあります。ですから、私どもとしては10年間はやっただけのさだろうというふうを考えております。御心配のこの件につきましては、指定管理者候補と十分協議しながら押し込んでいけるよう検討していきたいと考えております。

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午後4時51分休憩

午後5時24分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

73号議案につきましては休憩中に皆様と色々な協議をしまして、総務委員会に議題として上がりますので、再度市長部局も色々な資料を添付しながら、納得いける資料を出しながら説明するとのことでありますので、これはこれで打ち切りたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） これで質疑を終わります。

日程第60．議案第74号

日程第61．議案第75号

議長（波田 政和君） 日程第60、議案第74号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（1工区））及び日程第61、議案第75号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（2工区））の2件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま一括議題となりました議案第74号、議案第75号、対馬市情報基盤整備に係ります工事請負契約の締結について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、議案第74号は、対馬市情報基盤整備工事（1工区）に係る工事請負契約の締結であります。別紙入札結果一覧表のとおり、去る8月26日、3社による一般競争入札を執行しました結果、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社九州社社長山口和洋氏が一金12億597万9,390円で落札しましたので、これに消費税相当額を加算した額の一金12億6,627万8,359円で去る9月9日、同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しておりますので、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、別紙添付の参考資料及び図面を見ていただきたいと思います。当該工区はセンター施設の機器類の整備でありまして、美津島センターの自主放送設備一式、多重情報電送設備一式、受信点設備一式、多重情報検索設備一式と豊玉サブセンター、鑓川サブセンター、峰サブセンター、仁田サブセンター、佐護サブセンター、上対馬サブセンター、一重サブセンターの7カ所のサブセンターの送受設備一式、電送路設備一式、情報ネットワーク設備一式を整備しようとするものであります。

このことによりまして、2工区の引き込み工事とあわせた本年度工事で、厳原市街地を除くすべての地域で対馬市CATVのアナログ放送と4月以降はデジタル放送が順次視聴できる予定でございます。

なお、工期につきましては、平成21年3月31日までといたしております。

次に、議案第75号は、対馬市情報基盤整備工事（2工区）に係る工事請負契約の締結であります。別紙入札結果一覧のとおり、去る8月26日、6社による一般競争入札を執行しました結果、富士通ネットワークソリューションズ株式会社九州支店、九州支店長角岡佳昭氏が一金2億8,600万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した額の一金3億30万円で去る9月8日、同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しておりますので、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、別紙添付の参考資料及び図面を見ていただきたいと思います。

東沿岸部では豊玉町の曾から北部の地域、西沿岸部では豊玉町の和板及び仁位、峰の吉田、賀佐、三根上、三根下を除く地域よりも北部の地域におきましてCATV網の支線及び引き込みとなる電送路約370キロメートルを光ケーブルにより付設し、各CATV加入世帯までの接続をするものであります。合わせて2カ所の受信点設備を整備しようとするものであります。

なお、工期につきましては平成21年3月31日までといたしております。

以上2件、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。12番、宮原五男君。

議員（12番 宮原 五男君） この2件の入札結果ですね。これが最初の1工区、1工区が、私の計算が間違っていなかったら69.9%ですか。2工区が84%ですか。この入札方法はこういうふうな入札方法やったか。5億ぐらい余らせた入札結果になっているんですが。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 入札を執行後、低価格調査等委員会を開催いたしまして、その後決定をいたしております。いわゆる本市が決めております低価格の分に該当いたしましたものですから、委員会を開催して決定をいたしております。

議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

議員（12番 宮原 五男君） そしたら最低価格の基準というものは今入札制度でどれぐらい設けて入札執行してあるとですか。何か80%から85%の中で最低価格を決めているという話だけを、確認はしてないんですが聞いたことがあるんですが。市の今入札執行のあり方で何%を最低制限価格に提示してあるとか、そのあたりをちょっと教えていただきたい。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 今回の1工区でございますけど、低入札価格調査基準価格を79.95%、低入札価格調査判断価格を69.9%に設定いたしております。今回の入札金額が69.95%でしたから、その中に入るということで、低入札調査委員会を設定して妥当かどうか判断して、今回上程をいたしております。

議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

議員（12番 宮原 五男君） このケーブルテレビじゃなくて、普通の建設建築関係もその基準でしてあるとですか。

議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ちなみに、2工区の工事の部分に関しましては、低入札価格調査基準価格を88.20%、入札価格調査判断価格を83.53%にいたしております。1工区の比率が低いのは、いわゆる普通の工事の現場管理費等がございませんので、そこら辺の部分の率

を引き下げた価格に設定をさせていただきます。通常のいわゆる現場管理費、一般管理費がある工事につきましては、先ほど2工区で申しましたように、その程度の率を工事ごとに算定をさせていただきます。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第62．議案第76号

日程第63．議案第77号

議長（波田 政和君） 日程第62、議案第76号、工事請負契約の締結について（北部斎場（仮称）新築工事（建築主体））及び日程第63、議案第77号、工事請負契約の締結について（五根緒漁港関連道路整備工事（トンネル））の2件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。建設部長、川上司君。

建設部長（川上 司君） ただいま一括議題となりました議案第76号について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、北部斎場（仮称）新築工事（建築主体）に係る請負契約の締結であります。平成20年8月26日に10社による一般競争入札を執行いたしました結果、長崎県対馬市美津島町鶏知乙481の9株式会社早田組代表取締役早田豊氏が2億5,399万円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した額2億6,668万9,500円で、去る9月1日、同氏を相手方として工事請負仮契約を締結いたしておりますので、本契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

工事の場所と施設の内容についてでございますが、現在、上県、上対馬町にそれぞれにあります斎場を統合新築するものでありまして、今あります斎場は昭和52年に建築され、築30年が経過し、施設の老朽化が著しく、市民からの苦情も多く、また火葬業務にも支障を来している現状に伴いまして建築するもので、添付参考資料及び図面に表示しておりますとおり、建築場所につきましては佐須奈地内の現在クリーンセンター北部中継所があります隣接地でございます。構造いたしましては鉄筋コンクリート造、陸屋根、平屋建て、一部2階建ての建築面積637.34平方メートル、延べ床面積658.43平方メートル、火葬炉2基、動物炉1基、休憩室等を施行するものであります。

なお、工期につきましては240日間を予定いたしております。

以上、提案理由とさせていただきます。

御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（波田 政和君） 農林水産部長、小島憲治君。

農林水産部長（小島 憲治君） 議案第77号、工事請負契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、五根緒漁港関連道整備工事（トンネル）に係る請負契約の締結であります。去る8月26日に特定建設工事共同企業体12社により一般競争入札を執行いたしました結果、星野・高原特定建設工事共同企業体代表構成員対馬市厳原町東里1番地4、星野建設株式会社対馬支店支店長星野光圀氏、構成員対馬市豊玉町仁位640、有限会社高原組代表取締役村瀬義博氏が落札されましたので、契約金額4億1,450万7,244円、うち消費税1,973万8,440円をもって請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要と内容につきましては、お手元の参考資料及び平面図に表示しております赤塗りの部分でございます。工事内容は、工事延長510メートル、トンネル工144メートル、土工4,415立方メートル、擁壁工70メートル、法面工1,200平方メートル、排水工399メートルを施行するものでございます。

なお、工期の予定といたしましては、継続事業でありますので、平成21年11月2日までの予定といたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。10番、糸瀬一彦君。

議員（10番 糸瀬 一彦君） 火葬場についてお尋ねします。

標準工期が240日間ということでしたけど、3月末と理解していいんですか。

議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

建設部長（川上 司君） この予算につきましては継続費を計上いたしておりますので、8カ月間でございますので、8月ごろ、この議会の承認をいただきますと、10月からになりますと8月程度に完了の予定をいたしております。

議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

議員（10番 糸瀬 一彦君） もう一点、炉型式でジェット空気噴射式ということですけど、ちょっと簡単に説明してください。

議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

建設部長（川上 司君） 失礼します。

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午後 5 時41分休憩

午後 5 時42分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第 5 3 号から議案第 7 7 号までの 2 5 件を、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

なおまた、委員長の審査報告は 9 月 2 9 日に行います。

日程第 6 4 . 諮問第 1 号

議長（波田 政和君） 日程第 6 4、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 諮問第 1 号について提案理由を説明いたします。

ただいま議題となりました諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦についてであります。現委員永尾五助氏の任期が本年 1 2 月 3 1 日をもって満了となりますので、後任として巖原町豆酸 3 3 4 2 番地にお住まいの太田鳳祥氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の御意見を願います。

太田氏は、巖原町豆酸の宗教法人高野山真言宗金剛院の御住職でございます。昭和 5 3 年に高野山大学を卒業され、平成 7 年 2 月に金剛院の御住職として就任されております。また、民生委員児童委員並びに保護司としても御活躍中で、広くシカの実情に精通し、人格識見ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方でございます。どうぞよろしく願います。

議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第 1 号は、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は委員会への付託を省略

することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本案は太田鳳祥氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は太田鳳祥氏を適任とすることに決定しました。

日程第65．陳情第6号

日程第66．陳情第7号

日程第67．陳情第8号

議長（波田 政和君） 日程第65、陳情第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてから、日程第67、陳情第8号、道路整備の安定的な財源確保を求める意見書の提出についてまでの3件を上程します。

ただいま上程いたしました陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

なお、委員長の審査報告は9月の29日に行います。

議長（波田 政和君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あすは定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後5時46分散会

平成20年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成20年9月17日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成20年9月17日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(25名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 齋藤 久光君 | 2番 堀江 政武君 |
| 3番 小西 明範君 | 4番 小宮 教義君 |
| 5番 阿比留光雄君 | 6番 三山 幸男君 |
| 7番 小宮 政利君 | 8番 初村 久藏君 |
| 9番 吉見 優子君 | 10番 糸瀬 一彦君 |
| 11番 桐谷 徹君 | 12番 宮原 五男君 |
| 13番 大浦 孝司君 | 14番 小川 廣康君 |
| 15番 大部 初幸君 | 16番 兵頭 榮君 |
| 17番 上野洋次郎君 | 18番 作元 義文君 |
| 19番 黒岩 美俊君 | 20番 島居 邦嗣君 |
| 21番 武本 哲勇君 | 22番 中原 康博君 |
| 24番 畑島 孝吉君 | 25番 扇 作工門君 |
| 26番 波田 政和君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 永留 徳光君 次長 渋江 雄司君

参事兼課長補佐 阿比留 保君 副参事兼係長 國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------|--------|
| 市長 | 財部 能成君 |
| 副市長 | 大浦 義光君 |
| 副市長 | 齋藤 勝行君 |
| 総務企画部長 | 永尾 榮啓君 |
| 総務課長 | 桐谷 雅宣君 |
| 市民生活部長 | 橋本 政次君 |
| 福祉保健部長 | 勝見 未利君 |
| 観光物産推進本部長 | 廣田 宗雄君 |
| 政策補佐官兼地域再生推進本部長 | 松原 敬行君 |
| 農林水産部長 | 小島 憲治君 |
| 建設部長 | 川上 司君 |
| 水道局長 | 一宮 英久君 |
| 教育長 | 河合 徹君 |
| 教育部長 | 永留 秀幸君 |
| 美津島地域活性化センター部長 | 阿比留正明君 |
| 豊玉地域活性化センター部長 | 松井 雅美君 |
| 峰地域活性化センター部長 | 阿比留博幸君 |
| 上県地域活性化センター部長 | 原田 義則君 |
| 上対馬地域活性化センター部長 | 近藤 義則君 |
| 消防長 | 阿比留仁志君 |
| 会計管理者 | 森田 健一君 |
| 監査委員事務局長 | 扇 照幸君 |
| 農業委員会事務局長 | 大石 邦一君 |

午前10時00分開議

議長（波田 政和君） 皆様、おはようございます。報告します。小宮政利君及び上野洋次郎君より遅刻の届け出がっております。また、議会だよりに掲載のため、一般質問登壇者の写真撮影を許可しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1．市政一般質問

議長（波田 政和君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は5名を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） おはようございます。さきに通告しておりましたとおり、市政一般に対して一般質問をさせていただきます。

県立2病院と離島医療圏組合病院を再編統合し、新たな運営主体となる企業団設立についてお尋ねをいたします。

長崎県は、離島医療圏組合が開設されて40年となり、離島医療を取り巻く経営環境が市町村合併、道路整備、人口の減少、高齢化、医師、医療従業者の確保困難などを理由に見直しが必要として、対馬市ではいつはら病院を基幹病院とし、中対馬、上対馬病院を分院あるいは診療所としての規模の縮小など、見直しをすとしていしましたが、現在は県立2病院、離島医療圏病院の組合の全病院を企業団として設立し、その後、地域住民の意見などを十分叶えながら、地域病院のあり方を検討していくとの方針に転換をいたしました。

去る6月18日に上県町で、29日には美津島町で県議会・改革21の議員団13名による公聴会が開催をされ、上対馬会場では約100名、美津島会場では約250名が出席をし、意見交換が行われたとのこと。このことからして住民の関心の高さがわかると思います。離島医療を守るために病院は必要であると思いますが、市長はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、厳原港ターミナルについてお尋ねをいたします。

私は以前、前市長に対して同じ質問をした経緯がございます。その後、いかなる改正といえますか、改築もなかったような気がいたします。ただ、2階待合室の固定されたいす、これが取り外されて、今ではいすを移動させるいすになっている。それはお願いをしたことは実現したのかなと思います。

近年、韓国からの観光客の急増で、特にことしのお盆の帰省時にはフェリーやヴィーナス、韓国からの高速船の入港や出港船の重なるときは、旅客待合室や1階の切符売り場、通路まで人で身動きができない状況にあります。また、韓国から観光客の出入国時の入管、税関を通るための階段は非常に狭く、上るために不便で不満が多いとの話であります。ターミナルは県の建物というか、施設で、市が管理をしていると聞いていますが、今後も韓国からの観光客は増加傾向にあると言われております。今後、県に対して、新築もしくは増築を働きかけることはできないのか。また、現在3カ所ある駐車場は狭く、遠く、不便と思いますが、その辺のお考えをお尋ねをいた

します。

次に、主要地方道の整備状況についてお尋ねをいたします。

国、県、市道等の改良や整備は進み、道路はよくなったとはいえ、まだ未改良区域がかなり多く残っています。例えば、巖原の佐須坂トンネルは期成会もでき、市を挙げて実現に向かって努力しているところでありますけれども、まだ決定されたものではないのではないかと考えています。また、美津島では、巖原豆殿美津島線の吹崎工区、箕形から加志浜までの3.14キロ、この区間が未改良となっております。また、豊玉町の卯麦佐保線など、今後の整備計画についてお尋ねをいたします。よろしくお尋ねをいたします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） おはようございます。今、三山議員さんの方から御質問ありました3点についてお答えしたいと思います。

第1点目の県立病院と離島医療圏組合病院を再編統合し、新たに運営主体となる企業団設立に関する問題でございます。これと、現在の対馬における3病院の今後の考え方というふうなことだろうと思います。

近年の自治体病院を取り巻く環境の変化につきましては、ひっ迫した医療保険財政を背景として、高齢者患者の医療費自己負担の増、それから療養病床の削減等医療保険制度及び医療提供体制の見直しが進められていること、自治体財政の危機的な状況にあること等、ますます厳しい状況であることは、もう既に議員の皆様のお承知のとおりでございます。

加えて、医師の地域の偏在、偏りですね、それから診療科目の偏在、小児科、産科等の問題が、医師不足等が出てきておりますが、そのようなことが顕著となり、特に勤務医の不足が深刻化している現状にあることは、対馬のみならず日本中の大きな問題となってきているところであります。

一方、県におきましては、平成19年7月「県立病院及び離島医療圏組合病院のあり方検討懇話会」から、このような状況に適切に対応し、断続的かつ安定的な医療の確保を行うためには「企業団」設立が必要であるとの報告を受け、関係市町長との協議を進めた結果、昨年10月のその会議において、離島医療圏組合を来年、平成21年3月31日をもって解散し、平成21年度からは地方公営企業法を全部適用した新たな「長崎県病院企業団」を設立する方針が確立されたところでございます。

対馬市内の3病院につきましては、新たに設立された企業団の一病院としてそれぞれ運営されることとなっております。

市といたしましては、平成18年11月に設立した「対馬市医療等対策検討委員会」において、一つ目は、対馬離島医療圏病院の運営に関すること、二つ目に、中地区医療機関の機能充実に関

すること、三つ目に、市立病院のあり方に関すること、四つ目に、中地区の救急医療に関すること、五つ目に、住民の健康、健診に関すること、等が協議され、この10月には最終の報告をいただく段階にきております。

その結果を踏まえ、行政といたしましては、対馬市民の健康を守るうえで医療機関の充実を検討し、より市民の立場に立った医療行政に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、厳原港ターミナルの問題でございます。ターミナル並びに駐車場の問題でございますが、現在の国内ターミナルにつきましては、県が事業主体で平成2年に完成し、完成後に旧厳原町へ移管されており、また同様に国際ターミナルの分につきましても、県が事業主体で平成9年に完成し、完成後に、同じように旧厳原町へ移管されております。

議員御指摘のとおり、厳原港ターミナル待合室は帰省客の多い盆、正月の時期になりますと、施設の外にも利用者があふれる状況となっており、混雑の解消対策として、この時期の国内航路、国際航路の重なる運行ダイヤを変更できないか航路運行事業者へ依頼するとともに、ことしのこの8月の帰省シーズンには、市職員もターミナルの方に出向いて混雑解消のための対応に当たりながら頑張ったところでございます。

この現有施設を使用する間につきましては、盆、正月等の混雑期には同様の対応が必要であるというふうに私も職員も考えておるところであります。

現在、厳原港賑わい創出検討委員会というものがありますが、その委員会において、これから先の5年から10年後の長期的な厳原港の将来像について検討をいただいておりますが、同時に早急な対応が必要であるターミナルについても検討をお願いし、委員会での結論を受け、市としても対応していきたいというふうに考えております。

また、駐車場についてであります。現在、厳原港には平成18年3月に供用開始した第4駐車場を含め、合計194台分の駐車スペースを確保し、駐車場の満車解消に努力してきたところではありますが、最も駐車スペースが大きい第3駐車場は、ターミナルから特に離れ、利用者に不便を来たしている状況であります。

しかしながら、ターミナル周辺には用地もなく、また野積み場は使用を希望する事業者が多く、譲り合いながら使用している状況であり、使用許可については通常使用を優先し、目的外の駐車場用地とすることは考えにくいとの長崎県対馬地方局の考えでもあります。

旅客者の利便性を図るため、十分な駐車スペースを確保できるよう地方局並びに野積み場を使用している関係者と協議していくとともに、違法な放置車両についても駐車場の見回り強化などで早目に確認を行い、地方局と連携しながら撤去指導を行ってまいりたいというふうに考えております。御理解くださるようお願いいたします。

次に、県道並びに主要地方道の整備状況でございますが、対馬市における道路整備状況を説明

いたしますと、国道は延長約91キロメートルであり、うち改良済み延長は83.4です。改良率は91.6%であります。主要地方道、6つの路線の総延長は約170キロメートルで、うち改良済み延長は109.6キロ、改良率は64.5%であります。

また、一般県道は、9路線の総延長は約70キロメートルで、うち改良済み延長45.5キロ、改良率は65.0%であります。また、対馬市が管理しております市道1,504路線の総延長は約799キロメートルで、うち改良済み延長252.0キロメートル、改良率は31.5%の整備状況となっております。

現在、主要地方道は上対馬豊玉線、厳原豆酛美津島線の2路線の改良工事が実施されており、上対馬豊玉線におきましては、曾～千尋藻工区の延長1,450メートルと、琴～芦見工区の延長2,280メートル、及び大增～舟志工区の延長1,063メートルの3カ所につきまして、それぞれ整備工区が設定され、改良工事が進められております。

曾～千尋藻間については平成21年度に、琴～芦見間については本年度に、また大增～舟志間については27年度の完了予定となっております。

次に、厳原豆酛美津島線でございますが、美津島鶏知工区の延長1,020メートル、厳原今屋敷工区の延長260メートルの2工区が実施中でございます。両工区とも24年度に工事完了予定で、美津島鶏知工区につきましては、一部工事を実施しながら用地確保に努めております。なお、久田南工区の延長2,420メートルにつきましては、19年度に完了予定で工事請負契約も締結されておりましたが、請負業者の経営不振等により、やむを得ず20年度に繰り越され、本年度の完了予定となっております。

なお、今路線の総延長は約79キロで、改良率は55.6%であります。

この路線の未改良区間である美津島吹崎付近ですね、加志から箕形間の約3キロにつきましては、地元との意見調整を図りながら順次要望していく予定であります。昨日の答弁の中でも申し上げましたとおり、鶏知工区が平成24年度に完了予定でございますので、その後、大変住民の不便を来しておるこの工区については要望をしていきたいというふうに考えております。

一方、主要地方道「棧原小茂田線」におきましては、平成8年度から着手しておりました棧原工区の延長1,300メートルが19年度に完了しましたので、本区間につきましては安全走行が確保され、時間短縮効果が発揮されたものと思っております。

しかしながら、本区間を過ぎると上見坂峠までと佐須地区に至るまでは、まだまだ急カーブ、それから幅員狭小区間が続き、大型車両との離合に支障を来しております。このような状況から安全走行の確保とさらなる時間短縮に向け、50年前からの佐須地区住民の悲願でありました「佐須坂トンネル」の早期着工を要望しており、現在、長崎県においては事業採択のため調査検討がなされているようでございます。

次に、一般県道につきましては、大浦比田勝線、瀬浦厳原港線の2路線の改良工事が実施されており、大浦比田勝線につきましては、豊～泉工区の延長2,060メートルが本年度に完了予定でございます。

また、瀬浦厳原港線でございますが、内山安神工区の延長2,340メートル、佐須瀬工区の延長350メートルの2工区が実施中であり、内山安神工区につきましては、19年度に延長702メートルのトンネルが貫通し、21年度に完了予定であります。

佐須瀬工区につきましては、切り取り後の法面が被災したため進捗に支障を来たしてはりましたが、23年度完了を目指し実施しているところでございます。

また、唐崎岬線でございますが、議員が御指摘の卯麦佐保間の未改良の区間が残っております。これにつきましては、地元住民の方と一緒に地方局の方に出向きまして、あのような形で今、工事が中断しているのはいかなるものかということで陳情活動をさせていただいてるところでございます。放置するわけにはいけないという思いで取り組んでいきたいと思っております。

どうか、以上でございますので御理解くださるようお願いいたします。

議長（波田 政和君） 6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 市長、これからは一問一答でお願いしたいと思っております。

まず、離島圏組合病院の再編についてですけれども、当初、県から発表されたときは、対馬地区の場合、いづらはら病院を基幹病院として、中対馬、上対馬については分院あるいは診療所、その前には一定の期間は現状維持で、それを過ぎると分院あるいは診療所というような発表があったのかなと思うんです。県議団の説明会の中ではそういうようなお話でした。一定の期間、一定の期間が3年なのか5年なのか、その辺ははっきりしませんけれども、いずれ中対馬病院は診療所、あるいは上対馬病院については地域性を考慮して分院になる、そういうような見通しがあったのではないかと。

ただ、対馬地区だけではなく、離島医療圏を取り巻く市、町を持ってる住民は、そういう病院を抱えてる地域の住民というのは、これから高齢化社会がさらに進む中で今病院を、例えば分院とか、あるいは診療所ぐらいになりますと本当に健康面で不安を覚えると思うんですよ。市長の答弁の中でも病院は必要だ、市民に安心して医療を受けられる施設は必要だということですので、意思としては私と同じような気持ちを持っておられるということで力強く思うんですけれども、対馬には民間病院が、入院機能のある民間病院が幾らでもあれば、離島医療圏病院が一つぐらい分院とか、あるいは診療所になってもいいんでしょうけれども、そうでなくて、個人病院はもう普通の医院で診察をして、精密検査はいづらはらなり中対馬なり上対馬病院に行けというような市ですので病院はぜひ必要だと思うんです。

私も月に1回ぐらい病院に行ってるんですけども、そういう中でやはり病院に通院されている

方々からいろいろお話を聞かれます。例えば、一番懸念されてるのは中对馬に現在通院されている方で、ここが診療所になるという話だが、いつごろからそうなって、どうなるかと言われても、私もしっかりわかりませんでしたので、調べさせていただいて、また後で検討させていただくというような返事しかできませんでした。ただ、住民が必要な病院を、幾ら県が財政事情がどうこうだと言っても、県の都合だけではそういうことを許すような対馬市なり、あるいは対馬市議会ではないと思いますというようなことは言いました。

本来、私個人的な考え方としては、教育とか医療とか福祉とかというのは、これは国の責任で全国一定のレベルを維持するべきだと思うんです。地方自治体にそういうものを負担をさせるというのは国が無責任過ぎるような気がするんですよ。幾ら国境の島あるいは過疎地域だと言っても、住民はどうでもいいのか、国民はどうでもいいのか、そういうもんじゃないと思うんです。だから、病院を守るために市長始め、市の幹部の皆さん方も、あるいは議会も一緒になって、住民が安心して、これから先、対馬で暮らして、対馬で生まれて、対馬で生涯を全うしたいというのが、私ども年代から上の方はほとんどそう思っていると思います。子供たちが幾ら福岡に、あるいは東京に、大阪に行っても、年にとって東京とか大阪に行こうとはだれも思っていないと思うんです。そういうことを叶えて、離島医療圏病院の持つ機能は今のままでぜひ維持していただくように、市長、頑張ってくださいと思います。その辺の意気込みをお聞かせいただければと思いますが。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） この離島医療圏病院の件でございますが、三山議員さんがおっしゃったように、当初、県の方は病院の区分けとして基幹病院、それから分院、診療所というふうな3つの区分けをされてたように聞いております。ところが、7月25日の離島医療圏病院の対馬3病院の経営委員会を、議長が会長でございますが、議員の代表の方も入っていただき話し合いをする中でこの問題が、病院の事務局の方から話がありました。結果、どうなったかといいますと、皆さんの、そういう区分けの問題っていうのおかしいんじゃないかという論議の中で、今回、企業団設立に関して、県は地元議会の同意をもらわないとその病院の区分けについてはしないというふうな基本的な姿勢を変更されたということで、今回、議会の方に企業団の設立の部分だけについて今回提案をさせていただいたわけですけども、私自身も十分な論議がされてないというふうな思いもございましたから、7月25日、それを基本的なところで発言もさせていただきました。1カ月ぐらいの間で県の方も方向がやっと変わったというふうで胸をなでおろしておるところでございます。

この10月に対馬市医療等対策検討委員会の方が一つの、対馬における医療のあり方というものの方角性を出していただけたらと思っております。それを十分に検討していきたいというふうに

思いますし、先ほど言いましたように市民の皆さんの声を大切にしていきたいという思いで頑張りたいと思います。

しかし、この問題につきましては大きな問題がございます。離島医療圏組合に対して、県の方が年間3億5,000万の財源対策をされてると。それから、県が養成をしたお医者さん、そのお医者さんを離島医療圏組合の方に派遣をしていると。現在、年間約4名から5名のお医者さんを県の方が育て、自治医科大ですかね、の方には年間1億3,000万の負担金を支払っていると、そのためについていう状況がございます。6年間の、またいろんな対応等の制度等をつくって、倍の12年間ですか、一定期間勤めていただくとかいう制度等で、お医者さん方もそのような制度を使って今、勤務をされてるという状況があります。ということは、県の方がお医者さん方をある意味コントロールしていくってということもあると思います。そういう事態になったとき、私も対馬、この3病院は今40名のお医者さんを抱えてるわけですけども、そのうち25名がこの養成医でございます。当然養成医の方で、既に一定期間を終了された方も10名近くいらっしゃるにはございますが、10名まではいらっしゃいません、申しわけありません。まだまだ期限が来てないお医者さん方がいらっしゃるということで、一つの方向を出す段階において、そのような今、県がしてきた施策等も十分に勘案して、市民の方にそのあたりをきちんと伝えながら判断をしていかなければいけないというふうにも思っております。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 私、新聞を見ながら、西日本新聞の8月23日の新聞記事の中で、離島医療圏再編問題に対して民主、社民でつくる改革21が県に対して要望をした。そのとき、県民の関心も高い問題なので公開してほしいというような申し出があったそうです。ところが、県の方は聞かれたくないような話が出るかもしれないということで、マスコミ関係者をシャットアウトしたというような記事が載ってます。

先ほどから市長、おっしゃるように、県の協力がなければ離島医療圏病院の経営は成り立たないだろうとは思いますが、やはりこういうことは住民にとって非常に大切なことなんです。どっかの隅で話が進んでもらってもおかしいと思うんですね。やはりみんなが、県民すべてとは言わなくても、離島医療圏組合病院があるこの地域の人たちいうたら、やはり医療関係はもう非常に深刻な問題と受けとめていっているわけですから、こういうことを隠さずにオープンにいただければ、何も大きな問題として今ごろ浮上することはなかったと思うんですが、やはりそういうところ県に対して要望をお願いをしたいと思ってます。とにかく公表できることは公表していただいて、住民が、あるいは市民が納得していただくような説明を市長が一生懸命働いていただいて、返事をとってきてほしいと、そういうことをお願いをしたいと思っております。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） この問題につきましては、昨年の10月の5日ですかね、に一つの方向が出されたというふうに報告は受けております。その後も離島医療圏組合の方から離島医療圏組合議員の皆様の方にも出向いて説明をしてきたというふうな話も最近聞いております。私もそうですが、知り得たことっていいですか、そして、皆さんに本当すぐに伝えたいと思うこと、伝えなければいけないという分は伝えてどんどんいきたいと思っておりますし、また、議員の皆様におかれましても、いろんな場面でそういうふうな話も入ろうかと思っておりますので、その点についてどんどん議会の中に、そして市民の皆さんに向かって広報をしていただければというふうに思っています。私は、専ら開けた形で物事を進めていきたいというのが私の姿勢でございますので、どうか御理解ください。

議長（波田 政和君） 6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 私が、同僚議員の中で離島医療圏病院の議員が4名いらっしゃいますけども、そういう方々には総会内でそういう話はなかったというようなお話ですし、あるいは、例えば、私18日の市長部局の要請の全員協議会の中に、全員協議会に私用のためちょっと出席できませんでしたが、いただいた資料の中では、平成14年の懇談会員の名簿の中には、前副市長永尾さんの名前も載ってますし、あるいは企業団設立経過の中に、昨年の8月2日ですけども、対馬市議会の厚生委員会が県を訪ねたときに説明したような経過報告があるわけですね。例えば、現財部市長が御存じなくても、19年あるいは前市長、前部長連中は多分こういう経過で話は進んでいるということは、私は事前にわかってたと思うんですよ。やはりそういうことが、隠すというのはちょっと解せないような気がするんですね。先ほどから言ったように、隠すような話ではないのに県が隠すような行為をとったというような新聞記事の中にもあるように、やはりすべて公開はできないでしょうけども、ある程度基本的なことはオープンにしていた方が市民の理解は得られると思います。このくらいで離島医療圏については、とにかく現在の3病院の医療機能をこれ以上落とさないように、市長、一生懸命努力をお願いをいたします。

次に、厳原港ターミナルですけども、韓国からの観光客というのは年々増加をしております。私も厳原には再々行かせていただいて仕事もさせていただいてるんですけども、やはり厳原の川端あるいは、ここを歩く人、交流センターで歩く人、県道、国道を観光バスが何台もならんで走っている、そういう姿を見ますと、やはり対馬は、これから観光客は韓国の人が主流になるのかなと思います。そのためにはやはり韓国からの観光客を歓迎するような気持ちが必要だと思います。

先ほど申し上げましたように、例えば今、入管、税関を上がる道、どなたか覚えてると思いますが、私が質問したときに税関の上り口、あそこは階段です。あそこをできたらスロープに

していただいて、荷物なんかずっと、今のほとんど大きなバッグ、ポストンバッグといいますが、あれは車がついてますので、抱えなくてもずっと、何メーターかですけども行けるんじゃないか。そういうとこの改良もやはりちょっとしたことで私はできると思うんです、そのくらいなら。階段はどうしようもないでしょうけども、今の建物である限り。長く、混雑したときは入ってから出るまで1時間ぐらいかかるというような話も聞いてます。やはりこういうことからして、観光客はせっかく対馬に来た、さあ対馬を見たい、おりたいと思ってみても、なかなか1時間も狭いところで待たされる、外に出れないというのはやはり苦痛があると思います。

それと、3つある駐車場ですけども、今ターミナルの前の駐車場はいつ行ってもほとんど満車状態です。あいていても、運よくあいていても1台か2台入れればもういっぱいです。そこから第2駐車場は近くていいんですけども、第3駐車場まではかなりの、車で行けばほんの一、二分ですけども、歩いていきますと五、六分かかります。そして、ターミナルの前からは土田水産付近までは道路の両側にはすべて車が、違法駐車になるのか、駐車禁止の場所でないのかわかりませんが、両方にいつも車がとまっています。やはりそれだけ駐車場が不足してる。ただ、現在の用地の中では何か駐車場の確保は難しいということですけども、やはり九州郵船も燃油の高騰などで減便をする、あるいはそういう不便性を感じるようになりますと、ますます利用するお客が私は減ってくるような気がするんです。だから、駐車場でも管理したり、あるいは福岡に行く人たち、対馬の人が福岡に行っても飛行機よりも船の方が安いわけですから、時間に余裕のある人はやはり少ない経費で行った方がいいわけですから、その辺の駐車場の整備もあわせて、もう一回その辺何とかならないかなと思います、どうでしょうか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 巖原港につきましては、先ほど巖原港賑わい創出検討委員会というところで今協議してるという話しましたが、今、私どもは、通称で赤灯台と言っておりますけども、野良崎の方に向かって岸壁を伸ばしている状況でございます。それと、海上保安部の船着き場に向かって斜め、斜めっていうか、南側に向かってですかね、また船舶が係留できるような形で計画を今されております。その計画の中で、改めてターミナルビルっていうのは移設をしていかなければいけないというのが、すぐそこに来ております。先ほど言いました赤灯台の先を埋め立てをするということで、今第3駐車場ですかね、第3駐車場について通路として今度確保しなければいけないということで、さらに駐車場は不足を来すというふうな状況も、正直言うてもう出てきてます。これについては頭悩ましておりますけども、仮にほかの用地を求めると、求めてそこに駐車場をつくっても、先ほどの三山議員のお話じゃありませんけどもジェットfoilがこのような形で減便されていく。巖原についても、今まで2便が1便になってしまうという状況の中で、駐車場がどこまで本当必要になるのか、駐車台数のある意味見直しも考えていかんばい

かんのかと思うんですね。外に張り出していく岸壁の利用というのも当然出てきますから、そのあたりの絵がはっきり見えてきた段階で、全体の駐車場の台数っていうものを確保していきたいというふうには思っております。

階段でございますね。もう一点の階段は、国際ターミナルの外階段のことだと思います。外階段の部分については、あそこは恐らく模様替え申請っていう形で、もう県とも協議が必要かと思いますが、今おっしゃられるようにキャリアバッグ等が簡単に上げられるような形での検討を試みたいと思います。

以上です。

議長（波田 政和君） 6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 私は、減便になるから利用客が少なくなるという意味で言ったんじゃないで、例えば駐車場が少ない現状で利便性が悪くなれば利用客は減るんじゃないですかと、こう申し上げたつもりで、その辺誤解のないようにまずお願いをして、その辺検討していただいて、ぜひ実現に向かって努力していただきたいと思います。

3つ目に、主要地方道ですけども、先日の予算に関連して大浦議員とのやりとりの中で、市長と大浦議員とで私が言いたいことは言っていたのかなという気はします。佐須坂トンネルについては、もう期成会もでき、出県あるいは東京にも陳情に行ってるみたいで、これはある程度目鼻はついたのかなという気はするんですが、目鼻がついている状況があれば、その辺をぜひお願いしたい。

次に、主要地方道ですけども、実は、私は所管委員会も産建の委員長をさせていただいて、吹崎工区は私の地元なんです。地元のことを議会で取り上げるのは何か心が引けるところはあるわけですけども、やはり住民の道路改良に伴う要望というのは、もう人一倍強いところです。佐須坂が悲願50年ということですが、吹崎工区だって悲願もう50年あるいはそれ以上たってるかもわかりません。もう3キロ140メートルぐらい。きょうの朝、私、旧吹崎分校がありましたところ、あのあたりが一番、あそこ、箕形から来て、箕形の鼻を回って、旧吹崎分校の跡地が見えるところまでは改良は済んでるんです。そこから先が一番工区内でも、一番幅員の狭いところです。私、きょう朝、あそこに車をとめて実際計ってきました。一番幅員の狭いところ、山から法面がおりてきて、側溝がちょっと深いところで20センチぐらい、昔の側溝です。浅いところで十四五センチぐらいあります。側溝からガードレールの手前ぐらいまで、狭いところは3メートルしかありません。そんなところが2カ所あります。3メートルですと、今、軽の乗用車あるいは軽トラックあたりでも左右のバックミラーからバックミラーまでしますと大体170センチ、1メートル70あります。軽でも離合できないんです。それが、やはり大型車といいますが、10トン車あるいはバス、そして今あの地域は、保冷車といいますが、尾崎に対馬でも有数のマグロ基地

があります。そういう関係で大型の保冷車というのは1日に何十台通ってます。そういうときに、もし大型車同士が離合をするとしたら、もう何十メートルも下がらなきゃいけないのが現状なんです。

その辺のことは、もう私が説明しなくても、市長初め、皆さん御存じだと思いますけれども、やはり道路状況の劣悪なところから優先してやはり道路工事をしていただく。そして、特に私が平成15年に美津島町の市議に初当選させていただいて、そのときの産建の委員長が大浦議員でした。そのとき、私ども産建委員会で県に陳情に行きました。県は、県の財政事情があって、1町1路線を基本にしています。市長が申し上げたように、現在、美津島では鶏知工区が工事が進んでいます。鶏知工区が終わらないと吹崎工区には入れませんということでした。しかし、当初の予想では、私たちが聞いてたのは、箕形に城山という山があります。あそこが城山工区というところ。城山工区が終われば吹崎工区に入りますというような話をずっと伺って、それを信じてました。ところが、美津島町で、議会じゃなくて、当時の町長がというような話でしたが、それが鶏知にいつの間にか変わったと。地元の住民は全く説明も何も聞いてませんでした。そういうこともあって、とにかく城山が終われば吹崎に入って、吹崎工区が完成すれば鶏知まで尾崎から15分で行けるような、そういう道路体系ができると思ってましたけども、それがいまだにできません。

そして、先ほど市長が言いました卯麦佐保間、やはりどんな事情があるのか私はそこまでわかりませんが、やはり途中で工事が中断するのはおかしい。地域の住民の意志を尊重してないというか、事情は財政難か、あるいは用地かわかりませんが、その辺もあわせて今後強力にお願いをしてみたいと思います。

まず、佐須坂からどういう経過なのか。この前、県に期成会で行かれたこともありますのでお願いします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 佐須坂の経過でございますが、その経過につきましては、昨日と先ほど答弁したのがすべてでございます。出県をし、お願いをし、そしてその週のうちには県の方が調査に早速入ったというふうな情報までございまして、国等への陳情等については全く、私は行っておりません。

それと、今思い出しましたが、昨日、自民党さんとの兼ね合いがいろいろございましたが、出県等につきましては、いかなる党とも皆さんと一緒にいきたいというふうに思っております。私は、市民の皆さんの負託を受けてやっておるわけで、不偏不党で物事はきちんとやっていきたいというふうに思っております。今のちょっと質問とは全く逆でございましたが、申しわけございません。

それと、先ほどの減便の問題につきましては、解釈違いをしまして申しわけございません。この1カ月間、減便については大変ナーバスになっておるものですから、間違った解釈をしてしまいました。

吹崎工区の問題につきましては、もう私は一番西側に位置している尾崎は若い人たちがたくさん残って漁を一生懸命やってあると。そして、さらにマグロの養殖ということでも一生懸命取り組んであるという先進的な地区であるという思いをしております。その中で保冷車等がある意味すごいスピードで行き来をしております。大変危ないなという思いはしておりますので、そのあたり、あの道路がきちんと改良するということは、美津島の西部地区、それから巖原の阿連地区とか、そういう地区にとっても大変有意義な効果の上がる道路だというふうに理解をしておりますので、これから先、一生懸命取り組んでいきますので御支援のほどよろしく願いいたします。

唐崎岬線については、なぜあそこがああいう形で終わってるのかというのが私も不思議でございました。そして、地方局の方に陳情に行った際も、地方局長も何でここは残っとるんやろうかという思いにあるんですというふうに、正直に物事を住民の方にもお伝えをされておりましたし、同じ気持ちだなというところでございますので、きちんと物事は進んでいくというふうに思っております。ただし、県の財政も大変厳しい状況にある中で、どこが県にとって、そして市にとって効果の上がる路線かということで物事はきちんと決まっていくというふうに思っております。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 時間が来ましたので、よろしいですか。何かあれば、最後に許可しますけど。

議員（6番 三山 幸男君） そんなら最後に。済みません、時間延長していただきまして申しわけありません。以上、3点で私の一般質問は終わらせていただきますけれども、今後とも市長には最大限の努力をお願いをいたしまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（波田 政和君） これで三山幸男君の質問は終わりました。

.....
議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は11時5分から。

午前10時54分休憩

.....
午前11時04分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

次に、18番、作元義文君。

議員（18番 作元 義文君） おはようございます。財部市長が就任をされまして、初めての一般質問をさせていただきます。対馬市も次から次へといろんな難題が降りかかっております。

毎日が大変忙しいとは思いますが、若さで乗り切って頑張っていたきたいというふうに思います。

さて、さきに通告をいたしておりました2点につきまして市長に質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、対馬の観光とこれからの取り組みということについてお伺いをいたします。

財部市政になりまして対馬市の機構改革がなされました。観光物産推進本部というものが設置をされ、いよいよ対馬の観光と物産の改革に着手されると思います。また、いろいろな見直しもされてくる、当然なされていくと思われませんが、観光客等の受け入れの体制あるいは施設の整備、補修、もろもろに対馬観光物産、こういったものの売り込みなど、どのように推進しようと思っておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

また、対馬を国境離島と位置づけたとき、一連の竹島問題があります。竹島は我が国の領土であると文部科学省が中学校の社会科の解説書に示したことから、韓国側が反発をして、日韓の交流行事や、あるいは子供たちの交流までもキャンセルになったり、我が対馬市でもデモ行進や抗議行動がなされ、驚くことにその抗議行動の一部の人のTシャツの胸には、対馬も韓国の領土だというふうな文字が書かれてありました。また、7月の30日の報道には、アメリカの大統領までが竹島は帰属先を韓国側に戻すようにという指示をしたと報道をされました。いよいよ事実と反するようなことに対して、波風を立てないように静かに見守っていいのでしょうか。いよいよ韓国側の言うがままになっているような気がしてなりません。特に、対馬から韓国問題を含めて対馬のとるべき立場をもう少し明確にすべきと思いますが、いかがでしょうか。市長としてコメントは出しておられましたけれども、事あるごとにこの問題をやはり県や国の方に私は届けるべきだと思いますが、再度お尋ねをいたします。

次に、水産に関する質問をいたします。今、マグロの養殖が盛んになってきております。対馬も非常に今、ブームと申しますか、マグロの養殖に、いろんな養殖が不振でございますので、マグロの養殖に転換がされております。一部の地域ですけれども、平成13年ごろから尾崎支所あるいは西海漁協、こういったところで手掛けられ、また徐々に普及も図られております。今では浅茅湾周辺を中心に順調に伸びてきているような状況であります。大手の企業も何社か進出をしてきているようにあります。

そういった中でもこのマグロの養殖でいろんな問題点が生産者の中にはあるようであります。特に、解決に向けて急がなければならない点としては、えさの確保、そしてまた、このえさを蓄える冷蔵庫の整備、これが早急に行わなければなりません。尾崎支所の例で言いますと、現在、30トンの冷蔵庫が稼働しているようであり、昨年、産業常任委員会で視察をいたしましたけれども、1日分のえさしか保管できないというような状況で訴えられております。今、市の方にそ

の要望はされていると思いますが、順調に進行しておりますでしょうか。この問題が、やはり急いで解決をしてやらなければならない、大きな問題ではないかなというふうに思っております。

また、全国でも鹿児島県に次いで2番目の生産量を長崎県は今持っております。マグロの養殖に非常に県としても力を入れてきております。稚魚の天然採苗、立地条件は対馬はどこにも負けない、対馬市のマグロの養殖の現状は十分理解をされていると思います。「トロの華」のブランド化も進んでおりまして、県といろんな協議を重ねて水産の目玉事業になるよう働いていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございますか。

以上、2点、3点になりますけれども、市長にお伺いをいたしたいと思っております。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、作元議員の方から御質問のありました約3点についてお答えをしたいと思います。

まず、1点目の対馬の観光と今後の取り組みの部分であります。今回、8月1日に観光と物産開発、それから国際交流、各種国際交流イベント等を強力に推進し、市政浮揚の糸口とするため「機動性のある組織」として、既存の対馬観光物産協会と市と合体し、14名の体制で観光物産推進本部を新設いたしました。観光物産協会との連携を強化するために同じ部屋に配置し、観光案内所としての機能を持たせていきたいというふうに思っております。さらに、北部地区の観光・国際交流をさらに推進していくため、上対馬事務所を観光物産協会上対馬支部内、ターミナルのところでございますが、そこに設置をいたしました。

観光は、既存の施設、景観、歴史、史跡、文化財などを含めた地域文化を利用する立場であります。従来、施設設置や維持管理部門についても観光担当部署で対応していたため、本来の観光の推進に十分な対応ができない状況でありました。その対策として、観光施設の設置や維持管理を総務企画部の地域振興課に移管をし、観光物産推進本部との連携による施設整備を進め、各地域の声も反映しながら観光地づくりの充実に取り組みたいというふうに考えております。

現在、観光物産推進本部においては、観光客に優しいまちづくりの一環として道路標識、観光施設への案内標識、地域の観光施設の案内板について調査を進めており、一方で対馬地方局との連携のもと「対馬振興対策プロジェクトチーム会議」において協議検討を行っているところであります。

今後、開設予定の福岡事務所は、対馬の観光振興、物産販売、企業誘致の拠点として計画しておりますが、このセクションも観光物産推進本部の業務として位置づけております。

現在の観光は新たな産業として脚光を浴びる位置にあるため、市民の事業者とともに情報の発信・収集、イベントの開催、物産販売等々、対馬ブランドを売り込むため、対馬を応援していただく方々と一体となって推進していく所存でございます。現在、対馬市の観光推進計画は県の重

点支援地域の指定を受けまして、大きな柱として「雄大な自然資源を活用したエコツーリズム推進」と「国境の特性を生かした韓国との交流促進」をうたっております。

次に、竹島問題に端を発しました一連の問題であります。対馬が韓国の領土であるなど韓国国会議員連の時代錯誤も甚だしい発言により、国内外からの行動やマスコミ報道により市民も戸惑いの状況で御心配をおかけいたしております。

明らかに、対馬は3世紀の中国の史書「魏志倭人伝」でも邪馬台国をなす31の国の一つの一国として紹介されております。さらに、さきの大戦の終戦直後の韓国政府の対馬割譲要求に対しても、当時のGHQは歴史的な裏づけがないとのことで相手にされておられません。

当市では、ほかの地域にはない特徴的な離島としての振興策を図るため、既に市議会において特別委員会も設置され、去る8月18日には関東近郊の日本会議地方議員連盟と関係の民間団体有志約20名が来島され、意見交換も行いました。

この中で、これからは国の理解と支援が得られる法整備を含め、島の振興策を国会議員連や国にも働きかけていこうと合意いたしておりますので、議会の御支援をいただきつつ、早期の振興策確定に邁進したいというふうに考えております。

また、対韓国との交流においては、影島区（ヨンドク）と友好姉妹縁組を締結し、蔚洲郡（ウルジュグン）とは文化交流協力に関する意向書及び友好協力了解書を交わしております。今回の一連の騒動で影響を受ける脆弱さも見えました。永続なる有効交流を図るためには、国際交流ではなく、民際外交を強力に推進すべきというふうに私は考えております。

いずれにいたしましても、東アジアを構築する隣国同士がいつまでもいがみ合うのではなく、すべての領土問題が解決する将来を見据えたとき、対馬が生き残るには交流から交際、そして交易へと成長するしか道は開けないというふうに考えております。

次に、3点目のマグロ養殖についてでございます。議員御承知のとおり、養殖マグロの生産量は長崎県が全国第2位で、1位の鹿児島県とはその生産量に大きな開きがございます。平成18年実績の数値でございますが、鹿児島2,000トン、長崎500トンであります。うち対馬は113トンで、県下生産量の23%を占めており、19年の実績については、いまだまとめられておりませんが、生産量は倍になりそうな状況でございます。現在、美津島、豊玉町の浅茅湾周辺に20の経営体の方たちが取り組んでございます。20の経営体は、個人が16、企業が4つでございます。

世界的なマグロ需要の増大、資源の減少による国際的な漁業規制の強化等々を考えると、これからのマグロ供給は、天然や輸入物に多くを望むことは困難であり、対馬で取り組んでおります養殖への依存度が高まることは当然と予想されます。

幸い、私たちの島は周辺海域がマグロの幼魚でございますヨコワ漁場であり、ひき縄漁業者も

多く、浅茅湾を始めとする養殖に適した内海域等、条件的には恵まれており、これからの成長産業として大変期待をいたしております。

また、本年3月、「長崎県マグロ養殖振興プラン」が策定され、年間生産目標を2,000トンを設定され、全国有数の養殖マグロの生産地化を図るべく、「マグロ養殖協議会」の県組織及びブロック組織の設置を今年度中に行う予定で、対馬の組織も間もなく立ち上がるものと考えております。

幼魚であるヨコワの安定的な確保、マグロの肉質の改善、市場の確保、生産性向上のための養殖場の規模拡大、地元産の飼料活用等が考えられますが、いずれの問題も生産者、地元漁協、一般漁業者、行政の協力関係が大変重要であります。

現在、「トロの華」定着協議会でも県の補助を受け、さまざまな問題改善に取り組み、検討を重ねておられますが、さきに述べました県の協議会に加入し、県や大学の専門機関の意見やアドバイスをいただきながら、それぞれの問題解決に向け、場合によっては行政支援が出てくるのではと考えております。

参考までに申しますと、これまでの市の取り組みといたしましては、平成16年度から昨年度まで「トロの華」定着協議会の活動に対し補助をしております。

また、養殖規模拡大による飼料用の冷凍施設不足に対する現状を踏まえ、国の補助制度を利用した整備、支援を計画してまいりたいと考えておりますので御理解くださるようお願いいたします。

議長（波田 政和君） 18番、作元義文君。

議員（18番 作元 義文君） 1点目の方から再質問をさせていただきます。

今、市長が言われました新しい部を設置されて、推進がうまくいくように施設と推進と分けたという説明がありましたけども、私は同じ部の中にあつた方がいいような気がするんですけども、いろんな観光地を回ったときに設備の苦情とか、あるいは案内板の苦情とかこういったものが市の方にいくと思うわけですけども、これが施設の方であれば、またすぐ横に振っていかにかんということになるんですけども、その辺はうまく連携がとれるんですかね。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、作元議員の御心配の向きでございますが、それにつきましては、先ほどの答弁で述べましたが、観光部門の中で実際のソフトの観光という部分を推進していくということと、今の施設等の改修とか整備とかということに対して、同じところで物事を今までずっとやってきたわけですね。ところが、どうしても片方に偏ってしまうと、仕事が。では、そこにさらに多くの人数を配置すればいいんじゃないかというふうな論議もあろうかと思いますが、そうなった場合、余りにも観光推進の方の担当部局が逆に大きくなり過ぎるというちょっと問題も組

織内でございます。そのソフトとハードが連携をしていくということは、これから先、今までそれぞれの課があって、縦割りで物事が進んでおりましたが、今、私が職員の皆さんに言うておることは、どのようにして横の連携を図っていくかということをしきりに口酸っぱく言うております。もっぱらソフトをしながらもハードに目を向け、ハードをしながらもソフトに目を向けていって、その連携をしないとうまく進まないというふうな思いで、今回はソフトを中心の部課とハードを担当するところを分けたというふうに、部署を分けたというふうに御理解をしていただければというふうに思います。しっかり横の連携はとっていききたいというふうに思います。

議長（波田 政和君） 18番、作元義文君。

議員（18番 作元 義文君） そういった説明であれば、ぜひ横の連携がうまくとれるように、これがややもすると市民に、観光客に、何と申しますかね、自分の責任逃れというか、こういったことになりつつありますので、ぜひそこはしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

それから、今、いろんな案内板の設置とかいろんなことを考えてあるということでございますけれども、私もいろんなところを回ってみますと、私はエリアを分けて案内板をつくったらどうかと。例えば上対馬地区、上県地区、こういったところのどこか、佐護を一つ例にとってみますと、佐護に入ったときにヤマネコ公園と棹崎と、この案内板がありますよね。ここにもっとわかりやすくヤマネコ公園、それから棹崎、千俵蒔、韓国の見える灯台、それからバードウォッチングのあの施設、あじさいロード、こういったものがあります。あそこには公園もあります。これを一つのマップにして、その所要時間とそして距離と、これを入れて、そこに行けば、こちらに向かえばこういった施設がある、半日ここで過ごせるんじゃないかというような私はエリアマップ、これをつくったらどうかというふうに、各旧町ごとにつくって観光客にわかりやすく、ここに行けば何時間ここで過ごせる、ここに行けばこういったものが見れるというような施設の作り方を、案内板の作り方をしたらどうかという提言をしたいと思っております。何点が先に申し上げておきますけれども、非常に日本人の観光客が今少ないというか、停滞気味であります。

こういった中で、観光資源、これは今まである既存のものじゃなくて、私が今、情報を得ているものにサンゴがあるんですね、サンゴ礁。これ、今ジェットfoilとか、カーフェリーの中にパンフレットがありますけども、壱岐が北限という、示されておりますけれども、対馬が北限と。この基本はもうでき上がってるんですね。対馬のサンゴ礁は3000年前のサンゴ礁で、5メートルの堆積があるということで、3月にはその文献が出るという情報をいただいております。これは5メートルの堆積ですから、3メートルの部分の掘ると何千年前、その気温、水温、こういったものがデータがわかるというような状況のサンゴ礁が対馬の西側にあります。ぜひこれもこれからの観光資源というふうに活用していただきたい。これは干潮時になるとひざぐらい

までで、そのサンゴ礁の上を歩いて回れるサンゴ礁ですから、こういったものがあります。

それと、これももちろん前からあるものですが、私も一回、この観光の問題で豊砲台を例にとって挙げました。これ産業常任委員会でもこの前視察に行って、道路は確かにきれいに舗装ができて、そこまで行くようになりましたね。でも、その上の部分についてはまだ手つかずで草が生い茂っていると。これも、私も上に上って、その砲台を上から見て、それから海を眺めたらどうかという質問を一回したことがある。やっぱりこういった整備も必要であるし、対馬には31の砲台跡がありますね。これは明治から、大正、昭和にかけて31基の砲台を国がつくったわけですね。国境の島の守りが、どれだけ国が大事に思ったか。各箇所にきれいな砲台がまだ残っているところがあります。こういったところももう一回見直して、やはりそういったものを見て回りたいという人もやっぱり中にはいるんじゃないかと。これもやっぱり対馬の観光資源の一つに加えていただいたらなというふうに思います。簡単に行ける場所は何力所かありますので、ぜひそういった部分も活用したらなというふうに思います。

それから、千俵山の野焼きの話は産業委員長がしましたけども、去年は1.8ヘクタール、ことしは10ヘクタールを野焼きをするという今、計画で、佐護のボランティアの人たちが進めておられる。これもやはり市も絡んで、10ヘクタールということになるとすごい面積の野焼きになりますので、ぜひ市の観光部も一緒になって計画に取り組んだらどうかというふうに思いますし、駐車場の件も話をされました。トイレも話をされました。やはりこの地区のエリアの中では非常にすばらしい観光資源じゃないかなというふうに私は思っております。

この佐護周辺だけで話をしますと、ヤマネコにしても1匹しかおりませんね、あそこに。これはどんな理由があるかわかりませんが、観光で人を運んでいったときに、1匹が寝て穴に入ったらもう見れません。できれば、やっぱり対馬のヤマネコですから、あれだけ大きく報道もして、やっぱり3匹か5匹か、あそこでヤマネコが遊ぶように、遊んでるところを見れるように、やっぱりこれももうすべきじゃないでしょうかね。1匹体制になってからもうかなり私は年月がたっていると思うんですけども、できればぜひ四、五匹体制のヤマネコ公園にしてもらったらなというふうに思います。

もう一点だけ観光の部分で話をさせていただきますと、今、ジェットfoilの話、カーフェリーの話いろいろあります。巖原港のターミナルに着いて、玄関を出てきたときに、非常に駐車場が前にあって、自転車置き場があって、前に山があって、何かこう寂しい気がするんですが、もしあそこに電光掲示板の大きな観光マップ、流れる、「ようこそ対馬に」とか、こういったものの大きな、金はないけどもちょっと派手に私はやったらどうかと。おう、これは対馬に来たぞというふうな思いが、来た人にぽっと伝わるような、もうちょっとないなりに、ないからやらないけんとかかなと思うんですけど、ぜひ対馬の印象を強く植えつけるためにそういったものが

できたらいいかなと、二、三点、今話をしましたけども、市長のお考えをちょっとこの辺で伺いたいなと思います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 議員の方からたくさんアイデアをいただきましたが、まず、エリアマップの話がございました。案内板、その地域ごとのマップを手づくりでっていう話がございましたが、今、市民の方々にそのような動きっていうのが実際ございます。最近では豆敷の方で市民の方々がその町歩きをしながら、その町の資源を地図に落とし込んでいって、そしてさらにそのマップに基づいて人を集めて案内をします。それは当然自分らの観光案内の技術を伸ばすためでございますが、そういう活動をしながらマップをつくっているというふうな状況ございますから、これから先、地域マネージャー制度等を導入して、さまざまな働きかけをこちら市民に対してしていくことになろうと思っておりますけども、その地域の資源マップ等を市民と一緒に作って作り出せばというふうには私は常日ごろ思っているところでございます。実際、私自身も厳原地域で以前いろんな場所までの時間、徒歩の時間っていうものを幾つかのコースでつくった経験もございますので、そのあたり住民の方々が動き出すようになれば助言等もできるのかなというふうに思っております。

サンゴの北限のことにつきましては、対馬の西の方にあるということは正直言わせて不勉強でわかりませんでした。北限は対馬だというふうな意識はありましたけども、それにつきましては、私は初めて聞いたわけですけども、さまざまなそのような対馬の資源というものを皆さんが観光物産推進本部の方に流し込んでいただく中で、本部の方もそこに足を運びながら、それを表に出していくという作業をしていくことになろうかというふうに思っております。情報の集約化をまたお願いいたします。

砲台のことがございました。砲台については、この近代の建築遺産として十分な価値があると思っております。私は、美津島の城山に登りましたとき、頂上のちょっと下ですかね、下にある目地のコンクリートの、何ていいますか、遺産っていいますか、があります。これが100年は過ぎとるわけですけども、しかし見事に残ってる。どういうふうな本当コンクリートの作り方をしたんだろう。今ではもう、今の人たちがつくった場合、風化してるんじゃないかと思われるやつが、もう100年過ぎてもしっかりとしているというふうなのを見たときに、先ほど言いましたような近代建築遺産というふうなものになるんじゃないかというような思いに至ったことがございます。

そういう中で砲台につきましては、特に私、豊砲台は子供のころから何度か行っておりますので十分にわかっております。確かに上の方には行けない状況がございますが、実は、豊砲台は韓国が見える公園のトイレがございまして、駐車場があつたりして。あそこのところから尾根伝いに

砲台の上に通ずるということも十分知っております。市民の方とも話す中で、その尾根伝いに道を、それこそ車が行く必要ありませんから、散策していける道を自分らでつくるということもできるんじゃないだろうか。そういう中で、砲台の上に来て転落してもらっては困りますけども、そういう安全策等をしながら、そこに人を呼び込んでいくということも考えたいというふうなことで、実は比田勝の方で、2年、3年前ですか、から始めました北の玄関口のまちづくり研究会等でもそのあたりのことが出ております。

それと、砲台につきましては姫神砲台とかもう立派なものがあります。下の方だったらまだまだあるわけですけども、これから先の観光客というのがマニアックな世界にどんどん入っていくと思っております。1台のバス、50人を乗せてくる観光ではなくて、少人数で人は動き始める時代で、既にそのようになっております。趣味等で動くということになりますので、対馬が保有しておりますさまざまな観光資源で提供できるものは、派手な整備はできなくても、そのあたりをきちんと表に出すという作業で、人を呼び込めたらというふうに思っております。

それとヤマネコの問題がございました。ヤマネコに関しましては、あれはあの施設はあくまで増殖していく施設で、本来、それを目的としている施設のはずです。あれは今現在皆さんにお見せといたしますか、表に出しているヤマネコは、あくまでもヤマネコエイズにかかって、外に、野に放すことができないヤマネコを、今一時展示といたしますか、ああいうふうに観光用に働いてもらっているという状況でございまして、そこに本来の増殖目的といたしますか、その施設の中で、また3頭、4頭を観光の方に出演してもらおうというのも、ちょっと環境省の方向とは若干変わってくるかなというふうに思いますし、元気な、病気をしてない猫は山に戻すというふうなのが基本となつとるもんですから、なかなか難しい問題かなと内心思っております。野生動物センターの方には、こういう提案がございましたということは、これはお伝えはしたいというふうに思っております。

それと、最後におっしゃられましたターミナル前の殺風景な山の方に電光掲示板等で観光客の気持ちを和ませるといふか、そういうふうな電光掲示板はできないかという話でしたが、恐らく、電光掲示板は、和ませるぐらいの電光掲示板になると、1,500万から2,000万かかると思います。その金を私はかけるよりも、あそこは個人有地ですが、いろんな人の力を借りながら、花をふやすとかいふことの方が、市民と玄関口をつくり上げるという作業をしていった方がいいのかなというふうな思いもしております。申しわけございません。

千俵蒔山の野焼きの問題でしたけども、今実際この計画をやっているらっしゃる住民の方の中に、市職員も色濃く、関ってやっております。そういう報告も受けておりますし、一生懸命職員も汗を流しているというふうに私は聞いておりますし、私ども市役所の方も、当然市民と協働ということをやっておりますので、精いっぱい支援はしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 18番、作元義文君。

議員（18番 作元 義文君） いろいろ答弁を聞きまして、できるもの、できないものあると思います。あると思いますけれども、やはり観光で、第一次産業と観光、これで対馬を売っていくという一つの目標があります。こういったことからして、ぜひ今市長が言われるように、そんなに金をかけなくても、観光客に楽しんでいただけるようにする方法は幾らでもあると思いますから、ぜひそういった方面で動いていただきたいなというふうに思っております。

対馬に来る人も、ほとんどいろんな高級なものを求めてきているわけじゃなくて、歴史とか、自然とか、そして食べ物とか、そしてこの対馬の暖かい人情を求めてやってきているんですから、帰るときに、もう一回対馬に、今度はだれかを連れて来て、楽しみに来たいなあというような感想を持って帰っていただくように、ソフト面でもいろんな、きのうも話がありましたけども、そういった公社の職員であるとか、こういったところに指導を十分していただきたいなというふうに思います。

観光の件については以上で終わりたいと思いますが、ぜひ今福岡にも、大阪にもアンテナショップみたいなものを立て上げようとしておられますから、ぜひこの対馬の物産、こういったものも開発を含めてぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次に、韓国の抗議行動、そして対馬の動きという問題で話をしましたけども、これはほとんど一部の人じゃないかなという私も気はしておりますけれども、やはり日本の国として、国がもっと対馬を見る目というか、こういったものが国境離島の今防人新法の制定に向けても今国にお願いをしようという矢先でございますから、いい材料にはなっているのかなと思いますけれども、ぜひそういったものも含めて、国の方にも強く、私は要望していったらいいというふうに思います。

それから、時間が余りありませんので、韓国の問題についてはぜひそういった取り組みでお願いをしたいと思っております。

市長もいつか話をされました。対馬は韓国の領土ではないよというふうな文献の話がありましたですよね。あの話、私は対馬の人が余りわかってないんじゃないかなと、半信半疑で本当のことは、対馬は韓国じゃないという思いをしている人もいるのではないかなと思いますから、ぜひこういったところで、もしそういった文献がわかってあれば、打ち消していただきたいなというふうに思います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） この竹島問題につきましては、あのパフォーマンスがあって以来、さまざまな電話等で励ましの言葉をいただいております。その中で、韓国の大学の先生から私の状況

をおもんばかって別の方に電話があって、私の方に伝えてくださいという話で、私が聞いた話ですけれども、その方は、今回の抗議行動を起こされた韓国国内の方に対して、もしくは組織に対して抗議の電話をされたそうです。その内容というのは、きちんと歴史をとらえてこういう対馬で行動をしているのかというふうに叱責をされたと、どういう歴史なのかと相手が答えたから、きちんと教えてあげましたよという内容は、私ども対馬では、奴加岳の戦いとかいいます。

応永の外寇ということで1419年の6月に、当時李氏朝鮮の方から軍艦、船227隻、それから、軍人さんといいますが、1万約7,000名の方がこちらに、方といいますが、倭寇を懲らしめるためにやってきたと、それは李朝実録にきちんと書いてあると、李朝実録の中では、1万7,000の人たちを、こちらで対馬で65日間戦わせるための兵糧を船に積んでこちらに渡ってきたと、ところが10日間で実は帰ってきたんだと、なぜ10日間で帰ってきたのかと、浅茅湾の方で反撃がすごくて、上陸さえもまともにできなかった。征服さえもできなかった。浅茅湾周辺ですね。それさえもできなかったということで10日間で帰って来たというふうなことが李朝実録の己亥東征、当時の干支で己亥といいますが、東を征服するという己亥東征という項目にきちんと記述されていると、そのことを今韓国の方では、対馬征服ということで、当時のことを誇大に、間違っただけで歪曲化してきているわけですけども、そういうことは李朝実録の中には一切書いてないと、その事実というのをきちんと確認をして行動をしなくては行けない。ということとは、あなた方がしている行動は歴史にも基づいてない。間違っただけですよというふうに、その韓国の大学の先生は戒められたというお話でございました。まさしく私はそれが事実であるし、先ほど答弁でも申しましたが、魏志倭人伝の中、さらに李朝実録の中でもそのことは明確になっております。

竹島問題に関しまして、対馬がいつも引き合いに出されます。この竹島問題については、私の対馬、私がこの対馬の方から物申す部分は全くございませんが、さまざまな行き違いがあつてるように私は自分なりには理解をしておりますし、もとは松島竹島でしたかね。ていう名前と呼ばれてたということが大きな間違いのもとになってしまったというふうなことも聞いております。ごめんなさい。鬱陵島(ウツリョウトウ)ですね。がそういうふうな表現をされてたということで、間違いがおこっているというふうにも聞いておりますし、フランス人測量士が間違っただけで竹島の位置を間違えたというふうな話もございます。どこが定かか私はわかりません。

しかし、少なくとも私どもが住むこの対馬が韓国領ではないということは明白でございますので、そのあたりの歴史的な史実というのをきちんと韓国の方にも伝えていきたいというふうに思っておりますし、7月にパフォーマンスがされましたが、そのパフォーマンスの際に、私ども市役所の方に、市役所のどこかでその行動をしたいみたいなことがありました。しかし、私としましてはそのような行動をするならば、一切市役所の敷地内には入ってもらっては困りますという

ことで、明確にお断りをし、公道上での行動に至ったというふうに思っておりますので、私はそのときの判断は間違いはなかったと思っておりますし、先ほどおっしゃられました防人新法については、これをよい機会ととらえて、私どもこの島が私どもの島民がきちんと未来永劫生活をすることによって、ほかからの実行支配をなくすというふうなことで頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 18番、作元義文君。

議員（18番 作元 義文君） かなり明白に韓国領ではないということを打ち消していただきまして、ぜひこれからもそういった機会があるごとに、この対馬は韓国領土ではないということをも明白にしていきたいというふうに思っております。

マグロの養殖の件で少し時間がなくなりましたが、これから対馬のマグロの養殖というのは、長崎県の奨励ももちろんありますけれども、対馬の周辺がマグロの稚魚の生産できる唯一の海域であるということが、私は今から特権になってくるだろうというふうに思います。

それで養殖もさることながら、稚魚を釣って、そして養殖業者に渡すこの仕事も対馬の漁民の中に、これからどんどんふえてくればいかなというふうに思っております。そして対馬で稚魚を養いをして、そしてほかの養殖業者に回る。こういった業者も出てきてくれれば、もっともつと対馬のマグロに対するマグロ養殖に対するこういったものも進んでくるのかなと思います。20億、30億の産業に、私は成長できる要素は十分あるのではないかなというふうに思っております。

今各漁協、生産者、こういったところから、この要望がどんどんきていると思しますので、ぜひ市も一緒になって、このブランド化、そしてマグロの養殖の2,000トン、長崎県が、対馬が何トンの割り当てかわかりませんが、恐らく500トン、600トンになってくるのかなと思いますが、ぜひそういった支援も、水産部を中心に業者との話を密にして、大きな産業に育てていけるように努力をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（波田 政和君） これで、18番、作元義文君の質問は終わりました。

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は1時10分から。

午前11時55分休憩

午後1時10分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

次に、5番、阿比留光雄君。

議員（5番 阿比留光雄君） 皆様、こんにちは。財部市政が誕生して早6カ月がたちました。内外ともに厳しい情勢の中での船出になるうことは、当然予測されましたが、短い間にも急騰し続ける燃油問題でますます市民生活が窮迫する中、ここにきて九州郵船のジェットホイルの減便、また医療権組合病院の経営体の改編など重大な問題も次から次に押し寄せてきました。不安ばかりの市民が少しでも安心して暮らせるまちづくりを目指して、市長の適切な判断と対応をお願いするところでございます。

それでは、さきに通告しておりましたが、まずは、3点の質問をさせていただきます。

1つ目が、さきの市長選の公約の中に、市民協働によって対馬を変えるとありましたが、具体的なその進捗状況をお伺いいたします。

2つ目に、市民協働に関連することではありますが、非営利団体、NPOのボランティア活動に対する行政の捉え方について。

3つ目が学校給食に関して、地産地消をもっと進める考えはないか、この3点についてお伺いをいたします。

半年前の市長選を振り返ってみますときに、対馬市が誕生して4年の間、旧町時代からの引き継いだ負の部分の処理、さまざまな事件に伴う職員の逮捕、財政の窮迫に伴う公共事業の削減、対馬の基幹産業である水産業の低迷、それに追い打ちをかけるかのごとく襲った燃油の高騰など、次から次に大きな問題を抱えてきました。

また、合併することによって、住民サービスの向上と新しい対馬づくりを求めているながら、現実には市民の期待を大きく裏切る行政運営となり、市民の不平不満は頂点に達していました。

そのようなときに、救世主のごとく財部氏が現れたのでございます。疲弊しきったこの対馬を市民と一緒に変えていこうと、まずは地域を元気にしていこう。そのためには地域マネージャー制度を立ち上げ、地域との協働を進めていこうとの公約に、私も非常に感銘を受けたところでございます。

市役所の機構改革も、一段落しております。しかしながら、市長の意図とするところ、また目的を、手足となって働く職員と連携が図られていないのではないかと、などいろいろな問題があると聞いております。今後の地域マネージャー制に対する取り組み、あるいは進捗状況など詳しくお伺いをいたします。

次に、市民協働に関することではありますが、非営利団体NPOのボランティア活動に対する行政のとらえ方についてでございます。

現在の対馬の非営利団体は約19団体ぐらいが登録し、それぞれの団体が日々活動されているようです。その1つである「花の対馬ネットワーク」の活動について、お伺いをいたしたいと思

います。

美津島のあそふベイパークの5ヘクタールの山林に苗から育てた玄海つつじ2万本が植栽され、市民の憩いの場となっていることは市長も既に御存知のことと思います。

この会は平成15年度に発足し、当初は30数名の会員で花の名所づくり、日本一の玄海つつじの森を目指してスタートし、今後は対馬に自生する植物の展示園づくりを目指すとのことで、殺伐とした市民にも夢とロマンを与え、そして心温まる活動を続けていच्छることに私も心が和みました。

しかし、問題はここからで、当初は旧美津島町に話を持ちかけ、両者の役割分担として美津島が植栽地の伐採、そして植えつけ後の草刈りを行うこと。また会の方では種の採取から、苗づくり、植えつけ、施肥、草きり、枝打ち等々、分担の取り決めがなされていましたが、合併後、対馬の方で草刈りがなされず、計画の実現が危ぶまれている状況になっております。

会の方では、植えつけは鶏鳴小学校、また豊玉高校の卒業記念樹として、そして一般市民の参加もあり、平成19年度に目標達成したことで、ことしの5月21日に市の方に引き渡したと聞いております。

草刈りなどは危険も伴い、一般市民の協力も得にくく、市に頼るしかないとの切羽詰まった声ではありますが、市長の考えはいかなるものかとお伺いをいたします。

3点目は、学校給食に関して、地産地消を進める考えについてですが、世界情勢を見ましても、食料危機の時代がやってきたこと、ひしひしと今肌を感じている状況になってきました。我が国の食料自給率は40%を切ったと言われ、先進国の中でも最も低い数字にあることは市長も御存知のことと思います。これを50、また55%になんとか引き上げようと、各政党も競い合って目標を掲げております。また地方においても、地産地消、食生活など盛んに行われ、その甲斐あって、米の消費量が1割アップしたとか、報道されています。

そういう中で、我が対馬の自給率は30%を満たない厳しい現状ではありますが、海があっても、山があっても、野菜も魚もあるのに、それがなかなか活用されていないのが現実でしょう。遊休農地の活用、団塊世代の退職後の生きがい、子供の食に対する理解、地域の活性化に大いに結びつくものと考え、自給率を上げていく施策が、今必要でないかと考えます。

既に旧町時代から学校給食に関しては取組みがなされているのは承知していますが、市になっても決してそのことが向上してないものと思います。学校給食の運営管理は行政にあるので、いろいろな問題を前向きに検討していただき、農協、漁協と協力しながら、ぜひ取り組んでほしいと思いますが、市長、また教育長の見解をお伺いをいたします。

以上、3点でございます。よろしく申し上げます。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の市民協働についてでございます。

私は選挙公約として市民協働で市政を運営をしていきたいということを声高らかに市民皆さんに訴え、そして多くの票をいただき、当選をさせていただきました。

当然、私の第一の公約でございますので、この市民協働というのどのような形で進めていくかということについては、公約の細かい項目の中に上げておりました地域マネージャー制度を導入するんだということを訴えております。

この制度については、もう何度も言っておりますけれども、全国どこにもまだない制度でございます。そういう中でこの制度を導入するというので、この8月1日に地域再生推進本部ということで、部を設置し、市民協働を進めていくためのグループの方で、この地域マネージャー制度の問題は取り組んでいただいております。

ところが、先ほど言いましたように、日本で初めてのことでございまして、職員の方も正直いまして、どのように物事を進めてよいのかというふうに何回も何回も私の方に問い質しにくる状況であります。それはいたし方ないと思います。初めてのことでありますから。しかし、この8月1日から1カ月半ぐらいの間にそこを担当しておる職員については、物事の方向性というのとはわかったように私は捉えております。

実際、この10月に替わりましてから、地域マネージャー制度を本格始動をするように動いております。11月から5つの地域活性化センター、それと巖原地域のこの6カ所、6カ所においてモデル地区を選定をしようというふうな段取りであります。

そして21年度に全地区に入るんだと、といたしますのは、モデル地区の方で、ほかの地区の担当マネージャーになった職員は、モデル地区を見ながら自分の担当地区をどのように運んでいくかということを見ながら勉強し、参加しながら勉強しようというふうな考えであります。

今言葉だけが、正直いって躍つとるわけですけども、大変この問題は難しい問題です。職員だけではございません。地域に住んである皆さんの、市民の皆さんも実は大変なんです。私は選挙の中でともに汗をかきましょうというふうに訴えてまいりました。

市民の皆さんは、今までのように物事を行政だけに頼み込むというふうなことでは物事が進まないという実態を知っていただくと、いうためにも地域マネージャーが入らなければならないと、ものを頼むだけではなくて、ものをつくり上げていくことに対して市民の方が参画しなければならないと、ものをつくり上げていくのは、今まで行政であれば政策部なり、企画部なり、そのようなセクションが担当しておりましたけども、これから先の行政職員に求められるのは、もっぱら政策立案能力でありますし、今のこの地域を変えていくために、国、県にこうして物事を発していくためには、どうしても政策立案能力を上げなければならないと、そういう思いで地域マ

ネージャーをやっていただくつもりでございます。

全ての職員が、私は育ててほしいというふうに思います。次のステージに職員が上がるのが、市民の幸せだというふうに私は常日頃思ってます。先ほど言いましたように、市民の皆さんにも大変迷惑をかけますが、市民の皆さんと物事をつくっていかないと、本当の地域ができ上がらないんだという私は思いであります。

私は以前、行政職員として働いておりましたときに、そのような地域の中に入って物事を進めていくという手法をずっととっておりました。正直、そこにはなんの教科書も参考書もございませんでしたけども、体を使ってぶつかっていくということで、そのあたりの技術というものをいつの間にか、自分自身わずかばかりですけども、会得させてもらったように気がします。

市民がどのように考えているか、そして市民が物事をつくりこむことによって、どのように後々参画してもらえるかということを、今ここに座っておられる幹部職員のみならず、若い職員からすべての職員がそのスキルを持たなければならないというふうに思っております。

この制度の浸透ぐあいはどうかという御質問の内容もございましたが、これにつきましては、幹部職員の方々と一緒になって、市民協働推進本部というのを今立ち上げ、まあ、組織を立ち上げたからそれは進んでいるとは私も思っておりません。

実は、この会期中にも、それぞれの地域活性化センターの方に、私自ら足を運んで、この制度の説明をきちんと伝えたいというふうに思っております。決して今地域再生推進本部の担当にすべてを丸投げしようという気はありません。私自身の気持を職員にぶつけていこうと思っておりますのでございます。

今職員の中では、この地域マネージャー制度って本当でどうなっていくんだろうというふうに噂されてるそうです。みんな不安なんです。しかし、その不安を払拭させるのは私だろうと思えますし、私が先に動くと、そして本当の対馬をつくっていくんだというふうに思ってます。

地域再生推進本部の担当は、恐らく、私は今予定をしております27の地域が動き始めたときは、まともに寝られんだろうと思います。大変な問題がいっぱい出てくると思います。そのマネージャーさんもそうです。しかし、それが本来の行政の役割なんだという思いで、単に9時から5時までをデスクワークで終わらせるのではなくて、実際、肌で感じる市民の、地域の、方向性と苦悩を政策に転換していくということに恐らく芽生え、途中から快感になるんじゃないかというふうに思います。それは私の実体験からくるものであります。

このマネージャー制度の概要については、既に職員組合の方にも説明を申し上げ、一定の理解をいただいていると、その中で物事は進めていくというふうにしておりますし、幹部職員から若い職員までの常に連携会議等を行っていきながら、起こった問題をすぐに全部を上げて処理をしていくと、決して地域再生推進本部だけがこの物事に取り組むのではないと、全部、全課がこの

問題には取り組んでいくんだというふうな考え方で望んでいきたいというふうに思っております。

市民と行政職員だけが物事をつくるわけではありませんし、お集まりの議員の皆様におかれまして、この手法について深い理解をしていただき、温かく見守っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

次に、NPO活動の支援をどのようにとらえているのかという問題がありました。

私はNPO活動はボランティアというものから物事は発生してきているというふうに思っています。このボランティアについては、実は9月の7日でしたか、社会福祉協議会の方でボランティア入門講座というのがございまして、峰町の佐賀の方で100名ほどの人が聴講できていただいておりますけれども、そこでこのボランティアの問題について話をさせていただきました。

ボランティアはいろんな考え方といいますが、性格があるんですけども、地域社会の足りないところという部分を補完していくという部分があります。それと当然、行政が足りない部分を補完するという部分もありますし、社会のシステムとしてどうしても抜け落ちているという部分を活動で埋めていく先駆的なボランティアというのもございます。

そして、私ども行政と市民との間をつなぐと、さまざまな理解をしていただき、協力者として活動していただく橋渡しの役割というのもボランティアの中にあるかと思えます。そして、先ほどの先駆的に似通ってはおりますけれども、相互扶助の精神というものを、地域社会に普及していくという意味で、啓発的な役割というのもボランティアの中にあるかと思えます。

このNPOといいますが、ボランティア団体というのは、先ほどの19団体を含め、島内で120団体ほどがございます。先ほど言いましたいろんな意味の役割を担って活動をしていただいております。その中には、子育て支援もありますし、青少年育成、健全育成もございます。そして今ときめく食育の問題もございます。

当然、高齢者の問題もある。それから、地域をつくっていく地域活動というのもございます。そして先ほど議員がお話されましたグループ等は自然との共生といいますが、そのあたりもボランティア活動でやっておられます。

市としましては、今年の3月28日、私が就任した日でございますが、その日に対馬市市民協働推進指針というのを立ち上げました。市民団体と課題、情報の共有を図りながら相互連携を深めて共通の目的に向かって、活動の方向性を合わせることを推進していくと、その中ではうたっております。

先ほどのあそびパークで玄海つつじを約2万本、5ヘクタールに植えて植栽をしていただいておりますけれども、これについては議員が言われたように、5月の21日に対馬市の方にすべて移管替えをされております。その中で、専門性といいますが、単に下刈りをしてしまうというのではなくて、きちんと植栽されたものを保護しながら斜面の角度とか、水の問題とか、

いろんなことを考慮しながら下刈りを進めていかないと、きちんと生育しないという問題がございますので、ある程度専門的な知識を持った方々、もしくはそういうグループに私はお願いをしないといけないと思います。

行政の方が、職員で簡単にできるものでもないと思いますし、下刈りを仮にどこかの、どこかといいますか、森林組合とか、単に業務としてお願いをするということもなかなかできる問題でもありません。せっかく植えられた2万本が台無しになってはいけませんので、大切に育てていくためにも、そういうNPO的な活動の中に、私どもは支援をしていながら、せっかくの財産を守っていかなばいかなというふうに私自身思っております、現段階におきましては、補助金等は組んでおりませんが、現計予算の中で物事はやっていける範囲はあると思っております。そういうところで対処をしていければと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（波田 政和君） 教育長、河合徹君。

教育長（河合 徹君） 阿比留議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

結論から申し上げますと、私どもも地産地消は大いに進めていきたいと、またいかなければいけないというふうに思っております。偏食や外食、そして個食など、子供たちを取り巻く食環境が大きく変わる中、食育の原点となります学校給食は、正しい食習慣を養ったり、また友達や先生と食べる楽しさとか、おいしい食事と出会う場であるとともに、食に関する指導、食育の場として大きな役割を果たしてきております。

現在、多くの食材を長崎県学校給食会から調達しておりますが、学校給食における地産地消の推進については、生産者の顔が見える地元で取れた産物を用いることは、品質と安全性が確保されるだけでなく、児童、生徒がふるさとの味に親しむということとともに、食を通して郷土に対する関心が深められる効果も期待され、地産地消は重要な問題であるというふうに考えております。

平成20年2月時点における調査では、対馬市の学校給食に占める地域作物の利用、地産地消の割合は、県内産物の利用が59.6%、そのうち地元対馬産物が11.4%となっております。主な利用品目は、農産物では、大根、タマネギ、ジャガイモ、カボチャ、アスパラガス、米、シイタケなど、海産物では、ヒジキ、アジの開きなどであり、市内すべての調理場でいずれかの対馬産物を利用しております。

また、一部の学校給食調理場においては、農協と単価契約を締結し、地元産野菜の利用に努めているところであります。当面は、確実な実行を図るため、対馬での栽培が容易な品種等を選定し、地産地消の観点から、関係機関との協議も含め検討してまいりたいというふうに考えております。

地産地消のネックは、供給量と規格と価格であります。生産者の方々にも努力をいただかなければならないところがありまして、現時点では、地産地消を広げるには難しい環境ではありますけれども、導入の方向で市長部局の担当課へも働きかけ、相互協力により導入に向けて努力していく所存であります。

地産地消は、対馬活性化にとっても重要な案件であり、地域の食材を生かした郷土色豊かな学校給食を提供できるよう、今後関係機関と協議を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 学校給食の問題につきましては、まずもって概略的に教育長の方が答弁していただいた方が第一義的にはいいかなと思って、退席を一度させていただきます。申しわけありません。

地産地消の問題でございますが、これはこの昨今のマスコミ報道で、事故米のことが出ております。事故米のテレビ画面から原産地、中国という形で映し出されておりました。

実は、昨日も家で、私、家内と話したときに、またまた中国だ、こりゃ、いよいよ中国はいろんな国際的な基準に合わないことになっていて、輸出というのはいかないような状況になっていくんじゃないかと、そのときに今まで私ども消費者が安ければいいということで、考えていたそういう消費行動というのが変わっていくんじゃないかと、やはり食の安全、安心というものが、これから先のキーワードになるだろうと、日本の中で食料自給率が39、40というふうに言われておりますけれども、今こその食の安全という風が吹いているときに、地産地消というものを本当は進めていかなければいけないというふうに思いますし、そういう消費者の方が、少々高くなっても、安全の方をとるというふうな時代は、すぐそこにきているんだろうと思っておりますので、そういう方向で物事をやっていきたいというふうに思っています。

地産地消に関しまして、私は特に、魚について考えております。といいますのは、現在、島内で食べられる魚というのは、ほとんど浜辺でもらう以外は、福岡市場価格で買ってる状況だと思います。そういう中で、この私の任期中に、漁協に対してさまざまな補助金等が行政側から流れるわけですが、この補助金について、一定の補助金の交付条件を出そうと思っております。

それは地産地消を進めるためです。仮に、水揚げの1%、2%というものが、対馬価格で取り引きされる。それは確かに、漁業従事者にとっては、1%、2%のものが安くしか売れないと思われるかも知れませんが、その価格というのは、あくまでも将来への投資だというふうに考えていただけるような制度を構築したいと思っております。はっきり言いまして、補助金の交付条件の中に、1%、2%、それはパーセントについてはちょっと研究したいと思っておりますが、島内

消費に島内価格で向けるという条件を付して地産地消を進めていきたいというふうな考えであります。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 5番、阿比留光雄君。

議員（5番 阿比留光雄君） 市民協働に対して、ちょっと1点目の分野から再質問をやっていきたいと思います。

さすがに今市長の得意分野で、自分が考え、立ち上げただけに、非常に熱が入ったの答弁であったと思います。私もこのことについては当初から聞いておりますが、非常に同感するものがあります。

しかし、これがこのようなことが4月の何日かに出されて、市民協働推進指針という形の本が出てますよね。私もちょっと読ませていただきましたが、非常によくできているんですね。びっくりしたんですけど、今の時代にほんとにマッチした、これでなんとか対馬は元気づかんかなという気持でおるわけですけど、往々にして今までも5カ年計画のなんじゃかんじゃというのがいっぱい出たんですけど、いつどこでどうなったかわからんように消えてしまうのが現状なんですよ。ほとんどが。

ところが、今国の方でも、地方分権とか、いろいろする中で、地域は地域でやっばつくっていくというようなことが今からの流れ、もう既に流れていると、その中で今私が言う地産地消の問題とか、またボランティアの問題とか、そこら辺をどう生かしていくか、どう取り組むか、市の方もそこら辺にもあると思うわけですね。すべてが市民協働に関連する部分がいっぱいある。ほとんどなんです。これは福祉、医療に関してでもそうだろうと思う。

そこで市長が本当にこのことを立ち上げて、私もそうだと思います。しかし、市長が、せっかく今からの施策として重要視してやろうとすることが、本当に手足となって動いてもらえる本当に一生懸命になってそのことを、真から理解してやってくれる職員がどれだけいるのか。やれと言われたからやりますじゃ、これは今市長が答弁するように、そんな生易しいものではない。はっきり言うて。

これは本当に自分の身を削らんと、市民と同じ角度で物事は進みませんよと、前市長がよく言っていた言葉がある。人が変わらなきゃ対馬は変わらん。私は対馬が変わるために人が変わらなきゃ間違いなく変わらないんですよ。ところが自分たちの部下は何も変わってない。自分たちも自分たちの部下も全く変わってない、対馬は変わりたくてもてん。この閉塞した対馬を、何とか変えてもらいたいというのが市民の願いなんですよね。間違いなくそうなんです。そのことをいろいろと噂も耳にします。幹部の人たちでもそうですよ。そのことを市民のニーズを今何を市民が行政に求めているかということを知ろうとしない。今までと同じような感覚で、今までと同じよう

な気持ちで、行政運営を進めるようなもし幹部がここにいたら、私はこれは必要ないと思う。対馬市の職員としては去ってもらうしかないと思う。職員もしかりだと思う。

対馬市民に奉仕する。そのことが一番の目的なんです。それを云々かんぬんというようなことじゃ話にならんと、私は、そのことを肝に銘じていただきたいと思うて、市民も幹部からすべて、これが対馬の今求めている市民が求めている対馬を何とかしてほしいと、何とかするために、1つになった。そして夢も希望もあった。なる前は、ところがいろいろと機構改革の中で、支所に行き市民が頼んでも、「いや、ちょっと本所にいかねばと」、これは今まで4年間幾つかこんな話がありましたよね。そのことも解決するために、逆に、出前の行政、これはもう目に見えて「あっ、対馬はこれで変わるなあ」と市民にまず実感が湧くわけです。それがまだ半年たっているその準備ができつつあると、まだまだ機構改革をしてもこれはあくまでも一番下の手段なんです。手段。それを変わったと思ったら大きな間違いですから、これからなんですよ。どうそれを生かすかということ。一番大事なのは本当に1人1人の職員が、市長が言わんとする、その思いを理解できるのか、その手立てがあるのか、ちょっとお聞かせください。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 出前の行政を進めていくために、地域マネージャー制度を導入するわけですが、その確かにまだまだ職員隅々まで浸透しているとは私も思っておりません。思っていないゆえに、この会期中から始まります地域活性化センターごとの職員の研修会をしますが、そちらに私が出向いていくというふうな考えでございます。

担当職員も十分に理解はしていると思いますけども、この市民協働の旗振り役は私でございます。私が出向いてやっていこうと思っておりますので、それについては職員のみならず十分に認識してくれるものと思っております。後は私の伝え方の問題だけが残ろうかと思いますが、それについてはしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと先ほどの、ちょっと若干違いますが、先ほどの私の答弁の中で、1点漏れでございましたので、お伝えをしたいと思います。

地産地消と市民協働というかわりの部分が抜けておりました。今市民の方が自分の方で自分の方から自発的に地産地消を進めたいという動きが豆酏の方で起こっております。その場所には3回ほど立ち寄りさせていただきましたけども、その地域の若者たちが自分たちで汗を流して産直の駅というのをつくっております。

さらに、そこに立ち寄られる方が最近ふえてきたということで、別の事業展開も事業拡大をしたいという考えもあるようですが、そこに集まってくる産物というのは、まさしくその豆酏地域さらには最近では、西の方の久根田舎地区の方の方々もそこに産物を持って来るようになりましたという報告を受けました。

これは行政が支援したものではありません。本人たちが自発的にやったものです。先ほど言いましたように、事業の拡大をしたいと、そこに住んである市民のさまざまなニーズが出てきているから、それに対応したいんだという話がありました。私はこういう時こそ、行政が支援をしなければいけないというふうな考えを持っております。

そのあたりの支援については、私ども単独市だけではなくて、県も、さらには別の企業とかいう全国の企業ですね。企業の方もそういう支援というのをしていこうという考えは十分にございますので、そういうもの、今度は支援制度を探してあげる。またはその支援のための事業申請等を手伝ってあげるというのが、私どもの行政の今度役割になるのかなというふうに思っておりますので、市民がじゃ私的に汗かいてやることに対して力いっぱい支援をしていって、NPOとかそういう活動が広がっていくことを願っております。

議長（波田 政和君） 5番、阿比留光雄君。

議員（5番 阿比留光雄君） 間違いなく市長のすべてが責任なんです。指導力が問われるこの地域マネージャーに関しては、大事なことだろうと思うんです。これは幹部の人、職員に強く言いましたけど、本当は市長これがもしできなかった場合、1期4年は長過ぎるむだな時間になりますから、背水の陣でこのことをひとつのんでもらいたいと思う。

これはほんとはここは正念場です。これ以上もたもたしては対馬は立ち上がれなくなってしまう。ひとつ頑張ってこのことについては指導力を発揮して、ありとあらゆる手を使って、また話し合いを重ねて、皆さんと同じ気持になって、市民と、また市役所の職員と一緒にやれるように、ひとつ頑張っていただきたいとお願いしときます。

それから、次に2点目のボランティアをどうとらえているかということに対しては、全く市長の答弁どおりで、私も金をどうこうじゃなくて、その中でお互いが役割をしっかりと、このことをやると中長期的な計画の中で計画がなされたときには、多分いろいろお願いがあると思う。これは間違いなく。そうそうに市民の力だけではいろいろな問題が生じて先に進まない部分はあるかと思うんです。そこら辺をしっかりとお互いが、これも協働の手本になると思うて、これは。今まではちょっと地域のことだけだったんですけど、全島的な、対馬をどう興していくか、そういう形から考えると、このボランティア、またNPOの存在ということを多くつくって、多く活動してもらおう。

そのためにはまたそれに対する行政の担当とか、またいろいろそこを通じていろいろな話し合いをもって、大いに先に進めてもらいたいと思います。それはもう結構ですから。

地産地消、これ学校給食に対して地産地消をどうこうということは小さな問題で、少子高齢化の中で、学校の存続がもうずっとできないぐらい児童が減っていく中で、これを100%したところで、大した消費というのは生まれにくいことは知っています。はっきり、小さな問題。ところが

これは次につなげる大きなステップになるとうちはこう考えて、今市長が言いましたよね。いろいろなステップがある。今対馬の基幹産業である漁業が何が問題か、これが燃油とか、また漁獲高が上がるとか、価格が上がるとかというのはちょっと考えられない部分がある。

今までにいくと、非常に厳しい状況が続くだろうと思うわけです。ところが対馬であるがゆえに、また本土と違うハンディーがものすごくそこにある。何かというと、流通だろうと思う。島内流通も市長がさっき言いました。島内の流通体制、こら辺も十分に今から確立していく必要があると思う。

対馬の魚が対馬の山の中では食べられないと、なかなかそういう話がいっぱい出るんですね。だから市が管理、経営、運営をしているまず学校給食をしっかりとやってもらいたいと、これは担当でもつくて、そしていろいろな生産者の問題いっぱいありますよ。

生産者ということが一番の大きな問題、それをどういう形で指導してやってやるかというたら、次につながってくると私はこう信じているわけです。そういう大きな観点からも、1人か2人ぐらいいはしっかりそこら辺の専門的な職員も育てていって、次の農協、漁協に対する指導とか、協力とか、それから、流通関係を考える専門的な職員というのは、私は今必要じゃなかるうかなと、そういうコストをどう下げていくか、付加価値をどう高めていくか、そこら辺も含めて地産地消、学校給食等を十分に今後生活の中に、重点的な施策の中にひとつ組み入れる時代がきたんではないかと思っておりますので。

時間がありませんので、1分1秒たりとも、ちょっと私がいろいろと過ぎると、きのうからの時間がオーバーで私も相当突き上げていますので、後結構です。時間どおりに私やります。どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

議長（波田 政和君） これで、5番、阿比留光雄君の質問は終わりました。

.....
議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は14時10分からお願いします。

午後1時59分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（波田 政和君） 再開いたします。

次に、16番、兵頭榮君。

議員（16番 兵頭 榮君） 皆さん、こんにちは。今回4点ほど市長の方に一般質問の通告をいたしております。4問ということで時間がありませんので、早速本題の方に入らせていただきます。

まず、「対馬やまねこ空港」についてお尋ねをいたします。昨年3月「対馬空港」が身近で親

しみのある空港として、対馬空港愛称検討委員会が設置されました。これは同僚議員である小宮教義議員より過去2回ほど、この親しみのある空港として、また対馬をPRするための空港名をというようなことで、この検討委員会が立ち上げられたわけでございます。

そういった中で、県内外からの応募をいただき、「対馬やまねこ空港」と名称が決定したわけです。これはだれもが知るところであります。ただ、今回名称が決定したばかりで、その後のどういふふうな検討がなされているのか、それが我々にもさっぱりわからないわけでございます。

さきの3月の定例会におきまして、市長の職務代理だったと思います。今後の愛称活用方法については、対馬空港愛称検討委員会で協議中ではありますが、長崎県や対馬空港を始め、関係団体に御協力をいただきながら、時刻表等のさまざまな媒体により広く普及させ、「対馬空港」及び対馬の知名度向上を図り、「対馬空港」の利用促進を掲げてまいりたいと考えております。そういうようなあいさつがあったわけです。それで今までの経過についてひとつお伺いしたいと思います。

次に、ベビーリーフのミスト農法による試験栽培についてお伺いします。

昨年前市長からベビーリーフの試験栽培を昨年7月ごろから上対馬町において始めると説明をされました。この話は対馬市商工婦人部の会合、または6月の上県町のあじさい祭りにおいて、またさまざまな会合の中で話され、幾人かの方々は興味深く熱心に話を聞いておられました。ところが、8月になってもその気配もなく、担当課によると、今年の7月ごろになるだろうと、早くても。とのことでしたが、その間、上県町の方からベビーリーフの話はどのようになっておるのかとの問い合わせに、今までの経過及び静岡にあるミスト農法について政務調査に行ったこと説明したわけでございます。

この6月定例会において、この会社、オーツーコーポレーションが昨年暮れか、ことしの初めに倒産し、その後、従業員ですか。引き継いでこの事業を始められたとの話をされました。市長としてこの事業計画をどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

次に、CATV受信契約について、CATV事業の引き込み工事も順調に進捗する中、工事完了した家庭の声として非常に映りがよい。また市内での行事、イベント、議会放送など対馬のことがよくわかると喜びの声を耳にいたします。

一方、NHK総合しか契約をしていなかった家庭からBS1、BS2等の衛星放送が映る。衛星放送代の請求がくるのではないかと心配の声を耳にします。当初、峰町の我々の共聴組合の中において、この衛星放送の契約した家庭のみしか映らないようなシステムにしますとの話であったと思っております。いかがなものかお伺いをいたしたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度、長寿医療制度ですが、その保険料の納付方法についてお伺いします。

政府はこの7月22日納付方法の選択などの政令改正を閣議決定し、25日から施行されたのでありますが、市民にどのような広報、相談口を設けているのかお伺いをいたします。

後は一問一答でさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 兵頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の「対馬やまねこ空港」の愛称の件でございます。その後の経過というふうなお尋ねでございます。

兵頭議員の御質問の中にもありましたように、昨年3月1日、空港愛称検討委員会が設置されて、1,606件の応募の中から10候補を絞りまして、最終的に「対馬やまねこ空港」に愛称が今年2月19日に決定し、発表をされたところでございます。

「対馬空港」につきましては、ツシマヤマネコを全面に出していただくようお願いしております。既に長崎便到着口にはツシマヤマネコの壁画といいますが、写真といいますが、それとロゴマークなどを表示していただいております。

現在、対馬空港ビルは、空港ビルの中の改修を行う予定でありまして、その改修にあわせて売店などを移動する予定です。その際、その売店の随所に、この名称と、それからロゴマーク等をふんだんに使っていきたいというふうなお考えを今空港ビルの方は示されておるところです。

また、全日空など、そのほかの関係機関に対しましても、空港名が記載されております時刻表やホームページなど、変更可能なものにつきましては、愛称を併記していただくよう要望しているところでございます。いずれにいたしましても、今後もこの市民が作り出しました「対馬やまねこ空港」という名称とあわせ、対馬全体がツシマヤマネコの島と呼ばれるように、ツシマヤマネコの保護や環境保全活動等に島民の皆様や関係機関と連携、協働しながら、世界的にもこの貴重なツシマヤマネコの棲む島として広くアピールしていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、ベビーリーフのミスト農法の件でございます。6月の議会の齋藤議員の御質問の際にも答えましたように、このお話のあった当初の18年度時点では、1棟600坪のミスト設備を備えたハウスで、大葉栽培を主に始めましたが、いろいろな検討を重ねる中、19年度には対馬の地形も考慮し、初期投資が少なく済むという観点から、100坪程度のミスト設備を持つ小規模ハウスで、議員御指摘のとおりベビーリーフ栽培となり、検討を重ねられてきたようでございます。しかし、採算性と技術改良が難点で、早期の事業着手には取りかかれぬ状況でございました。

そのような中、オーツーコーポレーション様の方が19年度の口ハス大賞を受賞したり、食品の安心、安全を求める風潮から大葉が売れ始め、栽培技術の確立してなかったベビーリーフより、

まず栽培技術が確立した大葉栽培を地場の建設業者を核に21年度に事業化を計画していた矢先、昨年末になって株式会社オーツーコーポレーションが全量買取を確約していたことと等も原因となって、事実上の休眠状態となってしまいました。

対馬市としては、疲弊したこの対馬の経済において、若干の設備投資は必要なものの、雇用と収益性の高いミスト農法は、ますます強まる食の安全安心に対する世界の需要に答える点からも有益であると判断しております。元オーツーコーポレーションの社長、並びに現在もミスト農法で栽培された大葉の栽培、販売に携わっておられる元オーツーコーポレーションの品質管理部長とは連絡を取り合っており、状況好転の折には、再度大葉並びにベビーリーフのミスト栽培に活路が見い出せないかと考えており、その糸は切っていない状態で今経過をしておるところでございます。

次に、CATVの受信契約の件でございますが、この対馬市CATVのチャンネルプランは、現在自主放送も含めまして、アナログ放送14チャンネルと、FM放送を2波再送信している状況ですが、これまでテレビ放送の難視聴地域であった市民の方々からはチャンネル数もふえ、自主放送で市内の行事等も放送されるために、大変好評を得ているところでございます。

御質問のNHK衛星カラー契約に関する件についてでございますが、これまでは対馬市内の31共同受信施設が約1万1,500世帯、おおむね72%に相当しますが、この1万1,500世帯に衛星放送を再送信していた状況でありました。

チャンネルの要望に答えるのは、CATV事業者としての使命であり、現在も多くの市民が共同受信施設を通じて衛星放送受信している以上、衛星放送の再送信を中断したり、制御をかけることは住民サービスの低下につながり、衛星放送の受信を希望する世帯に大きな負担を強いることになると考えております。

このアナログ放送での再送信は、平成23年7月24日で終了いたしますが、その後に移行となると、BSデジタル放送では、視聴するために、赤いB-CASカードの挿入が必要となり、添付のはがき等による登録によってNHKのBSデジタル放送が視聴可能となります。

契約をした家庭のみで映るシステムとは、このB-CASカードのことでないかと考えられます。放送受信契約については、このたびの引き込み工事で衛星放送の視聴が可能となったわけがありますので、基本的には衛星カラー契約対象者となりますが、衛星放送の視聴を希望されない方は、自宅のテレビでチャンネル設定等により見れなくすることも可能でございます。

このことは加入者とNHKとの間において決定されるものであるため、対馬市がこの2者の関係に積極的に関与するものではないと考えております。しかしながら、対馬市では、NHK受信料の団体一括支払い制度を利用することで、衛星カラー契約受信料を月額250円程度安くできるようにし、多くの市民の方に視聴していただきたいと考えているところでありまして、その際

の受信契約種別につきましては、放送法上では、視聴者からの申し出により、契約種別を確定するので、受信実態に関わらず、自己申告が大きく左右するものと考えられます。そういう事情でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

最後に後期高齢者医療制度の保険料の納付方法でございますが、今年度4月から老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、後期高齢者医療制度がスタートいたしました。本制度は現役世代と高齢者世代との負担を明確にするため、被保険者にも保険料を負担していただくような財政のスキームとなっております。

保険料の納付につきましては、年額18万円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする特別徴収と特別徴収に該当しない人は、納付書や口座振替で納付する普通徴収により保険料を納付していただくようになっています。

7月25日の後期高齢者医療制度の見直しによる納付方法の変更については、1つには、本人の口座からの振替の場合、制度の導入前に入っていた国民健康保険税が2年間滞納がないこと。

2つ目には、世帯主や配偶者の口座振替で肩がわり納付してもらう場合、本人の年金収入が年180万円未満で、後期高齢者医療保険料を肩がわりできる配偶者や世帯主である子供がいる人のどちらかに該当する場合がございます。いずれも口座振替を希望される場合は申請が必要となります。

今回の見直しについての周知方法でございますが、広域連合が作成した「口座振替によるお支払いもできます」という見出しのパンフレットを、被保険者全員に7月14日付にて送付しました。平成20年者後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を同封しお知らせをさせていただいております。

また、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主、または配偶者が口座振替により保険料を支払うことができる肩がわり納付が可能となりますが、その場合の社会保険料控除は、口座振替により、その保険料を支払った世帯主、または配偶者に適用されます。

周知方法としましては、「広報つしま」9月号に後期高齢者医療保険料の社会保険料控除はこうなりますQ&Aという見出しで掲載を予定をしているところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（波田 政和君） 16番、兵頭榮君。

議員（16番 兵頭 榮君） 「対馬やまねこ空港」について、そのロゴマーク、また売店の方でメインとなるところは、「対馬空港」、今看板が出ておりますね。私も対馬市の方で「対馬やまねこ空港」に変わったんですよ。また「対馬やまねこ空港」、対馬には2つの空港があつてですかと、そんな笑い話もあつたんですけど、玄関口であるところの「対馬空港」、あそこまでをしっかりと「対馬やまねこ空港」にするべきじゃないかと、私はそういうふうに考えるわけで

すが、そのこのところはとうとうに考えてありますか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 対馬空港ビルについては、県の管轄がございまして、さまざまな規制が正直いってあります。今外から見るところに大きく出すべきではなからうかということでございます。当然そのことについても県の方とも協議はさせていただきましたが、今ある対馬空港という場所ではなくて、横の方にそういう形で物はつくれるだろうという話をいただいておりますので、そちらに設置する方向で検討は進めておるところでございます。

議長（波田 政和君） 16番、兵頭榮君。

議員（16番 兵頭 榮君） やはり我々議会もそういったことで「対馬空港」という呼称よりも「対馬やまねこ空港」という呼称で常に呼びながらやっていかねばならないじやろうと、そういうふうを考えております。そういった中で、その一方では対馬空港、一方ではやまねこ空港、2つの呼称があるようなのはちょっとおかしいような感じがするわけですよ。そのこのところを今後も協議しながらやっていただきたいと思います。

それでは、ベビーリーフのミスト農法について、これはまだ切れてないわけですね。もうやらないというようなあれはないわけですね。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 先ほどの答弁で最後に申し上げましたように、その糸は切っておりません。連絡は取り合っております。確かに、オーツーコーポレーションの方は、会社の方が難しい状況に至っておりますけども、この社主さん並びに営業部長さんでしたか、品質管理部長さんですか。元。その方等については連絡は取り合っておる状況でございますので、糸は切っておりません。

議長（波田 政和君） 16番、兵頭榮君。

議員（16番 兵頭 榮君） それでは、今後のいろいろの交渉、流れ、いろいろ変化があったときには、議会の方にひとつ随時報告をしていただきたいと思います、それによって、これに興味のある方が私どものところに2名ほど連絡があったんですよ、そういったことで、この間も6月定例ですか、そのときに倒産されている。初めて聞いたもんやから、ちょっと待てよ、それは今後どういうふうになるのか、市当局としてどこまでのあれをされておるのか、確認するまではちょっとできないからと、ただ今小規模で100坪程度のハウスというようなことでされておるから、静岡の方に、大葉の方に行ったときには、相当大きな施設で、相当な投資が要るというようなことで、どうかなというような気持ちがしておったわけですが、そういった中で、これを始める場合にどれだけの、民間が始める場合事業補助をしていただけるのか、そういったところまで煮詰めてひとつ検討していただきたいと思います、その点をよろしくお願いいたします。

それから、次に移りますが、CATVの受信契約について、これがアナログからデジタルに変わるときにやるという話はなかったんですよ。当初、衛星放送を設置するとき、その衛星が見れなくなるようなシステム、カードによるシステムですか、それをするというような話やったんですよ。それで、一般的に衛星を申し込んでおられる方、またお年寄り、そういった方はやはり月に945円の受信料がかかるんですよ。やはり介護保険、後期高齢者医療保険、またテレビの受信料、それぞれお年寄りが見たくても受信料が高いからそこは切ってもらいたいという方もおられるわけですよ。やはり、衛星が映るからいうて、今、設置されて映るところ、「いやあ、映っても見よりません」ではNHKは済まないと思うんですよ。昔、室内アンテナをつけて、「いやあ、テレビは見とりません」「アンテナあるやないか」まあ、そういうような調査今、あっておるかどうかわからないけど、やはりその設置段階でそういった確認を先にすべきではなかったか。そのテレビで衛星が映らないようなチャンネルを設定すればできる。ところが、今度我々は、先ほど言いましたように、カードによる衛星が映らないようなシステムにしますという当初の市当局の説明やったんです。23年度というように、私はそういうあれは聞いてなかったような気がするわけですが、それで今後は、この間も担当の方に行きまして、随時各家庭でそういうふうな、もし衛星を希望されない方、そういった方については、受信料の負担が変わってくるからそのところを取らないようにしてあげるべきやないかと。映るとれば、もし、調査に来たときに衛星利用の受信料の請求が来たときにそれは拒否はできないでしょう。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 先ほど答弁させていただきましたが、B-CASというカードを挿入をすることによってNHKとの契約が始まるということでありまして、さらには添付のはがきですか、それで申し込みをするという作業があって初めて受信料が発生するというものでございます。

現段階で自動的に入っておるBS1、2。それについては、受信料は発生はしない、というふうなことでございます。そのように理解をしていただければと思います。

議長（波田 政和君） 16番、兵頭榮君。

議員（16番 兵頭 榮君） それでは23年度に契約ができるまでには、そのあれは、衛星料の支払はこないわけですね。

ところが、今度NHKの方から受信料の振替口座をお願いのはがきがずっと家庭にきとるわけですよ。こういうふうなんです。それで、現在衛星を見ておられる家庭、その家庭は全部衛星の方の申し込み、これを出してあるんですよ。

ところが、前もってその話をしてもらわんとですね、これが、地上契約では2,690円これは2カ月ですがところが、衛星契約では4,580円、2カ月で。その契約を、払っておる方と払ってない方、その差が出てくるからもう少しそのところ、そういうふうな話があるなら、今

度共聴組合からCATVの方の移行するときの説明の中にしかるべきあってよかったんやなかろうか。

言い方が悪いですかね。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 私が聞いている範囲では、アナログを再送信している期間においては現時点では登録をしなければBS 1、2については、お金は今まで見てない方ですよ。見てなくてCATVがつながれたことによって再送信されたところについてはNHKに対して申し込みをしなければ受信料は発生はしないというふうに聞いております。

ただし、今、兵頭議員がおっしゃられたように、私もちょっとあまりテレビ見らんもんですから、正直言うてその当たりが届いてるっていうことも正直わかりませんでした。今、見てわかったですが、NHKが改めて集金制度から口座振替に変えたっていうことですかね。その際に、それが今、送ってきてるということですね。そこにチェックマークかなんかにチェック入れるということですかね、今、見るものはということで。

議員（16番 兵頭 榮君） そうですね。

市長（財部 能成君） それは、大変申しわけございません。勉強不足で。いつごろ送ってきたものなんでしょうか。もう最近ですか。

議員（16番 兵頭 榮君） そうですね。

市長（財部 能成君） 最近ですか。済いません。まったく疎いもんですから。だから、少なくとも今答弁の中で申し上げましたように、そのNHKがそういうことで、そういう申し込みはがきですか、今のそのはがきを送るということを私の方もわかりませんでしたし……。（「議長、暫時休憩。」と呼ぶ者あり）

議長（波田 政和君） 答弁中でありませうけれど。

市長（財部 能成君） 前もって行政の方がその指導をすればよかったじゃないかというお話ですよ。

議員（16番 兵頭 榮君） はい。

市長（財部 能成君） 今、各家庭に送ってきている状況であるならば、早急にそのあたりの指導はあすからでもさせます。

私の方がまったく不勉強で申しわけございませんでした。

議長（波田 政和君） 16番、兵頭榮君。

議員（16番 兵頭 榮君） ひとつよろしくお願いします。

それと、先日、CATVの完了した家庭の方。この方がちょっとやりとりをしまして500円の、今、CATVの徴収をしとりますね、8月から。その8月から徴収しとる500円をNHK

の受信料と勘違いしてある。「これはCATVの維持費でこれが対馬全島完了したときに一般家庭は1,000円、事業所は2,000円ですよ」と、そういうふうに言われた。これ、「NHK受信料を含んだ金ですよ」と、「いや、それは違いますよ」と。それで、「行政の方はこう言いました」と。そのこのところを私は「これはCATVの維持費ですよ」と言っても納得がいかないようなふうですので、そのこのところをはっきり行政の方から、多分言われた方はもうCATVの完了した地区の方やから、行政の方からはっきり言うていただきたいと。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今の件については、明確に市民の方に伝えていかなければいけないと思います。

先ほどの話を伺ったら、NHKの方は集金から口座振替に変わったってということですよ。NHKの受信料についてはBSについても総合関係についても口座振替に変わったってということですよ。

議員（16番 兵頭 榮君） はい。

市長（財部 能成君） だから、それを含めてCATVがせっかく接続されてるんですから、その放送の中でもきちんと物事は伝えていけると思います。そちらの媒体を使いながらでも皆さんにお知らせをしたいというふうに思います。

議長（波田 政和君） 16番、兵頭榮君。

議員（16番 兵頭 榮君） それでは、次に移らしていただきますが、後期高齢者医療制度、先ほど市長の方からこの口座振替可能の、それにはいろいろ条件、その条件について市長の方から国民健康保険が過去2年間さかのぼって未納のない方、また、年金収入が180万円未満で肩代わりのできる配偶者や所得者である子供がいると。その場合に口座振替ができる。

なぜ私はこの口座振替をお伺いするかというと、これは口座振替によるとそのために世帯構成や収入によって、これが社会保険控除になるですね。なることによって、所得税または住民税の軽減につながるケースも出てくるわけですよ。

そういったことで、やっぱり文書、私は文書を見ておりません、ところが、申し込みをされた方は少ないやろうと思うんですよ、その内容をわからないから。地域の方に聞いてもよくわからないと。

どれぐらいの方が口座振替。まあ、急にこう言われてもわかるかどうかわかりませんが、わかれば教えていただきたい。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、御質問の件数等について私の方ではおさえておりませんので、担当部長の方からお答えさせます。

議長（波田 政和君） 福祉保健部長、勝見末利君。

福祉保健部長（勝見 末利君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

この制度は、先ほど言われましたように、7月の25日ということで、うちの方といたしましては、それぞれ個人あてにこのようなことで制度が改正されましたということで、納付書に同封いたしましてその説明を入れておったわけですが、それによりますと、いまのところ9件余りの変更申し出がっております。

以上です。

議長（波田 政和君） 16番、兵頭榮君。

議員（16番 兵頭 榮君） ありがとうございます。

それで、この口座振替。これが二、三カ月事務処理にかかるわけですね。今9月っていうと、もうあと12月、1月、年末調整には間に合わないんですよ。そういう、もう2カ月、3カ月になれば12月でしょう。年末調整に間に合わない。

やはり、みんな、私もお年寄りの方、後期高齢者に該当する方といろいろ話しても、その書類を見てない、意味がわからない。そういったことでお宅はこういうふうな子供さんがおって扶養家族やから天引きにすれば社会保険控除にはなりませんよと、口座振替によれば子供さんの扶養家族で社会保険控除になりますよと。ああ、そうですかと。夫婦2人の場合はどうですか。いや、この場合には夫婦2人の場合には、年金収入とか健康保険そういったことも説明しながら、ほかに家賃とかいろいろ収入があっても年金収入が180万円という規定がある以上は、それは夫婦2人でも控除に当たりますと。よく活性化センターの方にいって相談してくださいと。

そういうふうな説明をするわけですが、ただ、そういった中で、これは申請は本人に限ると、こういうふうになっとりますね。これは、夫婦世帯主で申請はできるもんか、そのこのことの確認をしておきたいと思います。

議長（波田 政和君） 福祉保健部長、勝見末利君。

福祉保健部長（勝見 末利君） これは、口座振替をするということであれば、その人が金融機関に一応申し込むわけですね。その申し込んだあとの控えを役所に持って行っていただければ、そういう手続きになります。

それで、先ほどから周知の方法なんですけれども、うちとしては、一応国でつくったものを先ほどいいましたような形で、本人には通知をいたしております。

そして、もう一つは区長さんを通して政府の広報というのがありますけど、特別にこのようなものが各家庭に全部回っておると思うんですね、それで、先ほどから社会保険の控除の話がってますけれども、これもすべて、ちょっと時間的にも多分7月25日に閣議決定されて、その後いろいろ手続きをしたら、この政府関係も出したのが9月ですよ。うちの方も「広報つしま」で

すか。それで9月号に一応先ほども話がありましたけども、そこに一応掲載するという形にしとります。

これは、どのような形ですれば控除できるのかというのもQ & A方式でやっておりますので、それを見ていただいてももう少し詳しくとか、自分が疑問に思っている点をまた担当の方にも電話いただければいいと思います。

期間的には年末の調整段階で、非常に期間がないやなかというような話ですけれども、これもやっぱり国の制度そのものが非常に遅くなったということと、今回の税の制度そのものが軽減される人たちが7割5分でした、初めは。それを9割を軽減するという形になりますので、大体4月から9月までお支払をしていただいとる人たちについては、あと半年はもう納めなくてもいいというような金銭的、あるいは率で考えればそのような形になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（波田 政和君） 16番、兵頭榮君。

議員（16番 兵頭 榮君） 先ほど部長が言われましたように、今回の場合は時限措置として6月から9月までは無料と。また、21年3月から6カ月間は被保険者の保険料の均等割が9割ですか、そういうふうな軽減措置がされておる。そういった中で今度の確定申告には金銭的にはわずかやろうと思えますけど、そういったことを再度、広報に流していただくということやったから、まあ、安心しておりますけど、もう少し、我々も勉強しますのでひとつ該当者また、世帯主を含めてPRをしていただきたいと。

もう大変各家庭とも景気があまりよくない。漁にしても百姓にしても燃油は上がる、先ほども言いました、介護保険は上がる、後期高齢者医療保険はくる、やっぱりもう厳しいんですよ。確かにわずかな1,000円やけど、しかし、1,000円というのは大変なもんです。そういったことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

時間がありますが、以上をもって一般質問を終わります。

議長（波田 政和君） これで兵頭榮君の質問は終わりました。

.....

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は15時5分から。よろしくお願ひします。

午後2時55分休憩

.....

午後3時05分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

次に、4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） きょうは、私がラストバッターのようにございますので、皆さん

大変お疲れさんでございます。中にはまぶたが若干閉じてある方もあるそうでございますが、あちらの方がですね、きょうは補佐官もおいででございますので、ひとつ最後まで。これは制限付きの一般質問でございますから、50分で終わりますので、そこをひとつよろしくお願いします。

市長は今日もいろいろお話されました。支援センターの件もございましたが、実にすばらしい構想力と歴史感覚を絞りに絞って100年後の後世のために頑張るというスローガンを掲げてあります。到底私ごときものがそのようなことはできんわけでございますが、しかし、私も私なりにスローガンがございます。私のスローガンはこの名刺にございますが、見えますかね。（「カメラの方に」と呼ぶ者あり）カメラの方にひとつ。（「アップしたらだめよ」と呼ぶ者あり）ここに「市民の声を活かす」市民の声を議会で活かすというのが私のスローガンでございます。しかし、なかなかそれが難しい。先が見えないんですね、なかなか。5年、2年先は見えるが、来年の5月もなかなか先が見えない。非常に苦しいところでございます。これにございますように、「市民の声を活かす」ということで先に通告しておりました3点について、市政一般質問をさせていただきます。

まず、第1点でございますが、補佐官の採用について。

これは、私もたくさんの意見を聞きました。その中で名前を上げるわけいきませんが、A、B、Cという名前で先に、どういう市民の意見があるのかということをお願いして、その後後段に移りたいと思います。

まず、紹介します。A氏、「ことしの3月で役所をやめ、退職金を上乗せ300万円以上をもらい、わずか3カ月後に、また補佐官という公務になり、部長級の給料をもらう。これは、税金の無駄遣いである。補佐官は市職員OBの再就職先か」というふうな意見もいただきました。

そして、B氏はこのように言っております。「退職金の上乗せの分を市に返せ。そして、ボランティアで補佐官をせよ」というふうな厳しい意見も聞いております。

そして、C氏はこのようにも言っておりますよ。「市長、副市長、補佐官もすべて役所上がり。仲良しクラブじゃあるまい。部外者から入れたらどうか」というふうな厳しい意見も、私は拝聴しております。

もともと、この任期付公務員、この制度はだれでもが入れるもんじゃございません。そりゃあ、酒を飲んで「まあ、よい男じゃないか、ひとつ明日から役所に来いよ」とこういう制度じゃないわけですね。やはり、公務員というのは非常に厳しい選択を受ける。

じゃあ、どういった選択を受けるのか。これが、その公務員の採用の条例がございます。これは採用に関する条例第2条でございますが、「任命権者は高度の専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有するもの」と。「識見」というのは物事を正しく見るという。この識見でございます。

そして、今回は一般職の公務員の上がりの方がこの条例に沿うのかという点が1点でございます。

それと、2点目でございますが、来年度の市の職員の採用についてでございます。

これは、きょうの新聞にも載ってましたが、国際的に今、大変です。きょうの新聞には、米国の大手証券会社リーマンブラザーズが破産をしております。

これも大きい問題でございますが、それ以上にこの対馬、非常に問題抱えております。倒産、倒産です。去年は商工会の会員の方でも、去年は24業者、そして、この1月に入って7月までにもう既に21業者が倒産をしとるわけでございます。これは、商工会の組織率からいうと、実質的にはこの倍以上あるというのが一般的でございます。

また、それでもすごいのは、この対馬市は厳しい厳しいという財政の中において来年は消防職を省く一般職と保健師関係を10名採用するということです。この不景気な世の中に人間はどんどん島外に出ているこの世の中に10名を採用する。10名ということは約4,000万円要るわけですよ。皆さんがよくまちに、私聞きますと、第2の夕張になるんじゃないかというふうな話をよく聞くわけでございます。まあ財部市長でございますから、来年の予算においても日本政府から新しい交付金か何かの計算がされての採用だと思っておりますが、その辺の交付の決定があったのか、なかったのかということですね。それが2点。

そして、3点目でございますが、これはジェットfoil問題ですね。

これは、今、大変な問題になっております。ことしの11月から減便と。そして、厳原から福岡までの片道切符だけです。厳原が今までどおり1時5分に出て、向こうに15時20分に着くわけですよ。この、片側方向だけの運行にこの11月からなるという予定でございます。どうか、この航路は大変厳しいかもしれないが、どうかして維持ができないかという点でございます。

このジェットfoilは、平成12年に今の2便体制になりました。そして、平成13年の11月から今の状態、比田勝まで延びたわけです。それから、はや、もう7年が過ぎようとしておるわけでございます。これは、もう既に上の方からの重要な生活航路となっているわけであります。

確かに、乗客数は少のうございます。200から300程度とお聞きしておりますが、ほとんどの方が病院とかそういうところに行くために使用をしておられるわけであります。これを減便するということは、上の方の交通難民と、それと医療難民、リンクしておりますから、それを起こすということでございますから、大変な問題になるわけでございます。

ただ、市長も厳原ですが、厳原・美津島の方はこの交通の不便とか、病院関係の不便はそう感じないと思いますが、上に住む人たちは、ジェットfoilは大変ありがたいものでございます。

今、対馬商工会では、このジェットfoil維持のために署名活動をしております。なぜ今か

と。もうほぼ決まったじゃないかという話でございますが、それでもやるんです。わかっててもやらなければいけない。なぜかという、これをやらなければ、これからは上の方がどんどん、どんどん取り離されていくんだと。そのためには、難しいが、厳しいがこの署名運動をやって上の方の声を伝えようという意思で商工会でも取り組んでおります。それほど大変な問題でございます。

しからは、これをできるのは、やはり陽の当たらないところに光を当てる。政治事です。これに頼らなければならぬわけでございますから、その辺の考えはいかがでありますか。

以上、3点でございます。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 小宮議員の質問に答える前に、冒頭おっしゃられました、幹部席側に向かって、まぶたを閉じている職員がいるという発言をされましたが、それは事実でしょうか。寝てるという意味でしょうか。

議員（4番 小宮 教義君） まぶたを閉じた。

市長（財部 能成君） まぶたを閉じたままですね。

議員（4番 小宮 教義君） まぶたを閉じた。一時的なものです。

市長（財部 能成君） 一時的なものは、こういうテレビの場では大変誤解を招く恐れがありますので、私はその分にはまず言及しておきたいと思っております。

小宮議員が最初におっしゃられました、自分のスローガンは「市民の声を活かす」というお話でございました。まさしく、私の市政とある意味まったく一緒だというふうな、同感というふうには思っております。

1点目の補佐官の採用についてということでございます。

A、B、Cの代表的な声ということで、市民の声を聞かせていただきました。

この一般職の任期付職員の採用についてでございますけど、任期付で採用をしようとする場合「対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づき任用を行っております。

同条例によりますと、第2条に「任期を定めた採用」が規定されており、第1項として「高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者」、第2項として「前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者」などを一定の期間任用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、任期を定めて職員を採用することができる」と定められ、第5条に「任期の更新」、第6条に「給与に関する特例」が定められております。

任期につきましては、第2条による採用の場合は、5年を超えない範囲内と定められ、また給与につきましては、1号給から4号給まで、1号給35万7,200円、4号給においては51万7,700円というふうな4段階がございます。また、第7条第2項には期末手当の支給

が定められております。勤勉手当等についての手当はございません。

一方、現在、対馬市では職員の給与の5%カットを実施しており、任期付採用職員につきまして一般職の範囲でございますので、同条例に定めた給与の額より5%カットした額が支給額となっております。

したがって、同条例により任期付採用職員に係る年間の人件費の額は共済組合負担金等を含め、おおむね609万9,000円から883万6,000円の範囲でございます。

また、「対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則」では、第9条に政策補佐官の職務を「市長の特命を受け、関係職員を指揮監督し、極めて重要な特定の業務を掌理する」と規定しております。

現在、対馬市では、御存じのように「地域再生の推進」「まちづくり」「地域マネージャー制度」さらに「企業誘致」など緊急の課題を精力的に推進するために、政策補佐官を平成20年7月1日付にて一般職として採用しております。

条例第2条第1項に「高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者」と規定されており、その者の業務に対する取り組み方、指導力などの手腕知識において卓越したものと判断された場合、必要に応じて期限付きの採用が認められており、今回につきましては、前職において、種々の事業に携わり対馬市の礎の構築のために卓越した手腕を発揮し、また一方では、行政各分野における知識並びにマネジメントでもスペシャリスト志向が強く、特にほかと比較しても何ら遜色がなく、現在の市職員の中からは得がたい識見を有していると判断し、先ほど申しますような、対馬市が現在直面する緊急の課題に対応するため必要な人材と判断し、期限付きにて採用したところでございます。

御理解くださるようお願いいたします。

次に、来年度の職員採用の問題でございます。

対馬市では合併後、これまで一般行政事務の採用者は皆無であり、市民の健康増進を図るうえで必要な保健師と市民の生命と財産を守るための消防士に限り必要数の採用を行っております。

合併したことで多くの職員を有したこと、類似団体と比較しても職員数が比較的多いことなども採用を行ってこなかった要因であります。

これまで、平成17年度に策定いたしました「行財政改革大綱」及び「定員適正化計画」にのっとり職員の削減を行ってまいりました。合併当初825人いた職員も団塊の世代と呼ばれる人たちの大量退職に加え、人員削減のため早期希望退職者を募り、職員数の削減に努めてまいりました結果、今年度末までに178人もの削減が可能となります。結果、「定員適正化計画」では平成22年4月の職員数を660人としておりますが、その目標も1年前倒しで達成できる見込みとなり、22年度当初には635人程度と、大幅な目標達成が可能となるところであります。

現在、対馬市では、一般行政職で一番若い職員が来春には25歳になります。18歳採用を考えると、そこには7年という大きな年齢階層のゆがみが生じることとなります。職員採用は、平成17年度に策定された「定員適正化計画」に盛り込まれ、21年度に7人程度の一般行政職を採用することが計画されております。

今、対馬市の有効求人倍率は0.22人と長崎県下でも最低であります。対馬に残りたい子供たちも対馬に仕事がないことから、後ろ髪を引かれる思いでふるさとを離れていきます。

職員採用が過疎化の歯止め的一端となることなら、対馬に子供たちを残すことができるなら、これほど、私はうれしいことはなく、何よりも大切な市の責務だと考えております。

御質問のような、国からの財政支援も特交措置もございませんが、事情御賢察の上、職員採用への御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、ジェットfoil航行の維持についてお答えいたします。

このジェットfoilは、地域住民の重要な公共交通機関であり、航路の廃止となれば地域住民の皆様にも不便を与えるだけでなく、交流人口の拡大や対馬市振興を図っていくうえにおいても重大な悪影響を及ぼすものと深刻に受け止めております。

航路を何としても維持存続していかなばならないという認識のもと、7月18日夕刻に九州郵船からの減便申し入れ以降、住民説明会でも御説明申し上げたとおり、最低でも比田勝起終点の1往復を残していただくよう、九州郵船に対する財政支援も視野に入れ、一貫して協議を続けてまいりました。

しかしながら、皆様御存じのとおり、市単独での財政支援は難しいというのが現状であり、そのため議会や商工会の皆様にも御協力をいただき8月末から9月初めにかけて国・県に対し離島航路維持のための財政支援要望や、対馬市単独でのジェットfoil維持に係る支援要望を行ってまいりました。

また、本件を御審議いただいております総務文教常任委員会の意見を拝聴し、九州郵船と財政支援についての協議を進めてまいりましたが、九州郵船が来年3月までジェットfoilを存続するために提示した額とは1億3,000万円と相当な開きがあり、協議については妥協点を見出すことが不可能であるとの判断をいたしました。

このことから11月から3月まではジェットfoilが減便されることとなり、市民の皆様には大変御不便をおかけする結果となりましたが、4月以降の運行につきましては、関係団体の皆様にも御相談申し上げながら、九州郵船との協議を続けてまいりたいと考えております。

また、ジェットfoilやフェリーの離島航路を始め、離島航空路や離島乗り合いバスが燃料油価格高騰の影響により、存続の危機に直面している現状をこれらの民間や一地方自治体だけで解決できない諸問題に対し早急に支援策を講じていただくよう、さらに国・県へ訴え続けていき

たいというふうに考えております。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） まず、第1点の方からいきたいと思いますが、補佐官の採用については条例に従って採用したということですね。この2条の1項による採用。高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を持つとるんだということですよ。そして、当然条例があれば施行規則もあるわけですが、その中でやはり人を雇うんだから、やっぱり公平にしなければいけないということで、2条にはこうあるんですよ。「採用の公正の確保」まず、選考によりなさいよと。そして……、いいですか、「資格、経歴、実務経験等に基づき経歴評価、その他客観的な判断により公正に検証しなければならない」、「客観的」ということは、私も辞書をひもいたらこうなるとるんですよ。「ものの見方、考え方で多くの人に正しいとされる立場をとるさま」ということなんですね。じゃあ、これにある経歴評価、その他客観的な判断方法というのはどのようにされたんですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 多くの方々の意見も聞かせていただく中で判断をさせていただいたつもりでございます。私一人の意見と判断というわけではなく、多くの人の意見を拝聴したつもりでございます。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） 多くの人の意見を……ですね。よく市長言われるけども、「物事をするためには役所だけの情報じゃだめなんだと。もっと情報をくださいよ」ということをよく言われますよね。しからは、情報を提供したことがあるんですか。

例えばこうして補佐官制度をやろうと思っとるんだが、対馬に帰ってきてくれよと。そして、あなたの能力を最大限に生かすチャンスじゃないかということインターネットなんかで流したんですか、どうなんですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） インターネット等には流しておりません。

議員（4番 小宮 教義君） ということは、自分で決めたっちゃうことですよ。自分の判断で決めたっちゃうことですよ。だから、その評価方法はどうしたんですか。

例えば、点数をつけるとか、そういうのはどうしたんですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 外部の人の話も伺い、そして、最終的には私の判断で決定しましたが、今回の期限付き採用につきまして、対象者につきましては、私は自分の行政経験の中で最も能力の高い事務吏員であるというふうに、私自身、既に評価を以前からしておいた人物でございます。

て、ほかの人の意見とも一致したところでございます。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） それは主観的な考えになるんですよ。客観的、だれが見ても明らかかなというのは、さっき私の前に阿比留議員が質問されたときに、地域マネージャー制度についてお話された。確か補佐官は地域マネージャー関係ですよ。そうですね。その中で、市長はどのように答弁された。「皆さんわからんから私のところにくるんだ」と「だから、そのたび私はあちこち行って説明をするんだ」と。ならば補佐官の意味がないんじゃないですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 確かにそのように答弁させていただきました。

補佐官も地域マネージャーの物事の市民協働の考え方というのは十分に熟知されておられます。ただし、今の、この時期の補佐官が担当を特に力を入れてされている問題が議員の質問の中にありましたジェットファイルの問題でございます。7月、8月と9月。だから、私の方に職員は聞いてきたんどうというふうに思います。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） さっき、地域マネージャー制度いいましたけど、要するに、初めてだから地域マネージャーも難しいんだと。話わかりますよ。しからば、さっき言うた高度の専門的な知識をもった人はほかにもあるんだから、そういうのを探した方が対馬市のためになるんじゃないか。

それともう一つ言っときますけど、この条例の中に「すぐれた識見」とあるけれども、確かこれは6月25日の臨時議会の分ですね、これは8億円を漏らした公表と。前市長が指示をしたというふうな例のケーブルテレビの分ですよ。このときの担当者じゃなかったんですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 時期はそのとき担当者でございました。そういう時期でございます。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） それに沿ったことをまずやらしてもらわんといかんと思いますね。幸いと、この条例にはこう書いてあるんですよ。任命権者は特別の事情に第1項の給料表にあげる号令とは別に市長が決めれるんだと。給与をですよ。先ほど給与の説明があったが、4号なんというのは51万7,700円ですよ。号給でいうとね。そして、初めてのマネージャー制をひいとるんだから、給与をやっぱり先ほどの第3条第3項で給与の調整はできるんだから、そこで対応していただきたいと思いますけどね。どうですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 給与の問題につきましては、前補佐官の給与よりは明らかに落として採

用をさせていただいておるところでございます。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） でも、この号給によってしとるんだから、号給によって決定しとるんだから、これとは別に裁量の余地はあるんだから、その部分を生かして、さっき言ったように、補佐官の仕事ならないじゃないですか。それは相応の給料でやるというな考えをとっていただきたいと思いますけどね。

それと、また議会の話になりますけど、私どもこれを審査するとき、これ機構改革の図ですけどね、これを私ども説明を受けました。6月10日ですかね、全協で。そのときにここに補佐官っていう名前が上がるとるんですが、補佐官が決定したのは総務文教委員会が行われている、この案を審議をしておる6月の27日に補佐官は決定されておるんですよ。議会は7月の3日が最終日なんですよ。この機構改革において。

ならば、ここに補佐官という位置が決定してあるが、じゃあ、議会がこれ、だめだと。課長級にしると。いや、副市長の上だということになった場合どうなるのか。事前に、その前に決めたんだから、その分の方はどうなんですか。議会を著しく軽視しとるんじゃないですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） あくまでも組織案でございます、その段階においては。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） いえ、6月の27日、はっきりと言っていますよ。文書もそうなるとるんだから。（発言する者あり）いやいや、そりゃあ、確認しました。6月27日にピシャッと出てます。6月27日の夕方には議会事務局の方、それがきとるんだから、書類が。そういうね……。 （発言する者あり）内示はもう一緒じゃないですか。（発言する者あり）だから、組織表の中でここで決めたのは議会が承認する前だから、議会軽視も甚だしいんじゃないかという話しよるんですよ。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 確かに、その組織表の中に政策補佐官という形で補佐官というのが上がっておると思います。逆に、組織という形ではなくて、あくまで職員でございます。今回の採用は、そこに、組織表の中に補佐官というのを私どもが上げてることが、もしかしたら間違いかもしれませぬ。過去にさかのぼって。

議員（4番 小宮 教義君） そうですよ。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） それは確かにこれに入れることが間違ってる。関係ないことだからね。そりゃそうだ。

そして、じゃあ次は、このジェットfoil問題にいきたいと思いますが、これは、行政報告の中で市長が9月8日に九州郵船と交渉したんだと。そして、折り合わなかったという行政報告等、先ほどの報告がございましたが、どのような交渉をされたんですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 当初、私どもが九州郵船さんをお願いをずっと言ってきましたのは、比田勝起終点の1便、九州郵船さんの方も大変苦しいという状況をおっしゃられておられました。この1年間で15億円に上る損益ができるんだという中で、ジェットfoilで5.5億円の赤字が出るというふうな説明を受けておりましたので、私どもは比田勝起終点で1便をお願いしたいということで、ずっと交渉を重ねてまいりました。

ところが、この比田勝起終点で物事を組み立てた場合、これは九州郵船さんのお話でございますが、話はちょっと戻しますが九州郵船さんは1隻体制でやりたいんだと。今、2隻ジェットfoilを持っておられますけども、2隻運行をすることは難しいんだ、という話でしたから、比田勝起終点ということをお願いをいたしました。ところが九州郵船さんは、朝、比田勝を出て福岡の方まで厳原経由で行くといった場合、九州郵船さんにとってドル箱であります博多・壱岐間の運行ができないと。そのドル箱の部分捨ててしまうことになる、というお話で、比田勝起終点はどうしてもめめない、という話が何度も返ってまいりました。

そういう中で、2隻体制ができるのかと、再度また方向を変えて交渉に当たりました。そのときに2隻体制がもしかしらできるかもしれないみたいな状況がありましたので、ならば比田勝航路を週に2便でも3便でもつないでほしいと、前回の住民説明会の折、市民の皆さんの意見の中に週に2便でも3便でもという話がございました。切なる願いがありましたので、そのような形での提案を今度は逆に九郵側にしました。

ところが九郵さんの方はそのときの、この11月から3月までの88日間の赤字額が2億7,100万だだと思います。週2便比田勝まで足を延ばしたときの話でございます。その後、向こうから同じ週2便するならば、すべて比田勝からやった方が2億8,800万で済むんだと。赤字は。というお話があったもんですから、私どもはじゃあ、2億8,800万から九州郵船さんが最初に考えてありました1隻体制で福岡起終点の航路の場合、赤字額が1億5,900万を見込んであると、88日間で、ならば1億5,900万と2億8,800万の差額の約1億3,000万を私どもが九郵さんとバンカーサーチャージ等やられますので3分の1、そして、こちらが3分の2持つということではいかがかという話で交渉に入りました。

ところが9月8日の夜、交渉をずっと詰めていく段階で九州郵船としては2億8,800万そのものを補助してもらわないと運行はできないと。2億8,800万の3分の2、1億9,000万を補てんしてもらわないと運行ができないというふうなことに急遽、その夜転じられました。そ

の時点で通年ベースで4億6,000万という金額になります。そこで私どもは九州郵船との交渉を断念した次第でございます。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） じゃあ、9月8日の夕方に九州郵船の方と話をされたということですか。じゃあ、9月8日は文教委員長の方からもちよっと報告がございましたが、この報告では現在の2隻体制でいくとバンカーサーチャージを引いても1億だと、負担がね。そのときは総務文教委員会で九州郵船さんもきていただいて、そこで話しをした金額だと私、わかっとなるですよ。それは昼ですからね。で、夜行ったときに2億8,800万の請求をされたんですか。ですよ。されたわけですね、提示を。

市長（財部 能成君） そうです。

議員（4番 小宮 教義君） 余りにも矛盾が多すぎると思いませんか。金額が。今、委員会では1億だと。そして、夕方に行くと2億8,800万だと。余りにも金額が広すぎてちょっと常識じゃ考えられませんがね。その辺はどうなんですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、小宮議員がおっしゃられるように、常識で考えられないようなことが、私はその夜起こったものですから……。

議員（4番 小宮 教義君） わかりました。

市長（財部 能成君） 交渉ができないということに至った次第です。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） まあ、しかしあれですね。会社がいったん決めながらですよ、そして次、夕方行くと2億8,800万。もともと九州郵船っちゅうのは、発祥はこの対馬なんです。大正9年にできている会社なんですけどね。大正9年の8月15日に産声上げてるんです。ここで。そして、一番肝心なそのときできたのは比田勝と小倉航路なんです。これを補助事業にして今の九州郵船があるんですよ。そういうところ、そしてさっき言われたその壱岐が黒字だからそこをすると。こういうような公共的な機関がそういうことをしたら非常におかしい。

それで提案ですが、この上の方の復興のために、先ほど私言いましたが、来年から採用する分がございませぬ。まあ、4,000万ぐらいかかる。10人採用すれば2年間で8,000万かかるじゃないですか。そして、幸いと対馬市も九州郵船株持ってますからね、金額にして302万6,000円か7,000円か。これを売って、そして8,000万と300万、8,300万で疲弊する上のために振興のための基金なんかをつくる考えはございませぬか。疲弊しますよ。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 九州郵船さんが対馬で産声を上げて物事が始まったという話は十分きいておりますし、九州郵船さんの考え方、発言の中にも最初に対馬で産声を上げたし、頑張りたいたんだという発言はたびたびされておられました。

てっきり私はそういう方向で物事は流れていくだろうというふうなことで交渉をしてきた次第です。しかし、残念な夜の交渉の中で2億8,800万という法外な金額を突きつけられて交渉は決裂した次第ですが、このジェットフォイルの1便に11月から3月の間なるわけですけども、これについては九郵の方とこの1カ月半ぐらい残されておりますので、まずもって1便に対応できるようなシャトルバス等の対応を協議を当然のことながら詰めていきたい、いうふうに思っております。

それと、北部振興の件でございますが、先ほどの阿比留議員の質問にもありました。地域マネージャーの、この11月から正式に6地区で入る予定ですが、その地区の中に当然比田勝というのは考えておりますし、佐須奈とかそちらも当然念頭に入れておりますので、そちらの中で十分な論議をしながら物事を組み立てていきたいと言うふうに思っております。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） じゃあ、ジェットフォイル問題については、来年4月以降の運行については関係者といろいろ話をして九州郵船に話をもっていくっゆうことですね、そういう形でいいんですね。

しかし、相当本腰入れんと、さっきみたいに1億のやつが夕方行ってみたら2億8,800万になっとなったという、そういう会社ですから、相当腹腰を決めてやっていただきたいと思います。

それと、時間ございませんけども、来年の採用する公務員の問題。

先ほどの話ですと、なぜ増やしたかという、「定数適正計画」によってあれしたと。計画ですら幾らでも変えられるんですが、でも17年につくってることは間違いございません。

じゃあ、ほかの計画はどうなんですか。

例えば、財政健全化計画はどうなんですか。財政的にどうなんですかね。それもひとつお願いしたいと思うんですが。

例えば、この財政が非常に厳しい。まず企業としてはまず人を減らすのが一番先なんですけど、この市で一つとっても、去年と今年度の予算については減額の2億4,000万ですよ。市民税がですよ。市民税一つとっても、だから20%減という非常に厳しい数字なんですよ。で、人口の減りもすごくすごいですけどね。去年は955人、ことしもまた1,000人以上になるといいう、これから減るのが。

そういうような状態の中で、じゃあ、現在の対馬市の借金はどうなってるのか。一般会計と特別会計。今、一般会計が597億円、特別会計が78億円ですよ。計678億円。一人当たり

181万。そして、2年ぐらい前ですか夕張が破産したときがありましたよね。このときの新聞なんですが、対馬市が借金ナンバー1です。そんなときが106万4,000円、1人。これ、一般会計ですけどね。で、すごく人間減るもんだから、じゃあ、今回どのくらいと計算してみたら一般会計で一人で割ると106万9,000円ですよ。ということは2年前よりも一人当たりの借金が5,000円増えてるんですよ。そういう厳しい状況なんですよ。

先ほど、財政健全化の話しましたが、これでも今年度の、20年の実績を予想すると約576億円ぐらいの起債残になるんじゃないだろうかということ。しかし、健全化計画よりも9億円ぐらい多い。これは国に出してる書類なんですが。そういう厳しい中でなぜ人間を雇わんといかんのですか。

その定数のやつは確かにあります。でも、その中にこう書いてありますよ。「定員適正化計画。17年から21年度」この中にこういう文面もありますよ。「今回の考え方は現在現行の中での計画であり、国の制度権限移譲等の変革があった場合には柔軟に対応します」と。柔軟に対応してもらわんとどうしますか。こんなに厳しい財政難ですよ。どうなんですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 財政難ということは重々わかった上で今やっておる次第でございます、この市の職員の8名問題につきましては、30年後このままずっと推移していきますと、市の職員はおらんようになってしまいます。やめていく人数に対して仮に2分の1ずつ採用したとしても400名。合併時点からいきますと。それぐらいの状況になります。今、わずか私は8名でも400名は下回っていくと思います。

そして、健全財政化の問題でございますが、それについては起債の公債費の残額については縮減を当然していくという方向で物事は進めておるつもりでございます。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） 縮減やけども、実際の数字はそうなんだから、非常に厳しいわけですよ。実際の数字がそうなんだから。

そして、確かに二、三十年すればだれも採らんかったら、やっぱり人間いなくなりますよ。100年後もわかりでしょう。でも、この一般職の歳の形式を見ると40歳以下の構成比率が今でも約40.5%あるんですよ。そして、市長が言われるように、この1年、2年、3年が非常に厳しいときだと。財政的にも行政的にも。ならば、それを過ぎてからでもいいじゃないですか。何を10人採用する必要がありますか。民間だったら絶対しませんよ、こういうことは。元民間におられたそうですけども、何十年おられたか、私、よくわからんが、そういう感触あるならば、もっと民間サイドに立って、じゃあ、この採用する人10人、一般職が8名ですか。採用してどこにどう配置するんですか。

議長（波田 政和君） 時間がきましたので、最後の答弁でよろしいですか。

議員（4番 小宮 教義君） いいですよ。

議長（波田 政和君） そしたら、市長、財部能成君、最後。

市長（財部 能成君） どこに配置するかということよりも、優秀な職員を雇いたいというふう
に思っております。

どこに配置するかはその採用された職員の適正によって配置はしたいというふうには考えてお
ります。

議員（4番 小宮 教義君） 最後。

議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

議員（4番 小宮 教義君） 人を雇うときには、どこにだれが必要かを考えて雇用するんです
よ。（発言する者あり）だから、例えば、運転手がおらな運転手を雇えばいいんだし。

入って、採用してみたら、どこに入れるかわからんようじゃだめですよ。大変なことですよ。
そういうことから、税の、税金を食い物にするっていわれるんです。

以上。

議長（波田 政和君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

・ ・

議長（波田 政和君） 本日予定しておりました登壇者5名の市政一般質問はすべて終了しまし
た。

あすは定刻より市政一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時56分散会

平成20年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成20年9月18日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成20年9月18日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(23名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 齋藤 久光君 | 2番 堀江 政武君 |
| 3番 小西 明範君 | 4番 小宮 教義君 |
| 5番 阿比留光雄君 | 6番 三山 幸男君 |
| 8番 初村 久藏君 | 9番 吉見 優子君 |
| 10番 糸瀬 一彦君 | 12番 宮原 五男君 |
| 13番 大浦 孝司君 | 14番 小川 廣康君 |
| 15番 大部 初幸君 | 16番 兵頭 榮君 |
| 17番 上野洋次郎君 | 18番 作元 義文君 |
| 19番 黒岩 美俊君 | 20番 島居 邦嗣君 |
| 21番 武本 哲勇君 | 22番 中原 康博君 |
| 24番 畑島 孝吉君 | 25番 扇 作工門君 |
| 26番 波田 政和君 | |

欠席議員(2名)

| | |
|-----------|-----------|
| 7番 小宮 政利君 | 11番 桐谷 徹君 |
|-----------|-----------|

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 局長 | 永留 徳光君 | 次長 | 渋江 雄司君 |
|----|--------|----|--------|

参事兼課長補佐 阿比留 保君 副参事兼係長 國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------|--------|
| 市長 | 財部 能成君 |
| 副市長 | 大浦 義光君 |
| 副市長 | 齋藤 勝行君 |
| 総務企画部長 | 永尾 榮啓君 |
| 総務課長 | 桐谷 雅宣君 |
| 市民生活部長 | 橋本 政次君 |
| 福祉保健部長 | 勝見 未利君 |
| 観光物産推進本部長 | 廣田 宗雄君 |
| 政策補佐官兼地域再生推進本部長 | 松原 敬行君 |
| 農林水産部長 | 小島 憲治君 |
| 建設部長 | 川上 司君 |
| 水道局長 | 一宮 英久君 |
| 教育長 | 河合 徹君 |
| 教育部長 | 永留 秀幸君 |
| 美津島地域活性化センター部長 | 阿比留正明君 |
| 豊玉地域活性化センター部長 | 松井 雅美君 |
| 峰地域活性化センター部長 | 阿比留博幸君 |
| 上県地域活性化センター部長 | 原田 義則君 |
| 上対馬地域活性化センター部長 | 近藤 義則君 |
| 消防長 | 阿比留仁志君 |
| 会計管理者 | 森田 健一君 |
| 監査委員事務局長 | 扇 照幸君 |
| 農業委員会事務局長 | 大石 邦一君 |

午前10時00分開議

議長（波田 政和君） 皆様、おはようございます。

報告します。桐谷徹君、小宮政利君より欠席の届け出がっております。また、糸瀬一彦君より遅刻の届け出がっております。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1．市政一般質問

議長（波田 政和君） 日程第1、昨日に引き続き、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は5名を予定しております。

17番、上野洋次郎君。

議員（17番 上野洋次郎君） 皆さん、おはようございます。会派つしま21の上野でございます。市政全般について質問をいたします。

昨日より、同会派より三山議員、そして小宮教義議員、そして会派としては私が最後となりますので、よろしく願いいたします。

きょうは、水産業、国境政策、企業誘致の3点について質問いたします。

まず、水産関係であります。市長も御存じのとおり、去る7月15日、全国漁業協同組合連合会の呼びかけにより、そして我が国漁業存続のため、全国の漁船およそ20万隻が休漁いたしました。対馬漁民も12漁協、新聞では5,000隻がこれに追随し、また同日東京日比谷公園の野外音楽堂では、漁業経営危機突破全国漁民大会が行われ、全国の漁業者代表約3,600人が結集し、政府に燃油高騰による窮状を訴えたわけであります。

これを受けて、政府は7月28日、燃油高騰で苦しむ漁業者に対し新たな枠組みをつくり、総事業費745億円の緊急対策をとりまとめました。

中身としましては、1つ目に、燃油費増加分の9割を国が負担する省燃油実証事業、これが80億円、2つ目が、省エネに取り組むための無利子融資制度の拡充、新設に200億円、3つ目に、給料、源泉等の支援対策に65億円、4つ目に流通対策のてこ入れによる漁業者手取りの確保、水産物買い取り額に400億円の中身であります。

この中で、対馬漁民が対象となる事業は、燃油費増加分の9割が国が負担する省燃油実証事業の80億円であります。

しかし、この制度の中で、大きな問題点があります。市長には、資料を提出してありましたので、勉強されたと思いますけども、1点目が、燃油費増加分の基準が平成19年の12月を基準とし、燃油価格は1リットル約85円で設定されております。私は、その設定金額に大きな問題があると考えております。

2点目が、事業実施期間の水揚げ高が基準年平成19年より増加した場合、助成金及び水揚げ金額の返還も発生します。

このように、水揚げ金額の返還が生じるような制度では、沿岸漁業者の救済につながらないと、私は考えております。

市長には、漁業者が使いやすい制度に変更できるよう、運用面の改善と金額の増額を図り、行

動的対策になるよう国に要望していただきたいと思っております。また、この制度に対し、市長の考えをうかがいたいと思います。

次に、国境政策についてであります。

私は、国境離島対馬のこの厳しい現状を打開するには、旧来の一律的離島振興政策の考え方を修正し、新たな視点に立った振興策が必要だと考えております。それが、国境離島新法の制定であります。

国は、かつて第3次離島振興計画、これは昭和48年においてでありますけれども、外洋に位置する国境離島等は孤立大型離島、また孤立小型離島として本土に近接する離島とは異なる視点での振興策を実施しようとした経緯があります。しかしながら、離島間格差拡大を心配し、現実にはその計画は採用されませんでした。

しかし、今日、領海、あるいは排他的経済水域の設定が周辺国との間で領海の認識で種々の問題が発生している中、外海離島に位置する離島の存在が今重要視され、その存在を明らかにするために、日本国たる標識設置をさることながら、その地に入々が生活できる環境を確保することの重要さが認識され始めてきております。

今こそ、私たち対馬島民は国境新法制定に向け、島民一丸となってチャレンジするチャンスだと考えております。

市長、あなたが言う、防人新法に対する考え方を、そして今後の取り組み方を問うのであります。

最後に、企業誘致についてであります。ゴルフ場建設につきましては、市長は6月の議会で今後地域また漁協等説明会を開催したいと言っておられましたけれども、6月以降どのような取り組みをなされ、またその後、何か進展があったのであれば説明を求めます。

以上です。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） おはようございます。上野議員の3つの御質問にお答えしたいと思います。

まず、国の燃油高騰に係る水産業対策についての1点目の基準単価の設定につきましては、原油価格高騰に拍車がかかり、WTIの価格が1バレル100ドルを超える勢いの中、国が昨年12月に省燃油実証事業の創設に対する燃油対策基金の補正予算を国に提出し、予算が通過した時点での各漁協等の売価を基準単価としたもので、全国の平均的な価格が85円程度と言うことであります。

したがって、基準価格は各漁協で異なることになると思われます。この基準単価と現在の売価の差の9割について、条件を満たせば国が負担する制度というふうに聞いております。

漁船の燃油価格の採算ラインは漁法等で異なると思いますが、イカ釣り漁船で1リットル当たり60円ほどと聞いております。基準単価がその60円ではなく、なぜ85円なのかとの御指摘であろうかと思ひまして、水産庁の方へ照会しましたところ、「19年度補正の単価に同じである。それ以上の説明をすることはできない。燃油価格が下がってはきているが、実施価格の上限は設けてはいない」との説明でございました。

ここから私の推測であります、「60円から85円程度までは漁業者の自助努力でやってもらえないだろうか」との考え方が国の方にはあつたのではないかと推察するところでもあります。

しかしながら、御指摘のとおり、漁業者の方々には非常に厳しい漁家経営を強いられているところであり、助成の幅が大きいほど経営は安定するわけでございまして、基準単価の改善に向けての要望は必要かと思われまふ。

次に、2点目の基準年より水揚げが増加した場合の返還につきましては、操業に係る燃料費が基準年の燃料費より増加した額の9割は国が助成しましょう。ただし、基準年より水揚げ高が増加した場合は、増加額の9割を国へ返してください。逆に基準年より水揚げが減少した場合は、減少した水揚げ高に対してその9割は助成しましょう。

さらに、操業に係る燃料費で基準年より増加した額の9割を国が助成する制度であります。正式には増減額によって複雑な計算式があるようでございます。

本制度は、燃料価格の上昇基調が続くことで多数の赤字漁船が出ることを想定し、赤字幅の圧縮を主目的としているものというふうに思ひます。

水揚げ金額が基準年を大幅に上回る漁船は事業のメリットはなくなるので、契約を途中解除することが認められております。

契約漁船については、水揚げ状況に注意し、対象になりそうな漁船には早目に契約解除の指導を行うとの漁協関係者のお話でございました。

9月に入りましてから重油価格は10円ほど下降しておりますが、依然として高い状態には変わりなく、このまま高止まりの状況が続きますと、漁業者が徐々に疲弊してまいります。

本制度は、国の予算80億円から推測しますと対象となる漁船はごく一部にとどまるものと思われまふ。

基準価格の改善と合わせ、多くの漁船が国の助成を受けることができるよう、制度の改善なり新設なりを要望する必要があると考えまふが、行政だけでは効果は望めまふ。

7月15日の全国の漁業者の頑張りが745億円の水産業に対する緊急対策費を生みまふ。

私も国に対して要望してまいります。漁業者自らが声を上げていただき、団結していくことが重要であります。

以上でございます。御理解くださるようお願いいたします。

次に、国境離島新法に関する件でございますが、離島である対馬の振興策は、昭和28年に公布され、その後、5次の改正、延長が行われてきた離島振興法で、その間、平成18年度までの実績ですが、国土保全施設整備、交通施設整備、産業基盤整備、生活環境整備事業に約4,231億円の国費が投じられ、約6,740億円もの事業が実施されてきました。

離島振興法は、昭和28年当初の発想としましては、対象地域は外海の大型離島でなかったかと思いますが、対象地域の定義は改正のたびに拡大の一途をたどってまいりました。さらに、本土地域に比べ優遇されていました補助率もだんだんと縮減されてまいりました。

国境離島では、島を守り、国を守るために我が国の最前線に立って隣国との誠信の交流や島に人が生き残るための方策として地域間交流等振興策を尽くしておりますが、国防や資源管理、燃油対策、漂着ごみ問題など地域で、一地域で解決することができない問題も少なくありません。

私は国境離島の問題を一地方の問題にとらえることなく、日本全土の問題としてとらえ、国境の島を守り、活力を持ち続けることは私たち対馬島民が実効支配を続けることに通じ、そのことが国土を守っていくことにつながるとの観点から、国境離島地域の問題解決や地域振興に向けて離島振興法の枠を超え、沖縄振興開発特別措置法的な国境離島新法の制定ができないかと、私は約15年ほど前から考えておりました。

いみじくも、市議会ではこのような諸問題を解決するために、私の就任前の昨年6月に「国境離島活性化対策特別委員会」を設置され、調査研究がなされておりました。

委員会の皆さんと就任後に議論を重ね、今回、諸問題の解決に向けて要望をする中、国境離島新法の制定に向け強く要望をしてきたことは、議員御認識のとおりでございます。

対馬にとって、起死回生の一手となる新法制定が成就するためには、日本国民の合意形成が必要な問題であります。前回の国への要望の際にも要望案件終了後に、「対馬市は国境離島新法の必要性を考え、動き出していく予定であるので、理解と支援をお願いしたい」旨をつけ加えてまいりました。

さらに上京の際には、海洋基本法の制定にかかわった経験のある関係者とも面談し、国民合意形成戦略などについて意見を交わしてきたところであります。

今後は、市が望む新法の内容等について、議員皆さんや市民の御意見もいただきながら、さらに調査研究を進め、あらゆる機会を利用しながら多方面へ対馬の「防人の島新法」制定が早期に実現するよう取り組んでいきたいと考えております。

市民、各方面からの御協力、御支援は言うまでもありませんが、議員の皆様方の強力な御支援、御協力がないと実現は困難であります。皆様方の絶大な力添えをお願いするものであります。

次に、企業誘致の中のゴルフ場建設の経過とその後の経過という御質問でございました。

6月議会の一般質問の折に「今後は、関係地区、関係団体等に対して説明をし、県や国とも協

議を重ね、関係各位の意見を伺ったうえで、皆様の御理解が得られた暁には、ゴルフ場の開業が一步前進することになると考えます」と申しあげましたように、まず6月28日に開催された東部漁協総会において、峰地区活性化センター阿比留部長があいさつの中で経過を簡単に説明し、その後、7月1日に、私自らが漁協に井上組合長を訪ね、「議会報告」、「新聞報道」、「これまでの経過」を説明し、協力を要請しました。

同月、7月22日には市長名で依頼書を提出し、9月12日に開催された「東部漁協理事会」で「調査・測量」に対する御理解をいただいております。

また、これとは別に、7月2日には佐賀、櫛、位之端の3地区の区長さんに経過説明並びに「調査・測量に関する」説明をし、御理解をいただいたところであります。

今後は、皆様からいただいた御意見とともに、このことを先方に伝えたいと、ユニマツトリパティ社が調査、測量に着手することになると考えられます。

調査及び測量には2年ほどかかると聞いておりますので、その間は関係地区、関係団体等に対し情報交換を密にし、県や国とも事前協議を重ね、スムーズな調査、測量が行われるよう環境づくりに努めていきたいと考えております。

また、調査及び測量が完了し、設計が行わるようになったときには、地元住民はもちろん、関係各位、関係団体等とゴルフ場建設に向けた協議を重ね、不安や疑問点の解消に努めてまいりたいと考えております。

何よりも重要なことは、地元の皆様に御理解、御支持をいただくことが重要であると考えております。また、建設にあたっては、クリアしなければならない問題も多数あると思われま

す。いずれにいたしましても、十分御納得いただいで進めたいというふうに考えております。この疲弊した対馬の経済において、この事業は最大の起爆剤になることは衆目の一致するところだと思われま

す。建設時に投資される事業費は言うに及ばず、建設後の雇用は大きな魅力でございます。しかし、そこまで行きつくためには市民皆様の「御理解」が最低条件と考えられます。

議員皆様の御協力をあわせてお願いする次第でございます。

議長（波田 政和君） 17番、上野洋次郎君。

議員（17番 上野洋次郎君） まず最初に、漁業関係の質問をいたしますけども、先ほどの市長の答弁で、私が言う去年の12月の重油の値段があまりにも高いということを私は指摘したわけですけども、国の方はなかなかそういう考えはないということですよ。そこを何とかやっぱり市長、言ってもらいたいわけですよ。

確かに漁協関係者も当然やっぱりいろいろ文句は言います。市長と県の陳情に行きましたよね。そのときに県の幹部の方々はこの新たな事業で多くの方の募集をしてくださいと、そして何かい

ろんな問題点があったら県の方にも伝えてくださいと、それを私たちも国に訴えますと、そういう話をされておりましたよね。そう言いながら、しかし、一切なかなか国は動かない。

この説明会が、この事業の説明会がまず市長に聞きたいんですけども、市の方に、担当職員の方に国からの説明があったのかどうか、この事業の説明がですね。ちょっとそのところをお伺いいたします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 詳細な日程等について私の方が把握してませんので、農林水産部長の方に答えさせます。

議長（波田 政和君） 農林水産部長、小島憲治君。

農林水産部長（小島 憲治君） 説明会についてのお答えをいたします。

9月1日に説明会が県の方でございました。

議長（波田 政和君） 17番、上野洋次郎君。

議員（17番 上野洋次郎君） そのとき説明会を受けて、すぐはやっぱこの制度がどうかということとはわからないと思いますけれども、この制度について本当に大きな問題があるわけですよ。

最初、国からこの資料を提出する1ページですけども、大枠として、この実証事業の導入の中で、事業の概要として燃油費の増加分を9割国が負担しますと。本当にいいこと書いて、ああこれはいい制度だなと、私たちもこれはいい資金だということで、いい資金が出るよと、漁業者の方々には説明しておいたわけですけども、今度、担当、漁協の担当者から話を聞くと、全く中身がない。

先ほども申し上げましたけども、昨年12月の燃油代はここに書いてあるとおり、約86円、85円だと思います。しかし、その間ですよ、漁師の方々には漁業に行くときには減速したり、イカ釣り漁船は電気を減らしたり、そういうことをずっとやってきたわけですよ。去年の12月それ以前からですよ。その金額85円でも全く漁業はできません。先ほど市長がおっしゃったように、50円か60円です、採算ラインは。

このことを何とかですね、変えていただかないと、全く使う制度ではないんですよ、これは。実際的には、私が漁協の担当者に聞いたら、今回この事業で申し込みはしたのかという話を私も峰東部で話をしましたけど、今のところ6件ですと。

それと、全島的には豊玉も入れて、豊玉漁協も数件、10数件じゃないですかと。それは何ですかと言ったら、この制度に問題があると。私たちも各地域、漁業者にこの制度の説明会をいたしました。しかし、全く納得できないと、この制度では。

市長がおっしゃるとおりね、国はなかなかそれはもう官僚は机の上ばかりですよ。私が2枚

目の資料をやっておりますけども、例えば、事例の1番ですね、水揚げ高が約300万円、これは本当の沿岸の5トン未満の対馬じゃ下位の部分をウエイトを占めている漁師さんの、これはモデルですけども、例えばですよ、一番私が気になるのが国が言う油を10%カットしたら水揚げはそれ以上あがらないと、そういう考えなんですよね。しかし、ひとつよく考えてもらいたいんですけども、例えば、19年度、去年は多分対馬全島沿岸の漁民さんは不漁だったと思うんです。実際不漁だったんです。これが、来年、この事業に入ったときに私は300万円以上、10%カットしても上がるという予測をしております。

それは何でかと言うと、まず第一陣として、市長もわかってる、102億円の基金の中で用船契約をされた漁民さんが対馬に約110隻ぐらいおられます。約、国で80億円の事業の中で対馬だけで38億円を使って、そういう事業をしていただいております。

今、その人たちが10%カットするということで、かなりの分で調整するために漁業に出漁しない日数があるわけなんです。その原因で、ほかのイカは確かに値段は上がっております。それは本当いいことです。小型の漁船からすれば、そうすることを考えれば、国が言うその10%カットしたら去年の水揚げ以上いかないと、それが前提なんですよね、国の考えは、それを言ううえで考えた官僚の考えだけであって、本当の、本当の実際は、私は水揚げが上がると思いますよ。私はそうまだ期待をしております。

そうした場合は、例えばこれ書いておりませんが、たとえば、水揚げ400万円になったら46万8,000円を、補助しても、補助もらったお金は返せとは、別に46万8,000円ですね、返しなさいという制度なんです。これが漁業者を救済する制度なのかと。市長、どう思いますか。

もらった補助金は私は水揚げやったら返して当然だと思いますよ、それでよければ、しかし、それをそれ以上に水揚げを返せと、そうでいやなら、いうことでもう早くやめなさいというあれですよ、言われるとおり。しかし、それが本当に、この燃油の対策にする制度なのかどうか、私は大きな疑問を持っております。だから、現実、対馬においても今のところ10何件しかないというのは現状です。

これ本当は漁業関係者も国に一生懸命訴えております。この問題の悪いところ。先ほどから言いますように、組合長会でもまたいろんな問題を指摘されるでしょうし、今後とも市長、本当、このような制度をよく理解してもらって、これはおかしいよと、本当、もう少し考えてくださいということ、一生懸命訴えてもらいたいと思いますけども、再度よろしく申し上げます。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 去年がまずもって不漁であったという中で、それを基準として制度が成り立っているという場合、大変もとの姿の水揚げ高になった場合、今おっしゃられるように、大

変不利な制度かと確かに認識をしております。

で、そのもう一点の、85円、6円という基準の単価の問題でございますが、これについてはやはりおかしいんじゃないかという思いで、私も担当者の方から水産庁の方に尋ねてもらった経緯がございます。

今おっしゃられるように、机上の中で見事に合うような計算を国の方はしております。で、それはあくまで国の理屈であったり理論であります。で、今、上野議員がおっしゃられるように、漁業者の実情というやつをきちんとこれからもとらえて、同一歩調で、県、国の方に言っていきたいというふうに思っておりますが、いかんせん、9月1日の県の説明会においても、県よりも漁連の方が説明が詳しいというような実態がございます。もっと漁業、漁協の方からも話をどんどん上げていっていただきたいというふうにお願いしたいと思っております。

議長（波田 政和君） 17番、上野洋次郎君。

議員（17番 上野洋次郎君） それでは、漁業関係、最後になりますけども、それとは別にしまして、市長、今市の職員の方々が、その忙しいか暇かわかりませんよ。ただ、今後はやっぱり今からこういう問題がいろいろ出の中で、市の職員が率先して各漁協に行って、漁業者個人個人とはなかなか話すのは大変でしょうけども、機会があるごとに各漁協に寄っているんなやっぱり漁業者の今の現状とかこれからどうするのかいろいろ話をやっぱり密にすることが私は大事だと思います。

市長がいつもおっしゃるように、市民協働であれば、やっぱりそれを、そういう指導もですね、大事だと思いますけどもどうですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 当然、市民協働を標榜している私でございますが、実際、水産振興課の方に対しては、就任以降この燃油の高騰の問題がずっと日々の報道で出ておりましたので、今の対馬の実情というやつを3回ぐらいずっとデータとして、そのときどきにあったようなデータにすりかえ、すりかえというか、調査をしてもらっているようなことでございまして、当然、その際、漁協の方等に出向くなり、そのあたりの状況というのを把握に努めるように、私の方は指導しているつもりでございますので、これから先はもっと、もっともっと漁業者の方に入っていくながら、一緒になって今の状況に光明が見出せるように、職員とともに歩んでいきたいと思っております。

議長（波田 政和君） 上野洋次郎君。

議員（17番 上野洋次郎君） 今、市長がおっしゃるように、対馬の漁業者が安心して海に出られるように、そして若者が漁業に希望が持てるように、そういう漁業であってほしいと私は考えておりますので、このことは市長も心の中に受けとめて、今後の漁業問題に解決に向かって頑

張ってもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、国境政策についてでありますけども、市長の答弁の中で、全くこの国境離島新法に対する考え方は全く私と同じような考えでもってあり、このことが本当に対馬を変える大きなチャンスだと考えていることは全く同じであります。

その中で、この運動をどのように展開するかということですけども、まず私はこのことはどういふものかということをもまず島民皆様ともう行政、議会の方は皆さんこの問題はよく知っております。しかし、島民の方はまだまだ浸透してない分があると思うわけですよね。まずこれを進めるには島民一丸となるということで、まずどうでしょう市長、各活性化センターですか、そこには垂れ幕でも挙げてですよ、国境離島対馬新法制定に向けて全力でとか、そういう、まずそういう意識改革からやってもらいたいと思いますけども、どうでしょうか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 貴重な御提案ありがとうございます。先ほど、答弁の中で申し上げました、この合意形成、国民に向けての合意形成戦略というのを当然練っていこうと思っております。その中では足元の市民の皆さんにこれを理解をしていただかなければ当然なりません。今のようないふこともありましようし、シンポジウムのものを開いていくということで、皆さんに、市民の皆さんにどんどんやろうとする方向を伝えていきたいというふうに思ひます。

いろいろな合意形成のためのこういう方法があるよということであれば、どんどん提案をしていただきたいというふうに思ひます。

議長（波田 政和君） 17番、上野洋次郎君。

議員（17番 上野洋次郎君） それと、これ私は重要なことと思っておりますけども、この国境離島、国境対策ですね、このことについては、私は、前松村市長は公約にも上げておられましてよね、この国境政策、新法に向けてということで。私もそういう政策の中で、前回私も松村市長を支援したわけですけども、しかしながら、その考えは市長も全く同じような考えを持っておられるようであります。

そこで、今市長は機会があるごとに訴えていくという考えを持っておりますけれども、それは、それはそれとして、私はやっぱり大きなその前市長の政治的な活動の中で何十年培われた行政経験の中で大きなパイプは持っておられます。

この新法の制定に向けて今、市長も御存じのとおり、今、国もようやく重い腰を上げていふようなことをやっておられます。わかっておりますか。

例えば、これは資料、これ平成18年の3月の資料ですけども、もう平成18年度からは国境離島の交流促進方策に関する調査報告書というのが国土交通省のもとで対馬にもそういうことで調査が入っております。多分これは私が思ひには、仕掛けたとは前松村市長だと思ひています。

こういう流れの中で、今新たに国もこの国境離島という問題に大きな関心を持ち、そして今、新たな調査機関を立ち上げております。

それがですね、国境周辺有事離島等の担う国家的な役割の評価に関する調査ということで、これは今年の8月からですか、委員会を3回行って報告書を取りまとめたいという、これ国の考え方ですよ。今そういう中で、こういう国の動きを市長は今、どう考えておりますか。今、私はいいチャンスだと思っておりますけども。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 国の、特に国交省の方が国境離島というものに対して目を向け始めたので、海洋基本法が制定されてからというもの若干この外海離島に対する方向は示されたわけですけど、国は動きがとまっております。

ところが、今年度、この9月から対馬の方も委員に入って、対馬出身の東京の方も委員に入って立ち上げられております。それは国境周辺対策調査委員会というものが立ち上げられました。恐らく9月で第1回目の会議を開かれると思いますが、今までの私どもの離島を束ねておりました離島センターが今まで指導してございましたけれども、そことは別に国交省の方が動き始めるという形に方向が変わってきております。

で、国境離島に対する思いというのも国が若干です、動き始める風が吹いているというふうに、私は思っております。

そういう中で、先ほども答弁で申し上げましたが、海洋基本法という新たな法律を制定に深くかかわった関係者との面談等を、私も行っておるといような次第でございます。状況というのは把握していると思っております。

議長（波田 政和君） 17番、上野洋次郎君。

議員（17番 上野洋次郎君） 今後は、私は先ほど少し言いましたけども、いろんなパイプを使ってですね、いろんな方々を使って、そこには私は前市長のいろんな大きなやっぱパイプを持ったところもありますので、そういう方も利用して、この問題はやっぱり市長のおっしゃるとおり、この新法制定がやっぱり何よりも対馬を変えるための大きな問題は全く一緒だと思いますので、いろんな方々の指導を仰ぐ中で、私は前市長の話聞くことも大事だと、私は考えております。

そのことで何か。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、上野議員さんの方から前市長の話聞くべきではないかという御提案ですが、少なくとも3月27日に引き継ぎに出て来られてない方です。そのことを十分にわきまえていただきたいというふうに私は思います。

議長（波田 政和君） 17番、上野洋次郎君。

議員（17番 上野洋次郎君） 市長はそうでしょう。それならそうでしょう。そういう考えなら。ただ、私は本当にこの国境新法は対馬島民が今の現状を打開するためには、この私はこの新法制定しかないと思っております。これは市長も、前市長も全く同じと思いますよ、考え方は。それはそれとして、また私は新たな展開を願う1人であります。

ここに、国境離島におられる沖縄県の与那国町の町長さんですか、一番、台湾にあと約110キロですか、そこの町長さんがおっしゃっておりますね。排他的経済水域確保にも貢献し、国境の防人を自負する気持ちもあるが、国に国境政策は皆無だ、このままでは国境離島は衰退するばかりか、住民がいなくなり、与那国島が竹島のようにもいいのかと訴えていると。私たちこの対馬も本当この気持と一緒にすよね。

今、御存じの内閣府にはですよ、内閣府には沖縄開発庁、沖縄、北海道開発庁がありますよね。私たち対馬はどうなんですかと。これ言い方は悪いかもわかりませんが、沖縄、北海道はこの近年ですよ。たとえば、大戦争があったからの話ですよ。近代の話です。

私たち対馬は市長も御存じのとおり、元寇の役と言いますか、文永、弘安の役ですよ。これは1274年と1281年です。この対馬を元寇が、フビライが攻めてきました。その中で、対馬島民は大きな犠牲を払いながら、日本国の防人として命を張って日本国を守ったわけですよ。そのような私たち対馬人が対馬島民を国がこのままでいいのかと、私は一生懸命このことは堂々と、遠慮しながらじゃなくて、やってもらうじゃなくて、やれと、国にです。そういう気合いでやってもらいたいと思います。どうでしょうか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、上野議員がおっしゃられるように、と同じように同様の気概を持って取り組んでいるつもりでございますし、これから先も対馬の置かれている状況というのは昔と今も変わりません。どうかして、この国境に浮かぶ島を日本の最前線を明確にほかの国に対して見せる施策をきちんとつくってもらう、私どももつくるという気概を持って取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（波田 政和君） 17番、上野洋次郎君。

議員（17番 上野洋次郎君） 最後になりましたけれども、ゴルフ場の建設の問題は、今後はやっぱり市長がいつもおっしゃるように、地域の方々とよく話し合って、いろんな問題を少しでも解決しながらやっていただきたいと思います。

それと、1つはですね、今回6月以降もですね、ほとんどが市の行政側ばかりお話をして、会社は全く今の話では来られてないということですよ、会社自体はですね。私はいく時期にやっぱり会社がもうある程度ですよ、誠意を持って、やっぱり漁協なり地域にやっぱり入ってく

るべきではないかと思えますけども、その点を伺って最後にいたします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 入ってこようとしておりますユニマツトリパティィ社は、あくまでも誘致企業でありまして、関係地区、関係市民の皆様の同意をいただいた暁に、次に入りたいという考えを持っておられます。

だから、今回9月12日に測量、調査等の同意をいただいたわけでございますので、次の段階に入ると当然、会社等も入ってくるというようなことになろうと思っております。

議長（波田 政和君） 17番、上野洋次郎君。

議員（17番 上野洋次郎君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（波田 政和君） これで、上野洋次郎君の質問は終わりました。

.....
議長（波田 政和君） 暫時休憩します。再開は11時から。

午前10時51分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

次に、21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 質問に入る前に少し苦言を呈したいと思えます。

私が7番目なんですけども、6人の質問者の時間を計ってみたんですね。ところが答弁が1.5倍、平均2倍、答弁が非常に長いんです。質問する側としては時間と競争をしているんですよ。そして、ところが市長は全員の立場でいねいに質問されていると。それは理解するわけなんですけども、ところが長過ぎるとですね、ここに立つということはかなり興奮してますので、内容が長くなると理解が散漫になる可能性があります。そういうことを配慮していただいて、今回は無理かもわかりませんが、次回から簡潔にお願いをしたいと思います。

では、質問に入ります。小中学校などの耐震化促進についてということです。

中国四川省大地震では、校舎倒壊で無数の子供たちが亡くなりました。また、日本でも岩手沿岸北部地震は未明であったため、子供に被害はありませんでしたが、新耐震基準後に建築された中学校の体育館のガラスが破損したり、外壁のボードが落下したり、天井を支える鉄骨もゆがんだというようなことが相次いでおります。

ところで、文部科学省の調査、平成20年4月1日によりますと、公立小中学校の耐震化率、これは47都道府県の中で何と長崎県は最下位の47位であります。耐震化率も39%、1位の神奈川県は90.4%、全国平均の62.3%と比べるべくもありません。

ちなみに対馬市の耐震化率は何パーセントになっていますか。また、幼稚園、保育所の耐震診断はやられておるのでしょうか。

去る6月11日の参議院本会議で公立の小中学校等における耐震防災上改築または補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法という長い法律が可決されました。今、全国の県や市町村が取り組みを強めているところであります。

この臨時措置法は、平成20年から22年までの時限立法ということでもありますので、早急に取り組まなければなりません。この法律によって震度6以上で倒壊する危険性がある構造耐震指標が難しい計算式の様です。これが0.3未満の場合、現行2分の1の補助から3分の2の補助に引き上げられる。起債充当率も、また地方債の元利償還金に対する地方交付税充当率も引き上げるなど、改善がなされたということでもあります。

したがって、市の持ち出しが1割前後で済むんじゃないかという大変有利な補助になっております。

対馬市において、幸いに地震らしい地震はあっておりません。ところが専門家の見解では全国どこでも大地震があってもおかしくないということでもあります。万一来てばぜひ小中学校等の耐震補強事業に取り組んでほしいものであります。

また、そのことが冷え切った公共事業の一助になれば、一挙両得であります。市長及び教育長の御見解を伺います。

2番目です。財部市政の半年を振り返ってということで質問をいたします。

私は、6月定例会一般質問の冒頭、次のように申しました。私は、財部市長及び財部市政に対して7割の期待と3割の不安を感じながら、この質問席に立っていますと申しました。7割の期待とは、この3カ月の選挙公約を裏打ちする行動力に対してであり、一方、3割の不安は市民に大きな期待を持たせた公約が財政難と一向に定まらない国政の動向に振り回されるのではないかという点でありました。

今、国政は戦後まれに見る激動のときを迎えています。一昨年9月、安部内閣は誕生し、昨年9月に辞任を表明、同月福田内閣が誕生し、本年9月1日辞任表明と、2人の総理が丸一年も全うすることなく、しかも決定的な政変が起こったわけでもないのに辞めざるを得なかった。ここに今の自公政権の行き詰まりの深刻さが出ているのであります。

その背景は何か、それは外交、軍事はアメリカ言いなり、経済はこれもアメリカの財界と二人三脚の日本の財界、大企業の言いなり、その結果、軍事費は聖域として扱われ、大企業に対する優遇税制、むだな公共事業の温存、一方では国民大衆には医療、福祉、介護、年金、教育へのしわ寄せ、それに加えて消費税大幅アップへの道、つまりアメリカと大企業言いなりの自公政権の終焉が近づいていると。これを日本国憲法に則り、国民中心生活者に視点を置いた、平和

で将来が安心できる人生設計が組める国づくりが求められているのであります。

地方自治体と言えども、このような文字どおり激動の国内外の荒波をもろに受けながら、激流に翻弄される笹船のごしとならざるを得ないのが現状であります。

あの気骨のある知事として有名だった高知県の橋本知事でさえ、知事職の権限の限界を嘆き、国政に挑戦しようとしておられるわけであります。

この一事を持ってしても、地方自治体、特に我が対馬市などの小規模自治体の権限は推して知るべしであります。私はそのことを十分わきまえておりますので、市長に新たな過大な期待を持つたり難題を持ち込んだりするつもりは全くありません。

要するに、今地道に進められておられる小規模でも地場産業とタイアップできる企業の誘致や気さくにこまめに続けておられる市民との交流、その中から出てくる地域の要望、特に大きな予算が伴わないものについては、即刻対応するなどの姿勢が大事だと思います。

しかし、今ここに来て、対馬市にとって極めて重要な問題がにわか浮上してまいりました。既に多くの市民の方々も関心を持っておられる3病院の将来にかかわる企業団への加入の問題とジェットfoilの2便から1便への減便、特に比田勝蔵原間が廃航になる、廃止になるかもしれない問題であります。

この2つの問題は、先ほど申しました新たな事業などではなく、現状をいかに食いとめるかという市長にとっては頭の痛い問題であり、市民にとっては生存権にかかわる問題であります。

以上、長々と申しましたが、箇条的に質問をいたします。

- 1、市長就任後、多くの企業団回りをされて具体的な成果があれば教えていただきたい。
- 2、対馬物産開発の破産申し立て後の経過について、これは所信表明で申されましたので、簡潔にお願いしたいと思います。

3番目、市長の公約である職員を地域マネージャーとする構想の実現はどうなっているのか。この問題については阿比留議員の質問で大体、答弁でわかりました。これあればまた答弁をお願いします。

4番目、対馬市の3病院を長崎県病院企業団に加入することについての感想はどうでしょうか。この問題については、本議会で条例案として出てきますので、そのことについてはまた私は詳しく討論をしたいと思います。基本的な考えを伺いたいと思います。

5番目、ジェットfoilの比田勝蔵原間の休航、私はこれ廃航と言った方がいいと思うんですけども、その後の状況はどうなっているのか。この問題についても昨日の小宮議員の質問で重複するところがあれば省いていただいて、感想を伺いたいと思います。

6番目、財部市政の職員人事について、市長自身をどのように評価されているのか、これは難しい問題ですけども、市長が今、顔をしかめておられますが、率直に評価を、自己評価をしてい

ただきたいと思います。

以上で、全体的な質問を終わります。

議長（波田 政和君） 教育長、河合徹君。

教育長（河合 徹君） 失礼します。まず私の方から武本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま議員からの質問の中にありましたとおり、昨今、中国四川省での大地震を始め、我が国においても大小さまざまな地震が勃発し、多大な被害をもたらしていることは皆様御承知のとおりでございます。

このため、国及び県からも早急な耐震化についての要請がなされており、その重要性は十分に理解しておりますが、財政状況が非常に厳しく、一度に耐震化を実施することは困難な状況であり、長崎県下の市町においても対馬市同様、財政状況が厳しい市町が多いと推測されるため、全国最下位の順位になっているものと思われま。

対馬市の耐震化の現状につきましては、公立小中学校の耐震化率は、平成20年4月1日現在では全国平均の62.3%を少し上回る63.2%、長崎県では2番目に高い数字であります。

財政状況が厳しいとはいえ、幼稚園、学校施設は園児、児童、生徒の生命を守る場所であることはもちろん、地域住民の緊急災害発生時の避難場所としての役割も担っていることから、耐震化を進めていくことは喫緊の課題であります。

そのため、平成19年度において耐震2次診断を行ううえでの優先順位を決めるための耐震化優先度調査を実施したところであります。

また、平成19年度繰り越しのため20年度完了となりますが、耐震性の有無のために必ず実施しなくてはならない耐震診断、2次診断を厳原小学校校舎について、国土交通省の事業、45%補助により耐震化に向けた取り組みを実施しております。

また、平成20年度においては、厳原小学校の体育館及び鶏知中学校校舎について耐震診断、2次診断を実施いたします。

幼稚園の耐震診断については、小中学校とあわせて順次実施していく計画であり、平成21年度には厳原幼稚園を含め7棟程度の2次診断を実施する予定であります。

耐震化を進めていくためには、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建物すべて、この2次診断を実施し、建物の耐震性の判断基準となる耐震構造指標、I s 値を確認しなくてはならないため、この2次診断を全棟実施するだけでも多大な費用を要します。

本年の6月11日の国会で学校施設の耐震化に関する国の支援措置を大幅に拡充することを内容とした地震防災対策特別措置法改正法が成立し、平成20年度から平成22年度までの3カ年にI s 値が0.3未満の建物については補助率のかさ上げ、地方財政措置の拡充がなされ、I s

値が0.3未満の建物の耐震補強事業については、市の持ち出しは現行の31.25%から13.3%になります。

しかしながら、現段階で耐震診断実施済みの建物のI s値は今回の支援措置の対象外のI s値が0.3以上であるため、耐震化には多大な費用が必要となります。

議員のおっしゃるとおり、地震や災害はいつどこで発生するか検討もつかず、幼稚園、小中学校の施設については、園児、児童、生徒の生命、さらには対馬市民の生命を守る場所であるため、厳しい財政状況ではありますが、学校施設の統廃合とも並行して進めながら取り組んでいく所存でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上で終わります。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 引き続き、保育所の耐震化について、私の方からお答えさせていただきます。

その前に答弁を短くという御指摘がございました。済みません。やっぱりきちんと伝えていきたいなと思ったらついつい長くなってしまいう習慣がありまして、申しわけございませんでした。

この耐震化の問題でございますが、これはまさしく4年ほど前ですか、3月20日に震度4というのを対馬も経験をしました。私自身もちょうどお彼岸の日でしたが、車に乗っているときに揺れを、電線が揺れているというふうなことを見たときに、やはり、実は実家に帰っているときでしたけども、母が玄関から急に飛び出してくるという光景を見ました。で、家にいたらもっと、私は車にいましたけども、家にいた母にとってはすごい揺れだったということで、裸足で飛び出してくるという光景を見たとき、やはり怖いもだなというふうに感じております。

まして、対馬は福岡の方の活断層であります警固断層というものの延長線上にもあろうかと思えます。警固断層は大変危険な断層だというふうな話も聞いておりますので、耐震化というものについては十分に配慮をしていかなければいけないというふうな考えは基本的に持っております。

済みません、長くなりました。

保育所における耐震化率についてでございますが、「非木造の2階建て以上、または非木造の延べ床面積200平米以上の建物で57年以降の新基準での建築」による条件を照らし合わせますと93.3%となっております。

しかしながら、この耐震化基準につきましては厚労省においてははまだ調査対象数値でありまので、参考数値となっております。

現在の耐震化に関する規定は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定められており、その内容は「2階建て以上でかつ延べ床面積1,000平米以上の建物で、57年以降の特定建築物」となっております。

対馬市立の保育所においては、その基準をすべて満たしておりますので、耐震化に関し耐震診断は不要であるというふうに、一応国の基準に照らしたときに考えておる次第であります。

続きまして、私財部の市政になりまして半年を振り返ってということで、数項目御質問がございました。

企業誘致についての具体的な成果ということをお尋ねございました。私、就任以降、ありとあらゆる出張の機会をとらえ、前市長のときから誘致の働きかけを行っている企業はもちろんのこと、市民皆様から紹介をいただいた企業にもあいさつに出向き、誘致の働きかけにとどまらず、対馬市への提言や現在の企業環境の教示を受けたり、知り合いの企業の紹介をしていただいております。

また、具体的な成果と呼べるような事案は出ておりませんが、きっとこの地味な企業回りの成果が報われる日が来ると信じ、今後もあらゆる機会を通じ、「対馬のPR」に努めてまいりたいというふうに考えております。

事務方の方につきましては、この誘致企業のパンフ等を自前で何人も職員が関わって今つくっておるような状況であります。

対象企業には、対馬の将来を展望すると、えり好みはできませんが、できれば対馬の特性を生かした第1次産業の活性化につながる企業を重点的に誘致したいというふうに考えております。

原料である対馬で産する産物に加工を加えるということは、それだけで付加価値を生みます。不要な部分を取り除く加工は、流通コストを吸収するだけではなく、価格の中に市内従業員の人件費をつくり出すことでもあります。

また、いまだ詳細にお話できる段階ではありませんが、魚を原料とする水産加工業に関しまして、島内の企業から、起こす業の「起業」の相談を受けております。

さらに、関西在住の対馬出身者からは「島内で海藻を養殖し、その海藻を原料に加工して製品化したい」というような相談も受けているところでございます。

次に、対馬物産開発の破産申し立て後の経過ということでございますが、簡略化、説明を簡略化したいとは思いますが、御案内のとおり、7月1日付で破産手続の公告を行いまして、破産手続開始が決定されております。

現在、破産管財人において10月10日に予定されている財産状況報告集会に向け対馬物産開発に属する財産の管理及び処分等の方向が検討をなされている状況で、不動産の購入希望申出書の提出期限を9月12日と定め、関係各位に公募をしておりますが、9月8日現在、問い合わせが1件あったものの、正式な申し出はあつてないとの報告を受けております。

また、関係者以外の方に対する公募につきましては、公募は行わないものの、購入申し込みがあった場合には、農林水産物加工販売業等の同業者か、もしくは今後、同種の事業を考えておら

れる方に限られるとのことであります。

10月1日の財産状況報告集会では、対馬物産開発は不動産を所有しているため終結はできないとのことであり、3カ月後の21年1月ごろ、第2回財産状況報告集会を開催することとなっており、財産処分ができた場合には、二、三カ月後に配当手続を開始し、もし財産処分ができなかった場合には、裁判所に報告、審査をへて、通常の場合には処分が終了するまで同様の手続を繰り返し行うとのことであります。

なお、対馬市の出資金につきましては、通常株主に対する配当はあり得ないが、配当手続の終了後、放棄の手続を行うのがよいとの管財人からの指導もあっております。

いずれにいたしても、今後開催されます財産状況報告集会の結果を踏まえ、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、地域マネジャーの構想の部分でございますが、これにつきましては、昨日の阿比留光雄議員の一般質問の折にお答えさせていただいたとおりでございます。今後この地域マネジャー制度の円滑な導入を図るため、全職員を対象とした説明会、担当区への配置、モデル地区の選定、説明を実施し、本年11月より制度の開始に向け進めておりますので、本構想実現のため議員皆様の御協力をお願いいたします。

次に、対馬の公立3病院が企業団、長崎県病院企業団に加入する件でございますが、これも昨日、三山幸男議員の一般質問の折に、その経緯については述べさせていただきましたとおりでございます。

企業団の加入につきましては、医師の確保などを始め、安定的な医療を継続していくためには企業団の加入は必要不可欠なことと考えております。御理解くださるようお願いいたします。

次に、ジェットフォイルの休航、廃航という議員さんの方は表現をされましたが、この休航についてのその後の状況ということでございますが、この問題につきましても、やはり昨日、小宮教義議員の一般質問の折にお答えしたとおりでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

最後に、職員人事について、私自身の評価はどんなもの、どのようにされているか考えておられるのかという御質問でございますが、議員御承知のとおり、去る8月1日付にて組織機構の改正を行い、それに伴い職員の大幅な人事異動を実施したところでありますが、今回の組織機構の大きな目的は、旧態依然とした縦の系統による組織運営だけではなく、横断的に機動できるよう工夫して実施したところでございます。

疲弊しきった現在の対馬市の再生を図るため、緊急に取り組まなければならない諸課題について、一極集中で取り組まれるよう、「地域再生推進本部」並びに「観光物産推進本部」の設置を試みております。

また、そのための人材も充実させておりますので、必ずや期待にこたえてくれるものというように信じております。

評価につきましては、今しばらくお待ち願えればと考えております。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 教育長も市長も答弁が簡潔で、非常によかったと評価をいたしております。

耐震化の問題については、教育長が言われるように、非常に基準が厳しいわけです。何とか構造耐震指標ですね、今横文字で言われましたけれども、この0.3未満以下ならその今言われるいろんな補助の優遇措置ができると。ところが残念ながら対馬にはそれに該当するものはほとんどないということであります。

しかし、少なくともその耐震化診断は早期にやるべきだと、保育所の問題については、市長言われたように、その心配はまずないということです。それはなかなか法律ができたけれども、なかなかそれに該当しないというのがよく国の法律でありますね。でもやっぱりこれは念には念を入れてやっぱり児童、生徒の生命、財産を守ってやるということに徹してほしいと思います。

次の問題ですが、企業誘致の問題については、私も市長が選挙中からよく言われました。私は内心、これは厳しいな、厳しいよな、しかし、取り組む姿勢はいいなと評価してます。その後も市長の批判が出たときには、非常に回っていると、何十カ所も何カ月のうちに回ったと、こういうことはない、県下の市長はもちろんだということを書いて擁護してきたわけです。

で、その中で、私が心配しているように、なかなか実現できないと、当然だと思うんです。だから、そのことを私は追求するつもりは全くありません。

特に評価できるのは、地場産業とタイアップするような企業でないとだめだと。全くそうだと思うんですよ。例えば、対馬には人材もあるじゃないかと、土地もあるじゃないかと、水もあるじゃないかということでは企業は絶対に来ませんね。

例えば、今流通の問題とそして時間の問題なんですね。それにマッチできるのはやっぱり地元でとれる産品をいかに地元で加工したり、あるいは加工業者は向こうから呼んでもいいわけですね。それで、とにかく地元の産品を、1次産品を1次産業から生産できる産品をですね、ターゲットにしてやるということに、私は尽きると思うんです。

まあ今、一生懸命取り組んでいるということでもありますので、具体的な姿が上がることを期待して、これを終わりたいと思います。

それは答弁は要りませんので、次の問題、対馬物産開発であります、これもどうなるかというのが議会の中でも大変な問題になりました。で、私が思うには、最悪の状態は脱したかなと、

早く再生法にかけて、そしてそこで働く人とかいろんな痛みが伴いますけれども、しかし、これが続けたらどうなるかというのがもう多くの人の共通した認識だったわけです。

私がいい方向にいきつつあると思うんですけども、ただ一つ、やっぱり心配があります。それは、財産処分を今するわけですけれども、これがうまくいかないということがよくありますね。その場合は、放棄をする、債権放棄を債権者に対して民事再生法によってそういうふうをお願いするわけになると思うんですけども、それは市の痛みは直接ないと思うんです。本来は株式の77%ですか、これについて債権放棄をすると、市も当然ながら放棄をせざるを得ないということになると思うんです。それについても議会は最終的に決めるわけですけども、ところが市民の中からこの、これについては市の金じゃないかと、市の財産じゃないかと、市の税金、市民の税金じゃないかということで、問題が起きる可能性はないのか、ちょっと心配であります。

これはよく第三セクターの場合でも全国的にちょこちょこあっておりますが、その認識はどのように思っておられるのでしょうか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、武本議員さんがおっしゃられたように、この対馬物産開発、このまま、そのまま放置をした場合の仮定でございますが、そのときどのような債務をこちらがかぶらなければいけないか、もしくはそれと出資金7,740万円でしたか、この出資金を放棄するのとどちらが市にとって、市民にとってよいのかという判断に立って清算手続に入ったつもりでございます。

放棄を、私はする方がベターだと、ベストだというふうに思って判断をさせていただいたところですので、御理解をいただければと思っております。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 私もその意見には同感なんです。ところが、住民訴訟とか何とかという問題がですね、起こるかどうかわかりませんが、それ私あおるつもりは全然ありませんが、その問題と。もう一点は、7,740万円を放棄すると、した場合に、前任者の責任はどうなるのかと、いい加減な経営をしてきて、それについて何もただその個人補償や何かあるでしょうけどもそれは関係ありませんので、その責任は問われないのかと、これ市長の考えもあるでしょうし、また議会としてもいろいろ言い分あると思うんですけども、債権を放棄した場合、その問題について前任者の責任は、市長としては苦しい立場でしょうけども、どのように考えられておられますか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今おっしゃられるように、大変難しい問題でございます。今、私の方にそのときの対処方法についての明確なる答は持ち合わせておりません。これから先、財産状況報

告集会等が重ねられる中で、状況というのがはっきりしてくると思います。そのときにきちんとした方向を出したいというふうに思います。また協議させてください。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 私もお願いしたいのは、弁護士とよく相談をされて、適切な対処をしていただきたいと。私はやっぱりこれは許されないものだと思うんです。そのことについて厳しく対応していただきたいというふうに思います。

地域マネジャーの問題ですけれども、私は、これは非常に発想としてはいいと思うんですね。そのためには何が重要であるかという、今ここに列席しておられる幹部職員の皆さんは当然ですけれども、その人たちとその現場で働く職員一体となってやらなければ、これは前には進まないと思うんです。

やはり、私もそういう立場にいましたけれども、なかなかその行政に携わる職員はやはり一方的な仕事、国から県に下がってきて、そしてこうなってます、こうなってますという下から吸い上げるという仕事は余り得意じゃないですね。

ところが、地域マネジャーになると現場に行って、そして現場の声を吸い上げて、そしてそれを行政にどう反映するかというのが仕事ですので、なかなかそのうまくいかない。特に職員間がぎくしゃくしたらなおいかんという問題がありますね。

それで、これは実現すれば、私は、市長が昨日も言われたように、全国にもない制度だったと自負されておりましたけれども、そうなることを期待してはありますが、厳しいという判断も持ちながら、慎重に、そして積極的に取り組んでほしいというふうに思います。その心意気を。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 御質問の中で、職員間がぎくしゃくするんじゃないかという一言がありました。私はぎくしゃくではなくて、今まで以上に横連携がとれていくんじゃないかというふうに、逆に期待をしております。そのセクションだけではなくて、幅広い分野の職員がその地域を担当していくということで、横連携がとれることによってスムーズになってもらいたいというのが強い願いでございます。そのあたりも含めて、この会期中から始めます職員向けの説明会というものに対して、私自行きまして、きちんとそのあたりを伝えて、この制度が何も日本で初めてという部分ではなくて、市民にとって必ずや有意義な制度なんだと、だから一緒に汗をかきましょうということで伝えていきたいというふうに思います。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） ぎくしゃくという問題は、人事の問題とも絡むということもちょっと私は頭にあったわけですね。それは最後の問題で、再度取り上げたいと思います。この制度が成功するように願っております。

次の4番目には、ですかね、はい、病院の問題です。この問題は、直接あるいは間接に去年も1年以上前からこのときは企業団という話はなく、離島医療圏組合の中で対馬の場合は3病院は無理だと、対馬は大体1市1病院が原則で、ところが対馬は地理的にも面積のうえでも1病院では無理だから2病院はやむを得んだろうという国の指導があっているわけですね。

そういうことで、私たちの耳に直接、あるいは間接に入ってくるのは、中対馬病院は診療所にするんだと、上対馬病院は地域病院として残すけれども、これはいろんなベッド数を減らしたりとか縮小の方向に行くだろうというような話で、ずっと聞かされてきました。

現にいろいろ資料を持ってきているんですけども、細かくは言いませんが、例えば労働組合の自治労対馬総支部とか、あるいはそれと財部市長も理事長として関わった確認書の中とか、あるいは要望、組合側の要望に対する回答とか、あるいは離島医療圏組合の議会であった発言の内容とか、いろいろあります。

先日は8月7日でしたか、上対馬病院で上対馬出身の議員4名でしたけれども、そして病院の院長、事務長、そしていづはら病院の事務長と懇談をしたわけです。その中でも、もう中対馬病院は診療所として残すと。残すけれども、病棟は原則やめると。あそこは療養病棟もありますけれども、それもなくす方向だと。上対馬市病院も療養病棟がありますが、これもなくさざるを得んだろうと。そして、その代わりにいづはら病院に80床ないし100床を増床しようということとを、つい8月の時点でこれは責任者がどうかわかりませんが、事務長たちあるいは院長がそういう話をされたんです。

そして、「ああ、これでやっぱりいくのかな」と思っておりましたが、急遽8月29日ぐらいの時点からがらっと変わって、これは永留県議あたりもいろいろ来て説明したりなんかしていたようですけれども、それじゃどうしようもない、行き詰る、賛同を得られないということがあって、企業団の設立だけを条例化したいということに変わりました。こないだ全協のときにも、市長もここで言われましたけれども。

ところが、私は今までの経過からして、特に国がよく御存知のとおり、いろんな指針を出しております。例えば公立病院改革ガイドラインとかいうものを出して、そして病院改革プラン、これは骨太方針2007、これにも病院経営はどうあるべきだと。採算が取れないものはいろいろ考えにやいかんと。いろいろな細かい指針がされたわけです。それがあって、県におりてきて、そして今のような状態になっているわけですから、これが変わらない限りその線に生かされないというのが私の認識なんです。

ところが、それをいきなり出すと議会の承認が得られない。住民が反発するということがあって、ぼちぼち本音が出てくるというのは私は明らかだと思っておるわけです。市長にそのことを認識はしてもらっていいですね。あなたも職員組合との交渉の回答の中で、そういうことは話し

合いしてあると思うんですが、かなり経過も知ってあると思うんです。どのように認識しておられますか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） この問題につきましては、正直言いまして就任当初からずっとある一定の期間まで、私も認識といえますか、情報としてまずもって入ってない時期がありました。

そういう中で7月25日に、いづはら病院の経営委員会がありまして、その中で今、武本議員がおっしゃられるような、ある意味、県指導の方向というのが示されたわけですが、私は理事長として、そして議長ほか市議の皆様も入っていただいている経営委員会の中で、いろんな論議がございました。この問題を唐突にこういう形で出されても、私どもとしては、これはとても承服しかねるという中で、きちんと経営委員会の中でも論議をするべきだし、このことをきちんと市民にも伝えるべきではないかということで、県当局といいますが、そちらの考え方で押し切られるようなことはおかしいということで、話はまとまりまして、実は9月議会に県の方は上げたいという話が以前もありました。そのときありましたが、私どもは「いや、それはいかん。じっくり説明を市民に伝えるべきだ。するべきだ。」ということで、一応延びたと。

恐らく私はほかの離島医療圏の関係市町につきましては、方向は定まってるというふうには私は聞いておりました、そのとき。しかし、対馬市はそういう形で経営委員会は、ある意味反論した形で終わりましたから、県の方は今までの方針というのを規約というのを変更をしても、逆に来年2月に総務省の認可をいただける期間、それが9月議会での承認をいただかんばいかんということで、企業団設立のみについて、まず承諾をいただく。さらに今後、病院のあり方については、当初基幹それから分院、診療所という区分けを県はしてたけれども、それについては関係市長の判断にゆだねますということで決着され、改めて提案を受けたというのが実態でございます。

議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 市長が言われたのは、もっともそうだと思うんです。ところがその裏にはそういう経過がある。それは国のものすごい指導があってるんです。だから必ず出てきますので、そのときは住民の声を聞く、そして議会のありのままをやっぱり報告してもらおう。そして正しい判断でないと、大混乱が起こる可能性があると思うんです。

私は将来とも3病院を充実していくという方向は、やっぱり無理かなと思うんです。でも、それはやっぱり順序を踏むべきであって、唐突に出して一気に呵成にやるような問題ではない。対馬の健康と生命を脅かすようなやり方は、そう簡単にはしてはいかんという強い意気込みで取り組んでほしいと思います。

次には、ジェット・フォイルの問題です。

時間がありませんが、ジェット・フォイルの問題はこの医療の問題と全く今、財部市長に課せられた唐突な問題、この二つの問題はですね、だと思っんですが、これはただ航路が2便が1便になったんじゃないんです。比田勝巖原間はもう廃航になった、航路が廃止になった。それで、九郵には言い分は確かにあると思っんです。企業だから、赤字をしてそれでもやらんやいけんちゆうことは、それはだれもそれを強制することはできません。問題は、やっぱり国だと思っんですね。

ところが国に行かれても、今の段階でははっきりした回答は出ない。何とか考えなきやいけんというような国会議員の報告やなんかあってますけれども、それは新年度になったら可能性がないとは言えないと思っんです。それを期待して、九郵とまだ交渉は続けるということです、これは私は国にもものすごく圧力をかけるべきだと。これはお願いの段階じゃないと思っんです。こういうときには、財部市長は国に対して遠慮があるんじゃないかと思う。構わんと思っんです。あなたが統括してある対馬市の特に老人、体の不自由な人たちがそれを頼りにしているわけですから、それは守っていくんだと。途中まではいい話になっていたんです、九郵との関係も、ところがいつの間にかおかしくなった。この責任は九郵にあると思っんですけれども、来年の4月以降に向けて頑張っしてほしいと思っます。

時間が超過しましたけれども、1分最後の問題。

議長（波田 政和君） 続けて6番目もやってください。どうぞそのままいいです。

議員（21番 武本 哲勇君） 人事の問題については、私の耳に入るのは、これは直接職員からもありました。職員のOBの皆さんからも入りました。そして、間接的にも入りました。どうも財部市長は自分の判断でされたのかという話も聞きました。だれかが介入してるんじゃないかと、人事権にです。これは議員であるかもしれないし、あるいは財部市長の応援者だったかもしれない。そういう話があります。

そして、末端の職員の異動も見て、どうも理解できん人事があるんです、私から見ても。

だから、まず私は職員の希望をとって、希望をかなえることはできません。しかし、ある程度はかなえられるんです。第1志望、第2志望、第3志望ぐらい出せばですね。ところが、全然考えられないような人事があつてる。こういう問題が、私が地域マネジャーの問題との絡みがあると言いましたけれども、やっぱり職員の半数が納得できるような人事でないと融和が保てないと。ただ上下関係だけじゃなくて、横の連絡もスムーズにいかんと。

これはやっぱり人事だと思っんです。私の経験でも、人事がいい加減な人事があつたときは、大体首長は長続きしてません。これを肝に銘じて、今後の人事については職員の意見をなるべく聞いてやる。

対馬新聞にいつか投書が出てましたけれども、通勤手当がまだというようなことが趣旨でした

けれども、それだけじゃなくて地域マネジャーとしての通勤が遠かったら、地域に根付いた住民との接触ができませんので、そういうことも含めて、やはりなるべく金のかからなくて、そして地域に職員が根付くような異動も考えてほしいということを要望して終わります。

時間が超過して申しわけありませんでした。

議長（波田 政和君） 市長の答弁はよろしいですか、もう。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） いろんなうわさが今飛び交っているという武本議員さんからの御指摘ですが、人事権については私が当然持っているというふうに、自分自身思っております。そして、職員の意向調査といいますが、そういうものにつきましては、昨年の10月段階でまず意向調査がされておりました。それにも一応、私は一通り目を通しております。職員組合の皆さんともお話ししたんですが、意向調査というのが完璧に素直に書いてあればいいんですが、全く白紙で出される職員もおられます。そこが全く見えない部分があります。それが半数以上あるんじゃないかと思えます。職員組合に対して、私はきちんとしたことを書いてくださいと。そうじゃないとわからないと、こちらは気持ち。本当でしたい、本当で取り組んで市民のためにやりたいという思いの第1、第2、第3の志望をきちんと書いてくれ、理由も付して。それを職員組合としても徹底してほしい。そうじゃないと反映のしようがありませんというふうなことも、苦言もこちらの方から提示させてもらった状況があります。職員の意をきちんとくんでやる部分と、それと組織がきちんと動く部分を考慮しながら、人事については携わっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（波田 政和君） これで、武本哲勇君の質問は終わりました。

.....
議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は13時10分から開会します。

午前11時56分休憩

.....
午後1時10分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

次に、3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） こんにちは。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、私は農林業について質問をしてみたいと思います。

まず、島内における第1次産業では最も生産額の多い水産業に対しては、非常に漁港の整備、また資源の育成とか手厚い基盤整備がされております。

しかし、農林業、とりわけ林業に対してはシイタケ生産を除いて目立った施策が講じられてい

ないのではないだろうかと考えております。対馬の林業イコールシイタケとの感がぬぐいきれません。果たして林業が産業として成り立っているのか疑問であります。そうした疑問を払拭するために、農林業の振興策について、市長のお考えをお聞きいたします。

まず、人工林の間伐の現状と今後の推進策についてであります。対馬は島全体の実に89%、山林が占めております。この島に国有林あるいは県有林そして対馬市の市営林、そして個人が持つ私有林等がいろいろあります。そうしたさまざまな所有者のもとで、森林経営がなされておりますが、後継者不足により林業従事者の高齢化は深刻な問題となっております。特に、個人の所有林での造林がおくれている大きな要因の一つではないかと思っております。対馬森林組合で作業に従事している島内の林業者は、わずか70人です。まさに憂慮する事態であります。このような後継者不足を市長はどう考えられているかお聞きしたいと思います。

また、島内の人工林では、ここ数年500から600ヘクタールの間伐が実施されております。最終的に島全体では3万ヘクタール程度の造林が必要だと聞いております。積極的な行政の支援策は、ここでは当然必要となってくると思っております。

今回、国は地球温暖化防止対策として、森林整備に特に力を注いでおります。このことが間伐推進の追い風にもなっております。京都議定書に義務づけられた温室効果ガスの削減目標を約束どおり達成するために、2012年までの5年間で330万ヘクタールの間伐を実施すると発表しております。

私は思います。今、山の予算は稼ぎどきではないだろうかと思っております。このチャンスを生かし、対馬市においても県や市あるいは林業公社、森林組合、そういった機関が早急に連絡を取り合って対策を立てる必要があると思っております。

次に、農林道の整備計画についてであります。先ほどの間伐の推進、また後で質問いたします遊休農地の有効利用について、必ず必要となるのが農林道であります。また、作業道であります。昔は牛や馬を引いて急峻な山道を歩いて作業に従事しておりましたが、今はそうした山道には雑木が生い茂り、利用は難しく、また作業は機械化され、取り残された高齢者や女性の作業者は、自分の所有する山林にさえ行くことが困難となっております。

そういう弱者に手を差し伸べるのが、行政の役目だと思っております。多くの方が農業や林業に親しみ、あこがれを持ち、楽しく作業に従事できる環境づくりのための一環でもあります。農林道の整備計画及び最近の実績はどのような状況にあるかお伺いいたします。

3番目に遊休農地の現状と有効利用策についてであります。対馬は耕地として利用されたのは島全体のわずか1.4%、そのうち農振農用地は19年度末で978ヘクタールあります。しかし、この農振農用地、農地として最大限有効利用されるべきこの農振農用地が125ヘクタール、率にして12.8%は既に耕作放棄地となっております。20年の1月に調査した結果が、ただ

いまの数字であります。国道沿いの非常に便利な場所にある耕作地でさえ、荒廃地となっている光景をよく目にいたします。

このような島の現状を目の当たりにして、市長はどのような考えをもたれているかお伺いしたいと思います。

私は、先人たちが残してくれた島の財産を何とか守りたいと真剣に考えております。例えば、耕作放棄地を市が借り上げ第三者に利用させることはいかがでしょうか。島内にも転勤等で赴任され、畑はないけれども、家庭で食べる野菜ぐらいは作りたいと思っておられるサラリーマンは、数は少なくともある程度いらっしゃると思います。休日を利用して家族で野菜づくり、親子が触れ合ういい機会だと思います。野菜づくりがうまくいけば、次は田んぼを借りて米でもつくろうかというような家族が出てくるかもわかりません。ぜひ実現に向けて考えてほしいなと思います。

県は既に昨年度から耕作放棄地解消5カ年計画実践事業を展開しております。もちろん対馬市も事業主体となり実践されておりますが、まだまだ島民には行き届いてないような状況ではないでしょうか。多くの方が利用できるような方法・活動に取り組んでほしいと思っております。

以上、まとめて答弁をお願いいたします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 小西議員の御質問にお答えします。

まず、農林業の振興の中で1点目の質問であります、人工林の間伐の現状と今後の推進策ということでございますが、対馬における人工林の資源面積は1万9,690ヘクタールでございます。このうち森林整備事業により毎年500ヘクタールから1,000ヘクタールの間伐が実施されてきております。御承知のとおり、林業は植林から育成、主伐可能林齢に育てるまでに、間伐などの施業を繰り返し、数十年単位、さらには世代間を越え、投資額を回収できる業種でございます。

対馬市におきましても、担い手が不足し高齢化が進む中での林業としての経営状況は、依然として厳しい状況でございますが、2万ヘクタール弱の人工林は大きな財産ととらえております。対馬の林業の活性化は、素材の需要喚起と安定供給による対馬産材普及促進が必要であると考えております。

近年、輸入木材価格の上昇、環境保護意識の高まりから来る国産材への回帰などによる木材需要が高まる中、関係機関で組織する対馬森林林業活性化センターを中心に、施業計画指導、対馬産材のブランド化、販売を推進しているところでございます。

一方、森林は林産物の供給のほかにも、国土保全、レクリエーションの場の提供、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を通じて、生活環境保全と密接にかかわっております。

議員御指摘のとおり、国は京都議定書でうたわれた二酸化炭素削減目標6%のうち、森林の吸

収量として削減目標に利用できる3.8%を確保するため、森林保全、森林整備にかかわる補助を拡充しており、さらに県も森林環境税により補助制度を整備しているところがございますので、これらの制度を最大限活用しながら、間伐を含めた人工林整備や森林整備を計画的かつ効率的に推進したいと思っております。

また、CO₂削減の取り組みとして、カーボンオフセットといったものがございます。これは企業の経済活動や市民生活などで排出された削減不可能なCO₂を植林や育林、藻場の育成、自然エネルギーへの転換等によって、その排出分をオフセット、相殺するという意味ですが、相殺するという考え方でございます。

欧米では、これらの排出権をクレジットとして募金を募る取り組みが積極的に行われており、対馬における植林や間伐といったカーボンオフセットの可能性について、長崎県環境部と連携し、研究を始めようとしているところがございます。地球環境問題に関心のある企業や個人をも巻き込んだ取り組みができるものと、私は確信しております。

しかしながら、カーボンオフセットが決して免罪符であってはなりません。日常の生活でCO₂を出さないことが一番の温暖化対策であり、市民一人一人のCO₂削減に向けた取り組みが大切であると思っております。

次に、2点目の農林道の整備計画についての御質問でございますが、まず農道整備につきましては、国の採択基準が受益面積30ヘクタール以上となっておりますので、現時点では対馬においての採択は非常に厳しい状況にあります。このほか受益面積が20ヘクタール以上の団体営事業では、農道、区画整理、用排水路等の整備が可能でありますので、今後検討していきたいと考えております。

林道事業ですが、林道は森林法に基づき、平成17年度から26年度までの対馬地域森林計画を策定しております。この計画には、開設事業60路線、延長で47キロ、それと改良舗装事業57路線、111キロが計画されており、この中から順次整備を進めております。人工林の間伐などを積極的に推進していただくためにも、今年度は開設事業3路線、舗装事業1路線を整備するために、既に発注準備を進めております。

作業路につきましては、除間伐、間伐等の目的により、共同で開設する場合、一定条件を満たせば、県の森林環境税の支援により全額補助となりますので、林家にも積極的に指導してまいりたいと思っております。ちなみに、昨年度は21キロの作業路が開設されております。

林道、作業路の開設は、素材生産コストの低減を図るとともに、森林資源の有効活用を促し、林業経営の底上げを目指すものでありますので、積極的に事業の推進を図っていきたくて考えております。

3点目の遊休農地の現状と有効利用策についての質問でございます。

平成19年度に農業委員会が実施しました農振農用地の耕作放棄地調査によりますと、林地化等が進み農地に復旧不可能な農地82ヘクタール、手を加えれば農地に復元できる農地30ヘクタール、耕作しないだけで、すぐに農地に利用できる農地13ヘクタール、合わせまして島内の耕作放棄地は125ヘクタールでございます。

耕作放棄の原因としましては、後継者不足、高齢化による労力不足、地理、地形的な要因などが考えられます。御承知のとおり、耕作放棄地は景観を損なうばかりでなく、有害鳥獣の生息範囲拡大の要因ともなっており、耕作放棄地の解消は周辺農地への被害防除の有効手段の一つと考えられております。

対馬市は、農業委員会の調査結果を踏まえ、手を加えれば農地に復元できる農地と、耕作していただけてすぐに農地として利用できる農地、合わせて43ヘクタールを要活用農地と位置づけ、関係機関一体となりまして、平成19年度から23年度までの5カ年間で実施します「対馬市耕作放棄地解消5カ年計画」を策定し、要活用農地の43ヘクタールの7割に当たります30ヘクタールを解消することといたしております。これまでに農地・水・環境保全向上対策事業、中山間直接支払い交付金による環境整備などで、耕作放棄地の防止は図ってまいりましたが、その効果ははまだ十分とは言えません。

議員お考えの市が農地を借り受け第三者に貸す制度は、特定農地貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律だけしかございません。この法律は、さまざまな制約があり、市が1人に対する貸し付けが5年、それから10アール未満であること、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸し付けであることなどございます。これらの規模以上にかかわる貸し付けは、農地法に抵触いたしますので実施できません。

現在、厳原の久田地区で実施しております対馬市リラックス農園が、実はこの制度で行っております。この特定農地貸し付け制度を活用し、当該者向けの農地貸し付けによる耕作放棄地の解消ができないかとの御意見もございしますが、放棄地のほとんどが集落から離れた辺地であることや、農業は生産スパンが長いこと等を考慮しますと、大変難しいと考えております。

耕作放棄地の解消を平成19年度は約7ヘクタールを行いました。今後も長崎県耕作放棄地解消5カ年計画とあわせまして、意欲ある認定農業者への農地の集積を進めるほか、作業受託組合などによります飼料生産やそばの生産を進めますとともに、肉用牛の放牧、農業生産法人などを活用しながら、耕作放棄地の解消を図ることとしております。

以上でございます。御協力理解のほどよろしくお願いたします。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） まず、1点目の間伐からでございますが、非常に間伐が進んでないという現状を反映するかのように、現在、島内の木材の取り引き価格、大体1立方メートルが

1万円から1万3,000円で取り引きされております。これは、例えば55センチから60センチぐらいの直径の材木、4メートルの長さ、これで大体1立方メートルですが、このぐらいの大きな木になりますと、もっと値段的にも高くなってくると思います。全体的に平均として、現在1立米が1万から1万3,000円で取り引きされております。これは、やはり間伐が進んでなくて、非常に細い、そういった木材が主流であります。こういうことを解消するためにも、もっともっと島内の山林の人工林の間伐は進めるべきだと考えております。

先ほども市長も触れられましたが、市町村には森林整備計画というのがあります。これに基づいた、今度は国の方が京都議定書の第1、約束期間、これはCO₂削減の約束期間ですが、2008年から12年、この期間です。それに基づいていろいろ間伐を進めるために、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法というのがあります。この中で、市は特別間伐等促進計画というのを作成できるようになっております。この促進計画を作成して、農林水産大臣の承認を受ければ、ちゃんとした交付金が国から受けられるようになっております。この特定間伐等促進計画、これは市の方で作成はされておるのか、まだないのか。もしされてなければ、いつごろ作成される予定か、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、議員の方から話をいただきました森林間伐特措法に基づく促進計画についての正直言いまして、準備がこちらとしてはまだされてない状況でございます。早急に調査をしまして、取り組みを図っていきたいというふうに思います。

実は国の方の京都議定書の6%をクリアするための考え方というのは、確かに出てるんですが、そちらに向かったの予算措置というの、私はまだまだ十分でないというふうに思っております。確かに、特措法に基づく法律補助ということで制度は確立したかと思いますが、予算の確保というのが十分でないというような意味でございます。

そういう中で先ほどの答弁で申し上げましたが、カーボンオフセットという炭素の相殺をするという考え方ですけれども、これについては平成12年以降において、京都議定書で定められた期間を超えたときから新たに使える制度でございますので、それまでの間を個別認証といいますか、そういう形で物事を進めていきたいと思っております。実は、長崎県の環境部長さんの方に話をこちらが持っていかせていただきました。その中で、この島全体を森林だけの問題ではございません。藻場の問題もございまして、カーボンオフセットということで、CO₂吸収量を明確にしていく。その吸収量をさまざまな企業という、CO₂を排出している企業等の協賛をもらいながら制度を進めていかれないかというふうに考えておまして、国の補助だけでなく、そういう民間からの協賛といいますか、そういうものも募りながら、間伐の推進をし、CO₂の吸収をさらに進めていくという考え方を持っているところでございます。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） 促進計画の方がまだちょっと準備がされてないということですが、この促進計画に基づいて国の方の認可をいただくと、大体7割程度補助があります。間伐に対して7割の補助があります。私はやっぱり、こうした特定の市民のためには多く利用して、少ない市の自主財源ですから、交付金なりそういうのを最大限活用して、もっともっと間伐を進めてほしいなと。これは間伐だけじゃなくて、ほかの事業に対しても国のそういった助成が受けられれば、最大限活用してやってほしいなと考えております。

この間伐も木が太るというだけじゃなくて、やはり水源涵養といいますが、水を蓄えて水源を確保する、あるいは土砂災害を防ぐとか、そういういろんな効果がありますので、もっともっと市が中心となって、ほかの機関と連絡取りながら早急にこの間伐制度を進めてもらいたいなと考えております。

次に、森林環境税についてお伺いいたします。

この森林環境税も、これは長崎県が昨年から実施しておりますが、これは県民税の均等割に年額500円を加算して、その中から捻出するという考えですが、対馬の現状も非常にこの恩恵を受けている模様です。この森林環境税によりますと、作業道の先ほどの市長の話にもありましたが、作業道の助成はこれで相当受けられます。この森林環境税と国の造林事業をマッチさせれば、100%助成で個人負担が全くありません。こういう制度を果たして市民が理解されておるのかどうか。そうした周知徹底がなされておるかどうか、私は疑問であります。その辺を市長、どのように考えておられますか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 森林所有者の方々に対してどれだけ広報が行き届いているだろうかという疑問でございますが、少なくとも森林環境税というのが導入されたということは、皆さんも御存知でありますし、それを財源として作業路等のことができるという部分につきましては、少なくとも森林組合等については、十分に承知はされていると思いますし、さらに森林組合が各林家を回りながら、一定規模以上の施業計画をつくり出すことによって、新たに民有林の間伐等が促進されるということで、ずっと集落とか林家の方に入っておられますので、そのあたりの説明は正直言いまして、行政の方としては森林組合の方にある一定任せているという部分がございます。

広報がどれだけされているのかということについては、私としては判然としなないというところでございます。正直な意見でございます。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） 私が心配しておりましたのがその辺です。森林組合に任せきりになってるんじゃないかなという心配をしておりました。

どうしても最前線でこういった間伐とか山林についての経営を進めてもらうのは、森林組合の方に頼らざるを得ません。それと任せきりになるのは、少し違うのじゃないかなと思っております。やはり市と森林組合が一緒になって、そういった森林経営者の方に働きかけて、有効な施策を講じる必要があるんじゃないかなと考えております。次からはその辺もちょっと改めてもらって、市の方にもっともっと主導権を握ってほしいと考えております。

次に、遊休農地の利用でございます。

非常に国道沿いを走っていても、今耕作されてない、あるいは荒廃地となったような農地が非常に多いのが目につきます。この農地は、もちろんさっきも話したように、高齢者が多くなっております。したがって、どうしても耕作ができない。あるいは畑や山を残したまま島外に転出された方、そういう方も多くいらっしゃいます。そういうので、市の方で借り上げてできないかという提案をいたしました。

いろいろ農地法とかあって、5年未満あるいは10アール未満の貸し出しに限られるというような話ですが、私は10アールと言えは1反ですから、これだけあれば十分野菜とかつくる場所は確保されると思います。そういうことで、これが可能ならば、その辺をもっと積極的に進めていくことが重要だと思っております。

それで、対馬市が平成18年から行っている「対馬市空き家バンク」という制度があります。これを利用して、この空き家バンクと遊休農地の貸し付けをセットにして第三者に貸し付ける、そういう方法はとれないものかなと考えております。その辺どうでしょうか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 遊休農地の問題に入ります前に、先ほど森林施業のことで、確かに今まで森林組合任せで、ある意味でそういう部分があったかと思えます。先ほど答弁の中でも申し上げましたが、カーボンオフセットの件につきまして、森林組合の担当の方にちょっと話を持っていきました。そうしましたら、森林組合の方も、自分たちもそういう事業にも取り組んでいきたいし、一緒に県との協議は別個で開きますが、市内の協議も進めていこうというふうな思いをしておりますので、一緒に森林組合も物事をやっていきたいというふうな答えをいただいておりますので、私どもと森林組合が密になって物事をしていきたいと思えますし、先ほどの森林の特措法、森林間伐の特措法につきましては、私ども、もっともっと本当に国の制度等に対するアンテナをきちんと張って、そして自分らの島の89%のこの森林をどう生かしていくかということにまい進していきたいというふうに思えます。

それと、遊休農地の問題と空き家バンクの件でございます。

私も正直言いまして、以前十四、五年前に農業の仕事をしておりまして、遊休農地をたまたま事業として当時取り組んだ経験がございます。そのときから遊休農地をどのようにして減らせば

よいか、なくしていけばよいのかということで、その当時、苦心したものでございます。そのときは、島外からの方とか仮に転勤者とかへの活用という発想にはなりませんけれども、そのときは遊休農地に対してそばをどうして植えていこうかというふうなことで取り組ませていただきましたが、今、議員がおっしゃられる空き家バンク等を使って、島外の方たちに農地を利用させるという発想につきましては、現在、空き家バンクがたまたま以前、ホームページの方では数件紹介をしておりましたが、今、0件になっております。この空き家バンクの問題については、実際、島内には空き家はもっともっと空き家自体はある。ところが、空き家バンクに登録をしていただける方たちといますか、そのあたりがうまく登録件数が上がってこないというふうなのが、正直言って実態でございまして、できれば遊休農地と空き家の解消ということをセットにして、これから先、集落の方に当然地域マネジャー等が入っていきますから、地域マネジャー等もそのあたりのことについて問題提起をしていき、その集落の方と一緒に遊休農地の解消に向けて、もしくは遊休農地の活用に向けて、協議を進めていきたいというふうに思います。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） 今いろいろカビの生えた米を売ったり、事故米で大もうけしたり、そういうふうな商売でする人がおまして、非常に食の安全に対する関心が全国的に今強くなっております。そういうところで、市の方からインターネットで全国に発信して、対馬市ではこうして遊休農地と野菜をつくれる農地と空き家バンク、用意しておりますよと、こういうことでぜひ対馬まで来て野菜づくりをして、週末に対馬に来て野菜づくりをして、そして今度はまた日曜日に帰って本土で仕事すると、そういうふうなことになるれば、また癒しの面からしてもひとつの制度が考えられるんじゃないかなと思っております。

今このことは滞在型農園ということで、非常にブームになりつつあります。対馬市もその辺を先導して、全国に先駆けてもっともっと積極的にやるような声を大きくして、力強い話を聞かせてほしいと思います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） やろうとは思ってるんですが、答弁が午後になって、ちっちゃい声になって済みませんでした。きちんと、本当ある意味、大変所有者に対しては失礼かもしれませんが、遊休農地が散見されると、その地域の景観をすごく損ないます。やはりそういう観点に立っても、今の議員がおっしゃられる部分、それからその地域にある一定の外部から入ってこられることによって、一定の刺激といますか、ものの見方が変わるとか、いろんな部分のよい点があると思いますので、これから先、しっかり取り組んでいきます。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） この荒廃地が多くなると、どうしても今、対馬で大きな被害が出

ておりますイノシシ、このイノシシもどんどんどん人里に近づいてきます。その荒廃地が隠れ家になるわけです。そういうことで、この荒廃地をなくすような努力をする必要があると、私も真剣に考えております。そういう対策としての滞在型農園というのは、一つの策じゃないかなと考えております。

先ほどは空き家バンク制度は今非常に登録がなくて困っている、成果が上がってないという話ですが、もしできれば島内にある教員住宅、今使っていない古い住宅もあります。そういう住宅を、これは目的財産ですから、これを普通財産に所管替えでもして、できるならそのような方法をとって、教員住宅を一つの空き家として考えるような制度はできないものかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、教員住宅もしくは市営住宅のあいてる部分を活用できないかということでございますが、もう小西議員さんがもう既に御存知のとおり、普通財産への移し替える、移管替えという問題が当然ありますし、市営住宅等でありますと、公営住宅法に則って難しい部分が現段階ではすごくあります。恐らくこれをある意味排除といいますが、例外で物事を進めていくためには、一つの大きな計画をつくる中で、特区申請的なもので除外をしてもらおうというふうな取り組みが必要かと思っておりますので、そのあたり全体の計画をつくり上げる中で、そのあたりのことについて取り組みをしていければと思っておりますし、まずもって研究をさせていただければと思います。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） ぜひ検討していただいて、滞在型農園が実現するような制度にしてほしいなと思います。

最後にもう一回確認をして終わりたいと思いますが、対馬市の最初に言いました特定間伐等促進計画、これはいつごろまでにはつくられる予定ですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 森林間伐特措法に基づく森林促進計画ですね。正直言いまして、私の不勉強でまだ全くそのあたりのことについて承知しておりませんので、早急に勉強させていただいて、その結果を最終日にでも私の考え方というのをまた示したいと思っております。それでよろしいでしょうか。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） それをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（波田 政和君） これで、小西明範君の質問は終わりました。

.....

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は14時5分から。

午後1時54分休憩

午後2時05分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

次に、1番、齋藤久光君。

議員（1番 齋藤 久光君） こんにちは。長時間にわたって皆さんお疲れのところ、昼も過ぎて睡魔の時間になったかと思いますが、よろしく願いをいたします。

初めに、本議会の大先輩であります23番、桐谷正義議員の御逝去に対し、謹んで哀悼の意を捧げますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。また、御遺族の皆様方に心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。

それでは、さっそくさきに通告をしておりました市政一般質問を3点ほど行いたいと思います。

1番目の株式会社対馬物産開発について、2番目に長崎県対馬市主要地方道、厳原豆酸美津島線の改良について、3点目に平成20年度対馬市ごみ収集運搬業務入札結果についてを質問させていただきます。

1番目の株式会社対馬物産開発について、現在までの経過と今後の方向性について、どのように対処されようと考えておられるのか、市長のお考えをお伺いするということを出しておりましたが、先般の市長の行政報告の中で報告をされておりましたけれども、私も通告が早かったものですから、させていただきたいと思います。

本件につきましては、経営のトップであった前市長時代において、22年間続いた会社も不適切な管理状況のもと、いろいろな諸問題が重なり、債務超過により経営は悪化、会社の存続すら危ぶまれる厳しい状況となり、再建をかけ市議会へ再三の貸付金の提案も否決となり、運転資金の手立てもつかないまま、経営は続けてこられたわけですが、その中で市長選挙に突入し、結果、新しい島づくりをめざされた財部新市長が誕生し、就任早々、大きな問題を抱えている対馬物産開発の経営を引き継がれたわけであります。

再建か破産か、市民にとっても大変不安な重大な問題であったと思いますが、市長の決断は破産の申請の手続きの方法をとられました。今後においては、破産手続きに沿って進められていくとは思いますが、対馬市にとって非常に重大な問題であろうと思うわけであります。そこで、これから大きな問題であろう債権処理の問題、解雇された職員、従業員、また財産の整理等、難題はそこに大きいのしかかってくると思われまます。このような問題の中に、経営を引き継がれた立場の市長、対馬市としてどのように対処しようと考えておられるのか。この件については、先ほどの武本議員の御答弁で伺ってはおりますが、いま一度お聞かせさせていただきたいと思ひます。

次に2点目の長崎県対馬市主要地方道厳原豆酸美津島線の厳原町椎根地区から殿浜経由の上槻地区間の県道、この未開通区間についてお伺いをするものであります。

現在、改良工事が中断されたまま、事業計画が休止の状況で5年間の過ぎようとしております。対馬の主要地方道として、地域の基幹道であるべく重要な主要地方道が、いまだかつて地図上で点線のまま未開通、このような状況で放置状況であることは、全くもって前代未聞のことであろうと考えられます。この件について、早期に改良工事の復活ができないものか、強力な対馬市の推進について、市長のお考えをお伺いするものであります。

次に3点目、平成20年度対馬市ごみ収集運搬業務入札結果について、お伺いをいたします。

去る4月23日に執行されました対馬地区11区の入札結果についてを質問してみたいと思います。11区の中で落札率が38.31%から98.01%の結果状況について、その入札の状況、執行結果状況についてを質問するものでありますが、この件につきましては、厳正に執行されていると受けとめてはいるものの、ちまたにいろいろな話が出回っていることと、また文書等が出回っていることについて、その内容の確認も含めてお伺いするものでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

あとは1問1答でお願いします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 第1点目の株式会社物産開発について、現在までの経過はというお尋ねでございます。

この問題につきましては、行政報告それから先ほどの武本議員の一般質問の折に答えさせていただきましたとおりでございます。もっと再度詳しくというふうな質問でございますので、繰り返しにしろうかと思えますけれども、再度お答えさせていただきます。

6月定例議会報告後の動向について報告をいたしました株式会社対馬物産開発につきましては、7月1日付で破産手続を開始する旨の公告がなされ、破産手続開始が決定されております。現在、破産管財人は法テラス彦岐法律事務所、浦崎寛泰弁護士でございますが、破産管財人において10月1日の財産状況報告集会、これは債権調査、計算報告集会、破産手続開始に関する意見聴取等がございますが、この集会に向け対馬物産開発に属する財産の管理及び処分等の方向を検討なされている状況で、不動産、工場等がございますが、この購入希望者の提出期限を9月12日と定め、関係者各位に公募をしております。

しかし、9月8日現在、問い合わせが1件あったものの、正式な申し出はあつてないとの報告を受けているとのこととあります。また、関係者以外の方に対する公募につきましては、公募は行わないが、購入申し込みがあつた場合は、同業者と今後同種の事業を考えている方に限られているとのこととあります。

10月1日の破産状況報告集会では、対馬物産開発は不動産を所有しているため、終結はできないとのことで、3カ月後の来年1月ごろに第2回財産状況報告集会を開催することとなり、財産処分ができた場合には、二、三カ月後に配当手続を開始し、財産処分ができなかった場合は、裁判所に報告、審査となり、通常の場合は処分が終了するまで、この手続を行うとのことであります。

なお、対馬市出資金の動きにつきましては、通常株主に対する配当はあり得ないが、配当手続が終わってから手続を行うのがよいとの破産管財人の指導もあっております。

いずれにいたしましても、今後開催されます財産状況報告集会の結果を踏まえて、慎重に対応していきたいと考えております。

次に、主要地方道巖原豆酏美津島線の椎根から殿浜を經由し、上槻までの間の未開通区間についてでございますが、現在、同区間につきましては、議員御指摘のとおり、交通不能区間、約1.6キロの箇所が残っております。現在、椎根から上槻区間におきましては、市道上槻野田壇山線、大板三町真星線、椎根鶴桁線を通行している状況でございます。

昭和59年より平成14年まで、上槻から殿浜間の改良工事が進められましたが、現在の交通不能区間では、トンネル等の残事業が膨大であり、費用対効果が見込まれないという判断から事業見直しがなされ、平成15年度よりやむを得ず事業休止となっております。

このため、県においては、この代替対策として上槻からの上槻野田壇山線における急カーブ、幅員狭小箇所の局部改良工事を行い、あわせて市といたしましても、三丁真星からの大板三町真星、椎根鶴桁線の未改良区間の改良工事を行い、現在に至っております。

以上の経過から見ますと、再度、事業の採択を受けるための国の審査基準をクリアするのは大変難しいことと思われまます。しかし、今後においても機会あるごとに県などへ働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、平成20年、本年4月25日に執行いたしました本年度のごみ収集運搬業務の入札方法と入札結果についてでございますが、まず、入札方法につきましては、昨年12月の定例会の厚生常任委員会の委員長報告におきまして、1地区（美津島、豊玉、峰、上県）、1地区1業者による入札の実施地区においては、2社以上の競争入札による見直し基準も必要ではないかとの意見も出されておりましたので、今回、対馬全島を11のブロックに分け、つまり豊玉地区、峰地区、上県地区、上対馬3地区の青ナンバーブロック6ブロックと、巖原4地区、美津島地区の白ナンバーブロック5ブロックに分け実施しております。

次に、入札条件といたしまして、生活環境保全上の観点から、可燃ごみの運搬については、今年度からパッカー車による収集運搬を義務づけており、また入札においては一つの地区を落札したものは、ほかの地区の入札には参加できないことなどを条件として実施しております。また、

入札結果状況でございますが、青ナンバー6ブロックには、入札参加資格業者として8社が、また白ナンバー5ブロックには7社がそれぞれ入札に参加され、入札が実施されております。

設計額に対する落札率は、議員御承知のとおり、青ナンバーブロックについては最も低いもので峰地区の38.39%、最も高いもので上対馬第1地区の98.91%となっております。また、白ナンバーブロックについては、最も低いもので厳原3地区の44.73%、最も高いもので厳原第2地区の98.01%の落札率となっております。対馬市の入札におきましては、最低制限価格を設定していないために、それぞれの地区において落札率に差が生じているものと考えられるところであります。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 1番、齋藤久光君。

議員（1番 齋藤 久光君） ただいま市長の方から答弁をいただきましたが、それぞれについて再質問をさせていただきますが、1点目の対馬物産開発の件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後のことにつきましては、今御報告いただきましたとおりで理解しておりますが、この物産開発について非常に対馬全島の生産者が、この行方についてかたずをのんで見守ってこられている重要な問題であろうかと思っております。破産した会社について、私今から逆行したような質問になろうかと思っておりますが、私、対馬一次産業の生産者の視点にたつて、あの施設に対する、また事業内容についてあえて質問させていただきたいと思っておりますが、このことにつきましては、市長が目指す島づくりの重要施策と兼ね合いがありますので、あえて質問をしてみたいと思っております。

市長は、対馬の一次産業を中心とした加工業の企業育成に力を入れていくという、大きな政策を掲げ新市長となられました。早速、機構改革をなされて、観光物産推進本部を立ち上げ、業務に着手されているところであります。私は、この対馬物産開発について、対馬の一次産業を中心とした一次産品に付加価値をつけ、対馬で唯一の加工施設として、最高の設備の整った工場であったんじゃないかと思っております。いまや国内外において、食品の偽装問題や食の安心・安全を求めた時代となった今日に、対馬で唯一の漁業・林業・農業の産品による対馬ブランドの商品化のできる可能性を持った施設として、昭和61年、林業構造改善事業で特用林山集出荷販売施設として、シイタケ等の低温施設、冷蔵庫、冷凍庫等を整備され、また平成3年度に営農環境整備事業で、農林地区水産高度利用施設整備事業という全国で初めての大事業のヒジキ加工施設、高性能の加工機は、事業で整備されてあると思っております。

このようなすばらしい施設が、経営の悪化により破綻となり、しいてはこれから起こってくる財産についても進められていくわけでございますが、ともすれば産業廃棄物となり得る可能性もないとは言えないと思っております。非常に私たち生産者にとって非常に残念なことと思っております。

市長が目指す一次産業を中心とした加工業の企業誘致についても、新規事業では多額の費用と時間が必要となってきます。現在の対馬市において、財政状況から新たな事業の展開も厳しいと思われます。今は、ここで厳しい時代環境変化の中で、歯を食いしばり、何とか生き残るために一生懸命頑張っておられる対馬全島の生産者はもとより、水産業の生産者、また商店、事業所、会社等にとって経営破たんとならないように、ここでしっかりとした支援対策をしていかなければと、私は思っているところでありますが、その取り組みについても、行政と我々市議会がしっかりと取り組むことが、我々の責任ではないかと、今痛感しているところです。

したがって、この対馬物産開発の施設の存在こそ、対馬の未来に必要なものではないでしょうかと、私が思っていることだけが残念かと思いますが、破綻を決断された、その思いに市長の気持ちをお聞かせくださいますようお願いいたします。

あとの債権処理とか出資金等の放棄については、もうお答えは必要ありませんので、よろしくお願いをしてみたいと思います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） この対馬物産開発の清算手続に入るに当たりまして、今、齋藤議員さんがおっしゃられたように、私が掲げている第一次産業としての加工産業で第一次産業を復興したいんだという思いと、ある意味、相反するのではないかというふうな御指摘かとも思いますが、少なくとも私がこの物産開発につきましては、出荷額の8割が卸業者に2社に流すというものでございました。そして、原料については生産者から漁連の方に流れ、漁連からもっぱらヒジキを買う。この漁連の買い取り価格が、当初始めた十四、五年前だと思えますけれども、それからどんどん価格が上昇し、ところが卸の2社が買い取りする価格というのは、頭打ちしているという状況の中で、全く利幅が出ないようなことに陥ったというふうに私は解釈をしております。そういう中で、債務超過になったと思っております。

これから先、加工で物事をやっていくにあたっては、私は確かに大量に物を売らなければ利益は上がらないという考えもあるかと思えますけれども、卸業者ではなくて、これから先は小売もしくは最終的なエンドユーザーの方に物を流し込むような加工業に突入しなければ、私は対馬の復興はあり得ないという思いでございます。

そういう中で、対馬物産開発が設備を、ヒジキの加工用の設備を持っておられますが、この設備はもっぱらエンドユーザー向けの設備ではございません。卸業者向けの設備で、ほかへの転用が不可能な設備というふうに私は聞いております。そこにその企業としての柔軟さがなかったために、私はこのような事態に陥ったのではないかというふうにも考えております。

さらに、ヒジキの原料が最近生産高が落ち込んでいるという中で、大量に卸業者にそれを出荷する。利幅はどんどん少なくなっていくというふうな状況も見られるのかなと思って、この清算

手続ということに決断をさせていただいた次第でございます。

明らかにこれから先、生産者の方が心配されているというお話がございました。これから先、加工というものに関しましては、私は今、市が抱えております豊玉町振興会社は、堅調な経営状況をずっと推移してきております。昨年2月ですか、さまざまな食品事故等があって、一時経営がやばい状況にもあったように聞いておりますけれども、その後も持ち直して頑張っていっちゃるということで、私は市が今関係している三セクの豊玉町振興公社というもので加工を市の方が受け持つ分は、そちらで対応をしていきたいというふうな考えを持っております。

議長（波田 政和君） 1番、齋藤久光君。

議員（1番 齋藤 久光君） ありがとうございます。ただいまの施設の内容等について、機能的なものを説明いただきまして、私も理解ができましたけど、しかし、それをもって、非常に、これが財産を今後処分していくうえにおいて、これまで施設として、事業として、国の補助事業は受けたことには間違いないと思いますが、どれほどの多額の金を投与されたのかなというその思いもあります。

こういうやっぱり時代において、これから我々対馬市が目指す一次産業を中心とした加工業の企業家を育成していくという大きな目標に向かって、これから財産処分をされていくうえにおいても、いくばかりか利用できるような方向性が持たれれば、そういうふうになっていけばいいんじゃないかなと、私なりに考えているところでございますので、どうか、これからの債権処理についても大変な御苦労が出てきようかと思っておりますけれども、対馬市の存続について、これからしっかりと展開をお願いをして、この件については終わらせていただきます。

次に2点目の、主要地方道について質問をしてみたいと思いますが、この件につきましては、過去においても旧厳原町時代から地域の重要な生活道、産業道として、また中学校の統合による通学路としての重要性をかんがみ、現在の市道では道幅も狭く危険なために通学道としては不適切ではないかということで、早期に改良を、全線開通をしていただくよう再三県の方にもお願いをしてまいりましたが、このことについては、先ほど市長の方から説明がありましたとおり、この期間の事業は、昭和59年から事業が開始されて、年々事業は少額でも継続をされてきたわけでございますが、平成7年度の工区設定により、年次予算額が5,000万から1億五、六千万までの予算がつけられて14年度まで施行されたわけでございますが、その間の事業費が15億2,900万円を投下されております。

国の大幅な見直し等により、平成15年度から事業が休止となり現在に至っているわけですが、この区間の工事延長が、計画延長は4,720メートルであります。残予算額が、先ほども言われましたように5億8,000万となっているのがやっぱりネックであろうかと思っておりますが、そういうことで、やむなく通学路として市道を通学させているわけですが、

その市道は、約12キロあります。上槻から椎根区間まで。約3倍の遠回りをしながら運行されているところであるわけです。これから非常に厳しいとの御回答でありましたけれども、我々対馬市が目指している観光と一次産業を融合したまちづくり、それをとつても、巖原町の西海岸地区においては観光資源等の豊富な地域でもあり、水産業についても力を入れているこの地域があるが故に、この区間の開通こそ、我々の悲願でもあります。

大型観光バスが運行でき、時間短縮ができる。産業の活性化に限りない効果は期待できるものと確信はしているものの、今の国の基準からは費用対効果等々ということが先に出て、県の方にも出県して説明聞いても同じ回答だけであります。

我々過疎地域におる住民であれば、道路のできないところに不便なところを通る人はいないと。交通量の測定をしても非常に少ない。点数が上がらないというようなことも、この地区の改良に大きくストップがかかっている問題であろうとは思いますが、きのうからも話がありますように、佐須坂トンネルも計画中であるということではありますが、そのような計画の中で、西海岸、大きな大動脈として悲願の区間でありますので、我々地域の区民も一丸となって陳情活動もしてみたいと思っておりますが、ぜひ、市の方も力を入れていただきたいと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今齋藤議員がおっしゃられましたように、この区間については、費用対効果という問題が一番大きな問題でございます。これをすぐに変えてもらうという方は大変難しいと思っております。費用対効果に、この制度が導入されてから、対馬の中においては、ここの上槻・椎根間の県道のみならず、ほかの事業もいろんなしわ寄せを食っております。事業が中断、中止も、もっぱら廃止というふうなものもあります。

私はBバイCの問題が言われたときに、BバイCの考え方ですべてを、事業を調査といいますが、採択基準をBバイCですべて持っていった場合、すべての事業が、これは対馬からなくなるというふうな考えに至りまして、ならば、このBバイCに、当時、離島振興法ではありませんが、補助率のかさ上げ等があった、今も若干ありますけども、BバイCにおける過疎かさ上げというものを導入をしてもらえないのだろうかという相談も、実は、以前担当のときしたことがございます。今若干何か入ってるという話も聞いておりますけども、根本的にそのあたりが国の考え方というのは変わっておりません。ということで、先ほどの答弁でも大変厳しいというふうな表現をしましたが、これから先、先ほどの国境新法ではございませんけども、さまざまなメニューを、そのようなメニューを新たな法制化に向かってメニュー化していき、そしてそれを形にしてもらうというふうなことも視野に入れて、これから先は動きたいというふうに思います。

議長（波田 政和君） 1番、齋藤久光君。

議員（1番 齋藤 久光君） はい、ありがとうございます。ただいまの件につきましては、これから力強い御支援をお願いをしてみたいと思いますが、市長、殿浜区間について行かれたことはございますか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 椎根から殿浜の工事がされてるところまでは行きました。上槻の方からは上ったことは正直言ってありません。

議長（波田 政和君） 1番、齋藤久光君。

議員（1番 齋藤 久光君） 考えてもみてください。あの区間が県道の主要地方道なんですよ。点線なんですよ、まだ。ほかに今いろいろ対馬全島で主要地方道の改良計画がなされておりますけれども、ほかの区域については、区間については、現在車は通れるんです。けど、あの区間だけは全くもって車は通れない。地図上も点点点です。4.7キロ、4,720メートル。こういうことが本当に、この時代にあっているものかと、私子供のころからずっと疑問に思っています。このことは、だから私は、巖原町議会のときも、町長と何回もそのことについては話したこともございましたけれども、そういうような状況下で現在に至っているわけでございますので、どうぞ御理解いただきまして、今後、一緒になって陳情活動もしていきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたしまして、次に入りたいと思いますが。

次の、ごみの収集運搬業務入札結果については、るる今市長の方から内容については御説明をいただきました。一、二点確認だけをさせていただきたいと思えます。

先ほども話の中に入っておりますが、平成19年の12月定例会の厚生常任委員会に所管事務調査報告において、運搬業務の工区の配分についてということを申されました。これを見直すように指摘されたのじゃないかということなんですが、先ほど申されたのは、見直したもののなかでしょうか。

入札で1件入札した者は、次の入札には入らないということなんですが、この件についても非常に落札した人が辞退していくということになれば、この入札結果の中を見ても、下地区において、最後に1社残ったの入札結果になっているわけですが、この1社の入札で入札が成立するもんなんでしょうか。ちょっとお伺いします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） この11のブロックを入札をしていったわけですけども、青ナンバーブロックと白ナンバーブロック、青ナンバーブロックが6ブロックに対し、入札参加資格業者が8社いらっしゃいました。そして、白ナンバーの5ブロックに関しましては7社がいらっしゃいました。ということで、仮に1社ずつ落札されたところから、次は参加ができない形をとったわけですが、最後に残るところに関しましては、少なくともこちらが想定をしておりましたのは、

3社が最後は入札をしていただけるというふうな思いで、実はこのような制度を導入したわけでございまして、途中で辞退をされるというふうなことは、正直言います、少なくとも入札参加資格の業者でございますので、こちらの想定外のことが実際起こったということは事実でございます。

議長（波田 政和君） 1番、齋藤久光君。

議員（1番 齋藤 久光君） だとすれば、この1社、2社というように、この規定というのは、その3社以上とかいうやっぱり規定があるんですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） あくまでも、この入札に関しましては、入札執行通知書の方に、この中止に関する規定を盛り込んでおる場合に限っては、入札。盛り込むというのが、入札参加資格者が1社以下になった場合は、入札を中止するというふうな文言が明記をされていない場合は、入札はそのまま有効となるというふうに地方財務の実務提要等に書かれておりますので、そのまま入札を続行したという形でございます。

議長（波田 政和君） 1番、齋藤久光君。

議員（1番 齋藤 久光君） わかりました。

次に、パッカー車の問題に入りたいと思いますが、今回入札条件を変えられて、パッカー車を使用するという条件がつけられて入札参加されたわけですが、この入札参加されて、今回今まで1年が3年になりましたよね。3年間の間に外れた、その入札に参加しても落札できなかった業者というのは、パッカー車を持ったまま3年間何もできない、特殊な私は事業だと思えますが、そういう業者が出るという想定は考えられてはいなかったんでしょうか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 当然、11ブロックに対して15社の方が参加資格業者でございますので、それまでに既にパッカー車を保有してある業者さんがそういう事態に陥るということは想定範囲内でございます。

議長（波田 政和君） 1番、齋藤久光君。

議員（1番 齋藤 久光君） パッカー車にしても、新車で買えばかなりの価格と聞いております。中古にしても何百万するという価格の特殊なやっぱり車両であると思えます。ましてや家族企業でやっておられるだけに、これができなくなれば、ほかに転用もできない。本当にあすの生活ができないというようなことが起こってくるんじゃないかと、私は想定するわけですが、今聞くところによれば15社ですか、参加資格者が。11、今区画があるとすれば、事前にそれはわかっておることじゃないかと私は思うんですけども、その入札参加される。そうならば、私は15区画にできなかったのか。そこら当たりの検討もなされなかったのか。ちょっと、この業種

だけ、今パッカー車というような条件がつけられたうえでは、そのような配慮とか、そういうこととの検討がなされてなかったのか、そこらあたりをちょっとお聞かせください。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 正直言いまして、昨年の12月の厚生常任委員会の委員長報告、さらに平成17年3月でしたか、陳情を受けての採択という、その2つをもって今回の入札に臨みました。確かに、15の業者に対して15の地区があれば一番よいのかもしれませんが、それでは競争性というのは発揮できないというふうには私は思います。

しかし、一つ大きな問題として、17年のころから既にこの区域の問題については、美津島、豊玉でしたか、はっきりちょっと今区域は、間違いがあれば申しわけないですが、区域を細分化するべきではないかという方向がある程度出てたというふうには聞いております。その後、私どもの当時の廃棄物対策課、今の環境衛生課において、そのあたりの検討が最終詰めがされないままに3年間を過ごしてきたというふうな、確かに状況があらうかと思えます。

今回、入札、このまま物事は進んでしまったわけですけども、3年後の区域について、既に環境衛生課の方は、市民生活部の方は、今調査をずっと進めております。早い時期にといいいますか、入札ぎりぎりのときではなくて、ある程度早い時期にその区域分けというのを皆さんにお示しできればというふうな思いでおります。

今回の、15に分けることが正しいのかどうかは別としまして、区域分けというものがきちんとなされてなかったということについては、議会の方に対して陳謝しなければいけないというふうに思っております。

議長（波田 政和君） 1番、齋藤久光君。

議員（1番 齋藤 久光君） 最後になりますが、そういうことで非常にこの問題については大変な事業でもあらうかと思えますけれども、今後の業者の育成、そういうことも考えたときには、うまく業者の方々が、そこで本当に真剣に作業ができ、安心して仕事ができるような環境をつくっていくことが非常に大事なことじゃなからうかと私は思いますので、ぜひそのことについても、次の入札までしっかりと検討していただきまして、スムーズに仕事が、入札ができるよう。

また本当に30何%というような落札で、本当に仕事ができるのかなというようなことも考えられます。そういうことから、やっぱり、応分の賃金が出なければこの事業も難しいわけでございますので、ぜひぜひこのことにつきましても御検討いただきまして、時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきます。どうも。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、最後におっしゃられました件で、ちょっと一言及しておかなければいけないことがございます。今回のごみ収集のこの入札の方法について、もっぱら混乱をさせ

たことは私の方の責任でございます。

なお、38.何%という低価格でことしも、去年もそういうのが出てくるわけですが、これについては、この役務を提供する契約については、予定価格も公表をしております、最低制限価格が設けられないというふうなことが、どうしても制約がある中での入札でございます、そこについては応札される業者さんの判断でいくしかないというふうなことは、これはもう今の段階では仕方ないというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

議長（波田 政和君） これで、齋藤久光君の質問は終わりました。

.....

議長（波田 政和君） 暫時、休憩します。開会は、15時10分から。

午後2時58分休憩

.....

午後3時10分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

次に、13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） それでは通告に従い、市政一般について質問をいたします。

1点目は、先般、議会全員協議会で議題になりましたオリエンタルエアブリッジ株式会社の支援と、対馬・福岡線の参入について市長にお尋ねをいたします。

7月3日に、この協議会がございまして説明がありました。当社からの要望内容につきまして、かなり私は問題のあるものと認識を個人的に思っております。しております。その中で、20年度の支援に対する予算の対馬市の対応はどのようにしようとするのか。また、その要望の内容をどのように受けとめ対処しようと思っているのか。特に、福岡・対馬間の参入についてのこの影響をどのようにとらえているのか、お尋ねをいたします。

2点目であります、私は3人目になります。公立病院の運営については、三山議員、武本議員の質問がございまして重複をいたさないような内容とはなりません。とりあえず読み上げますので、市長の回答は2人にした回答を除いた残りの範囲ということで、私はとらえたいと思いません。

このことについては、8月18日、これまた議会全員協議会により、長崎県立病院及び離島医療圏組合病院の今後のあり方について説明を受けたところでありますが、対馬島の公立病院の再編計画について、これまでさまざまな情報が飛び交いました。特に、中対馬病院の入院機能の廃止、そして診療所としての移行、そしてその入院機能はいつはら病院に新たに100床分の新設を行うと。そのためには、新たな建設費用として15億円を投じてこれに対応するという内容であります。

聞きますところによると、昨年の3病院の決算は、中対馬病院がおおむね3,000万の黒字、いづはら病院は1,000万の黒字、上対馬病院は760万程度の赤字と聞き及んでいます。この中の中対馬での年間の入院及び外来患者数は12万5,000人を超えております。そのような中で、県の意向とはいえ、このような重大な問題にかかわらず、地域住民不在のまま、県の財政改革をねらいとした医療負担の削減のやり方について、離島住民として県政に対する不信を抱くものであります。

当初の案では、来年の4月1日より企業団としてこれをスタートさせ、3年後に、これを実行するというものであります。しかし、多くの異論が生じ、今年7月、病院の再編計画を白紙に戻すということがどうやら生じたようでございます。その間、このような重大な県の政策、いわゆる変換するこのような情報について住民側は全くすることもなく、これをなぜひそかに進めようとし、これに携わった県、または市、この姿勢に対して、このことに至った経緯についてその理由をお聞きしたいと思います。

以上が一般質問の内容ですが、先ほども申しますように、2人の議員に、この私の質問の中で重複すれば削除した格好で結構だと思います。よろしくお願いします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 大浦議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。

まず第1点目のORCへの支援と福岡線の参入の問題についてでございますが、ORCは御承知のように、平成13年度に従来のアイランダー事業を合理化する中で中型機2機が導入され、ORCによる対馬・長崎間の運行を開始し、それまで運行を行っていたエアニッポンが同路線から撤退した状況につきましては、既に御承知のことと存じます。

ORCによる対馬・長崎路線の経営状況は黒字で推移しておりますが、ORC全体の経営状況は、利用者数の減少や近年の燃油価格の高騰並びに機材の経年化に伴い整備費用が増大しているような状況であり、同社の収支は急激に悪化し、累積赤字が膨らみ、このまま赤字が続けば債務超過に陥るとのことから、ORCより県や離島路線対象自治体あてに財政支援の要請がっております。

これを受け、県離島航空路線再生協議会が設置されORCの具体的な再建に向けた検討がなされており、8月28日には再生スキームの中間報告が行われました。

7月3日に、議会全員協議会で御説明をさせていただきました機体重整備に要する費用として対馬市の負担は平成20年度から4年間で約3,500万円程度の負担が生じるとの説明をさせていただいておりましたが、現在協議がなされている県離島航空路線再生協議会におきましては、機体重整備に対する補助は本年度のみの負担とし、平成21年度以降は、一定の利用率に達しない路線の収入不足額を県と関係市で負担するという新たな補助制度を創設するという提案がされ

ております。

今年度の機体重整備に対する補助金につきましては、黒字路線である本市と赤字路線のほかの自治体との負担額が同額であるため、補助金額の見直しについて検討をお願いしているところでございます。

また、現在、再生スキーム案の中では、対馬・長崎便の運行便数を現状の月曜から木曜及び土曜日の4便、金曜、日曜日の5便から常時5便とし、利用率の目標が55%というふうにされており、これを下回った場合には負担が生じてくるという考え方が提案を、現段階ではされております。

しかしながら、平成19年度の対馬・長崎間の利用率は61.5%であり、これが常時5便となった場合は55%を下回り新たな負担も考えられるため、対馬市では現状での存続を提案しております。ORCの福岡線参入につきましては、当初、新たに1機の機体を導入し、対馬・福岡線へ参入したいというORCの意向でございましたが、ORCの経営状況や財政体質の弱さは危機的な状況にあり、新規機材の購入や新たな路線展開に係る事業資金の確保と新規路線の収益性について疑問が残るという意見などから、現在のORC再生スキーム案では、機体の新規購入及び対馬・福岡間の就航は見合わせるようになっております。

今後、ORCにおける福岡参入の申し入れがあった場合につきましては、ORCの参入により、便数がふえ利便性が向上することも考えられますが、エア・ニッポンの利用率が減少し、ジェット機から小型プロペラ機等への小型化や対馬・福岡線の減便、さらには撤退なども危惧されるところであります。このことは、貨物や人員輸送能力の低下を招き、交流人口の拡大や地元産品の島外販売の促進を目指している本市にとって大変大きな痛手となってまいります。

また、利用率による新たな補助制度を施行された場合、現在の再生案では対馬・福岡線についても補助の対象となることから、ORCの福岡線参入につきましては認めがたいと考えております。

いずれにいたしましても、県離島航空路線再生協議会は、今後2回の開催が予定されており、10月中にはORCの再生案がまとまる予定となっておりますので、対馬市としての方針を率直に伝えてまいりたいと考えております。

次に、離島医療圏病院に関することでございます。対馬市内の離島医療圏組合3病院の財政運営及び医療環境の大きな変化は、ほかの自治体病院のそれらと何ら変わることなく、厳しい運営を強いられていることは既に御承知のとおりでございます。

さらに、対馬市においては、平成22年度で中对馬病院の経営移譲10年間の「国有財産譲渡計画」の指定用途期間が満了をすること。さらに、上対馬病院の不採算地区交付金が平成20年度で終了することなど、財政的にさらに逼迫した状況になることも考えられます。

これらの理由から、自治体病院の改革について、県において、「県立病院及び離島医療圏組合病院のあり方検討懇話会」が平成18年11月に、また対馬市においても「対馬市医療等対策検討委員会」が同じく18年11月に設立されたことは御承知のとおりであります。平成19年7月には、あり方検討懇話会の報告がなされ、関係市町長の協議の結果、平成19年10月には経営形態の改革等が決定をされました。

「県立病院及び離島医療圏組合病院のあり方検討懇話会」での協議が進むなかで、長崎県病院企業団が経営する病院は、県立病院の精神医療センター及び島原病院であり、離島医療圏組合病院では、基幹病院として五島中央病院、上五島病院、対馬いづはら病院であり、中対馬病院、上対馬病院については、地域病院として規定して企業団設立後、一定期間経営するが、地域の実情によっては、一定期間経過後に、分院、または附属診療所として運営することを検討すること等の協議が行われた経緯がありましたが、基幹病院、地域病院として地域医療の水準を確保することを基本として、病院経営をしていくことが最終決定されたことは御承知のとおりです。

ところで、報告書に係る対馬市と離島医療圏組合とのかかわりの経緯につきましては、さきの全員協議会の折に資料提出させていただいておりますが、対馬市議会に対しましても、平成19年8月には厚生常任委員会が離島医療圏組合事務局からの概要説明がなされ、同月には、離島医療圏組合議会議員に内容報告が既にあっております。

さらに平成19年12月、平成20年3月の離島医療圏組合議会の折々に、その内容が説明されている模様でございます。

この間、「対馬市医療等対策検討委員会」においても、6回の委員会を開催し、対馬市の医療環境等の検討協議が進められ、その最終報告が本年10月になされることになっておりますが、行政としましては、対馬市民の健康を守る立場から、報告書を十分検証し、市民の立場に立った医療行政の確立に努めたいと考えておりますので御理解くださいますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 前半の件なんですけど、当初の県に対する要望は、現在19年度見込みで8億4,000万の累積赤字があり、このままいけば会社はやっていけないと。そのため、県と関係市、対馬、壱岐、五島、これで負担をしてくださいと、こういうふうなことございました。その内訳は、県が約6,000万、5,933万3,000円、残りの離島は2,900万を3市で3分の1ずつ、おおむね1,000万と、こういうような内容でした。

問題は、市長の発言の、きょうは私は少し踏ん張ったと思ったんですが、決算の内容が、この壱岐路線2便です。6,000万の赤字、19年度決算、福江3便、9,800万の赤字、対馬路線4便、5,800万の黒字、おまけに、鹿児島・長崎線9,200万の赤字、これ2便です。宮崎・長崎、これ1便ですが、6,200万の赤字、これとんでもない、このオリエンタルの実態

でございます。

こういう状態の中で恐らく黙っておれば、これは会社倒産することはもう間違いないと思うんですが、問題は、対馬のいわゆる就航した経営の決算の内容について、3分の1ずつ負担することが果たしてこれをどうするか。非常に関心のあるところでございまして、当然五島は当初予算に組んできた。これは去年の12月ぐらいに、要請が公文書で上がってきておりますね。公文書と申しますか、市長あてに。対馬市においては松村市長のころですけども、当初予算に組んではおりませんね。非常にやっぱりここはお互いに考えたことだと思っております。壱岐は、6月の補正予算に組んだと。当然赤字の市ですよ。対馬の黒字がなぜ3分の1負担せないかんかということは、これ正論でございます。

実は、これは機材のいわゆる点検等といいますが、しょせんは赤字の負担です、基本的には、これを、私ははっきり申し上げまして、3分の1の負担というのは、それでも対馬市はよそよりも多分高い航空運賃の設定になっております。マイル当たり。その中で、高い飛行機に乗ったうえに、黒字までその出して、そして負担を同じようにしろということ、行政に携わった責任者トップがどう判断するか。非常に私は見ておりましたが、最終的な結論を聞いておりませんが、この詰めというのは、最終的には、市長、県の案のとおりやるのか。あるいは、先ほど発言もございましたが、詰めて最後にはまだ折衝をやると思うのか、その辺を再度ちょっと確認をとりたいたいと思っております。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） このORCの問題につきましては、壱岐路線、福江路線、対馬路線のなかで、対馬だけが今議員がおっしゃられるように黒字ということで、実は、ちょっと日にちは定かたございませんけども、県の幹部の方から約1,000万ですね、1,000万を予算化はできないかというふうな打診がありました。そのときに、今の黒字路線のなかで、うちは予算を組むことは不可能だと。市民の理解はもらえませんか。よって、このお話はなかったことにしてくださいということで帰ってきたことが一度まずもってございます。

その後、何回か、向こうの方も慌てられて来られましたけども、うちとしての、その後、議会の方に報告しましたように、そういうスタンスですと臨んでおります。

さらに、その議会全員協議会の中でお話を皆さんにしたなかで、議員の中には、こちらも傾斜配分とか、いろんな話もしました。そういうなかで、議員の一部には、わずかばかりでも見てやらといかんのじゃなからうかという御意見も確かに上がってきました。そういう中で、私どもは、県に向かって傾斜配分という方法はとれないのかと。当然、赤字のところは、それだけの負担をしていただくんばいかんと。私ども黒字で、それは低く抑えてほしいし、離島航路というものを存続するためにも、一定の金額は負担をしなければいけないのかなという思いに至って、その後

も交渉を続けておりますが、先ほども答弁で申しましたとおり、私どもの対馬の声というものをこの協議会の中で、私が二度、そして大浦副市長が一度、私がちょっと出れない日だったもんですから、3回ございましたが、最も強硬な意見を発言をさせていただいてるつもりでございます。

最終的に、どういう形でこの11月末の結論が出るかは、それぞれ新たに来年度以降の運行補助というのを想定するなかで、福江が特に、また反対をされてるような状況もございまして、本当にこの再生協議会がきちんとした着陸ができるのかどうかというのも、私自身もまだ皆目見当がつかないような状況で推移をしております。

議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） よくわかりました。その途中の対応についてはですね。私は、それでいいと思いますよ。もう一つ、これに関連して、私ははっきりと言うとかないかんということは、現在ボーイング737、B3が4便福岡・対馬間を就航しておると。ORCの目的は、この赤字体質のなかにおいて、福岡・対馬間に入れば、先ほど申しましたとおり、よその路線よりも必ず黒字になるという、ただ会社を倒さんがための、私はそういう思いつきじゃございませんが、そういうふうな計画だと思います。

これが、4便体制がそのまま全日空が維持されて、B3が。それにORCが1便増便する。これは私は何も言いません。これはとめることは要らんでしょう。ところが、1便減らす。B3を1便減らしてORCを、いわゆる小型機を1機入れる。これは大きな問題がございます。この問題が、今回の要望の中に入っておりますね。対馬市は、これを次に進めば、これを受け入れについての県との、いわゆるトラブルといたしますか、意見の衝突に私はなろうかと思えます。なぜ、そういうことを言うといえますか、先ほど市長の方の答弁と重複しますが、この39人乗りのこのプロペラ機、ジェットプロペラといたしますか、確かにスピードは問題ないんですが、これに乗せる団体のお客さんの積載、これができないということと、先ほど言いましたね、観光の問題。全くそのとおりです。

それと、過去に対馬市の議会では、この小型機を以前の全日空がカナダのボンバルディア社のこの細長いジェット機を、小型機を入れたんですが、これが故障した。そして貨物が乗らないという欠点がございまして、きのうから話していますね、マグロの積載、これは非常にこの空輸とこの生産振興が関係ございます。と申しますのが、恐らくORCの小型機ではマグロの積載はゼロでしょう。以前の全日空の小型機で、これが約2本分ですよ、積載が。そしてB3は20本です。そのなかで、200トンを超えるマグロのうち80数トンが飛行機に乗っております。去年の実績で。

これは市長、何を言うかといえば、空輸する理由があるんです。マグロは生きたまま東京方面までがトラックで可能であると、ところが東京より以北については空輸じゃなきゃいかんという

理由があるんです。それで、築地がすべてでなくて、東北、北海道の高い市況のときに、漁連はその市況を見てフライトするというふうなことで、今の市況が3,000円を割るような市況ですが、それを超えるような市場の価格があれば、すぐにそれを飛ばすというふうな仕組みを組んでおります。これが崩れるということなんですよ。

だから、その背景には大きな理由や産業の成り立ち、観光の人間の入り、これ含めて複数名要素がございます。安易な格好でこれを受け入れるということはできないというふうなことを私は申し上げたいと思うんですが、先ほどの市長の答弁で、大体そこらについてはあっておったと思います。ですから、これを容易な格好でORCの参入を認めるということになれば、大変な対馬の損益になるということをごここで申し上げておきたいと思っております。

ですから、最終的には、一気に福岡参入ということは至らないということで安心はしますが、次の段階に、その辺をよくよく積み上げられて、その安易な妥協はないように。4便の中に、いわゆる全日空のこれを4便確保するならば、その参入を、私はそれはいいと思います。そういうふうな個人的な見解を言うては失礼ですが、かように思っております。

それから中対馬のごことで少し時間をお借りしたいと思います。私はこの問題に、初めて集會に参加したのが6月の28日でございます。これは、県議団が10名ほどやってまいりまして、対馬に。6月28日が上対馬町、29日が美津島町体育館、ここで公聴会があったわけでございます。これで、約250名の一般の方々が体育館に集まっておられました。その前に、五島では6月14日、新上五島町で15日、それぞれ4会場で、そのような離島医療圏、あるいは県立病院の統廃合再編、これについての現段階のあり方委員会の話がございました。

この中で、私は耳を疑うようなことを一部聞いたわけですが、企業団を来年4月1日からスタートさせる。この背景には、県の医療負担の削減、あるいは総務省の公立病院に対するガイドライン、1市1町当たり1病院というふうな一つの考え方、国費の医療費の削減、この背景にあることからこのようになったこととお聞きしました。

そして、中対馬病院は139の病床を外来診療だけに、これを特化し、この入院機能をいづはら病院に病床を100床増すと。上対馬病院は84床から60床に減らすと。そしてそのなかで、現在上対馬病院は不採算地域の交付税5,700万円をもらって少しの赤字となっていると。いづはらはとりあえず黒、中対馬も黒と、こういうふうなことのなかで、15億円をかけて100床の病床を増やすというふうなことが、病院の何ていいますかね、事務の代表の方が250人の前ではっきりおっしゃいました。皆さんびっくりしましてね。私も具体的にいつどういうふうな内容というのは初めて聞きました。

それから7月13日、これは対馬地区の職員組合の勉強会、これに参加しました。このなかで、私は一つの書類を見たわけですが、組合が、職員組合が尋ねておる一つの要求事項に対する財部

市長の連名による回答、これは内容的なことは写しを私もいただきましたが、それに関しまして具体的な回答を書いておりますね。病院関係者の中には、そこまで進行した話がありながら、一般住民に全くそのことを知らせることを松村市政のなかから現在に至るまでやっておられない。このことは、一つの行政を預かる者として、私はこれでいいのだろうかという不信を持っております。このことに対して市長の見解と、前からのことを含めたなかで、あなたが3月の26日以降に就任されたというなかで、わずか1カ月過ぎたなかで、職員組合の書かれた回答文の中に明記されております。はっきりですね、それを知ったか知らんかは別としまして、幾らか知っておつたろうと思うんです。

問題は、住民が知らなかったということについての考えを、ここでお話を聞きたいと思います。
議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） この病院の件につきましては、以前からずっと国、県等が一つの方向を打ち出され、そして昨年10月の5日に、関係市町長さんのお話し合いが行われ、そして今に至っているわけでございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、私はこの問題は、当然議会の方にも伝えてあるものだというふうに思っております。10月5日にお話し合いがあつてということですので、12月議会、さらに3月議会という機会があるわけですから、そこに私はされてるものというふうにずっと、正直言って思っていました。

そして、その後6月過ぎぐらいに、これについてどんなふうなことにこれはなつとるんでしようかということで、当時の関係部長さんにお尋ねをしましたら、いや全く説明は、理事者側から議会に対して説明はしてないということを知り、そのころ、いつはら病院の経営委員会のもう既に話が、日程等が決まっていた時期だと思っておりますけども、それで私の方も正直言って、詳しい本当の内容というのを改めて聞く、勉強させていただくという期間というのがありませんでしたので、その7月25日の経営委員会のときに、正直言って、概略、そういう話で物事が進んでいるというふうには聞いておりましたけども、もっぱら皆さんに説明は私はしてるもんだというふうに思っておりましたので、後で聞いて、先ほど言いますように報告してない。

しかし、私もそれならば、きちんと内容を把握をしないといけないというところで7月25日に、きちんと経営委員会の中で話を聞かせていただき、問題等がいろいろあるという結論に至り、経営委員会としては、今県の方が示している案では市民にも申し訳ないし、市民が全くわからないということですから、きちんと時間を置いて、これはすべきだという結論に至ったというのが正直なこれは経緯でございます、確かに、途中、病院の方の組合の幹部の方たちは、市役所の方にお見えになられました。そして、そのときに、病院がこうしてこうなるんだと。そのときに、自分たちの身分とか、いろんな問題がございますけども、それについてどんな考えありますかという質問の中で、恐らく回答ですか、要求に対する回答というのができ上がったというふう

に私は理解、自分自身はそのように理解をしております、それは前任の方の今までの12月、3月での報告がなかったということについては、私が、そのことを3月28日に就任してすぐ理解をしておればこんなふうな形にはならなかったと思いますので、確かにそれは私の不手際だという部分も否めないというふうに自分自身は思っておりますが、今までもずっとこういう形で討論をするなかで、私自身皆さんに隠し事をしようという気は正直言ってございません。あったことはほとんど伝えていってるつもりをしております、こういう形で疑念を持たれるということは、私のすべての面における気配りとかという部分が足りないということで、このようなことが起こってるのかというふうに反省はしてるところでございます。

議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 私は、財部市長が云々というよりは、以前からそのあり方委員会に出席された永尾助役が委員になっておりました。そのころから以降のやはり県の動きとして、当時の市長含めて、そういうことがあり得るというようなことを、やはり議会でもいいし、報告を一部やはりされた方がいいと。最終決定はないが、こういうふうなことで病院の再編があるような動きがあるというふうなことで私はいいと思うんですよ。

そのなかで、ちょっときょう私もこれを見まして、皆さんに、なぜこういうふうに最終的に変わったのかということをお互いに知らないかんとあって、きょうは述べてみたいと思うんです。

実は、先ほど4回の公聴会が地方であったと。この反響は、市長、やっぱりひどかったですよ。私は、恐らくこのまま突っ切ったら、住民運動といいますが、反対運動が必ず起きまして、それでこの9月の定例会の企業団の、いわゆる規約の云々も極端に言えば、テーブルに乗るか乗らんかわからんぐらいの、私はそういうふうなことになったらと思うんです。しかし、そのなかで、やはり職員組合の方の動き、いわゆる労働組合の頂点である自治労がこの会議のなかの、いわゆる仲介に入るとるみたいですね。ちょっと調べてみたんですよ。

去年の12月から7月、ことしの7月の16日、7月30日、本年9月4日、4回の間、医療圏組合との交渉を重ねております。これは、もちろんその東京の幹部と組合の県本部の執行委員関係でやっとなるわけですが、やはり何といいますが、この職員の身分、この身分は変わりませんが、給与に関するところが非常にこのなかで、病院経営が悪いところは悪いところなりの給料をもらうというような仕組みになっております。そして、中対馬病院が例えば、病床がなくなったらいづらは病院に全部行けるというようなことではないようです。職が失うということ、これを含めて非常に危機感を持ったなかで、4回の直接交渉を県本部がされて、そして例の県議団の交渉も含めてやられて、住民の動きが県に対する不信感を医療関係に対する今回の対応、これは簡単に済まされないというふうなことを踏まえて、7月の30日、団体交渉の結果、県が病院の再編、統合を提案すべきではないというふうなことを語っております。この時点で、矢野副会長が、そ

れを了承し、すべて今回の再編のことについては白紙とするというふうなことになっておる経過をお聞きしました。

私は、一番大事なことは、職員が、もちろん危機感もあるでしょう。そうじゃなくて、私は中対馬病院を一つの何と申しますか、自分が病院に行く一つの範囲を持つ美津島、豊玉、峰、これらの住民の方々の思いというのが、その前に非常に込み上げておるということが、今回の一連の結果を生んでおるものと思っております。

それで市長ちょっと、市長が理事長ですから、すべて決算もわかっておられます。私はここでとりあえず、この中の皆さんに中対馬病院の決算概要、経営内容を把握してほしいと思うんです。収入がおおむね18億、そのなかで入院による収益が10億、外来による収益が4億7,000万、これが基本的な病院の収入です。15億8,700万、そのうち、医療外の収益、この補助金、これを見ますと、県から5,378万5,000円、これをいただいております。医療圏組合から。市から1億4,829万2,000円、しかし、この金は国から市に交付される交付税の金額の一部だと思えます。これは市の負担が全額ではございません。そうしまして差し引いた中で、特別損益含めたなかで、差し引き3,042万3,000円の黒字と、これが実態でございます。私は、このなかでよくよく聞いてみれば、ことしの5月のうちには自治体立優良病院の表彰を受けたばかりであったと。そういうなかで2カ月せんうちに、この病院は廃止になるんだというわさがあるなかで、非常に職員が暗い表情をされておりました。

市長、私はこの実態と、やはり病院の方向、住民の思いを、就任早々ですがわかってほしいという思いがいたします。それは、県の医療の方向というのはそういうことでしょうか、現実対馬のこの病院の実態を知ったなかで事を進められたいと、こういうふうに思います。市長の認識されとる中対馬病院の現状と、何かあればお聞きしたいんですが、ありませんでしょうか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今大浦議員のおっしゃられたように、中対馬病院は3,000数百万円の黒字でございます。いつはら病院にしても1,000万円ぐらいの黒字ということで、上対馬病院が赤字と、上対馬病院については、不採算病院として5,700万の補助金が出ているというなかで、私この問題を最近、家内とちょっと話したんですけども、最近家内によりますと、最近テレビ番組で病院のことがドラマであつたと、最終的な結末は市立病院を廃止をするという何か動きのなかで、最終的には市民の皆さんが色濃く関わることによって、その病院が再建まではいきませんでしたけども、存続し、再建に向かって歩むということでドラマの結末を迎えたという話を妻から聞かされました。

そのときに、できれば、この3病院がそういう形で市民が本当で育てていく病院になっていただければなというふうに思っております。ちなみに中対馬につきましては、最近一生懸命ずっと

頑張られ黒字がずっと続いているというふうには聞いておるところであります。（「議長、最後に」と呼ぶ者あり）

議長（波田 政和君） はい。13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） どうもありがとうございました。私、この8月の1日にけがをいたしまして、中対馬にたまたま一部入院をしたわけですが、その病院の中に中対馬病院の倫理要領というふうなことが額の中に張っておりました。この使命ということを私見たときに、いいこと書いてるなと思いました。その一部を読ませてもらいます。

「地域住民によってつくられた中対馬病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに地域の医療機関と行政機関等の連携を図りながら、公正・公平な医療を提供し、地域住民の健康の推進を図り、地域の発展に貢献することを使命とする。」当然でございます。皆さん、3病院そういうことを書いていましょうが、住民がいかに対馬の場合、やはり海を隔てて本土までそういうことができないなかで頼りにしております。ひとつ、住民の期待に沿う医療の確保を今後に対応していくことを私たち議会議員含めて、理事者含めて一体となって守りたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（波田 政和君） これで大浦孝司君の質問は終わりました。

・ ・

議長（波田 政和君） 本日予定しておりました登壇者5名の市政一般質問はすべて終了しました。

あすは定刻より市政一般質問を続行します。

なお、議員各位に配付しておりますように、あしたは一般質問終了後に、議場において議員全員協議会を開催します。出席をよろしくお願いします。

今日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時02分散会

平成20年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成20年9月19日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成20年9月19日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(23名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 齋藤 久光君 | 2番 堀江 政武君 |
| 3番 小西 明範君 | 4番 小宮 教義君 |
| 5番 阿比留光雄君 | 6番 三山 幸男君 |
| 8番 初村 久藏君 | 9番 吉見 優子君 |
| 10番 糸瀬 一彦君 | 12番 宮原 五男君 |
| 13番 大浦 孝司君 | 14番 小川 廣康君 |
| 15番 大部 初幸君 | 16番 兵頭 榮君 |
| 17番 上野洋次郎君 | 18番 作元 義文君 |
| 19番 黒岩 美俊君 | 20番 島居 邦嗣君 |
| 21番 武本 哲勇君 | 22番 中原 康博君 |
| 24番 畑島 孝吉君 | 25番 扇 作工門君 |
| 26番 波田 政和君 | |

欠席議員(2名)

| | |
|-----------|-----------|
| 7番 小宮 政利君 | 11番 桐谷 徹君 |
|-----------|-----------|

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 局長 | 永留 徳光君 | 次長 | 渋江 雄司君 |
|----|--------|----|--------|

参事兼課長補佐 阿比留 保君 副参事兼係長 國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|--------|
| 市長 | 財部 能成君 |
| 副市長 | 大浦 義光君 |
| 副市長 | 齋藤 勝行君 |
| 総務企画部長 | 永尾 榮啓君 |
| 総務課長 | 桐谷 雅宣君 |
| 市民生活部長 | 橋本 政次君 |
| 福祉保健部長 | 勝見 未利君 |
| 観光物産推進本部長 | 廣田 宗雄君 |
| 政策補佐官兼地域再生推進本部長 | 松原 敬行君 |
| 農林水産部長 | 小島 憲治君 |
| 建設部長 | 川上 司君 |
| 水道局長 | 一宮 英久君 |
| 教育長 | 河合 徹君 |
| 教育部長 | 永留 秀幸君 |
| 美津島地域活性化センター部長 | 阿比留正明君 |
| 豊玉地域活性化センター部長 | 松井 雅美君 |
| 峰地域活性化センター部長 | 阿比留博幸君 |
| 上県地域活性化センター部長 | 原田 義則君 |
| 上対馬地域活性化センター部長 | 近藤 義則君 |
| 消防長 | 阿比留仁志君 |
| 会計管理者 | 森田 健一君 |
| 監査委員事務局長 | 扇 照幸君 |
| 農業委員会事務局長 | 大石 邦一君 |

午前10時00分開議

議長（波田 政和君） 皆様、おはようございます。

報告いたします。桐谷徹君、小宮政利君より欠席の届け出がっております。

ただいまから本日の会議を開きます。

・ ・

日程第1．市政一般質問

議長（波田 政和君） 日程第1、昨日に引き続き市政一般質問を行います。

本日の登壇者は1名を予定しております。

22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 冒頭、私1人のためにお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。お礼を申し上げます。

改めまして、皆様方、おはようございます。

今日、対馬は、燃油代はもちろんでありますが、国の予算の削減等によりまして、冷え切った対馬になっております。財部市政が誕生いたしまして、はや6カ月になりますが、選挙に出るときの対馬を思う気持ちは今どんなふうに対馬を活力の島にしようとして思っておられるのかお尋ねをしたいと思っております。

今回4件の質問を通告いたしております。1番目に、農業者に対して燃油代の支援が行えないだろうかということでございます。農漁業者でございます、農漁業者に対して燃油代の支援は行えないだろうかということでもあります。

対馬市の財政も非常に厳しいことがよくわかります。しかしながら、国による水産業緊急対策費も打ち出されました。漁業者の苦悩は今ピークに達しております。漁業をやめて船を売りに出している方もあります。沿岸漁業者の燃油代、1リッター当たり数円の補てんがされないか。また、農業者に対しまして、ハウス等のビニール張り等の補助が行えないものか伺いたいものであります。

2点目は、商工業者に対して支援が行えないかということでございます。

毎日、車が必要な対馬にとりまして、商工業者は毎日の生活に大変困窮しております。自殺者も増えております。対馬では特にこのごろは多く見かけます。商工業者に対しまして、対馬市小規模企業振興資金融資制度等がありますが、運転資金、13件、2,388万6,000円、設備資金、3件、291万円で、今この状況で融資が行われております。このようなとき、設備はなかなかされないと思います。その使い道に対しまして、設備資金と運転資金を自由に使いやすい、どちらも撤廃するようなフリーにして、商工業者に800万円が借りやすくなる対馬の小規模企業振興資金として融資されないか、伺いたいと思っております。

3番目は、主要地方道厳原豆酛美津島線及び主要地方道棧原小茂田線についてであります。

一昨日より同僚議員等が、この道路問題に対しましては質問をいたしておりますが、16年4月1日現在で55.3%の改良率でありました。19年4月におきまして、55.6%という改良率が報告をされております。3年間でわずか3%の、0.3%ですね、0.3%の進捗状況であります。いかに予算が回ってきてないのがよくわかります。

また、美津島町吹崎工区において、工事が進まなかった原因があらうかと思ひます。その原因をお聞かせ願ひたいと思ひます。

また、主要地方道棧原小茂田線についてであります。改良率44.9%であり、50年代からの念願でもあります佐須坂トンネル期成会も平成16年にできて以来陳情されておると思ひますが、1,700メートル当初予定のトンネルができれば、10分間で巖原中学校より床谷まで行けるという前市長の報告でありました。皆様が待ちに待っておられるトンネルであります、今後どのような進め方をしていかれるのか伺ひたいと思ひます。

4番目についてです。一般県道瀬浦巖原港線についてであります。現在、改良率64%であります。内山安神工区のトンネル702メートルが平成21年には開通予定であります。また、佐須瀬工区のものり面の被災を受け進捗に支障を来たしておったが、平成23年度改良完了予定と聞いております。その後の支障を来たすところの状況はどのように進めていかれるのか伺ひたいと思ひます。

よろしく願ひします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） おはようございます。中原議員さんの方から御質問があった件についてお答えいたします。

第1点目の農漁業者に対し燃油代の支援等が行えないのかと、ある意味、市単独の支援策をとってお話だろと思ひますが、現在、県内市町において単独で補てんしている自治体は北松浦郡小値賀町だけでありまして、今回、平戸市が実施に踏み切るような新聞報道が確かになされております。

また、全国的には、島根県浜田市が全漁船に対し、さらに宮城県塩釜市は他港船籍まで対象とし、同じ宮城県の女川町では漁船並びに魚類の運送トラック燃油に対し、いずれも1リットル当たり数円の補助を行っているとのことあります。

本市の農林水産業の燃油消費量は、漁業については各漁協の漁業者へのA重油販売量、林業はシイタケ乾燥機の重油及び灯油の使用量、農業についてはハウスのA重油消費量などの合計数量で、概数ではございますが、2万1,557キロリットルほどでございます。

平戸市の燃油消費量で推計しますと、本市が約2.5倍の消費量であり、仮に平戸市と同額のリッター当たり5円を補助をすると仮定しますと、軽く1億を超える状況で、その財源を捻出しなければいけないということになります。

大変厳しい財政状況の中で、市単独での補助は大変難しいというふうにご考慮して、御理解くださるようお願いいたします。

また、商工業者に対する支援というお話がございました。昨年からの原油の高騰により、全

国的に農業経営者を始め、漁業経営者、農業経営者、それから、運輸業者等々ほとんどの業者の方が大変苦しんでおられるのは、もう既に御存知のとおりでございます。

また、一般消費者にも車の燃料代、商品価格の引き上げなどで影響が出ているところでもあります。対馬市におきましては、燃料費が安くないものかと県内でもいち早く関係の皆さまに御相談し、「対馬市石油製品価格対策連絡会議」を設置し、長崎県とも連携し協議しておりますが、海上運搬におけるタンカーの大型化、油槽所及びタンクローリーの共同化などの効率化によっては、石油価格が引き下げられるという案も出ているところございますが、多額の資金が必要なことなどで多くの課題を抱えておる状況です。

このようななか、新聞報道で既に御案内のように国策として、流通面の合理化に向けた設備投資への助成、例えば、共同タンクの設置や共同配送のためのタンクローリーの購入、設備撤去等、また流通合理化へ向けた地域ぐるみの具体策の検討に要する経費にも助成策が検討をされているところでもあります。

対馬市といたしましても、引き続き、先ほど言いました対馬市石油製品価格対策連絡会議等を進めてまいりたいというふうに考えます。

また、県におきましても、7月14日に知事を本部長とした原油価格高騰対策本部が設置され対策が検討をされているところでございます。

商工業者の皆様も大変苦労されていることは存じておりますが、経費に占める燃油の割合が大きいほど苦しさの度合いも大きく、御苦労をお察し申し上げます。

また、運転資金の低利融資制度につきましては、独自の拡充策、新規対策は大変難しいところではありますが、対馬市では、先ほど中原議員がおっしゃいましたように、「小規模企業振興資金融資条例」によります運転資金及び設備資金の融資制度を設けているところでございます。

現在の利率は年2.2%で、運転資金の貸付期間は5年以内、そのうち1年は据え置きでございます。資金融資枠は、1億円でございますが、まだ余裕がございますので、積極的に活用していただきたいというふうに思っております。

なお、長崎県におきましては、原油高騰対策といたしまして、地域産業対策資金の融資枠の拡大や金融補完対策として県単独の上乗せ利子補給制度の創設が予定されているようでございます。

実施される場合には、関係機関等を通じて当然案内がされると思われれます。

どうぞ御理解くださるようお願いいたします。

次に、県道等の整備状況ということでございます。

この件につきましては、先日三山幸男議員並びに齋藤久光議員の一般質問の折にお答えしたとおりでございます。これらの路線、未改良区間、改良率のアップについて国、県へ働きかけてまいりたいというふうに思います。

なお、吹崎工区が未着手の理由はどういうわけだというふうにお尋ねがございました。この未着手の理由という部分につきましては、今議会中に三山議員並びに大浦議員でしたか、さまざまな形でその未着手になった理由等が述べられたわけですけども、私も初めて聞きまして、ああ、そういう理由で吹崎工区は遅れたんだなと。最も悪い区間であるにもかかわらず、大変遅れた理由はそういうところだと。だから鶏知工区の終了後にきちんと事業に乗せ込んでいけるように力いっぱい頑張りたいというふうに考えておるところであります。

それと、佐須坂トンネルの今後の進捗というふうなことでございますが、これにつきましても、先日から回答をさせていただいておるところでございますが、不偏不党の精神をもってさまざまな機会を通じ、国、県の方に当然今後もお願いをしていき、そして、県が今調査に入っている部分についての進捗をきちんと見極めて、来年度の実施要望に向けて県が動いていただけるようにプッシュしていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 御理解を願いたいというのは、なかなか理解し難いところなんですよね。だから一般質問しよるんですけどもね、今小値賀は燃油に対しましてリッター2円ですね、2円の補助金をされております。で、今回平戸は今議会に5円の上程がされておるというように聞き及んでおりますけれども、何らかの、何円になるかはわかりませんが、その1億円と想定をされるならば、2円でも3円でも、何らかのやっぱり今手当てをするべきであろうと思うんですよ。選挙で全島を回られたときに市長がよくわかってあるんじゃないかなと私は思うんですね。今非常にそれ以上に漁業の方は苦しんであるんですよね。もうその点は同僚議員あたりがたくさん質問してますから、耳にたこができるほど聞いてあると思いますけれども、今再度対馬島内、漁業者を回ってみてください。いい話は全く聞かれないと思いますよ。その辺りリッター2円でも3円でも補助する考え方を再度検討願えないものか、再度伺いたいと思います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 確かに全島を以前回ったとき、船が漁港につながれっ放しであるという状況は十分に私は把握はさせていただいておりますし、その後の原油の動向というのも正直言ってきちんと把握はさせていただいております。さらに、最近では9日でしたか、ドバイ原油のスポット市場の方が1バレル100ドルを割って、99ドル55セントまでどうにか下がってきたというふうな状況というのも聞いております。ところが、下がってもすぐ反映、私どもの末端の方まで反映するまで若干時間がかかるということもわかっております。それで、日本の石油大手の方も今までは1カ月間ぐらいで価格の見直しをしてたやつを1週間単位で見直しを柔軟に行っていたというふうな状況も出てきておるところであります。要するに、全業種が今日本中がこ

の状況を憂いていると。そういう中で知恵を出してこの原油高騰に乗り切っていこうというふうにしてるといふふうに私は思います。

そういうなかで、市も平成20年度予算編成につきましては、基金を6億円取り崩して予算編成を行うというふうな状況であって、また、今後も市税の減収が見込まれるというなかで、正直言いまして、今中原議員がおっしゃられたように、リッター2円でも3円でも私は正直言ってやりたいという気持ちはございます。

しかし、今市が基金もどん底までいっているなかで、市政も倒すわけにはいかないと、そういう判断も私の中ではきちんとしていきたいというふうに思っておりますので、私は御理解をしていただきたいというふうに思っております。ともに今大変な汗をかいていかなければいけないし、知恵を出してこらえて我慢して今の原油高騰のあらしを耐えていかなければいけないと。私はこの問題は市政、市、単独市の問題ではないというふうに考えております。やはり、国、国際間の問題も大きく関わっておりますが、そちらで十分な支援を国民に向かってすべきものだというふうに思っておりますので、そういう意味では国に対してきちんともものはこれから先も言っていきたいというふうな考えでおります。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 平戸市のちなみに一般会計当初予算ですけれども、211億円、対馬が287億円、差が76億円、対馬の方が多いんですね、一般会計の当初予算がですね。そのような平戸の少ない予算におかれても、5円ということを出して、何とか漁民のためになるろうという市の市長の考えがあるんです。こういったときにこそ市の市長のですよ、らつ腕が振るわれると思うんですよ。たとえ2円であろうとも、そうしますと約4,000万円、ざっと計算しましてですよ、市長の1億円から言われますと4,000万円、そういった金を何とか捻出ができないものか、安神のクリーンセンターあたりでは簡単に4,700万円を出してあるんですか。それとはまたちょっと違うかわかりませんがね。そういったときには、さっと予算を何とも知れない予算が出てきて、こういった非常に困窮してある漁民にとりまして、今市が財政は厳しいのは皆さんわかってあるんです。今ですよ、今こそ2円でも出すべきじゃないかなと私は思います。漁民の方はきのうも上野議員がやっておりましたけれども、グループをつくらないと予算が下りない、小さい船なんかは特にグループはつくれないという、我々には関係ないという話をしてあります、漁民の方はですね。だから、2円でも検討を、今急に即答はできなくても検討をするとかいう話ができないものか、再度伺います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 確かに安神のクリーンセンターの方に4,700万円の補正を組んでおります。このクリーンセンターの補正につきましては、最低の市民生活を行っていく上での予算

だというふうに私は思います。その安海のクリーンセンターの4,000万円と今のお話とを私は同列で論じるべきではないというふうに思っております。引き合いに出されるのも、それはちょっとまずいんじゃないかと。先ほども言いましたように、確かに今の国の制度はグループ化をしなければ制度に乗せないとか、国の方向が零細漁民に対して余りにも手薄であるというのは重々わかっております。そこについては先ほど言いますように、やはりきちんと漁協と私ども市も一緒になってまた声を上げていかなければいけないというふうには重々考えておるところでございます。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 言葉だけでは何なりませんので、ぜひ漁民に通じる形をやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

2番目の商工業者に対しましてでございます。今対馬市が800万円合計出ております。これを設備資金は今だれもこういう厳しいときですから設備はしません。それで借入れ的にも設備資金の借入れはわずか3件であります。運転資金は13件であります。だから運転資金にしる設備資金にしる、そういった費目はつけなくて、撤廃していただいて800万円は条件に応じて貸せるとかいうふうにされないものをお尋ねをします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 確かに運転資金を300万円、設備資金500万円というふうな枠をはめております。運転資金800万円というものに変更ができないかというふうな質問の趣旨ですね。この300万円、500万円というふうな形で振り分けた当初の条例ですね、条例の制定した段階での理由というのを、正直言いまして私はわかりません、いま現在。それについて一度どういう経緯であったのかを研究したいというふうに思います。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） はい、ぜひこれ商工業者は本当に今農漁業者と一緒に困っております。早急に取っ払っていただく融資の仕方ですよ、資金の使い道をフリーにさせていただくようにぜひ早急に検討をしていただきたいと思っております。再度市長答弁をお願いします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 取っ払われるかどうかは、まずもってわかりませんが、300、500という枠を設定した経緯を十分に勉強させていただいて、どのような枠を設けた方がいいのか、もしくは枠がない方がいいのか、それは確かに融資を受けられる方は枠がない方がいいのかもしれませんけども、融資をする方の当然後の回収のこととか、いろんなことも含めて研究をしたいというふうに思います。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（２２番 中原 康博君） はい、ぜひ市長が言われる１億円ありまして、まだ７４％の余裕があるそうですので、これを８００万円をフリーにさせていただいても、信用保証協会というところがついておりますので、決して貸し損にはならないと思いますので、早急な形をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、道路問題であります。市長、新聞等で読みました。金子知事の記者会見におきまして、中尾五島市長が当選されたことにおきまして、離島における行財政改革をしているところの市長が当選されるもんだと、そういったところから優先して財政指示をしていくとコメントを記者会見が載っておりますですね。私はそれを見まして、ちょっと腹立たしく思ひましたですね、その一面を読んだときにですね。そのあくる日には財部市長の反論されたのは載っておりますけれども、金子知事には届いてないと思ひます。全く金子知事から対馬における行財政改革をやっておるのに、大変申しわけないことを言ひましたとかいう意味の言葉はコメントは新聞に載りません。この件に関しまして、私は金子知事に市長が会われて、撤廃のコメントを出してもらいたいと思ひますが。その後、会われましたでしょうか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） その新聞報道は当然のことながら読ませていただき、中原議員と同様、憤慨私はいました。それが翌日のまた私の憤慨している部分が報道をされました。そうしますと、翌日の８時半に金子知事から私の方に電話がありました。大変島の状況認識不足で申しわけなかったということで、翌日の朝一電話があったということだけを報告しておきます。

議長（波田 政和君） ２２番、中原康博君。

議員（２２番 中原 康博君） できますならば、そういったコメントがあったということは、広く長崎新聞に載ったわけですから、今市長が初めて申されましたけれども、テレビ放映をされても、まだテレビが映ってないところがあります。何らかの形で金子知事よりも謝罪のコメントがほしいものと私は思ひます。やはり議員はともかくしまして、職員の皆さん方、２０代、３０代の方の給料の安い方は特にその中から行財政改革に立ち向かっていかれて今仕事をしていっておりますので、やはりこういったことははっきりと謝罪の言葉を述べてもらいたいなと私は思ひます。それに基づきまして、対馬の予算規模がおくれてくるんじゃないかなと私は懸念しておる状況にあります。だからそれが申したいわけですね。対馬を余り考えてないんじゃないかなと思ひますが、市長、どうですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 島民に向けて謝罪をされるかどうかの判断は、知事御本人が考えていただきたいと思ひます。私の方から、私は私の立場できちんと知事に対して反論はさせていただきました。あとは知事が私どもの対馬島民に対してどのように日ごろ考えてあるかを判断されるの

は向こうだと思います。私が謝罪しろとか、これ以上のことは言う必要はないと私は思います。少なくともこちらが私はきちんと反論しましたから。それで十分じゃないかというふうに思います。知事の判断に任せたいと思います。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） いろいろ取り方もありましょけれども、いま先ほども言いますように、新聞等に載りまして対馬島民は見ておるんですよ。市長がそんなふうに言われるかわかりませんが、今この3チャンネルを見ない方はどうされますか、そしたら。その気持ちはなかなかおさまらないと思うんですよ。私はもう少し考え方を変えてもらいたいなと思いますよ。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 私が知事に謝罪をするように進めると中原議員はおっしゃいますが、ちょっと私が進めるのではなくて、ならば私は私の分できちんと反論して、反論したわけですから、ならば議会の方でも知事に対してものを申されるという方法も逆にあるんじゃないでしょうか。そして、謝罪を求めるといふ。私の段階では今のところ自分の分はきちんと反論したと思っておりますし、あの報道が出ました翌日でしたか、長崎県下の市長会がございました。そのとき県下から集まられた市長さん方が、「財部君、よかったよ、すっとしたよ」と、「よう反論してくれた。知事が県下の市長のことをきちんと把握をされてないことが露呈してしまったね」というふうな言い方で、私はほかの市長さんからは褒めてもらうたんですけども、今中原議員の方からは、何でおれ怒られるのかなと思いつつながら内心聞いております。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） ほかの市長に褒められても、対馬島民に褒められなかったら何もならんとですよ。ほかの市長は関係ないですから、あなたに1票も入れんのですから。対馬島民に褒めていただくように、やはりもう少し気を配っていただきたいと思います。

次に、道路問題でありますけれども、吹崎工区が鶏知に変わったと、その理由というのは何らかの形があるんじゃないですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 答弁で申しましたように、その変わったときの年度というのは、大分前の話だと思います。そういうなかで、今回の一般質問、それから一般質問の中でも三山議員等がその説明をしていただいたと、変わった経緯についてですね、というふうに私はそれで教えてもらったという段階でございまして、私が今どうのこうのそれを、正直言いまして、そういうことを調査したこともございません。変わった経緯とか、変わったということも正直言ってわかりません、私は、それがもう正直なところでございます。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 今後、やはり吹崎地区が一番道路じゃ狭苦しくて困ってありますので、話では城山近辺の用地買収がなかなかうまくいかなかったとかいう話も聞くんですよ。もう少し市長も掘り下げて、旧美津島町職員方にも聞きながら、その辺をやってもらいたいなと思いますよ。わからんわからんじゃやっぱちょっとできんのじゃないかなと思います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 変わった理由というのは、以前のことでありますし、そして、もう既に鶏知工区がずっと進捗していったなかで、県の方も主要地方道巖原豆酸美津島線のなかで補助事業を何カ所も入れるというのは不可能だから、この鶏知工区が終わったら、私は当然吹崎工区を、一番悪いところですから、美津島の西に行く道路の中で、残されたところですから、当然取り組んでいきたいというふうに思っております、今鶏知工区を途中でやめるわけにはいきませんので、きちんと鶏知工区を終わらせてから次の吹崎工区といいますが、そちらに入っていただきたいということを県には言っていきたいというふうに考えております。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 話が飛びますけども、瀬より豆酸間ですね、瀬と豆酸の間ですね、あそこはどの道路に入るんですかね。その間の改良はどのような進め方になっておりますか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 瀬から豆酸間に関しましても、主要地方道巖原豆酸美津島線の1区間でございます。現在は大きな補助事業というのは、あの区間には入っておりません。現時点では、側溝等の維持補修的なことで側溝ふたをかぶせ、幅員を若干でも広げるとかということでの工事は県の方は取り組んでいただいております。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） やはり巖原豆酸美津島線になりましてからは、久和から豆酸まで非常に何にも改良されていないというのは現状じゃないですかね。改良率55.6%、特にこちらの方は改良率の方には全く入っておりません。今後の状況ですよ、ただ聞くばかりじゃできないんですが、どのように進めていかれるのかお尋ねをします。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今中原議員さんの方から吹崎工区、それから最初の質問の中でも瀬浦巖原港線、さらに豆酸瀬間、さらに豆酸久和間ということで、大変下島の方に向かってありがたい言葉をいただいているというふうに私は思いますが、この対馬は道路に関しましては南北問題があります。北の方が道が進んでおります。もっぱら南の方が道路については進んでない。世界の経済の問題じゃございませんけども、まさしく対馬の私は南北問題だと思っております。これから

先この南の方の南北問題を特に改修していくことも力を入れていかなければいけないというふうに感じておるところでございます。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 力を入れていかなければできないのでという、その主張、それも大事じゃとですが、何年度にはどこが着工しますとか、そういった言葉を私はほしいんですね。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 少なくとも今中原議員さんがずっと御指摘いただいた分については、県道でございます。私どもは何年度にそれを必ずや着手するという明快な回答はしきりません。だから取り組んでいく、そして、県にお願いするということでは私の口からは正直言って言い切れません。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 旧町のときに主要地方道上対馬豊玉線、上対馬と三根と豊玉の議員等で組織しまして、町長以下組織でございましたけれども、やっぱり今できております千尋藻・曾間ですね、琴芦見間のトンネルとか、もう片っ端から毎年国土交通省、財務省、行けば本当足が棒になるような状況で、何力所も陳情に行きまして、ことあるごとにもうあそこが終わらんやないか、終わる前に早く陳情しなければならぬというところで議会的にも動いておりました。しかし、全く合併した今日、議会的に陳情というそういう声はありません。そういったことを市長、考えながら、もう少し県に働きかけをしていかなければ、道路問題は先に移っていきません。その辺どうですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今のお話を聞いて南北問題がなぜ起こったかがわかります。議会の方々がそのとき一生懸命動かされた成果として今の南北問題が生じたんだなというふうに感じました。議会活動の一環としてそのあたりを皆さんできちんと考えていただければというふうに私は思います。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 議会の方に持って行かんようにしていただきたいと思います。議会がやる前に市長が動かん何になりますか、そんな。議会でやるなら議会は予算がないと陳情も何も行けないんですよ。何を言いよつとですか。

議長（波田 政和君） 静かにお願いします。

議員（22番 中原 康博君） 議会はいつでも特別委員会をつくろうと思えばつくれるんです。しかし、財政が厳しいと言われるから遠慮しとるんです。もう少し市長が企業誘致であちこち動

いて回られるなら、東京にも行かれて、やはりそういった国会議員を通じてもう少し対馬の現状をわかっていただいて、道路問題等をやっていただきたいと思います。道路は特に救急医療には欠かせないと思います。下の方は大変苦慮してあるんじゃないかなと思っておりますよ。市長も巖原の職員でその辺は痛感してあるんじゃないですか。もう少し頑張っていたきたいなと思います。

佐須坂トンネルにつきましては、その期成会もできております。これに対しまして今年の陳情はあるんですか。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今年度の第1回の期成会の会合が陳情前にあったわけですが、そのときに今年度は2回、実施要望ですね、実施要望の時点において県の方に出向いてお願いをしたいという期成会の皆様の御意見でありましたので、そのころに11月もしくは12月ごろに出県することになるというふうに思います。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 県にも期成会ができております。予算も組まれております。県にも行かれ九州地方局にも行かれ、県にも東京にも陳情に行っていたしまして、やはり佐須坂トンネルはぜひ必要なところであると思います。市長が頑張らんにはできんところばかりで大変であろうかと思いますが、頑張るために市長になってあると思いますので、対馬のためにやっていただきたいと思います。

で、同じまた答弁になるかと思いますが、瀬浦巖原港線ですね、これにつきましても、改良率64%、今後の見通しについて答弁願います。

議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 内山坂トンネルが一応貫通をいたしまして、21年度中に供用開始というふうな考え方であります。そういうなか、この路線につきましては、入会林あの問題がございます。道路はできても通れないという問題もあります。きちんとそのあたりのネックになることをこの2年間の間に取組んで、きちんとでき上がった道路を皆さんが通れるように、供用開始ができるように頑張りたいと思っております。

瀬浦巖原港につきましては、瀬のカーブのところ、今のり面をやり変えて局部改良といいますが、そういうことをきちっとやっていただいております。あと一部狭いところがまだございますので、そのあたり、その局改が終わったあとには、また狭い狭小区間の整備に着手していただけるよう県の方にお願いをしていきたいというふうに思います。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 通告にはありませんけれども、琴芦見間もやっとなんネルもあ

そこもおかげで完成しつつあります。その後の今度は琴から比田勝に向けて、まだまだあちらの道路も非常に狭いです。狭いから事故があつてないんじゃないかなと思っておりますけれども、早急にあちらの方もありますので、忘れないようにしていただいて、それとか琴五根緒間ですね、大変あちらも不自由してある方も多いかなと思います。そちらも道路問題、対馬は、陳情に行くとか国土交通省なんかは、あの対馬は防衛の島ですから非常に道路は大事ですからいうて言われますけれども、なかなか予算が回ってきません。そういったことは言われますので、ぜひ市長、予算づけを獲得に向けてやっていただきたいと思っております。

最後に、今回の定例会にも道路整備予算の確保に関する決議も出されております。対馬においては道路整備は必要であります。国への予算獲得に向けて頑張っていかなければならないと思っております。どうぞ市長ひとつ対馬のためにやっていただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

議長（波田 政和君） これで中原康博君の質問は終わりました。

議員（3番 小西 明範君） 議長、ちょっといいですか。ちょっと発言。

議長（波田 政和君） 休憩ですか。

議員（3番 小西 明範君） いえ、休憩じゃなくて、ちょっといいですか。だめですか。発言したいことがあります。

議長（波田 政和君） 休憩してよろしいですか。

議員（3番 小西 明範君） はい。

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前10時49分休憩

.....
午前10時51分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

議長（波田 政和君） 以上で、市政一般質問を終わります。11時5分から議場において全員協議会を開催します。よろしく申し上げます。

午前10時53分散会

平成20年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第14日)

平成20年9月29日(月曜日)

議事日程(第5号)

平成20年9月29日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第53号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入
歳出は、第1表中 1款・議会費、2款・総務費
9款・消防費、10款・教育費
- 議案第60号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第61号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 対馬市ふるさと応援寄付条例について
- 議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 議案第71号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(曾地区)
- 議案第72号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(一重地区)
- 議案第73号 対馬市CATVの指定管理者の指定について
- 議案第74号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事(1工区))
- 議案第75号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事(2工区))
- 日程第2 議案第53号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入
歳出は、第1表中 3款・民生費、4款・衛生費
- 議案第54号 平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第

- 1号)
- 議案第56号 平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第68号 長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について
- 議案第69号 長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第70号 長崎県病院企業団の設立に関する協議について
- 日程第3 議案第53号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入
歳出は、第1表中 6款・農林水産業費、7款・商工費
8款・土木費
- 議案第59号 平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 市道の認定について(千尋藻線)
- 議案第65号 市道の認定について(どう坂線)
- 議案第66号 市道の認定について(合歡木線)
- 議案第76号 工事請負契約の締結について(北部斎場(仮称)新築工事(建築主体))
- 議案第77号 工事請負契約の締結について(五根緒漁港関連連道整備工事(トンネル))
- 日程第4 陳情第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第5 陳情第7号 郵政民営化法の見直しに関する陳情について
- 日程第6 陳情第8号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書の提出について
- 日程第7 発議第9号 対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 発議第10号 対馬市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 発議第11号 対馬市議会議事規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 国境離島活性化対策特別委員会委員の選任について

- 追加日程第1 発議第12号 防人の島新法の制定を求める意見書について
 追加日程第2 発議第13号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
 追加日程第3 発議第14号 郵政民営化法の見直しに関する意見書について
 追加日程第4 発議第15号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第53号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
 歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入
 歳出は、第1表中 1款・議会費、2款・総務費
 9款・消防費、10款・教育費
- 議案第60号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第61号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 対馬市ふるさと応援寄付条例について
- 議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 議案第71号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(曾地区)
- 議案第72号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(一重地区)
- 議案第73号 対馬市CATVの指定管理者の指定について
- 議案第74号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事(1工区))
- 議案第75号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事(2工区))
- 日程第2 議案第53号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
 歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入
 歳出は、第1表中 3款・民生費、4款・衛生費
- 議案第54号 平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第

- 1号)
- 議案第56号 平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第68号 長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について
- 議案第69号 長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第70号 長崎県病院企業団の設立に関する協議について
- 日程第3 議案第53号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入
歳出は、第1表中 6款・農林水産業費、7款・商工費
8款・土木費
- 議案第59号 平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 市道の認定について(千尋藻線)
- 議案第65号 市道の認定について(どう坂線)
- 議案第66号 市道の認定について(合歡木線)
- 議案第76号 工事請負契約の締結について(北部斎場(仮称)新築工事(建築主体))
- 議案第77号 工事請負契約の締結について(五根緒漁港関連連道整備工事(トンネル))
- 日程第4 陳情第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第5 陳情第7号 郵政民営化法の見直しに関する陳情について
- 日程第6 陳情第8号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書の提出について
- 日程第7 発議第9号 対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 発議第10号 対馬市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 発議第11号 対馬市議会議事規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 国境離島活性化対策特別委員会委員の選任について

- 追加日程第1 発議第12号 防人の島新法の制定を求める意見書について
 追加日程第2 発議第13号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
 追加日程第3 発議第14号 郵政民営化法の見直しに関する意見書について
 追加日程第4 発議第15号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書について

出席議員（22名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 齋藤 久光君 | 2番 堀江 政武君 |
| 3番 小西 明範君 | 4番 小宮 教義君 |
| 5番 阿比留光雄君 | 6番 三山 幸男君 |
| 8番 初村 久藏君 | 9番 吉見 優子君 |
| 10番 糸瀬 一彦君 | 11番 桐谷 徹君 |
| 12番 宮原 五男君 | 13番 大浦 孝司君 |
| 14番 小川 廣康君 | 15番 大部 初幸君 |
| 17番 上野洋次郎君 | 18番 作元 義文君 |
| 19番 黒岩 美俊君 | 21番 武本 哲勇君 |
| 22番 中原 康博君 | 24番 畑島 孝吉君 |
| 25番 扇 作工門君 | 26番 波田 政和君 |

欠席議員（3名）

| | |
|------------|-----------|
| 7番 小宮 政利君 | 16番 兵頭 榮君 |
| 20番 島居 邦嗣君 | |

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 局長 | 永留 徳光君 | 次長 | 渋江 雄司君 |
| 参事兼課長補佐 | 阿比留 保君 | 副参事兼係長 | 國分 幸和君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----|--------|
| 市長 | 財部 能成君 |
| 副市長 | 大浦 義光君 |
| 副市長 | 齋藤 勝行君 |

| | |
|-----------------------|--------|
| 総務企画部長 | 永尾 榮啓君 |
| 総務課長 | 桐谷 雅宣君 |
| 市民生活部長 | 橋本 政次君 |
| 福祉保健部長 | 勝見 末利君 |
| 観光物産推進本部長 | 廣田 宗雄君 |
| 政策補佐官兼地域再生推進本部長 | 松原 敬行君 |
| 農林水産部長 | 小島 憲治君 |
| 建設部長 | 川上 司君 |
| 水道局長 | 一宮 英久君 |
| 教育長 | 河合 徹君 |
| 教育部長 | 永留 秀幸君 |
| 美津島地域活性化センター部長 | 阿比留正明君 |
| 豊玉地域活性化センター部長 | 松井 雅美君 |
| 峰地域活性化センター部長 | 阿比留博幸君 |
| 上県地域活性化センター部長 | 原田 義則君 |
| 上対馬地域活性化センター部長 | 近藤 義則君 |
| 消防長 | 阿比留仁志君 |
| 会計管理者 | 森田 健一君 |
| 監査委員事務局長 | 扇 照幸君 |
| 農業委員会事務局長 | 大石 邦一君 |

午前10時00分開議

議長（波田 政和君） おはようございます。報告いたします。島居邦嗣君、兵頭榮君、小宮政利君より欠席の届け出がっております。

これから、お手元に配付の議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

・

日程第1 . 議案第53号・第60号～第63号・第67号・第71号～第75号

議長（波田 政和君） 日程第1、総務文教常任委員会に付託した議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）から議案第75号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（2工区））までの11件を一括して議題とします。

なお、念のために申し上げます。各常任委員会に分割して付託しております議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は、産業建設常任委員長の審査報告の後に一括し

て審議することにいたしますので御了承願います。

各案について、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。議員（15番 大部 初幸君）おはようございます。それでは、ただいまより総務文教常任委員会審査報告を行います。

平成20年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、議案第60号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号、対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、議案第63号、対馬市ふるさと応援寄付条例について、議案第67号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、議案第71号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（曾地区）、議案第72号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）、議案第73号、対馬市CATVの指定管理者の指定について、議案第74号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（1工区））、議案第75号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（2工区））の計11件でございます。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により御報告いたします。

当委員会は9月22日に、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、大浦副市長、齋藤副市長、松原地域再生推進本部長、永留議会事務局長、永尾総務企画部長、橋本市民生活部長、阿比留消防長、永留教育部長、原田上県地域活性化センター部長並びに各担当課長、副本部長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費であります。

歳入の主なものとして10款地方交付税で、普通交付税7億4,854万3,000円の増、15款県支出金2項1目1節総務管理費補助金のうち、長崎県コミュニティ・ビジネス振興事業補助金の200万円の増、16款財産収入2項財産売り払い収入は長崎県市町村土地開発公社が平成20年3月31日をもって解散したことによる出資金等969万円の出資金返還収入であります。

次に歳出の主なものは、1款議会費では13節委託料で会議録調製委託料の145万円の減、これは入札の結果1ページ単価が大幅に下がったことによるものです。2款総務費の主なものは、1項総務管理費5目財産管理費で205万3,000円の増額補正です。この主なものは15節工事請負費の182万4,000円で、これは庁舎等改修工事であり、1階東側の観光物産推進

本部事務室の増築工事であります。

7目企画費19節負担金補助及び交付金のわがまち元気創出支援事業補助金に290万円の増、コミュニティ・ビジネス振興事業補助金に300万円の増、これは地域を元気にするための起業を応援する制度で、県との連携により新設されたものです。

2項徴税费13節委託料では2,289万円の増、これは地方税法の一部改正により、来年度から65歳以上の年金受給者の住民税が年金から特別徴収されることに伴う電算システムの改修を行うものであります。

9款消防費では、婦人防火クラブ連絡協議会補助金に100万円増、これは日本消防協会からの100%助成事業で、豆酩婦人防火クラブの小型動力ポンプ一式及びホース等が計上されています。

10款教育費では1項教育総務費3目教職員住宅管理費11節需用費の消耗品費で、対馬市火災予防条例により設置が義務づけられました火災警報器の購入費に142万5,000円増、5項社会教育費2目公民館費7節賃金では寄贈図書 of 整理作業に伴う臨時雇い賃金が102万6,000円増、6項保健体育費1目保健体育総務費ではスポーツ活動振興補助金の不足額200万円増の予算計上がなされています。

議案第60号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第1号)については、年次点検において1号機に不具合が生じた際に、早急な修繕が必要とされましたが、修繕料が不足のため委託料から流用していたもので、今回、繰越金16万8,000円と基金積立金190万円を補充し、206万8,000円を委託料に補正するものであります。

議案第61号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、平成20年6月18日法律第69号において地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成20年9月1日に施行されました。今回の改正において、議員の報酬の支給方法等に関する規定をほかの行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離され、従来の地方自治法第203条が第203条の2に変更されたため、条例中の字句の改正を行うものであります。

議案第62号、対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についても、議案第61号と同じく、平成20年6月18日法律第69号における「地方自治法の一部を改正する法律」に伴うもので、議員活動の範囲の明確化及び議員の報酬に関する規定の整備を行うために制定されたものです。議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法に関する規定から分離するとともに、「報酬」の名称が「議員報酬」に改められたため条例中の字句の改正を行うものです。

議案第63号、対馬市ふるさと応援寄付条例については、平成20年4月30日に平成20年

度税制改正に関する法律「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されました。今回の改正では、個人住民税の寄付金税制が大幅に拡充され、いわゆる「ふるさと納税」制度が創設されたもので、この制度の運用を図るため今回「対馬市ふるさと応援寄付条例」を制定するものです。ふるさと対馬を応援したい納税者の思いを「国境の島・対馬」の資源や特性を活かした事業に幅広く運用できるよう規則で定め対応することとしています。

議案第67号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画については、巖原辺地を始め6カ所の辺地の整備計画の策定について、「辺地に係る公共的施設の総合的な整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により提出されたものであります。

議案第71号及び議案第72号は、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものです。いずれも、長崎県の施行によるもので、豊玉町の曾ノ浦港区域内上対馬町の一重漁港区域内における公有水面の埋め立てにより、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更を行うものです。

議案第73号、対馬市CATVの指定管理者の指定については、3度の指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者候補として株式会社コミュニティメディアが選定されております。その選定理由として、本市の事業計画に沿った計画が策定されていることや、地元採用を中心とした雇用の推進が計画されていること。また、法人としての事業経験においても、株式会社長崎ケーブルメディア等の運用経験を有しており、企画運営等にも参加している実績があるとのことです。

委員会においては、赤字期間の運営を危惧し、第三者の保証人を立てるべきではないか、保証金をとる必要があるのではないかなどの意見が出されましたが、資金面については株式会社コミュニティメディアが中小企業、長崎3大学、長崎県及び長崎市と連携した新事業の創出・育成を図る施設の「ながさき出島インキュベータ」に入っていることから、議会の承認を受ければ最高額1億5,000万円の融資制度が活用できることや、独立行政法人雇用・能力開発機構の「中小企業基盤人材確保助成金」の認定を受けており安定した資金運用が見込まれること。また、管理運営に対しても市長部局から締結する「協定書」(案)の説明を受け、委員会としては全会一致で可決したものであります。

議案第74号、工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事(1工区))については、8月26日に一般競争入札が実施され、パナソニックシステム、ソリューションズジャパン株式会社が12億6,627万8,359円で落札し、仮契約が締結されています。この工事は、主にセンター施設及びサブセンター施設の機器類の整備を実施するものです。

議案第75号、工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事(2工区))についても、8月26日に一般競争入札が実施され、富士通ネットワークソリューションズ株式会社が

3億30万円で落札し、仮契約が締結されております。この工事により、北部地域も対馬市CATVの番組が視聴可能となり、あわせてデジタル中継局も3月に整備される予定であり、来年4月以降は市内でも地上デジタル放送が視聴可能となるそうです。

以上、議案第53号、議案第60号から議案第63号、議案第67号及び議案第71号から議案第75号までの計11議案につきましては、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（波田 政和君） これから、議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を除く10件の委員長報告について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第67号、議案第71号及び議案第72号までの7件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから議案第60号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、対馬市特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号、対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、議案第63号、対馬市ふるさと応援寄付条例について、議案第67号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、議案第71号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（曾地区）及び議案第72号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）までの7件を一括して採決します。

各案に対する委員長の報告は、可決であります。各案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第73号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから、議案第73号、対馬市CATV指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第74号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから、議案第74号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（1工区））を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第75号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから、議案第75号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（2工区））を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2・議案第53号～第58号・第68号～第70号

議長（波田 政和君） 日程第2、厚生常任委員会に付託した議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）から議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議についてまでの9件を一括して議題とします。

各案について、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） おはようございます。厚生常任委員会審査報告書、平成20年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費であります。

議案第54号、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)、議案第55号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第56号、平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第1号)、議案第57号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第58号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、議案第69号、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議について、以上、補正予算6件と協議事項3件の審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は、9月22日、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より橋本市民生活部長、勝見福祉保健部長、中村理事並びに各担当次課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費であります。

補正の主なものは、歳入として国庫補助金、県補助金であります。歳出の主なものとして3款民生費1項1目13節の委託料170万円は障害者管理総合システム委託料で、19節310万円の増は福祉のまちづくり推進事業で、精神障害者地域活動所運営補助金であります。

5目老人福祉費、19節の地域介護・福祉空間整備等補助金1,000万円は認知症対応型通所介護施設建設補助金であります。2項2目児童福祉施設費15節工事請負費の内訳は、泉保育所の側溝62万5,000円と仁位保育所すべり台80万円、19節311万円は保育対策等促進事業補助金であります。

4款衛生費1項1目28節の繰出金1,670万8,000円の増額は、1,933万8,000円診療所特別会計への繰出金で、2項清掃費2目塵芥処理費13節の委託料3,400万7,000円の増額の主なものは、対馬クリーンセンターの運転維持管理委託料940万円の減額、作業環境測定委託料369万3,000円の減額。機械器具法令点検、保守点検委託料4,710万円のうち、対馬クリーンセンター溶融炉耐火物補修業務及び焼却施設に関連する部品の交換等を含む保守点検委託経費3,740万円であります。ごみクレーン点検補修経費260万円と、北部中継所の計量器、クレーンの法定点検、ごみ圧縮機、コンテナ等の維持補修費として710万円あります。

委員からの意見として、対馬クリーンセンター溶融炉の補修は金額も大きいので、工事請負費で予算を組むべきではないのかとの意見もありましたが、定期的に行われている溶融炉の補修業務については、焼却施設の運転を維持するための一連の保守点検業務の一環として、これまでも委託料での計上がなされてきたということでもあります。

議案第54号、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)、歳入歳出それぞれ2,163万3,000円を追加するものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金1,933万8,000円と前年度繰越金229万5,000円であり、歳出の主なものは一般管理費の役務費224万4,000円と19節負担金補助及び交付金1,423万円であります。

議案第55号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、歳入の主なものは、5款1項1目前期高齢者交付金5,320万1,000円、8款1項1目の共同事業交付金8,780万4,000円と繰越金4,089万5,000円であります。

歳出の主なものは、1款1項3目1節の報酬153万1,000円は嘱託職員3名分の報酬であり、7款1項共同事業拠出金1億6,535万9,000円は高額医療費共同事業医療費拠出金の決定による4,207万4,000円、保険財政共同安定化事業拠出金の決定による1億2,328万5,000円であります。

議案第56号、平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第1号)、今回の補正予算は平成19年度対馬市老人保健特別会計の精算を行うもので、歳入歳出それぞれ404万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,951万9,000円とするものであります。

議案第57号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、歳入の主なものは一般管理事務費繰入金473万5,000円で、歳出は8月1日付の異動により職員1名増による給料、職員手当等及び後期高齢者医療システム保守料を追加するものであります。

議案第58号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第1号)、歳入の主なものは平成19年度決算剰余金の介護給付費の充当により繰入金2,132万8,000円の減額と、平成19年度繰越金6,701万円の増額によるもので、歳出の主なものは平成19年度決算剰余金の中から第1号被保険者の保険料に係る分について、基金への積み立ての3,873万円と国庫負担金返還金であります。

以上、議案第53号から議案第58号までの計6議案につきましては、慎重に審査をした結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、議案第69号、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議についての3議案につきましては、重要な案件でもありますので、採決に入る前に説明員として対馬いづはら病院の糸瀬院長、対馬いづはら病院の桐谷事務長、また参考人として自治労長崎県本部対馬総支部の古場対馬総支部長の出席を求めました。

まず、対馬いづはら病院の糸瀬院長と桐谷事務長より、県立及び離島医療圏組合病院のあり方

検討懇話会の報告から、対馬市3病院の経営状況、企業団設立の必要性と説明の後、委員との質疑応答を行い、院長及び事務長の退席後、古場総支部長の説明で職員組合との協議・交渉を4回行い、最終的には9月4日に合意したとの報告でありました。

説明終了後、勝見福祉保健部長、中村理事及び担当課長の出席を求め、議案第68号、議案第69号、議案第70号の説明を受けましたが、反対意見として、あり方検討懇話会の報告書答申により1年以上経過しているのに、市議会に対し理事者からの公式な説明はなく、市民への説明会もなかった。企業団になれば、より民間化され、企業長の権限が強くなり、関係市議会ひいては市民の声が反映しにくい。また、医師確保が心配であり、もう少し議論が必要との意見が多数ありました。

採決の結果、議案第68号、第69号、第70号につきましては、賛成少数であり、当委員会では否決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、議案第69号、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議についての3議案に対する審査において、会議規則第101条の規定により少数意見の留保が行使され、委員長経由で少数意見報告書が議長に提出されたことを申し添えます。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

議長（波田 政和君） 次に、議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、議案第69号、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について及び議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議について、会議規則第101条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。25番、扇作工門君。

議員（25番 扇 作工門君） おはようございます。対馬市議会議長、波田政和様、厚生常任委員、扇作工門君。賛成者、上野洋次郎。

少数意見報告書、9月22日の厚生常任委員会において留保した少数意見を会議規則第101条第2項の規定により、次のとおり報告します。

件名、議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、議案第69号、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議について。

意見の要旨、長崎県は病院のあり方検討懇話会の結果を踏まえ、離島医療圏組合病院を発展的解消し、県立島原病院、精神医療センターを加え、総合的な見地から地域医療に取り組むため、病院企業団を設立する3議案が提出されましたが、委員長報告のとおり委員会では否決されまし

た。

上対馬病院は、年間5,700万円の補助金を補助していただいておりますが、この補助金も今年度で終了であります。この3議案を否決しますと、今後、上対馬病院の経営は一段と苦しくなることが予想されます。また、企業団を設立すれば、説明もっておりますように医師の確保、薬品の一括購入等と多くのメリットもあることと思いますので、この3議案に賛成する者であります。

以上です。

議長（波田 政和君） これから、議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を除く8件の委員長報告について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。14番、小川廣康君。

議員（14番 小川 廣康君） 委員長報告に対し、1点だけ質問と確認をしておきたいと思っております。

ただいま少数意見の留保がされました案件、議案第68号と69号、70号に関しまして、委員長に審査の経過についてお尋ねをしたいと思います。これは病院のあり方検討懇話会の答申を受けて、今回、議案として関係市議会に提出、提案された議案でございますが、この合意内容の中で、これは全員協議会でいただいた資料の中で、今後の企業方針として今該当病院数が11病院を運営すると。設立後一定期間に、分院あるいは附属診療所を含む5病院に再編ということであろうと聞いておりますが、こういう議案の審査の中で、こういう質疑等説明がなされたのか、この点について1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） ただいまの小川議員の質問にお答えいたします。

皆様も御承知のとおり、全員協議会等でいろいろといづらはら病院事務長あたりから説明は受けておりますけど、一応企業団ということで今回新たに設立になるわけでございますけど、当分の間11病院で継続するということになるということでございます。

なお、詳細については明記はされておられません、今後の問題として。そこまでしか審査はしてありません。いいですかね。

議員（14番 小川 廣康君） じゃ、いいです。審査してないならいいです。

議長（波田 政和君） 2番、堀江政武君。

議員（2番 堀江 政武君） 議案第68号、69号、70号について、ちょっと委員長にお尋ねをいたします。

委員会は、この3案について否決すべきものと決定をいたされておりますが、この離島医療圏組合では、お話もっておりますように、医師とか医療従事者が非常に不足をしている。また今

後、財政的にも大変厳しい状況になってくるということで、この企業団の設立が提案されたものと思います。

そこで、もし他の4市1町が可決をし、対馬市議会だけが否決をした場合、今後どのようになっていくのか、いつはら病院長、事務長も出席されていたようでございますので、審査をされておればお尋ねをいたします。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） お答えいたします。

否決された場合はどうなるかというような意見でございますけど、1市でも否決ということになれば解散はされないということでございます。

議長（波田 政和君） 2番、堀江政武君。

議員（2番 堀江 政武君） 1市でも否決すると解散はされないということですが、今後、離島医療圏組合はこのままずっと存続していくのかどうか。途中でまたこういう企業団設立についてのことが上がってくるのかどうか、そういうところまでは審査の中でなかったんでしょうか。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 説明として、1市でも否決したらどうなるかということでございますけど、対馬市のけてほかの市町が賛成をした場合、単独で構成団体が脱退する場合、1市でも対馬市がもし否決した場合は、つまり対馬市と県という構成団体になろうかと思えますけど、今後の方針として、1市ではそういうような団体をつくるということは難しいんじゃないかろうかというような説明でもございます。

議員（2番 堀江 政武君） わかりました。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） 関連しますが、今、1市でもこの離島医療圏組合の解散に反対をすれば、医療圏組合は解散できないということであります。

しかし、ほかの構成団体も、やはり企業団設立に向けて動きがあっておると思えます。仮にそうなった場合、対馬市が反対をして医療圏組合が解散できない、あるいは、ほかの構成団体が脱退を希望しても、対馬の方で反対すれば脱退もできない。そういうふうな状況になろうかと思えます。

果たして対馬の市議会がほかの構成団体のそういった意思までを否定できるのかどうか、非常に大切な案件であろうと思えます。そういうことも考慮されて、審査された結果なのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） その点につきましては、事務長並びにいつはら病院長等が説明を

いたしております。

それは、るる説明があって、今後の問題として対馬だけ残った場合、脱退はできないにしても、規約の変更等で他の団体が脱退することは拒めないような状況になるんでなからうかというような説明でもございました。

議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） 先ほどの委員長の答弁で、最終的には対馬市と県ということになるかと思えますという答弁がありました。私は果たして県と一緒に医療圏組合に残るのかなか、心配をしております。

多分、私の予想では、長崎県も離島医療圏組合から撤退するのではないかと、そういうふうな予想をしております。仮にそうなった場合、対馬市だけで離島医療圏組合は存続はできません。一自治体で一部事務組合を構成するということはありません。

そうなれば、3病院を対馬市で運営するようになると思うんですが、非常に現実として私は厳しいと思います。運営についてはですね。そういうところまでの審査があったのかどうかお聞きしたいと思います。それで終わります。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 確かに小西議員の言われるとおり難しい問題でありまして、私たちもそれは危惧しておりますけど、先ほど委員長報告で報告しましたとおり、委員の皆様がいろいろ問題点があるということで否決になったわけでございますけど、その後の問題につきましては、いろいろ見解の違いもありまして、私たちもそこまでは、今後どうなるかということまでは審査しておりませんが、対馬市として厳しい状況に置かれるんじゃないかというような説明もありました。

以上です。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） この問題に関しましては、先ほど、当初に市長も19年の9月には議会に説明もしてなかったということも話してあります。

その企業団設立に向けての離島医療圏組合からの報告によると、対馬市に厚生常任委員会に報告書を配付したということになっておりましたけれども、全く報告がなされてなかった。

そしてまた、今月ですかね、全員協議会において、わずか20分かそこらでの説明等の全協の中の説明であって、私はこの問題に関して、住民の福祉医療の問題は大きい問題です。わずか20分ぐらいの話し合いで、皆さん、理解ができるんですか。

それで、委員長に尋ねます。この内容等、糸瀬院長、桐谷事務長、また古場総支部長ですかね、呼ばれたということですが、病院側よりも職員組合の方の支部長さんの意見をちょ

っと教えてもらえませんか、どのような話があったものか。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 中原議員の質問にお答えいたします。

病院と職員組合、対馬3病院並びに自治労あたりが入って協議が4回ほど行われまして、職員組合も納得のうえで合意したというような話でございます。（「間違った報告があつてる」と呼ぶ者あり）

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） いや、今は委員長、答弁になつとりませんよ。古場総支部長の、職員側からのこの企業団設立に向けてのどのような意見の見解が出されたかを、あなた方がどのように質疑をされたのかの内容を尋ねたいんです。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） ということは、結局、病院側と職員組合と納得のうえで合意したということです。

企業団設立並びに離島医療圏解散の3議案につきまして。（「議長、緊急動議、休憩」と呼ぶ者あり）

議長（波田 政和君） ちょっと待ってください。中原さん、もうそれでよろしいんですか。

議員（22番 中原 康博君） 委員長、もう1回。

あのう、それはちょっと明確な答弁になってないと思うんですね。私たちは厚生委員会じゃないので、こういったふうに報告書が出ておりますので、委員会としてこういった方をお呼びになった形において、どういった委員会の質疑を、委員さん方も質問されなかったんですか、わざわざ古場さんと呼ばれてから。その内容を尋ねたいんです。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） ちょっと私も記憶にございませんが、古場委員長としてはいろいろ協議した結果、今後の、今回しとかねばいろいろ問題点が大きいんじゃないかというようなことで、合意したということでございます。

以上です。

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時03分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

ほかにありませんか。4番、小宮教義君。

議員（４番 小宮 教義君） 再度確認させていただきますが、現在の医療圏組合、これは長崎県と３市１町でつくっておるんですね。対馬と壱岐と五島と新上五島町と長崎県、医療圏組合に入っとるんです。（発言する者あり）はい、入っとるんですね。とりあえず、そこでしとるんですが、先ほど話がありましたけども、もし否決された場合、どうなるかと。

当然のごとく、こういう医療圏組合ですからいろんな規則があるじゃないですか。今回私どもが見せていただきました規約もございますし、この医療圏組合の規約の中に組合の共同処理に関する事務というのがあるんですね、この第４号に組合各号に挙げる事務を共同処理をすると、共同処理するということは１つも欠けたらいけませんよと、そういう処理をする項目が挙がってるんですね。

その１項に、離島における医療とか、第５項に規定する病院の経営に関する事、経営に関する事ですよね、例えばベッド数を減らすとか、いろんな経営にちゅうことに関する事については共同で処理をするということになっとるんですね。

だから、仮に対馬市が否決をしたとしても、共同で処理するんですから、医療圏組合はさっき言った団体の中で運営を続けると思うんですが、運営を続けるんですね、否決されても、その分大事になってきますから。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（８番 初村 久藏君） それは、１市でも否決された場合はそういうふうになるんじゃないかと思うかと思えます。

議長（波田 政和君） ４番、小宮教義君。

議員（４番 小宮 教義君） じゃあ、今後今の状態で否決されても運営を続けるっちゅうことでよろしいですね。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（８番 初村 久藏君） 運営をするという、私はそこまでははっきりわかりませんが（発言する者あり）一応、そういうことであります。

議員（４番 小宮 教義君） はい、わかりました。

議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前11時06分休憩

.....
午前11時12分再開

議長（波田 政和君） それでは、再開します。

１８番、作元義文君。

議員（１８番 作元 義文君） いろんな意見が出ております。

私、この病院経営委員の1人でございますけれども、9月の11日に3病院の経営委員会がありました。これ、30名ぐらいの委員さんが各地区から出てきておられますが、その中で、やはり今のようにいろんな意見が企業団に対して出ております。

1人強い反対の意見が出ましたが、あとはほぼ賛成ということで、この経営委員会としては企業団の設立に向けては賛成と、議長がそのときは委員長でございますので議長でございましたが、3病院の経営委員会では賛成の方向であるという、こういった話をこの委員会に理事者側の方から説明があったのかどうか、これもお聞きしたいと思います。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 作元議員の質問に答えます。

9月22日に来ていただいたとき、そういう説明はありました。検討委員会では議会にかけるというようなお諮りも出ましたけど、一応賛成ということで説明はありました。

議長（波田 政和君） 18番、作元義文君。

議員（18番 作元 義文君） 賛成であったという報告はあったということであります。

五島市の議長が、この研究会で対馬市に来られました。これ、8月の18日ですが、そのときは五島市議会にはまだ企業団の説明はあってないということです。対馬市議会には、その前に全員協議会で話がありましたが、五島市は今この議会でその審査中ということで、議長も非常に心配しておられましたが、今審査中であるということで、対馬市が一步早くやはり説明は受けたのかなあとということで、その経営委員会の意見を私はここで申し上げたかったわけでございます。

以上です。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） ほかの質問をいたしたいと思います。

安神のクリーンセンターで、4,710万のうちの保守点検委託経費3,740万円が報告されております。この3,740万円の内訳をわかれば教えてください。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 3,740万円の内訳ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これは、委員長報告に載るとおりでございます。

議員（22番 中原 康博君） はい、議長。（「それはもうないやろうが」と呼ぶ者あり）

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 桐谷議員がもう前でやかましいけど、いけんですね、退場してもらわないかんですね。（発言する者あり）

委員長、ちょっとよく私の質問しとる内容をしてくださいよ。（「53号については除いてちゅうて言うたよ、さっき」と呼ぶ者あり）

議長（波田 政和君） 今、質疑中ですよ、はい。（発言する者あり）

議員（22番 中原 康博君） 今、質疑中ですので、糸瀬議員。3,740万円の内訳を教えてくださいませんか。（「53号は後ですることになったろう。こっちも後ですることになったろう」と呼ぶ者あり）いや、一括よ。（「違う」と呼ぶものあり）（発言する者あり）

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 補正予算の53号は、審議は一括してということになっておりますが、そのとおりで。

議長（波田 政和君） よろしいですか、それで。

議員（22番 中原 康博君） はい、いいです。

議長（波田 政和君） ほかに。18番、作元義文君。

議員（18番 作元 義文君） 済みません。さっき言い忘れておりましたが、経営委員会の中で、反対をされた方が企業団に賛成をするということになったときに、対馬市として企業団に対して条件とか意見とか十分反映させていただくようにという強い要望がありましたので、それだけは申し伝えておきたいと思います。

以上です。

議長（波田 政和君） それでは、質疑をこれで終わりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

これから、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第58号までの5件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから議案第54号、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）、議案第55号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第56号、平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第57号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議案第58号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して採決します。

各案に対する委員長の報告は、可決であります。各案に、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、議案第69号、

長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について及び議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議についてまでの3件に対する討論を行います。討論はありませんか。2番、堀江政武君。

議員（2番 堀江 政武君） 議案第68号、69号、70号につきまして、原案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この長崎県離島医療圏組合を解散し長崎県病院企業団を設立することにつきましては、さきの全員協議会におきまして、いつはら病院の事務長も出席をされ、説明を受けたところでございますが、それによりまして、このことにつきましては平成18年11月、県立及び離島医療圏組合病院あり方検討懇話会が設置され、十分協議・検討がなされ、両病院において現体制での運営は見直すべきである、また地元市、町での運営については医師の確保や多額の財政負担の問題があり適当でない、方向性として、県と地元市町が共同体を形成し運営すべきであると提言をされております。

このことを受け、平成19年10月5日、県、県立病院関係、3市及び離島医療圏組合構成団体において市・町長会議が開催をされ、企業団設立で合意をされているとのことであります。

また、対馬市病院事業経営委員会においても、企業団設立に同意をされたとのことであります。この企業団設立は、地域病院の再編・統合が目的ではなく、経営形態を見直し、将来的にも安定した病院経営が運営でき、地域医療が提供できる体制を構築するための手段であると言われております。

このことにより、勤務医師不足、医師の地域偏在、医療従事者等の確保につながるものとされております。

また、薬品、診療材料、医療器機等の共同購入により約1億円の削減が可能になる等、経営基盤の強化につながるものと思われまます。

また、平成22年度より、不採算地区の特別交付税2億500万円、1床当たりの普通交付税1億900万円、計3億1,400万円が削減されるとのことであります。特別交付税については、見直しも検討されているということではありますが、まだはっきりしていないとのことであります。

いずれにいたしましても、今後において離島医療圏組合病院の経営は非常に困難になることが予想されます。企業団の設立により、病院の経営基盤を強化することによって、市民の方々が安定した医療を受けられることができるものと考えます。

よって、原案に賛成するものであります。

以上。

議長（波田 政和君） 次に、反対討論はありませんか。21番、武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 私は、本案に反対の立場から討論を行います。

まず、企業団を設立するに至る経過ですが、8月11日の全員協議会に提出された資料によりまずと、平成18年11月に県立及び離島医療圏組合病院あり方検討懇話会が設置され、その答申を踏まえ、平成19年10月5日に県及び関係市町長会議が開催され、地元構成団体の意見が反映される一部事務組合方式による共同体が適切であるとの判断に至ったというふうに書かれております。

その共同体は、広域的な医師派遣体制を整備し、医療資源の適正配分を図り、経営効率を高め、持続可能な病院経営を実現するためには地方公営企業法を全部適用した企業団体が望ましいと。企業団の設立時期は、平成21年4月1日と決定されたとの報告がっております。

と同時に、病院の統廃合とも言える作業も着々と進められていたわけであります。対馬に関しては、中対馬病院をいづはら病院に統合し診療所にすること、いづはら病院を機能・充実させ、病床も80ないし100床、増床するなどの案が進められていたわけであります。

そのことが知られるようになり、県議会を始め関係市民の中からも不安や不満の声が出てくることによって、病院の再編成については白紙に戻し、企業団の設立一本に絞って、今回の提案になったわけであります。

したがって、私は次の理由を挙げて反対するものであります。

1、これまでの経過説明もなく、急遽、企業団設立と言われても、我々議員も十分理解できないままに、ましてや市民の理解は得られないのではないかと。

2つ目に、総務省が昨年各自治体に病院改革プランを策定するよう通知を出したということであります。これは骨太方針2007を踏まえたもので、強い政府の指導で行われており、病院の統廃合は水面下では着々と生き続けていると見るべきであります。

3番目、企業団になることにより、地方公営企業法の全面適用を受け、医療機関が採算が優先され、従業員には過酷に、患者サービスの低下が心配されると思います。

4番目、企業団になることにより、医師確保がスムーズになることは考えられない。県立2病院の、これも赤字であり医師不足であります。こういう県立病院を含めて、スムーズになるかのような話がありますが、とんでもない話であります。

5番目、企業団になると、自治体の首長が共同で任命する企業長、この人に経営権限が集中され、企業団の議会も、まして市議会はほとんどかやの外にされてしまうのではないのでしょうか。

6番目、今月26日の厚生常任委員会で確認されたように、離島医療圏組合の解散についても、あるいは脱退についても、1構成団体の反対があれば不可能ということであります。これは、県の確認をとっております。ということは、対馬市と長崎県とで経営せないかんとか、そんな話はずもともと成り立たないわけであります。

今、政局も混沌としておるときであります。市議会及び市民に開かれた場でじっくりと協議をして、この問題は今後考えていくべきでありまして、急いで解散するとか、新しい企業団に編成替えするとか、これはやるべきじゃない、そういう立場であります。

以上、反対の立場から討論を終わります。

議長（波田 政和君） ほかに、賛成討論ありますか。3番、小西明範君。

議員（3番 小西 明範君） 原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第68号から議案第70号までについては、これまでに全員協議会や本会議等で説明を受けたところでありますが、残念ながら、厚生常任委員会では3議案とも否決したとの結論であります。

まず、離島医療圏組合の解散についてであります。今回、組合構成団体の1つであります対馬市が解散に反対の立場をとることになれば、県、離島医療圏組合は解散することができなくなります。当然、他の団体も解散の意思があっても対馬市の反対があれば解散ができません。

しかし、今後解散に向けた規約等の改正等も十分考えられます。

また、今までどおりの病院機能の維持や患者に対する充実した医療の提供を続けるためにも、むしろ企業団設立には積極的に参加し、安定した組織の中で病院経営を行っていく必要があります。

仮に、企業団に参加しないということになれば、島内の3病院は対馬市独自で運営することになると思います。長崎県も、対馬市の病院経営には参加しないことは明白であります。そうなる、医師の確保や財政的な問題で直ちに閉鎖に追い込まれる病院も出てくるのが十分予想されます。対馬市の病院医療の最前線で従事されている方々も企業団設立に向けて強く要望されているところであります。対馬3病院に配置されている長崎県の養成医師25名のうちの義務年限内の医師15名については、企業団が経営する病院への転勤命令が出ることになると思います。そうすると、ますます医師の確保が困難な状況になります。また、義務の終了した医師10名についても、やめていく可能性は否定できません。

さらに、大学派遣の医師や個人契約の医師が15名採用されておりますが、今大学派遣の医師は学校に呼び戻され、どんどん減員されているのが全国的な傾向であります。銚子市立病院などの大病院でさえ閉鎖に追い込まれた現状があります。離島という地理的ハンディーを持つ対馬市にとっては医師の募集をしても確保できることは極めて不可能と思われれます。

また、対馬市の病院経営に長崎県が参加しないということになれば、19年度に県からの負担金として収入がありました3病院に対しての3億数千万円の負担金は削減されることとなります。対馬市の財政力での病院経営は、絶対不可能と言わざるを得ません。

先週、9月24日の読売新聞の記事によりますと、全国の自治体を対象にした地方自治体財政

健全化法に基づく4指標の調査結果が発表されておりました。その中で、財政再生団体や早期健全化団体となった自治体の財政を圧迫している最大の原因は病院事業と国民健康保険事業であります。いかに医療関係に多くの予算が費やされているか理解できるところであります。

したがって、対馬市としても新しい病院企業団の設立に参加することは、市の財政破綻を招かないためにも当然対馬市のとるべき最前線の策であると考え次第であります。

以上のような理由にかんがみ、対馬市の将来にとって重大な意味を持つ今回の決断は大局的見地から熟慮のうえで賛同していただくようお願いし、賛成討論といたします。

議長（波田 政和君） これで討論を終わります。

お諮りします。これから議案第68号、長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、議案第69号、長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について及び議案第70号、長崎県病院企業団の設立に関する協議についてまでの3件について関連がありますので一括して採決します。この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。各案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） しばらく立っておってください。はい、起立多数であります。したがって、議案第68号、議案第69号及び議案第70号は原案のとおり可決されました。

それでは休憩ですか、昼食休憩でよろしいですか。昼食休憩をとります。開会は12時40分から。（発言する者あり）済いません、そしたら1時からということで訂正します。13時から開会します。

午前11時38分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

・ ・

日程第3 議案第53号・第59号・第64号～第66号・第76号・第77号

議長（波田 政和君） 日程第3、産業建設常任委員会に付託した議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）から、議案第77号、工事請負契約の締結について（五根緒漁港関連道整備工事（トンネル））7件を一括で議案とします。

各案について、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。
議員（6番 三山 幸男君） 皆さん、こんにちは。

産業建設常任委員会審査報告をいたします。平成20年第3回対馬市議会定例会において会議

規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、議案第59号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第64号、市道の認定について(千尋藻線)、議案第65号、市道の認定について(どう坂線)、議案第66号、市道の認定について(合歡木線)、議案第76号、工事請負契約締結について(北部斎場)、議案第77号、工事請負契約の締結について(五根緒漁港関連道整備工事)の計7件でございます。

その審査の経過と結果を同規則第103条の規定により御報告します。

当委員会は、9月22日、豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、小宮政利委員は欠席し、市長部局より、小島農林水産部長、永尾総務企画部長、廣田観光物産推進本部長、川上建設部長、一宮水道局長並びに各担当の次課長の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算(第3号)のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費。

歳入の主なものは、農林水産業費県補助金で、有害鳥獣被害防止対策事業補助金383万2,000円、鳥獣害防止総合対策事業補助金172万6,000円など、合わせて560万円の増額補正、土木費委託金のうち道路橋梁委託金1,087万2,000円を増額補正、これは市道佐保田線道路改良事業の橋梁架け替えに伴う県負担分として受け入れるものであります。

歳出の主なものは、農業費ではイノシシ捕獲補助金1,735万4,000円、有害鳥獣被害防止対策事業補助金508万4,000円の増額が主なものであります。

有害鳥獣対策での防護さくの設置で、各地域活性化センターごとに取りまとめて、予算の範囲内で年次ごとに各地区に設置していますが、今まで被害がなかった地区にイノシシによる被害が増大する傾向にあり、緊急に防護さくの設置を求める地区がありますので、市は厳しい財政状況ですが、短期間で防護さくの設置を完了するよう強く要望します。

水産業費では、水産業振興費のうち離島漁業再生支援交付金は、世帯数の確定により625万6,000円を減額するものであります。この事業の実施期間は平成21年度まででありますので、有効に活用し漁業の振興につなげてほしいものです。

漁港建設費は、166万円の追加で、工事費、委託費の組み替えと西海漁港整備工事は浮き桟橋の係留工事で126万円の増額であります。

商工費において、商工振興費の大阪「食博」トータルプロデュース委託料200万円は、2009年に大阪で開催される「食博」に出店のための打ち合わせ経費及び出店ブース装飾関係のデザインなどを含めた企画書の委託料であります。

観光費の使用料及び賃借料の事務所借上料18万円は、10月1日に開設予定の福岡対馬事務

所の借上料6カ月分です。平成21年度本格的に活動を行うため、福岡市博多区諸岡に準備室を開設し、企業誘致や物産の販売、観光客の誘致にあたるということです。福岡対馬人会などの協力のもと、対馬の振興のために頑張ってもらいたいものです。

土木費において、土木総務費は、佐須坂トンネル整備促進期成会に対する負担金70万円の増額です。10月、もしくは11月に出張して、着工に向け、佐須地区区長会と一緒に陳情するものです。

道路維持費は1,799万円の追加で、その主なものは、各地区から要望により緊急に整備すべき維持補修工事であります。河川維持費でも同様に400万円を追加しています。道路新設改良費1,244万7,000円は、市道佐保田線道路改良工事の増額1,080万1,000円が主なものです。

港湾管理費は207万9,000円の追加、これは比田勝港国際ターミナルの改修工事に伴う出入り口の変更により、人を誘導するための動線調整設備などが必要なための補正です。

都市計画総務費441万円は委託料で、厳原総合公園の全体的な平面図が未整備であるため維持管理などが円滑にできない状況であり、今回整備しようとするものです。

議案第59号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入では、主なものとして前年度繰越金1,700万2,000円を計上しております。

歳出の主なものは、一般管理費で水道ビジョンの策定委託料300万円の増額で、これは国の指導により水道の将来計画を作成するものです。備品購入費の緊急用給水タンク購入に300万円の増額で、これは近年の異常気象に伴う豪雨、停電、計装設備故障などによる断水に伴い、現有タンクでは2集落以上の緊急給水に対応できないため購入するものです。

議案第64号から議案第66号までの市道の認定については、3議案とも国道主要地方道の道路改良工事により、新たな路線が開通、あるいは開通見込みにより廃道となります旧国県道を、今回市道の認定につき、道路法第8条の規定より市道に認定するものです。

議案第76号、工事請負契約の締結について(北部斎場(仮称)新築工事)ですが、旧上県町及び旧上対馬町の火葬場が老朽化したため建設するもので、建設場所は対馬クリーンセンター北部中継所に隣接であります。

議案第77号、工事請負契約の締結について(五根緒漁港関連道整備工事)につきましては、現市道は道路幅が狭く急勾配な路線であるため、道路改良、トンネル工事を行うもので、これは継続事業であり、工期は平成21年11月2日までの予定であります。

以上、本委員会に付託されました議案第53号、議案第59号、議案第64号から議案第66号、議案第76号及び議案第77号までの計7件につきましては、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（波田 政和君） これから議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を除く6件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑ありませんか。19番、黒岩美俊君。

議員（19番 黒岩 美俊君） ちょっと委員長にお伺いしますが、2ページの下から4番目、漁港建設費の166万の追加と書いてありますが、これは西海漁港整備と書いてますが、浮き棧橋係留の件ですが、これは樽ヶ浜ですか、グリーンピアですか。

議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 場所は、昼ヶ浦地区と聞いております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

議員（10番 糸瀬 一彦君） 委員長報告にちょっと、2ページ、特にイノシシのことでお尋ねいたします。

先日、西泊地区に対し、委員会の方で調査に来ていただいたことに関してはお礼を申し上げます。私も、上の方で、特に豊、鰐浦、それから五根緒地区、多分徹底しておると思うんですけど、このごろ頻回に私の方にもかかってきて、イノシシが出没して一夜にして壊滅的な被害を受けておるといような話ですけど、この文章からすると、緊急な防護さくの設置を求める地区がありますので、市は厳しい財政状況ではあるが短期間で防護さくの設置を完了するよう強く要望すると。これは、余裕があるんですか、どうなんですか。

議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 糸瀬議員の質問にお答えをいたします。

委員会で、確かに西泊地区など、今まで被害がなかった地区にイノシシによる被害が出ているということは、委員会でも十分審査をいたしました。その中で、委員会として、市の方に緊急に被害が拡大する地区、今まで被害がなかった地区ですけども、そういうものにつきましては、できるだけ緊急的に予備を置いて設置をしてほしいという要望はしておりました。

ところが、現在市の方としては、各地域活性化センターごとに取りまとめたもので、年次ごとに進めていると。緊急用として予備を置くような財政的な余裕はありませんというので、委員長報告はこのような文言にかえさせていただきました。

議長（波田 政和君） これで質疑を終わります。終わりましたけども、やりますか。（発言する者あり）ああ、そうですか。はい。13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 3ページ、真ん中上、土木費において、土木総務費は佐須坂トンネル整備云々ですね。ここの文言が負担金70万円の増額ですと。これは補正予算にあります。

10月から11月に出発して、着工に向け、佐須地区の区長会と一緒に陳情するものです。それで70万円の補正を組んだと。この中身について委員会で審議されたかどうか知りませんが、されておればお答え願います。

そうでなければ、また担当部長の方に参考に聞きたいんですが、一行というのは何人で行くんでしょうか。それと、この期成会というのは、期成会の会費というのは幾ら取ってるんでしょうか。このことについて、まず把握しておればお願いします。

議長（波田 政和君） 53号なんで、後ほどでよろしいですか。（「あっ、済いません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

ほかになければ質疑は終わりたいと思いますが。（「まだある、議長」と呼ぶ者あり）25番、扇作工門君。

議員（25番 扇 作工門君） 議案第77号なんですけどね。この五根緒漁港関連道路整備事業工事ですたい。これはあと、トンネルが完成したら、あと何年完成までにかかるんでしょうか。わかっとなら教えてください。

議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 具体的な審査はいたしておりませんが、継続事業ですので、私どもがお聞きしているのは、報告書にも載っておりますように21年の11月2日までの予定だと聞いております。

議長（波田 政和君） 最終までの話を聞いてあると思うんですけど、でしょ。

議員（25番 扇 作工門君） 私が聞いているのは、トンネル工事が21年11月2日でしょ、工期が。その後においてですたい。何年ぐらいかかるかわかっておったらですね。

議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 私ども委員会では、そこまで調査いたしておりません。

議長（波田 政和君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号、議案第64号、議案第65号及び議案第66号までの4件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから議案第59号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第64号、市道の認定について（千尋藻線）、議案第65号、市道の認定について（どう坂線）、議案第66号、市道の認定について（合歡木線）までの4件を一括して採決します。

各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は、委員長報告のとおり決定することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第76号、工事請負契約の締結について（北部斎場（仮称）新築工事建築主体）に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから議案第76号、工事請負契約の締結について（北部斎場（仮称）新築工事建築主体）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第77号、工事請負契約の締結について（五根緒漁港関連道整備工事（トンネル））に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから議案第77号、工事請負契約の締結について（五根緒漁港関連道整備工事（トンネル））について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会に分割して付託しておりました議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）について一括質疑を行います。質疑はありますか。22番、中原康博君。議員（22番 中原 康博君） 厚生委員会の委員長にお尋ねをいたします。

議案第53号の2ページであります。安神之クリーンセンター3,740万円ですね、委託経費。これにつきまして、詳細に説明を願いたいと思います。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 中原議員の質問にお答えをいたします。

3,740万円の内訳といたしまして、溶融炉関係のオーバル、溶融池、煙道、出滓口の耐火

物の補修でございます。それが3,081万2,000円、そして、スラグ搬送コンベアチェーン、それに附随するコンベアチェーンの交換、空気圧縮機の修繕等が658万8,000円で、合計で3,740万円でございます。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） また大まかな内訳ですね。もうちょっと、先ほど言われました溶融炉関係のその3,000万ですね。4つの部分がありますが、明細はないんですか、明細。オーバル、オーバルですね。溶融池、煙道、出滓口、要するに、これは16日の本議会におきまして、私、橋本市民部長に尋ねましたけれども、そのときは1年間の点検委託料として、今回計上してあるという答弁をされました。

しかしながら、厚生委員会におきましては、溶融炉関係、こういった耐火物の補修ということで今委員長報告されております。若干、行政側の答弁と委員会の中身が異なるんじゃないかなと私は判断して質問いたしております。中身は、明細がわかれば教えてください。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 明細といっても、今説明したようなとおりで、中原議員が説明等の内容の施設の仕組み等持っているとあります。それに対しての、結局の燃焼の中の窯を変えなければできないというようなあれでございます。それが、ものすごく費用のかかる作業だそうでございます。窯を、中の窯をやりかえる。それに対しての附随部品等でございます。

以上でいいですか。

議長（波田 政和君） 厚生委員長、してないものはしないで、それだけ報告していただければよろしいんですけども。いいですか。はい。（発言する者あり）はい、どうぞ。厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） 細部については、私たちも素人でございますのでそこまでは審議はしておりません。一応、そういうふうな報告でございますので。

議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 暫時、休憩願います。

議長（波田 政和君） 暫時、休憩します。

午後1時26分休憩

.....
午後1時32分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

22番、中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 委員長、再度質問いたします。やはり3,081万2,000円

となる大きな金額でございますので、議会等ですぐ答弁をされるように委員会等でよく質疑をしていただきたいと思います。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 産業建設常任委員会の議案第53号、補正予算、3ページの土木費の内訳、この70万円に対して出県を10月に、あるいは11月にやるということの、何人で、何泊で行くのか。あるいは、この期成会というのは、会費を幾ら取って、市の助成金を幾らもらってるのか。これを把握しとったらお願いします。

議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 大浦議員の質問にお答えをいたします。

佐須坂トンネル期成会というのは、もう既に平成17年に結成をして、市長が会長で進められている。そして、佐須地区を中心に阿連から久根浜までの地区がメンバーに入っていると、私聞き及んでおります。各地区から1万円ずつの会費を期成会にいただいているということです。

何人で出県して陳情するのはよくわかりませんが、今年度に入りまして、既に8月の何日だったでしょうか。8月に1回、数人で陳情は行っているということは聞いております。今回、10月、もしくは11月に70万円と各地区から1万円ずつの負担金ですのでかなりの金額になりますので、多分各地区、非常に佐須坂トンネルには熱望していることと思いますので、そういうメンバーの方が一緒に行くんじゃないかと。行く人数とか、何泊とかというのは委員会では協議はしておりませんが、そういう私のこの認識ということで答弁に代えさせていただきます。

議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 担当部長の方にできればお答えをいただけないでしょうか。同行する人員、何人。もし把握しておれば。

議長（波田 政和君） はい、わかりました。ちょっと休憩しますから。（「はい」と呼ぶ者あり）休憩します。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

13番、大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 25人の方が全員行くんですか、長崎に。

議長（波田 政和君） そしたら休憩します。

今、説明しなくちゃいけないですか。ずうっと説明しなくちゃいけないですか。

議員（13番 大浦 孝司君） いや、聞かないかん。

議長（波田 政和君） そうですか。休憩でやります。（「表でもいいんですよ」と呼ぶ者あり）

午後 1 時 36 分休憩

午後 1 時 37 分再開

議長（波田 政和君） それでは再開します。

ほかにありませんか。9 番、吉見優子君。

議員（9 番 吉見 優子君） 厚生委員長にお尋ねします。

第 4 款の衛生費にちょっと関係することだろうと思いますが、ちょっとお尋ねします。先般、回覧板で回ってきたんですけども、資源ごみの持ち去り防止についてのお願いという形で、各市民の方に回覧板が回ってまいりました。その中身をちょっと読み上げます。

市では、月 2 回、ダンボール、古紙、アルミ缶などの資源ごみの回収を実施していますが、市の収集委託業者が収集する前に第三者による資源ごみの持ち去りが横行しております。このような行為は市民の皆様がごみを分別し、市の有料指定袋により排出をしていただくなど、行政による回収ルールに御協力をいただいている市民の方々にとっては、市民の努力を無にする行為であります。市民の皆さんから出された資源ごみ、資源物として売却され、市の貴重な財源となっております。資源ごみの持ち去りを防止するために、市では早朝パトロールを実施するなどの取り組みを行っておりますが、今後、行政による回収に資源ごみを出そうとする市民の皆様には、資源ごみの持ち去り禁止のシールを張っていただくなど持ち去り防止に御協力をいただきたいと思っております。市民の皆様のお理解、御協力のほど、何とぞよろしく願い申し上げます。なお、シールの配布は各区長さんをお願いをしております。また、市の委託業者の収集車には、対馬市ごみ収集運搬業務委託者であることの表示をしてあります。

という形での文章が各区長さんを通じて回覧されております。その中に、このようなシールも一緒に出されております。やはり、今ここに書いてある。こういうことは厚生委員長として御存じだったかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8 番 初村 久藏君） 私も、今その件につきましては初めて聞きましたけど、委員会としては、その件については審査しておりませんので私の方ではわかりません。それも、初めて私今聞いたような状況でございます。

以上です。

議長（波田 政和君） 9 番、吉見優子君。

議員（9 番 吉見 優子君） じゃ、ちょっと行政の方にお尋ねいたしますが、このような回覧

を出されるということは、市民の方々の声が、投書なり、何か連絡があつてのことだろうと私思うんですが、何かそこ辺のこと詳しくよかったら教えていただきたいと思います。（発言する者あり）

議長（波田 政和君） 最後まで言って訂正させますので、そう言わんで。はい。9番議員さん、調査以外のことになりますので、また後にそれは聞いていただくということによろしいですか。

議員（9番 吉見 優子君） はい、いいです。

議長（波田 政和君） 質疑終わります。 10番、糸瀬一彦君。

議員（10番 糸瀬 一彦君） 初村委員長にお尋ねします。

大変申しわけないけど、2ページの、私はこれ確認の意味もありますので、委員会として確認はしたのか、してないのか、もうそれだけで結構です。機械器具法令点検、保守点検委託料、補正で4,710万円上がっておりますけど、先ほどの中原議員の質問と一緒に、私たち当初予算を審議するにあたっては、本当に、毎年法令点検とか保守点検というのは、これは毎年のことですから、比較検討のできるような審議がされたのか、されてないのか。保守で4,700万ちゅうのは、本来、私もおかしいとは思ってるんです。

議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

議員（8番 初村 久藏君） お答えいたします。

そこまでは審議はしておりません。なお、当初予算等からは、金額が結構かかっておったわけですけど、それが大分減らされたということは聞いております。

以上でございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから議案第53号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第4．陳情第6号

日程第5．陳情第7号

日程第6．陳情第8号

議長（波田 政和君） 日程第4、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会に付託した陳情第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてから、日程第6、陳情第8号、道路整備の安定的な財源確保を求める意見書の提出についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について、常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

議員（15番 大部 初幸君） 総務文教常任委員会審査報告書。平成20年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました陳情第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての審査の経過及び結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告をいたします。

本委員会は、9月22日に豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

今回の陳情は、平成22年3月末で失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる「新たな過疎対策法」の制定を求めるものでございます。

過疎対策につきましては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、各種過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、自立に向けた取り組みがなされ一定の成果を上げたところであります。しかしながら、過疎地域における人口減少と高齢化は顕著であり、さらには燃油の高騰に伴う公共交通機関の減便や廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また都会に対して、食料・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなど、国民共通の財産であります。

このように、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であり、今後も総合的な過疎対策を充実強化することが必要であります。

本委員会といたしましては、今回の陳情はその趣旨は十分理解できるものであり、陳情第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

続きまして、平成20年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、

本委員会に付託されました陳情第7号、郵政民営化法の見直しに関する陳情についての審査の経過及び結果を同規則第103条の規定により次のとおり報告をいたします。

本委員会は、9月22日に豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

皆様、御承知のとおり、昨年10月の郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業が日本郵政株式会社のもと4つの会社に分社化されております。

今回の陳情では、民営化による非効率性、さまざまなサービス低下、待ち時間の増加、送金手数料や各種料金の値上げが生じ、地域住民が不安を募らせていること、また、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、法律上、将来のサービス保証がないことも指摘しております。

よって、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう法的な見直しを含め、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく、必要な措置を講ずることを求めるものであります。

本委員会といたしましては、今回の陳情は、その趣旨は十分理解できるものであり、地域の利便性や郵便局ネットワークの存続など、総合的に考慮し、陳情第7号、郵政民営化法の見直しに関する陳情については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（波田 政和君） 次に、産業建設常任委員長、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 産業建設常任委員会審査報告書。平成20年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました陳情第8号、道路整備の安定的な財源確保を求める意見書の提出についての審査の経過及び結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、9月22日、豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、小宮政利委員は欠席でありましたが、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

今回の意見書は、道路整備の安定的な財源確保を求めるものでございます。道路は、国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備は全国民が長年にわたり熱望しているところです。

本市は、九州最北端対馬海峡に浮かび、晴れた日には水平線に朝鮮半島を望むことができる国境の島であります。近年原油価格の高騰と離島のハンディーとも言える輸送コストなどの地域間格差によるガソリンの値上がりで、地域住民の移動の足である車の燃料費として家計に与える影響は大きなものがあります。地域間格差の解消や地方の自立を図るためには、企業立地や観光振興などを支援する道路網の整備が極めて重要であります。また、道路に対する市民の要望は非常に強く、道路整備を計画的に進めるためには、それに見合った財源確保が不可欠であり、その趣

旨は十分理解できます。

よって、陳情第8号、道路整備の安定的な財源確保を求める意見書の提出については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会審査報告といたします。

議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから陳情第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は採択することに決定しました。

これから陳情第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから陳情第7号、郵政民営化法の見直しに関する陳情についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時55分休憩

.....
午後1時55分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

これから陳情第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから陳情第8号、道路整備の安定的な財源確保を求める意見書の提出についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は採択することに決定しました。

暫時休憩します。14時10分から再開します。資料を配付しますので。

午後1時56分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

日程第7．発議第9号

日程第8．発議第10号

日程第9．発議第11号

議長（波田 政和君） 日程第7、発議第9号、対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてから、日程第9、発議第11号、対馬市議会会議規則の一部を改正する規則についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。5番、阿比留光雄君。

議員（5番 阿比留光雄君） ただいま一括議題となりました発議第9号、発議第10号及び発議第11号の条例及び規則の一部を改正する条例等について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例及び規則の一部改正は、地方自治法の一部を改正する法律が可決されましたことに伴い、条例及び規則中の字句の改正を行うものであります。

それでは発議案を読み上げます。発議第9号、平成20年9月29日、対馬市議会議長波田政和様。提出者、対馬市議会議員阿比留光雄、賛成者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、同、初村久藏、同、三山幸男。

対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。対馬市議員報酬及び費用弁償条例（平成16年対馬市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第1条中、

「報酬」を「議員報酬」に改める。第2条（見出しを含む）中、「報酬」を「議員報酬」に改める。第5条中、「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。附則第2項の見出し中、「報酬」を「議員報酬」に改め、同項中、「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成20年9月1日から施行する。

発議第10号、対馬市議会議長波田政和様。提出者、対馬市議会議員阿比留光雄、賛成者、対馬市議会議員大部初幸、同、初村久藏、同、三山幸男。

対馬市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

対馬市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）。対馬市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年対馬市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

発議第11号、対馬市議会議長波田政和様。提出者、対馬市議会議員阿比留光雄、賛成者、対馬市議会議員大部初幸、同、初村久藏、同、三山幸男。

対馬市議会会議規則の一部を改正する規則について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

対馬市議会会議規則の一部を改正する規則（案）。対馬市議会会議規則（平成16年対馬市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第7章、議員の派遣（第160条）、第8章、補則（第161条）」を「第7章、協議または調整を行うための場（第160条）、第8章、議員の派遣（第161条）、第9章、補則（第162条）」に改める。

第8章中、第161条を第162条とし、同章を第9章とし、第7章、第160条第1項中、「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改め、同条を第161条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章、協議または調整を行うための場（協議または調整を行うための場）、第160条、法第100条第12項の規定により、議案の審査、または議会の運営に関し協議または調整を行うための場（以下「協議等の場」という）を別表のとおり設ける。

2、前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3、前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4、協議等の場の運営、その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に、次の別表を加える。別表（第160条関係）は、皆様にお配りしている表のとおりでございますので省略します。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上です。どうかよろしく申し上げます。

議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第9号から発議第11号までの3件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号から発議第11号までの3件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから発議第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号、対馬市議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

これから発議第10号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号、対馬市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

これから発議第11号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第11号、対馬市議会規則の一部を改正する規則についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10．国境離島活性化対策特別委員会委員の選任について

議長（波田 政和君） 日程第10、国境離島活性化対策特別委員会委員の選任についてを議題とします。

国境離島活性化対策特別委員会委員に1名欠員を生じています。

お諮りします。委員会条例第8条第1項の規定によって、国境離島活性化対策特別委員会委員に堀江政武君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、堀江政武君を国境離島活性化対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時25分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。各議員へ配付のとおり追加議事日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第12号

追加日程第2．発議第13号

追加日程第3．発議第14号

追加日程第4．発議第15号

議長（波田 政和君） 追加日程第1、発議第12号、防人の島新法の制定を求める意見書につ

いてから、追加日程第4、発議第15号、道路整備の安定的な財源確保を求める意見書についてまでの4件を一括して議題とします。

各案について、提出者の趣旨説明を求めます。15番、大部初幸君。

議員（15番 大部 初幸君） 発議第12号、平成20年9月29日、対馬市議会議長波田政和様。提出者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、同、初村久藏、同、三山幸男。

防人の島新法の制定を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

防人の島新法の制定を求める意見書（案）。平成19年4月27日、海洋基本法の法制化により、同法第26条に離島の保全等が明文化され、国の領海及び排他的経済的水域等の保全、海上交通の安全確保、海洋資源の確保、海洋資源の開発利用、海洋環境の保全等に離島が重要な役割を担っている状況から、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備について必要な措置を講ずると明記されましたことは、離島にとりまして大変意義深く受けとめております。

殊に、国境に近接する本島にとりまして島を守り活力をおこすことは国を守ることを考えながら、地域とともに島の振興を図っているところでございます。しかしながら、国境離島の現状といたしましては、地理的なハンディを抱え、競争原理が働かない状況の中で、規制緩和等による公共交通料金の値上げや燃料価格の高騰等、民間や一地方自治体では解決できない課題が山積しており、このような状況では島を守っていくことはできません。

国境離島では、島を守り、国を守るために、我が国の最前線に立って隣国との誠信の交流や島に人が生き残るための方策として地域間交流等振興策を尽くしておりますが、国防や資源管理、燃油対策、漂着ごみ問題など、地域で解決することができない問題も少なくありません。国境離島の問題を一地方の問題ととらえることなく、日本全土の問題としてとらえ、国境の島を守り活力を与えることは国土を守っていくことに通じるとの観点から、国境離島地域の問題解決や地域振興に向けた新法の制定を強く望むものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月29日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、農林水産大臣様、国土交通大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

発議第13号、平成20年9月29日、対馬市議会議長波田政和様。提出者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、対馬市議会議員初村久藏、同、三山幸男。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。過疎対策については、昭和45年の過疎地域

対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど、公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して食料の供給、水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地域温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。過疎地域は国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として、健全に維持されることは同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化することが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、農林水産大臣様、国土交通大臣様。

発議第14号、平成20年9月29日、対馬市議会議長波田政和様。提出者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、対馬市議会議員初村久藏、同、三山幸男。

郵政民営化法の見直しに関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

郵政民営化法の見直しに関する意見書(案)。昨年10月、郵政民営化法に基づき、郵政、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社のもと4つの会社に分社化されました。

民営化スタート後の状況を見ますと、三事業一体体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出しております。また、国民サービスの面でも、「利便性向上」をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民から不安の声が多く寄せられています。

このことは国民共有の財産である「郵便局ネットワークの存続」に赤信号がともっていると言っても過言ではありません。最大の問題は、郵政事業には全国一律のサービスを維持することが

法律に明記されているのに対し、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては法律の上で将来にわたってサービスを受けられる保証は何もないということです。

したがって、郵便局以外の代替手段を持たない地域住民にとって死活問題ともいべき大きな不安となっています。

よって、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう法的な見直しを含め、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく必要な措置を講ずることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月29日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、総務大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（波田 政和君） 次に、6番、三山幸男君。

議員（6番 三山 幸男君） 発議第15号、平成20年9月29日、対馬市議会議長波田政和様。提出者、対馬市議会議員三山幸男、賛成者、対馬市議会議員大部初幸、同、初村久藏。

道路整備の安定的な財源確保を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

道路整備の安定的な財源確保を求める意見書（案）。本市は、九州最北端対馬海峡に浮かび、晴れた日には、水平線に朝鮮半島を望むことができる国境の島である。近年、原油価格の高騰と離島のハンディーとも言える輸送コストなどの地域間格差によるガソリンの値上がりで、地域住民の移動の足である車の燃料費として家計に与える影響は大きなものがある。

このようなことから、人と車に優しい道路整備が急がれるが、地域高規格道路の整備がいまだ不十分であり、地域格差の解消や地方の自立を図るためには、企業立地や観光振興などを支援する道路網の整備が極めて重要である。また、交通渋滞の緩和や暮らしの安全・安心の観点から、生活基幹道路の整備も必要であり、道路整備に対する市民の要望は非常に強く、これらの道路整備を計画的に進めるためには、それに見合った財源確保が不可欠である。

道路特定財源の暫定税率失効に起因する本年4月の混乱は、4月30日及び5月13日の衆議院における道路整備財源関連法案の再可決により最悪の事態は回避されたものの、6月27日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」には、5月13日に閣議決定された「道路特定財源などに関する基本方針」に沿って、平成21年度から道路特定財源を一般財源化することが明記され、道路整備を取り巻く環境は非常に厳しく、本市で進めている道路整備が大幅に遅れるのではないかと危惧しているところである。

よって、国におかれては、公共交通機関が整っている大都市と本市のように整備が遅れている

地方では道路整備に対する住民の意識に違いがあることを十分認識し、地方の声や実情に十分配慮し、必要な道路整備が遅れることのないよう下記の事項を実現するよう強く要望する。

記。1、道路特定財源の一般財源化にあたっては、納税者の意見を十分に踏まえた上で結論を得るとともに、財源配分のあり方や各地方公共団体への影響を十分に検証し、必要な道路整備財源を安定的に確保すること。

2、地域の実情に柔軟に対応するため、今後も地方公共団体の財政力に応じた交付率の引き上げなどを含んだ自由度の高い交付金制度を継続すること。

3、新たな道路整備計画の策定にあたっては、地方の意見を十分反映する仕組みを取り入れるとともに、地方にとって必要な道路整備を確実に盛り込むこと。

4、ガソリン税率の暫定税率の失効に起因する地方公共団体の歳入欠陥及び国道、地方道の道路整備費の減少については地方の意見を十分に聞いた上で国の責任において確実に補てん措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、国土交通大臣様、経済財政政策担当大臣様、内閣官房長官様、衆議院議長様、参議院議長様。

以上、よろしく申し上げます。

議長（波田 政和君） これから、各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第12号から発議第15号までの4件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号から発議第15号までの4件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから発議第12号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから発議第12号、防人の島新法の制定を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は原案のとおり可決さ

れました。

これから発議第13号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第13号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

これから発議第14号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第14号、郵政民営化法の見直しに関する意見書についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

これから発議第15号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第15号、道路整備の安定的な財源確保を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるのではないかと思慮されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

・ ・

議長（波田 政和君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

市長よりあいさつの申し出がっておりますのでお受けします。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会におきまして、9月16日から14日間の長きにわたりまして慎重に御審議をいただき、御提案申し上げましたすべての議案につきまして御決定を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本定例会にて議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして、速やかに対処してまいりたいと存じます。この間、議員皆様方よりちょうだいいたしました貴重な御意見等につきましては、対馬市再生のため十分にくみながら一生懸命取り組んでまいり所存でございますので、議員皆様方の御指導、御協力方、よろしくお願いいたします。

また、閉会中の継続審査といたしました平成19年度一般会計等の歳入歳出決算の審査につきましては、議員皆様御苦勞をおかけいたしますがよろしく御審査賜りますようお願いいたします。

なお、先般より御心配をおかけしております九州郵船株式会社のジェットfoil減便等に関しまして、去る9月25日、九州郵船株式会社より、バンカーサーチャージの導入に関する具体的な説明を受け、9月30日に九州運輸局に届け、その後、11月1日から実施とのことであります。

その内容の主なものといたしましては、フェリー並びにジェットfoil便の博多厳原間、1,350円、フェリー便の博多比田勝間、1,170円の燃料特別付加運賃の導入、あわせて利用者負担軽減対策としての運賃割引制度の新設についてでございます。また、比田勝厳原間の代替交通手段の確保として、期間を限定したシャトルバスの運行について、本市からの申し入れに対しましては前向きに検討してみたいとの回答を受けておりますので、この場をお借りいたしまして報告させていただきます。

さて、話は変わりますが、11月からいよいよ地域マネジャー制度が動き始めます。この変化している社会に即座に対応できる市役所を創らねばなりません。社会変化を最初に気づく市民側に最も近いところで業務を行っていくことが肝心であり、そのために地域マネジャー制度導入を計画したものであります。市民協働という理念は美しく聞こえます。しかし、金のない能書きを幾ら言ってもだれも信用しません。だから、私を含め職員が生産現場に出て体験し、市民の苦しみを知ることから始まるのです。今の状況になったのは、市民が悪いのではなく、悪いのは政治の下支えを担い、物言わぬことなかれ主義を黙認、追従した行政職員であります。だから、私たちに、疲れている暇はないくらいに市民に恩返しをしなくてはならない時期が到来したのです。

確かに、壮大な社会実験なのかもしれませんが、何かに着手しないと対馬は変わらないし変われないのです。このまま座して死を待つわけにはまいりません。対馬を元気にする火種をおこし、職員がその火種を市民に移していかなければなりません。改革とは、制度やシステムを変えるだけで

はありません。人間が自分自身を変えることであり、そのときの障壁は古い考えへのこだわりです。どんな絶望的な状況であっても、複眼の思考方法で歴史の流れをよく見つめれば閉塞状況でも、その壁を突破できると確信しております。そのためにも、私が先頭に立って、日常から先憂後楽の行動をとり、時間がかかろうとも、市民自身が胸に火をつけ、だれかの幸せを実現するために生き始めたときに改革が始まると考えております。

最後になりますが、議員皆様には御健勝にてますます御活躍されますことを祈念いたしまして閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（波田 政和君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

9月16日に開会いたしました平成20年第3回対馬市議会定例会は、14日間の会期中で、各議案終始熱心に御審議いただき、本定例会が滞りなく閉会することができました。議員各位はもとより、市長を始め、市幹部職員の皆様の御協力に対し心からお礼を申し上げます。

また、審議の過程で出されました貴重な意見が今後の行政運営に十分反映されることを期待いたします。残暑の季節から秋へと季節も変わり、朝晩寒さを感じるようになりました。どうぞ健康には十分留意され、さらなる市政発展のため一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとします。

会議を閉じます。平成20年第3回対馬市議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。（拍手）

午後2時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 波田 政和

署名議員 小宮 教義

署名議員 阿比留光雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員